

鳥取縣

鳥取市役所調査

一 白 兔

尋讀卷 四 第十七 白ウサギ(一) 尋讀卷 四 第十八 白ウサギ(二)

事實は讀本の本文にある如く、古事記に詳なれば之を略す。氣高郡末垣村大字内海村の海邊に傍へる山内に白兔神社と云ふて祭らる。鳥取より三里十町地勢も能く合へり。中古社殿廢滅したりしに、龜井茲矩鹿野城主たりしとき靈夢に感じて之を再興し、其後池田家時代に及ても之を尊敬し、神田を寄附し大兔大明神と呼べり。

二 境

高讀卷 一 第十 日 本 海 尋地卷 一 第十一 中國地方二

夜見濱の北端にあり。北面して中江瀬戸にのぞむ。町は東西二十二丁、南北二丁、戸數一千三百、人口六千を有し、古より山陰道唯一の良港と稱せられ船舶・貨物の集散地なり。港内東西二十三町、南北八町、水深四段より五段。波濤常に靜穩にして船舶海岸に着泊す。明治三十二年七月の開港場にして、米・材木・水産物製造物を輸出し、大豆・豆粕等を輸入す。鐵道境支線は米子に於て本線に合す。延長十八哩。

三 中 海

尋地卷 一 第十 中國地方一 尋地卷 一 第十一 中國地方二

高地卷 二 第三 陸地(地殼の變動)

日本海に流出する日野川の沈滓物は北風のために沈澱せられ、弓狀の砂濱を西北に突出し夜見ヶ濱を作り、島根半島によりて一の瀉湖を生せしめり。之は中海にして東西・南北各五里、周圍十六里十一町、我國第四の大湖なり。兩半島間の中江の瀬戸をなし境の商港を控へ、東南に斗入せるものを錦海と稱し、更に其尖端を米子深浦とす。東岸は一帶半低にして白沙青松の汀濱連り風景絶佳なり。湖北・西・南岸は丘陵平地相交互し、良泊地多く海水深くして常に汽船の航行絶わす。湖中には火山岩性の島嶼多く、大根島・小大根の二島北部にありて、大根島の東端には熔岩隧道の好資料あり。又名稱の如く有名なる大根を産

す。沿岸は道中人口稠密部にして約十萬の生靈を棲息せしめ、沿岸一里につき人口五千の割合なり。湖中鱸・車蝦等の魚類を産す。

四 夜見ヶ濱 (關係教科書同前)

伯耆國西伯郡にあり。斜に海中に斗出すること五里、幅最も廣き處一里。左は中海に臨み右は外海に瀕し、翠松鬱々として連り其間に民家散在せり。風光絶佳、古人稱して大天橋と呼ぶ。天の橋立に比して更に雄大なるを以てなり。この地彎曲して一大弓狀を爲せるを以て又弓ヶ濱の稱あり。多く綿・甘藷を産す。

五 鳥取

尋地卷一 第十一 中國地方二

鳥取は鳥取縣因幡平野の北部に位し、袋川市中を貫流し、鳥取縣廳所在地にして人口三萬五千六十八人(明治四十四年十二月末日調)を有し山陰道中の一大都會なり。當市は往時鳥府又は因府と稱し、池田家三十二萬五千石の城下。二百餘年間山陰の雄鎮たりしところにして、街衢井然、道中繁盛を以て知られたり。而しながら維新後交通不便にして都市との交通容易ならず。自ら昔時の面目を維持する能はず。市況一時衰運に傾きしが、近く歩兵第四十聯隊の衛戍地となり山陰線貫通し、東西の交通自在となりため市況一變し頗る繁華を呈するに至れり。

物産には白珊瑚加工品・海松細工品・鳳尾竹洋杖(海外輸出品)あり。集散物には米・麥・繭・生糸・葛粉・魚類・果物・牛等あり。名所舊蹟鳥取城跡・櫻溪神社・宇部神社(國幣中社祭神武内宿禰宇倍野村鎮座)・櫻溪公園・摩尼寺(天臺宗・中鄉村)・荒木又右衛門之墓・渡邊數馬之墓・鳥取温泉(鹽類泉)等あり。

六 米子 (關係教科書同前)

米子は鳥取縣の西端に位し夜見半島の頸部にありて、戰國時代にありては尼子氏・毛利氏の爭奪地となりしが、最近池田氏因伯二州大守たるに及び、老臣荒尾氏城代となり之に據る。現今人口二萬千餘、縣第二の都會なり。西部は一面錦海を擁し中の海と相通じ境港と共に無比の良港を形成し、大阪商船會社等の定期航海ありて船舶の往復常に絶えず。山陰線は此の地を通じ東は鳥取へ、北は境開港場へ、西は松江へ。海陸交通の要衝に當り商勢鳥取を凌かんとす。此地方の平野を米子平野と稱し、米・綿・人参等を多く産し、之等取引は盛に行はれ物産の一大集散地たり。羊羹は本町の名物なり。

七 大山 (關係教科書同前)

大山は白山火山脈に屬する雄峯にして休火山たり。一名大神山又は角磐山と稱し、伯耆富士・出雲富士・松江富士とも呼び、海拔五千六百五十尺、中國第一の高峯とす。大山嶽を主山とし、劍峯・船上山・烏箇山・兜箇山等の別峯之を繞り、方十里許に盤據す。山中に大神山奥社あり、大山寺あり。山勢雄偉一望人を動かす。故に古來神靈の寓所となし、修験者は之を熊野・金峰に比したり。裾野は廣き原野をなす。所謂大山原とて牧牛頗る盛なり。

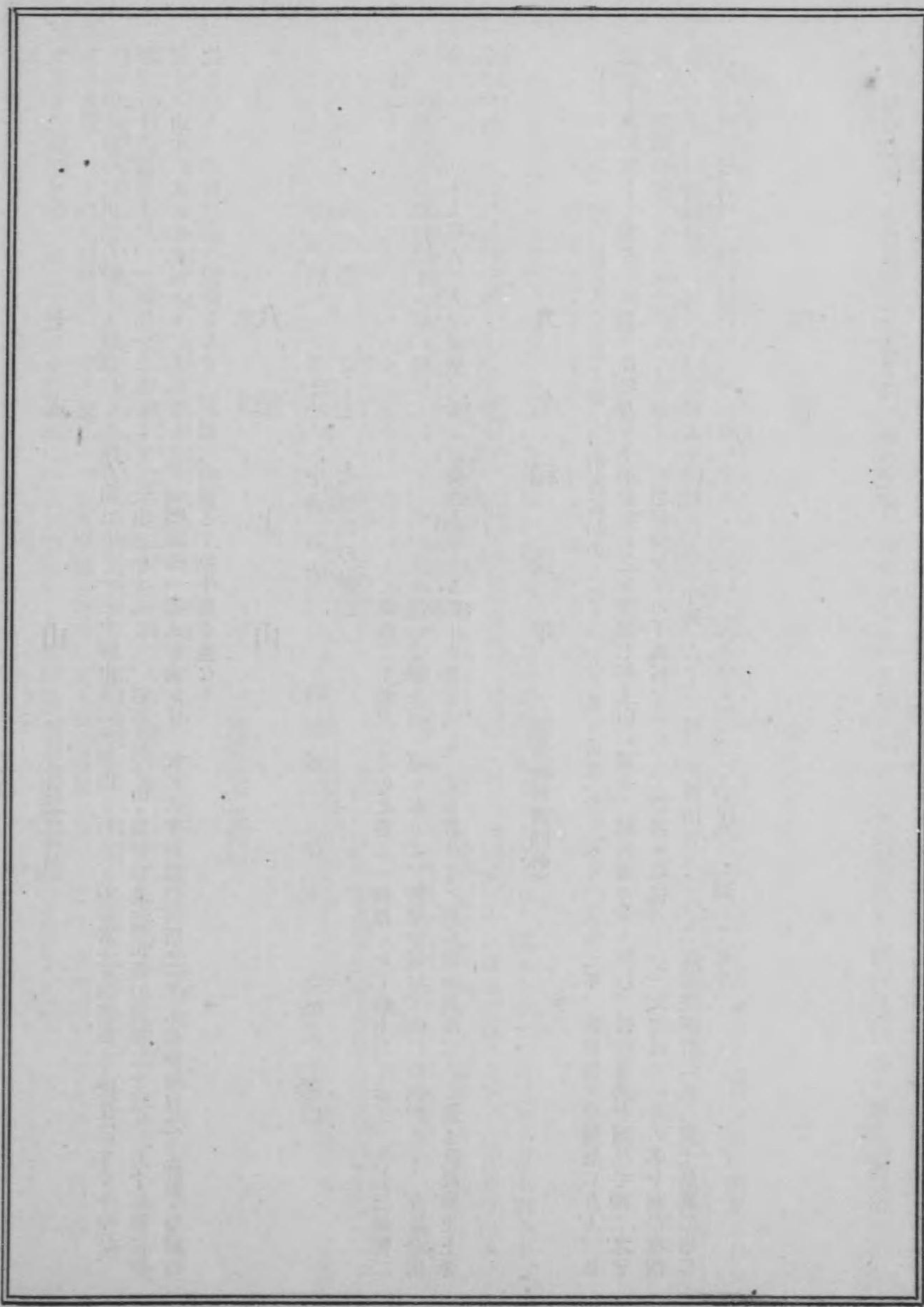
八 船上山

尋地卷一 第十一 中國地方二 尋歴卷一 第二十一 北條氏の滅亡
高歴卷一 第十七 北條氏の滅亡

船上山は大山の北東に聳へ大山々系中の一高峯にして海拔二千餘尺、その北麓は一高原をなし船上原と云ふ。元弘三年閏二月、後醍醐天皇隱岐國より竊に還幸し給ふや、名和長年迎へて船上山に導き奉りて、御座を設けて假に行在所とす。舊址今尚山上にあり。土人呼んで天皇屋敷と云ふ。樹木蒼鬱たる間小平地を残し、芝草叢生す。登路稍々峻險なりと雖も我邦歴史上著名の地なるを以て遊杖を曳き元弘の昔を偲ぶ者多し。

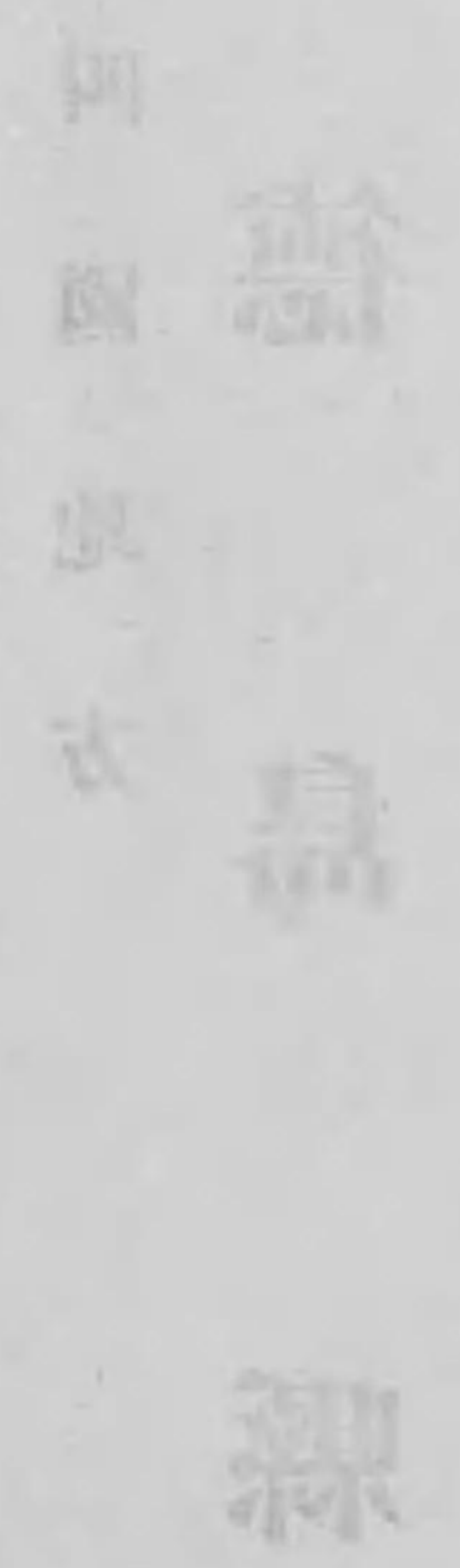
九 名和長年 (關係教科書同前)

長年姓は源、初名長高・又太郎と稱す。伯耆名和の人なり。人と爲り勇健、善く射る。元弘三年、後醍醐天皇隱岐に在り。源忠顯と海に航して伯耆に至る。長年乃ち子弟を集め之を奉迎し船上山に據る。敵兵屢々來り攻む。長年奇兵を用ひて盡く之を敗る。近國の將士數萬風を望みて來集す。源忠顯及長年の子義高を遣はして京都を收復せしむ。天皇長年に今の名を賜ひ從四位下左衛門尉兼伯耆守に叙任す。建武元年因幡・伯耆の守護となり、尋で記録所寄人となり、雜訴決斷所に直し將士恩賞の事に預る。後新田義貞と共に足利尊氏を京都に攻め、戰敗れて從弟信貞等及び二百人と力闘して死す。



四國地方

德島縣



德島縣

德島市役所調査

一 鹽

尋地卷二第一 四國地方一 尋地卷二第二 四國地方二

我國普通の食鹽は大抵海水より製するものにして、其製造法は海濱の平地を選び鹽田を設く。俗に鹽濱と云ふ。中に縦横に溝渠を通じ海水を導けり。此海水をば柄杓にて田面の砂上に撒布すれば自ら太陽の熱によりて水分次第に蒸發し、是と同時に溝渠中に於ける海水も漸く鹽田の砂に浸み込み其蒸發愈々盛なれば隨て浸砂すること愈盛になり、遂に田面に多量の鹽分を附着凝集するに至る。此鹽砂を掻き集め鹽田中に設ある沼井と稱せる箱形臺の中に納れ、更に海水を灌ぎて濾過する時は前に砂に附着せし鹽分溶解し更に一層濃厚なる鹹水を得べし。此鹹水を釜に入れ煮詰むる時は固まりて白き砂の如きものとなる。是即食鹽にして德島地方の食鹽は大抵右の法に因りて製するを常とす。

製鹽の業も亦藩祖蜂須賀家政が播州赤穂より斯道に堪能なる者を招き、始めて板野郡撫養附近の地を選び鹽田を開くに基く。名けて銀島といふ。始めて銀を用ふるの意なり。是實に慶長四年三月にして續て開きし鹽田を財田と名く。殖産の意を意味するなり。今の桑島・齋田の地是なり。爾來製鹽の業盛に趣き當國沿岸の地、名東・勝浦・那賀・海部諸郡に亘り鹽田の非ざるはなし。就中、撫養の産を以て精良とす。

二 山

尋地卷二第一 四國地方一

銀山は麻植・美馬の兩郡に跨れる山にして山頂に劍神社あり。名山靈區として人口に膾炙す。登臨すれば四望際りなく群峰皆脚下に在り。四國第一の高山なり。海拔二千二百四十二米突あり。

三 吉野川

(關係教科書同前)

吉野川は四國三郎と稱す。(上野の利根川を坂東太郎と云へる類)源を土佐・伊豫の界なる瀧が森に發し、三好郡山城谷川口に於て更に伊豫より來れる伊豫川と合し、國の北方を貫流し末分れて數派となり海に注ぐ。長さ大凡三十里。舟楫の通ずる所二

十四、五里に下らず。四國第一の大河なり。河の兩岸の平野には多く藍を産す。

四 藍

(關係教科書同前)

藍は二月種子を畑に下す。葉深緑にして互生す花の形葉の形共に蓼に似たるを以て蓼藍の稱あり。七月中旬に刈り收め切りこなし、充分日光に乾し黒くなりたる際暗室に入れ水を注ぐ。醗酵したるを漉と云ふ。此漉を白にて搗き塊となりたるを藍玉と云ひ、専ら染料に用ふ。當國に産するものは其品質最良好にして阿波藍の名世に高し。

天正十三年蜂須賀家政阿波國に封せられ國に就くや、時久しく戦亂の後を承け人民頗疲弊せり。家政思へらく、戦後國を經營するは専ら殖産興業にありとなし、前に播州龍野に在りし縁故により備前(播州)より蓼藍の種子を得、元和の初麻植郡吳島に試植せしが頗好成绩を得。寛永・正保の頃に當り板野・名東・名西・阿波の各郡に蕃殖するに至り、爾來至る處栽培し阿波國特有物産として多額の産出ありしが、近時外藍の輸入ありしより頗に一變し復た舊時の如く盛なるに至らず。

五 鳴門海峡

尋地卷二第二 四國地方二 高地卷二第四 海洋(潮汐)

鳴門は阿波。淡路の間に在る海峡にして古へは粟の水門と稱す。西岸を孫崎とし東岸を淡路の行者嶽とす。相距る一里其間潮流急激往々盤渦をなす。大なるもの徑數十歩に至る。舟行最危険なり。

六 阿波

尋地卷二第二 四國地方二

古昔粟國に作る別れて二國となれり。南方一帯を長(那賀)國と云ひ、北方は即ち粟(阿波)國にして後合併して阿波國に改む。

七 徳島

(關係教科書同前)

徳島は蜂須賀氏二百八十餘年間の居城地にして、東西凡一里十町、南北二十三町、四國第一の都會にして戸數一萬四千五百に超え、人口六萬五千七百餘。徳島縣廳のある所にして市街繁盛、大阪と日に汽船の交通二回に及べり。

八 撫養

(關係教科書同前)

撫養町は板野郡の東部に在り。縣下第二の都會にて徳島を距る四里十三丁、戸數三千三百餘、人口一萬七千五百人餘あり。淡路に渡る要津なり。附近の地一帯斥鹵にして上品の食鹽を出せり。

九 細川氏

尋歴卷二第二 應仁の亂 尋歴卷二第四 織田信長
高歴卷二第五 戰國時代

後醍醐天皇の建武中細川和氏阿波守に任す。尊氏の反するや、阿波の豪族多くは和氏に屬し、足利氏の天下を得るに及び、和氏の弟頼春四國の守護となり阿波國板野郡勝瑞に館を構ふ。勝瑞は同郡住吉村にあり。今は只數本の老松一基の墓石を存するのみ。是より阿波國は細川氏の所領となり、永正四年京都管領細川政元の弒逆に遇ふや、細川澄元阿波より老臣三好長輝を將として京師に入り戦ひ勝て自ら管領となる。後持隆に至り執事三好義賢の驕慢を忌みひそかに之を除かんとし事顯れて自殺す。(其墓同地見性寺に在り)

十 三好氏 (關係教科書同前)

三好氏は新羅三郎義光の後裔なり。義光玄孫長清甲斐小笠原に生れ小笠原氏を冒す。長清次子長房阿波國司となり三好郡に居る。因て氏とす。細川氏四國を領するに及びて子孫世々其部下に屬す。三好氏長慶に至り一族頗る強大となり、屢々兵を率ゐて京師に入り各處に轉戦し、下臣松永久秀等と足利將軍の政令を行ひ専横を極む。子孫織田信長の爲めに滅せらる。

十一 長曾我部元親

尋歴卷二第三 戰國時代 尋歴卷二第五 豊臣秀吉
高歴卷二第五 戰國時代 高歴卷二第八 豊臣秀吉の海内平定

長曾我部元親土佐七郡を定め勢に乘り四國を兼併せんとするの志あり。時に元親の季弟親房疾み醫に京師に就かんとし、路阿波國海部郡奈佐港に泊し頼城主海部友光の爲に殺さる。元親深く之を恨み、天正三年八月自ら將として阿波に入り先づ海部を攻め、以て宿怨を修めんと欲し進て穴喰に陣す。友光逃へ拒き利あらず。遂に城を棄て子吉清と共に紀州に逃る。日和佐・椿泊の諸城皆風を望て降る。其後元親屢兵を出して國中を徇へ細川・三好の黨と大に中富川に戦ふて之に克ち、國內を平定し遂に讃岐・伊豫をも併せ四國に雄張したり。

十二 足利義榮

高 歴 卷 二 第 三 室町幕府の衰亡
義榮の父義冬天文三年(後奈良天皇)阿波に來り平島(那賀郡那賀川の河口に在り)に居り子孫世々に住む。世に阿波公
方(又平島公方)と稱す。其墓同地西光寺に地り。

十三 蜂 須 賀 氏

高 歴 卷 二 第 八 豊臣秀吉の海内平定

天正十三年秀吉弟秀長を將とし元親を征す。龍野城主蜂須賀正勝先鋒となり阿波に入り一の宮城を攻む。城要衝に當れるを
以て元親特に其將江村親俊・谷忠澄をして拒き守らしむ。秀長等圍み攻む。親俊支ふる能はず。遂に降を乞ふ。時に元親羽久
地(三好郡白地)に在り秀長に因り罪を謝す。秀吉阿・讃・豫の三國を削り阿波を蜂須賀正勝に賜ふ。正勝之を辭し専ら秀吉に近
侍し壽を終へんと乞ふ。秀吉大に喜ひ子家政に命し代りて封に就かしむ。家政城を徳島に築きて居る。秀吉薨後阿波國を豊臣
氏に還す。關ヶ原の役家政の子至鎮東軍に與して功あり。由て更に阿波に封せられ、大阪役後淡路を加賜せられ二十五萬六千
石を相傳て茂紹に至り廣瀬置縣の令出て華族に列し侯爵を授けらる。

四 國 地 方
香 川 縣

香川縣

(一)

高松市役所調査

一 屋 島

尋讀卷 四 二十四

なすのよ(一)

尋讀卷 四 二十五

なすのよ(二)

尋讀卷 十一 第五

瀬戸内海

尋地卷 二 第一

四國地方一

尋地卷 二 第二

四國地方二

壽永二年平氏、安徳天皇を奉じて西海に奔り太宰府に入る。緒方惟義來り攻む。平氏之を拒ぎて克たず。海に航して讃岐の壇浦に來り屋島に建て、行宮となす。頼朝・義仲の相争ふや、平氏大に勢を恢復し攝津の一ノ谷に據る。城陥るに及びて再び屋島に逃る。同四年(即文治元年)二月義經大風を冒して攝津の渡部を發し、阿波に上陸し、讃岐の引田(大川郡引田村)より來り攻め火を屋島の麓なる高松の里(木田郡古高松村)に放つ。平氏大に驚きて大兵至るとなし、族を擧げて船に乗り海陸相戦ふ。佐藤繼信の戦死、那須與一の射扇、惡七兵衛景清の鎧引、義經の弓流し等此の時に起れり。既にして平氏終に利あらず。乘輿を奉じて志度(大川郡の西北、屋島の東方にある良郷)に避け、復戦敗れて長門の壇浦に奔り大敗して平氏全く亡べり。

屋島は木田郡海元村にあり。其形屋根に似たり。因りて此の名あり。島と稱すれども殆陸続きとなり唯一條の溝渠を存するに過ぎず。山頂は平坦にして其西方に有名なる獅子の靈巖あり。内海の風光を一時に收む。市川宮内省技師曾て此に登臨して瀬戸内海第一の勝地なりと嘆稱せり。今上天皇東宮に在らせらるゝ時(明治三十六年)本縣に行啓あり。特に此山に御登臨難ばされ山海の風光をみそなはせ給へり。此の山の東に灣あり。碇泊に便なり。灣の西岸一帶の地を壇浦と云ふ。壽永年間に於ける源平の古戰場を以て其名殊に著る。此の沿岸には安徳天皇の行宮趾・佐藤繼信の碑・平軍の總門・新石・駒立石(那須與一が扇を射るとき祈念をなし又駒を立てし跡あり)・景清鎧引の舊跡等存在し、歴史上有名なるのみならず山光水色二つながら備はり實に一大勝地なり。

山麓四周製鹽業甚だ盛にして坂出に匹敵す。

二 高 松

尋讀卷 十一 第五

瀬戸内海

尋地卷 二 第二

四國地方二

當港は明治三十年港灣築造に着手し第一次、第二次の工事により漸次改良を加へ、同三十七年に至り現時の如く成功したる

ものにして港内の水深常に干潮面以下十二尺を有し、棧橋は五個連接して八十五間の長さ及び、船舶の碇泊頗る便なり。即ち大阪神戸を起點とする中國線・内海線・宿毛線・長崎線の往復及び讃の東西沿岸各港を経て、東は徳島、西は四阪島に至る諸線の船舶、或は郵便定期船、又は米穀・食鹽・石炭・肥料等の輸出入を専業となす不定期汽船の寄港も亦近來頻繁なり。要するに本港は瀬戸内海航路の要衝に當れるを以て汽船・航船の寄港最も多く、海運上實に天與の利ありといふべし。

而して陸にはこゝを起點として國道に西九龜を経て松山市に至るものと、善通寺・琴平を経て高知市に至るものとあり。縣道には東徳島市に通ずる徳島線と、南は徳島縣脇町に通ずる安原線あり。

又こゝを起點とし東・志度・長尾に達する二條の電氣鐵道敷設され、四國縦貫鐵道は多度津驛より西し、觀音寺・豐濱を経て愛媛縣川ノ江に達せんとし、目下延長工事中に屬し、本市臨港鐵道と宇野港との鐵道院連絡船の往來頻繁にして、實に本土・四國間最好適の連絡地點たらんとす。

三 栗林公園

高讀卷一 第六 公園 尋地卷二 第二 四國地方二

栗林公園は香川郡栗林村にありて高松市の南端に接す。廣袤十六萬有餘坪、泉石深洞林邱奥邃、假山を眞山に擬ひ遠嶺を近林に補ふ。之を彼の兼六・常の借備の後樂に比するに遙に其上に出づ。今其勝概を述べんに、園は紫雲山を背にし林叢其四方を環る一樹の奇ならざるなく一石の珍ならざるなし。而して其配置宜しきを得たるが故に一路究まる處忽開け、或は遙然或は曠然歩々其觀を改む。園内に翔月亭其他二三の亭榭あり。翔月亭は屋低く簷深きも三重に曲折せる各宇の儼を捲けば座して紫雲山の嵐翠を把ふべく、欄に凭れば俯して小西湖の沈璧を掬すべし。春麗秋婉、晴好雨奇、皆美を茲に集む。園は元舊高松藩侯松平氏の別墅たり。皇政維新の初定めて公園となし庶民をして偕に臺池鳥獸の樂を樂ましむ。近年其北庭を洋式に改修せんとし目下工事中に屬す。其竣成の曉には彌以て天下無比の公園たるに至るべし。

四 麥稈眞田

高讀(男)卷一 第二十五 共進會の模様を報する手紙 尋地卷二 第一 四國地方一

麥稈眞田の製造大に盛んにして岡山縣に劣らざるに至れり。(四十四年度産額百參拾四萬四千參百七拾參圓)

香川縣 (二) 丸龜市役所調査

五 菅原道眞

尋讀卷二 第十七 天ジンナマ 尋歴卷一 第十三 菅原道眞

高歴卷一 第十 平安時代の初期 藤原氏の擅權

光孝天皇仁和二年正月。菅公四十二歳の時讃岐守に任せらる。同年四月著任。宇多天皇寛平二年に國司の任限満ちて歸京せられたり。在任中には仁政を施し惠を四方に垂れたれば治績大に擧る。仁和四年大旱虐をなし民大に憂苦す。道眞自ら神權王を祀れる城山に登り雨を祈る。甘雨大に至る。乃ち民庶歡呼其偉徳を頌せり。されば薨後に至り公に因縁ある所は社を建て其の靈を祀りて其の徳を欽慕す。

會下天満宮

丸龜市中府字景川に在り。大永二年宮本吉則須森(今の津の森)の神主岡崎眞真をして此の地に祠を創建せしむ。社傳に曰く「菅原道眞國司たりしとき今の仲多度・三豊二郡の支廳を此の須森莊中府の里に置きたる跡にして神體は道眞自作の木像なりといふ」。

瀧宮天満宮

綾歌郡瀧宮村に在り。道眞讃岐守たりしが後左遷せられしとき、其船當國香川郡下笠居村の海濱に碇泊せしと聞くや、當地龍燈院(明治維新の際廢寺)の住僧空燈之に赴き束帶の上衣と自畫の肖像を受く。道眞薨後、天曆二年二月十五日、空燈一社を此の地に建て束帶の上衣と自畫の肖像とを安置す。後康暦年間細川頼之祠宇を再興し社額を寄附す。文化中高松藩主松平頼儀更に社殿を大にせり。明治六年の夏三野郡(今の三豊郡)の暴民蜂起せしが、其際放火祠宇盡く烏有に歸せり。明治九年二月縣社に列せらる。

附記

讃岐國司廳は孝德天皇大化革政の際創設せられたる所にして、綾歌郡府中村の内聖堂と稱する小宇のある所は當時聖廟の在りし跡なりしなり。菅原道眞の時より今の瀧宮に移せり。

植田天神松

三豊郡常磐村菅原神社境内に在り。圍一丈五尺、高さ五丈、東西の枝十七間、南北の枝十八間。翠色鬱蒼たり。菅公國司

たりしごき管内巡視の際自ら手植せられしものなり。

六 多 度 津

尋讀卷十一 第五 瀬戸内海 尋地卷二 第二 四國地方二
仲多度郡北端に位し人口八千五百、戸數千九百を有す。西讃に於ける要津にして貨物の輻湊するもの夥し。
元祿七年以後京極氏の治所とす。

七 琴 平

高讀卷三 第十 神 社 尋地卷二 第二 四國地方二
大麻山の南方なる琴平山の東麓にあり。舊名を松尾村といふ。明治元年本村鎮座金毘羅大權現を改稱し琴平宮とす。之れより琴平を以て冠せしむ。此の地は元本社參拜者のために成立らし處なれば從て多くの旅舎軒を竝べて建てり。鐵道開通して賽客の宿泊するもの僅少となり、其の繁盛稍舊に劣れるが如き觀あれども交通至便となりしにより、却て其數を増し報賽祈願の男女益多くなれり。東は板井村と軒を接し殆ど一町の如き觀をなす。西南は十郷村に境し北は象郷村に連る。而して金倉川の清流町を貫流すれども水量常に少く交通を助くるが如き便なし。然れども四國新道の開通以來物貨の集散も次第に多く商業又盛となりつゝあり。町數十五、戸數千三百七十五、人口七千八百七十五なり。

八 金 刀 比 羅 宮 (關係教科書同前)

大麻山の南方なる琴平山(舊名象頭山)の半腹にあり。祭神は大物主の命にして相殿に崇徳天皇を祭る。社記によれば正殿の鎮座は太古に屬し年代分明ならず。相殿は永萬元年の勸請といふ。宮殿の構造は年月詳ならず。中古一條天皇の長保三年藤原實秋勅を奉じて之を修理す。後正親町天皇元龜四年改造し、天正十一年長曾我部元親再建し、萬治二年高松藩主松平頼重修繕す。明治十一年に至て今の社に改築せり。
是より先、桃園天皇寶曆十年日本一社の繪旨を賜ふ。明治元年金刀比羅大權現の號を廢し神祭とし事比羅神社と稱す。尋て宮號を賜ふ。同四年國幣小社に列せられしが、同十八年五月國幣中社に進められ、同二十三年事比羅を金刀比羅の文字に改めらる。
大祭は毎年十月九日、十日、十一日の三日に亘る。明治三十四年内務省告示に依り社藏中紙本著色なよ竹物語一卷、紙本墨畫瀑布及山水の圖應筆十七枚、竹林七賢圖同筆十六枚、紙本著色辨財天圖一幅、十五童子像一幅を國寶と定めらる。太鼓樓

内側樓の馬場の右手を開き、寶物館を新設して之を保管す。

九 空 海

高讀卷四 第十六 弘法大師 尋地卷一 第十二 桓武天皇
高歷卷一 第十 平安時代の初期藤原氏の擅權
大師諱は空海世々佐伯氏を姓とす。多度郡屏風浦(現今の仲多度郡善通寺町)の人なり。其先は大伴氏なり。父を佐伯田公といひ、母は阿刀人なり。
母夢に梵僧懷に入ると見て身あり。胎内にあること十二箇月にして、光仁天皇の寶龜五年、紀元一千四百三十四年甲寅六月十五日生る。母其夢を思ひ小字を貴物と曰ふ。年甫めて十二にして才敏已に人を兼ね。外舅朝散大夫阿刀大足(阿刀大足は阿刀人の兄にして博學弘才、撰はれて伊豫親王の文學と爲り、祿二千石、采綾北加茂郷を食む。葛木一言主詞を莊側に建て鎮とす。現今の加茂莊大明神是なり)世典を教へ文翰を學ばしむ。年十五年にして頗る頭角を見はす。十八にして大學に上る。今昔物語に曰く、
今昔弘法大師と申す聖御ありけり。俗姓は佐伯氏、讃岐の國多度の郡屏風の浦の人也。初め母阿刀の氏夢に聖人來て胎の中に入ると見て懷妊して生る。其子五六才に成る間泥土を以て佛像を造る。草木を以ては堂の形を建てたりと。亦兒夢に入葉の蓮華の中に諸の佛在して兒と共に語ひ給ふと見けり。然れども其の夢を父母にも語らず。況んや他人に語らんや父母其の兒を敬ひ貴ぶ事限無し。亦人有りて此の兒を見るに、止事無き童四人常に兒に隨て禮拜す。然れば隣人此を神童と云ふ。亦母の兄に一の人有り。五位也。伊豫の親王と云ふ人に就て文を學べり。其人兒の母に語りて云く、此兒縱ひ僧になることも尙俗典を可讀學也。是に於て兒俗典を學で文章を悟る。然る間延暦七年といふ。年十五にして京に入る。空海は四國八十八箇所の靈地を開けり。又道路を開き橋を架し池を穿ら水を通せしこと等も極めて多く、殊に仲多度郡金倉川の源神野村の滿濃地(周圍二里十五町面積八十一町歩)は實に空海の作りし所なり。
日本後記に曰く、

弘仁十二年四月讃岐國言。始自去去年。隄萬農池。事大民少。成効未期。僧空海此土人也。山中座禪。獸野鳥馴。海外求道。虛往實歸。因茲道俗欽風。庶民庶望。影居則生。徒成市。出則追從如雲。若開師來。必倒履相迎。伏請宛別當令濟其。許之。於是海師幹其事。庶民子來。不日而成其切矣。
建武年間歐陸陸夷殆んど貯水に堪へざりしが、寛永四年及明治維新後堤防を修築し、終に仲多度郡四十箇村三萬五千餘石の耕地水旱の患無きことを得たり。弘仁十二年より今日(大正四年迄)一千九十四年間衆民其の惠澤に浴せり。

善通寺は五岳山誕生院と號す。此地往古弘法大師誕生の地にして師の父善通の宅趾といふ。古の屏風浦是なり。大師歸朝の後父善通（佐伯田公の法名）の追善且布教のため此寺を創立し、父の諱を取り寺號とす。又己が出生地なるにより誕生院と稱し五峰の後方に聳ゆるは五岳山と號す。古寫經古文書等頗る多し。歴應中宥範（今の楢梨の人）之を中興す。永祿年間兵火に罹る。後再建す。伽藍總て七町五反餘あり。建物中大師御建立なるものにして今尙存するもの及自造佛像の主なるものは左の如し。他は礎石を存するのみ。

金堂

二階七間也。青龍寺の金堂を被模して作る。丈六藥師。三馬四天王像。金堂中に安置す。

二重寶塔

明治三十四年三月内務省告示を以て寺寶中國寶と定められたるもの。

紙本淡彩一字一佛、妙蓮華經序品一卷、木像地藏菩薩一軀、木造吉祥天像一軀、金銅錫杖傳大師將來一本等なり。

又寛喜元年左辨官符に曰く、

（前略）善通寺者弘法大師御誕生之靈地也。爰祖師自造立藥師尊像而安置彼寺。手繕寫經之額、又曼荼羅院者、大師入唐歸朝之後、加立眞言三密之仁嗣、安置自身作七跡之尊客。是以爲鎮護國家。永限未來際。寄付當伽藍云々。

十 坂出の鹽田

尋地卷 二 第一 四國地方一 尋地卷 二 第二 四國地方二
高地卷 二 第十一 産業 一

縣下に於ける鹽田は其反別一千二百二十六町五反歩にして、全縣下に涉り斯業盛衰變遷容易に精密に調査すること困難なれども、坂出町近傍は縣下にも最も盛大なる所なるを以て茲に沿革の概要を述べん。先づ坂出鹽田は岡濱・大濱と二つに大別す。岡濱と稱するは三百年以前の創設なりといふも記録の微すべきものなし。

大濱は文政九年高松藩久米繁左衛門に命じ、海面を埋立七十戸前の鹽田を築造し、同十二年八月竣功せるものなり。該鹽田は創設の當時より廢藩に至るまで賦課せし所の税額は甚輕微なりしも、廢藩後政府の所轄に屬せし以來稍其額を増し、一鹽田に對し鹽二百俵を徵收す。即ち金八拾圓乃至九拾圓に當れり。其の後更に一時に金百貳拾圓を即納せしめ之を各借田者に拂下したりといふ。是より以來漸次鹽業の發達を來し其の產鹽は終に新齊鹽と稱し、遍く各地に需用せらるるに至れり。抑該地の港は鹽田創設の當時に修築したるを以て、目今に至り突堤に沿ひ稍土砂の堆積せしも、近年浚深したるを以て猶優に相當の船を繋留し產鹽の出荷に差支なきものなり。

明治三十七年香川縣試驗場に於て鹽業に關する調査及試験をなし、其の成績により改良發達を促し當業者も又一致協力して共同の利益を増進せしめ、重要物産同業組合法に依り明治三十四年十月西諸鹽田同業組合を、同三十七年七月東諸鹽田組合を設置し更に同年十一月讃岐鹽田同業組合聯合大會を組織し大に獎勵したると、維新以來状況の變遷したるに因り、古來燃料は松葉なりしを近年は石灰を以て之に代へ、石釜なりしを漸々鑄鐵釜を用ひ、苦汁の使用を廢し製鹽中に含有する夾雜物の混入を防ぐため、從來土間の鹽床なりしを板張とし、實の天井を施す等諸種の改良をなすに至る。

坂出地方鹽產額表（香川縣全產額と比較）

地	名	鹽田反別	電	數	製造高	賠償金高	百斤に付賠償金高	石炭消費高
坂出町	下	一三六、七〇	一〇一	四、一七三、七〇〇	四、〇〇七、七九	一、〇七〇、七	四九、六七、五〇〇	四九、六七、五〇〇
全縣		二二六、五	六五	二七、四五六、一八	三、二二九、三三	一、一六〇、一	三四五、九三、六六	三四五、九三、六六

香川縣鹽產額と他府縣の鹽產額と比較表

縣	名	香川縣	山口縣	兵庫縣	廣島縣	徳島縣	其他府縣
產出高		二七、八〇〇	一六、〇〇〇	一一、〇〇〇	一〇、四〇〇	一〇、一〇〇	二七、五〇〇

十一 砂 糖

尋地卷 二 第二 四國地方二 高地卷 二 第十一 産業 一

砂糖は讃岐三白（鹽・綿・砂糖）の一にして、古來地方主要物産の一なり。今糖業の蓋觸を傳ふるに、寶曆・明和の際高松藩の侍醫に池田玄丈なるものあり。藩主松平頼恭の命を受け甘蔗の栽培より製糖に至るまでの事を研究せしも、宿志を遂ぐるに至らずして病歿す。其の將に死せんとするに臨み門人向山周慶に遺囑し其志を繼がしむ。周慶其遺囑を受けしより専ら研究せしが、偶四國靈所巡拜者薩摩久良助なるもの大内郡に來り重病に罹れり。周慶之がために藥餌を給し厚く之を扶助せしより、良助深く其の恩誼を感じ病癒するの時歸國して甘蔗數株を携へ、再び周慶の許に至り其栽培法并に製糖の術を悉く周慶に傳へて歸國す。然るに薩摩に於ては製糖方法を他國人に傳へたるを以て國禁を犯したるものとして將に捕縛せんとするを聞き、又當國に遁れ來り生涯を終ふといふ。是れ即ち製糖業の當國に起れる始めなり。

抑周慶之の傳授を受けしより志度村の入平賀源内等と共に製糖の利を唱へて農民を鼓舞し、甘蔗の栽培を勸誘せしより糖業

漸く發達したり。高松藩に於ても大に之を奨励したるを以て益々盛運に向ひしが、後天保の初年に至つて高松藩に砂糖方を置き低利の資金を貸付し、或は荷爲替を以て融通の道を開き、加之、凡砂糖の生産に關しては甘蔗の栽培より製糖の運輸、販賣に至るまで、特殊の保護を與へしを以て其の産額年を追ふて増加し、弘化・嘉永より元治・慶應に至る間二十餘年間盛況の極度に達せしが、維新後に至り外糖輸入の制限を解かれ、加ふるに廢藩置縣と共に糖業保護方法廢絶し民間自營に放任せしより外糖輸入益々多く肥料價格、備人の賃金逐年騰貴し、生産費に多額を要するを以て外糖に對立すること能はず。遂に悲境に沈淪し商況愈々振はざるに至る。然れども猶價格金五拾萬圓の産額ありて本縣重要物産の一たる資格を有す。

明治三十八年度より大川・三豐兩郡の盛大なる地方にては同業組合へ各金六百圓を補助し之が發展を圖りつゝあり。製糖の狀況たる右に述べたる如く、一時は種々の原因より非常の衰頽を來しつゝありしが、大川郡・三豐郡に於ては糖業組合を組織し同組合内の生産品を檢査し傍ら製糖の試験をなし、其の成績を組合員に周知し斯業の改良發達を圖りし結果、販路大に擴張しつゝあれば果して改良其の功を奏せば再び當年の盛況を恢復する豈難しとせんや。

原料は本縣内産出の甘蔗を以て原料に充て他方生産の甘蔗を仰がす。

全縣下生産高

製造戸數	榨車數	白下價	白砂糖價	糖蜜價	其他價	價格合計
一、九七二	一、二六三	三、支〇、三三〇	七四、四七五	四九、一七三	一六八	五〇六、〇一〇
		四六、三六八	一四、八九五	四、七六八	五九	

香川縣と他府縣と比較

地	名	臺	額
香川縣	香川縣	一、九七二	一、二六三
東京府	東京府	五、二四〇	二、一〇〇
高知縣	高知縣	二、一〇〇	三、九〇〇
高知縣	高知縣	一、七五〇	一、七五〇

十二 丸 龜

尋地卷 第二 四國地方二

丸龜は土地平坦にして讃岐海岸の略中央に位し、東は土器川を以て、綾歌郡に界し、西は仲多度郡六郷村、南は同郡南村に接し、北方一帯海に臨みて丸龜港あり。僅かに八海里を隔て、岡山縣下津井港に對し、昔時より本島・四國間海運の要津たり。

然れども唯港内水深からざるを以て港灣の浚深に怠りなし。此地三百年以前には丸龜浦と稱する寒村なりしも、慶長中生駒氏の支城を築きたるより、以來戸口漸次増加し山崎・京極二氏相繼で治府を此地に定めてより、繁榮益々加はり遂に繁盛なる一都會を成すに至り、明治四年四月廢藩置縣の際丸龜縣廳を置かれ、同年十一月香川縣廳の管内に入り、翌年香川縣出張所の設置あり。同年七月四日 明治天皇中國・西國御巡幸の際當地に御駐蹕あらせられ、四民歡呼して迎へ奉り、同年香川縣出張所廢せられ第六十二區事務所を置かれ、翌六年六月初めて廣島鎮臺丸龜分營を設置あり。同七年第二十一大區第一小區に屬し區務所を設けられ、同十一年に至り仲多度郡役所の部内に入り市街を東・西二區に分ち各戸長役場を設けしが、同十八年合併して一となし、同二十二年に至り土居中府地方の接續村を併せて町制を施行して丸龜町と稱せり。爾來戸口の増加と商工業の發展頗る著しきものあり。同三十二年四月より市制を施行するに至れり。明治三十六年六月 今上陛下皇太子殿下に在し、當地に行啓あらせられたる御事あり。

丸龜城は又の名を蓬萊城と呼ぶ。龜山の頂にあるを以て龜山城とも稱す。海拔百五十尺、眺望甚だ佳なり。慶長七年當國の領主生駒一正の支城として築きたるが、寛永十八年十月山崎家治封を西讃五郡に受くるに至り大に土工を起し全く舊來の觀を改む。萬治元年五月京極高知入京してより更に修築を加へ、爾來明治四年廢藩に至る迄實に二百十四年間の治城たり。規模宏壯ならざるも要害堅固を以て稱せらる。現今天守の一閣を存し陸軍省の管轄地たり。

歩兵第十二聯隊は明治八年五月當地に設けられ、九月九日軍旗を授けられ給ふ。生産額五萬圓以上のものを擧ぐれば、菓子七萬圓、清酒九萬圓、足袋拾萬圓、製綿拾七萬圓、團扇參拾參萬圓なり。面積〇・二二五方里、町數二十五町、人口約二萬七千、戸數約七千二百あり。

十三 第十一師團司令部 (關係教科書同前)

明治二十九年七月三十日 陸軍平時編制改正の結果已設七師團は増加して十三箇師團となり、第十一師團は四國全島を管區とし師團司令部を善通寺に置くことなれり。

三十一年三月二十四日 歩兵四十三聯隊へ軍旗及勅諭を下賜せらる。

同 年十二月一日 第十一師團司令部を開廳す。

三十二年十二月二十七日 騎兵十一聯隊へ軍旗下賜。

三十六年十月十三日 神尾少將指揮を以て練兵場に於て分列式を行ふ。皇太子殿下(現聖上陛下)練兵場に成らせらる。

三十七年四月十九日 午前九時四十分陸軍大臣より動員の電報あり。

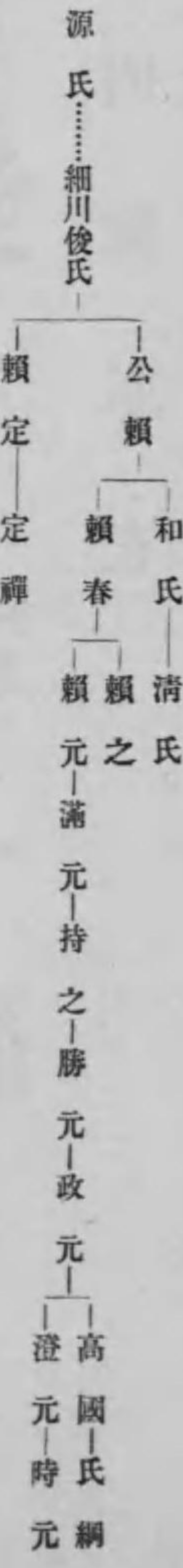
同 年五月一日 動員完結。

同 年五月二十一日 出征のため丹波丸にて詫間灣出帆。
 同 年五月二十四日 清國盛京省張家屯上陸。
 同 年八月三十一日 第三軍訓令に基き師團は東鷄冠山砲臺並に北砲臺に向ひ正攻法を開始す。
 同 年十一月二十六日 總攻撃再興。土屋師團長重傷を負ふ。
 同 年十二月十八日 北砲臺確實に占領す。
 三十八年一月二日 旅順開城條約締結。旅順内に入る。
 同 年九月十六日 休戦命せらる。
 三十九年一月九日 若狹丸乗船、大連出帆。
 同 年一月十二日 多度津着。
 四十二年九月五日 司令部は南滿洲駐劄のため出發。
 四十四年四月十五日 司令部は滿洲より衛戍地に歸還す。
 師團各衛戍地の面積及建築費

在職年數	官位	氏名	在職年數	官位	氏名
自三十一至三十四年	男爵	伊知地幸介	自三十一至三十四年	步兵大佐	樋口喜吉
自三十四至三十七年	陸軍中將	乃木希典	自三十五至三十七年	同	山口圭藏
自三十七至三十九年	陸軍中將	沖原光孚	自三十七至三十九年	同	石田正珍
自三十九至四十二年	同	土屋光春	自三十九至四十二年	同	齋藤力三郎
自四十二至四十四年	同	土屋光春	自四十二至四十四年	同	河村秀一
自四十四至四十九年	同	土屋光春	自四十四至四十九年	同	白川義則
自四十九至五十四年	同	土屋光春	自五十一至五十四年	同	小川賢之助(現任)

十四 細川氏

- 尋歴卷二第一 足利義滿 尋歴卷二第二 應仁の亂
- 尋歴卷二第四 織田信長 高歴卷二第一 室町幕府の盛時
- 高歴卷二第三 室町幕府の衰亡 高歴卷二第五 戰國時代



一、細川氏系圖

二、細川定禪來りて南朝方を攻む
 建武二年十一月、足利氏は族人細川定禪をして讃岐の南朝方を攻めしむ。定禪(香川郡)鷺田に旗を樹てしに香川・詫間の兩氏先づ來り屬す。此に於て高松城主高松頼重を攻め殺し、小豆郡星ヶ城飽浦信胤を伐ち、遂に讃岐に留り四國を管し威令を振ひたり。

三、細川清氏南朝方として讃岐に來る
 清氏始め足利義詮の執事として威名ありしが、佐々木高氏と屢々邪議を搆へ執事たりし清氏を排擠し、己之に代らんとし義詮に惡口を述べ、義詮も又惡む所となり清氏河内に走り、又讃岐に翌年正平十六年渡り、白峰城(高屋城)を保ち再舉京都を復せんと計る。足利義詮、細川頼之を遣はし來り攻めしむ。

四、細川頼之讃岐を管す
 清氏は備前より來り小豆郡星ヶ城に在る飽浦信胤と南朝のために讃岐にて武を振へる處へ、正平十七年頼之來り家士新開眞行を遣はし中院少將の守る處の西長尾城を攻む。清氏一族をばはし往いて之を援く。眞行夜軍を潜め間道より白峰の麓に轉じ直に城下に出づ。頼之詰朝五百騎を將として清氏を伐つ。清氏勇を待み敵を侮り大敗して頼之の臣に殺さる。頼之の兵

城に入り四國悉く細川頼之に歸し、官軍の聲援日に縮まる。之れより頼之家士を留めて京都に歸り義詮の遺言に依り幼主義満を補佐せしが、義満長じ頼之を忌む。近臣従つて之を惡み讒するものあり。頼之職を罷め讃岐に再び來り、岡城（香川郡由佐村）に居り髮を削りて常久と號す。已にして義満舊勳を思ひ元中八年召して之を還し、親任すること故の如し。元中九年歿す。年六十四。

五、細川氏支族をして四國を管領せしむ

頼之の後、頼元・滿元・持元・勝元・政元・澄元・高國・晴元・氏綱等四國の管領たりしも、皆支族をして四國をして統治せしめたり。後三好氏・細川氏に代り管領せり。

四國地方

愛媛縣

愛媛縣

松山市役所調査

一 別子銅山

尋讀卷十 第十七 足尾銅山 尋讀卷十二 第十三 國産の歌
尋地卷二 第二 四國地方二 高地卷二 第十一 産業一

一、位

1 經緯度 東經百三十三度二十分、北緯三十三度二十一分に當る。

2 地 域 伊豫國宇摩郡別子山村及新居郡角野村中萩に跨り、海拔三千尺乃至四千尺の地域を占め、南は伊豫・土佐の國境に接し北は燧灘に臨み海岸を距ること僅に過ぎず。

3 鑛業所 新居郡新居濱町にあり。

4 製鍊所 越智郡宮窪村の内通稱四坂島に置く。新居濱の北方海上約九哩半にあり。

二、沿革

1 發見及變遷 別子銅山は元祿三年の發見にして、同四年四月を以て之が採掘に着手せり。當時此山の北背に長谷坑と稱する一坑あり。寛永年間より大阪屋某の請負營業する所なりしが、元祿八年に至り別子・長谷の二坑は偶然にも同一の鑛床を採掘することを知り熟議の末遂に長谷坑を讓受け、爾後全く住友家の有となり連綿として今日に至れり。

2 製鍊事業 當山所産の鑛石は古來別子山に於て國有の和式により燒鑛鑛鑛の作業を行ひ最後に得たる粗銅を大阪に輸送して丁銅に精製したりしが、明治元年に至り此精製所を鑛山の北麓なる立川村に移せり。而して明治十六年始めて洋式製鍊試驗所を新居濱村總開に起工し、同十八年より二十年に至る間試驗を續行し好結果を得るに從ひ漸次之を擴張し、同二十三年に至り立川村の和式精製所を廢止せり。然れども別子山に於ては依然として燒鑛以下粗銅製出に至るまでの操業を繼續し兩々相對せしが、明治三十二年八月別子山は大水害を蒙り形勢一變せし爲燒鑛を除き鑛鑛以下一切の作業は總て總開に於て之を爲すこととなりしが、三十七年十二月限り別子及總開に於ける一切の製鍊事業を四坂島に移轉せり。

3 西之川支山 發見の時代は詳ならずと雖坑内より得たる石髓神社護摩札に據れば、遠く元祿年間に稼行せること明かなり。

り。後廢坑となりしが明治二十一年の頃新居郡西條町川端熊助なるもの舊坑を發見し、借區開坑中明治二十二年八月之を讓受け、其後三十五年一月隣鐵區を同郡水見村中川彌吉より讓受け、兩鐵區を合併施業して今日に至れり。

三、採 鑛

- 1 採 掘 別子銅山の採掘は海拔三千七百八十尺の地點、字東延より北三十一度半東に向ひ四十九度の傾斜を以て鑛床の下盤に斜坑を開鑿し約二百六十尺毎に鑛入れを以て鑛床に遭遇し、是より東西に其走向に沿ひて運搬坑道を開鑿せり坑道開鑿は手掘又は「シユラム」「ライナー」鑿岩機を使用し採鑛は手掘又は「ハーデー」「別子」式小鑿岩機を使用し上階段法を用ゆ。此方法は先づ坑道より鑛床の傾斜に沿ひて切上り坑を作り、此切上りの兩側に幅七尺宛の階段を造りて採鑛し、採鑛跡には素石を填充して上盤の墜落を支持す。爆發藥としては砲兵工廠製「ダイナマイト」を用ゆ。
- 2 搬 出 各採鑛場より採掘したる鑛石は便宜坑井に依り最近の坑道に搬出し、各坑道より鑛車（二百貫目入）を以て單線又は復線の軌道により運搬し東延捲揚機又は自動機に依り八番坑道に下し、以下は捲揚機にて八番坑道に揚げ、第三通洞を電車に依りて東平選鑛場に搬出す。
- 3 選 鑛 選鑛場は東平に設け先づ精鑛と素石とを撰別し精鑛は斜格子に掛け、方三寸以上のものと以下のものとに分ち、三寸以上のものは碎鑛機に挿入して斜格子以下のものと共に一寸目節に依り塊鑛と粉鑛とに分つ。
- 4 西之川支山 西之川支山の採掘には鑛狀により諸種の方法を適用す。雖、主として階段法貫掘法を用ひ總て手掘とす。採掘したる鑛石は鑛車により坑外に搬出し、含銅百分中（一五）以上のものと以下とを撰別し、以下のものは他日處分を爲すため貧鑛として堆積し以上のものは方二寸内外に破碎し架空鐵道に依り製鍊場に送附す。

四、製 鍊

- 1 四阪島に於ける製鍊の方法 塊鑛は生吹法に依りて處理す。即ち生鑛を其儘硅砂混合の鍋燒鑛鍊銅鏡及其他の雜含銅物と共に鑛鑪に装入し比較的少量の炭を使用し、主として鑛石所含の鐵及硫黃の酸化熱を利用して鑛解せしむ。因て生成したる生鑛鏡と共に前床に流入せしめ、鏡は其上口より間斷なく水中に流入せしめて之を粉砕し、長約一千尺の「ゴムベルト、コンツエイヤー」にて之を鑛型に受け、製鍊瓦を製作し利用する所あり。又生鑛は時々其下口より抜出して砂型に入らしめ、放冷の後手工を以て之を適當の大きさに碎破したる後、之を燒鑛窯に填充し屑炭及薪材を用ひて點火し燒成したる燒鑛は之を鍊銅鑪に送り、炭炭を用ひて硅質鑛劑沈澱銅及其他の雜物と共に鑛解せしむ。因て生成したる鑛は該鑪内坩堝の上口より間斷なく鑛壺に流入せしめ、放冷の後破砕して鑛鑪に送り再鑛解に附す。鍊銅鑪即ち是なり。而して該坩堝内に貯溜する稠密鑛は時々其下より拔出して川口式前床に流入せしめ、更に其表面より鼓風を送りて酸化せしめ、因て生成する「ドブ」を除き粗銅を製出す。此粗銅は西之川支山産出のものと共に之を反焰式精銅鑪に裝入し、酸化、還元の兩作用を受けしめ因て生成する「ドブ」を除き精銅を製出す是等の「ドブ」に夫々鍊銅「ドブ」精銅「ドブ」と稱し之を製銅鑪に逆送り再鑛解に附す。粉鑛は鑛鑪煙道粉及硅砂と混合し伊澤式圓粒機に依りて處理し之を鍋燒法に附し塊狀に燒成したる後前記の如く塊鑛に加へて生吹法に附す。
- 2 西之川支山に於ける製鍊の方法 生鑛のまゝ硅質鑛劑と共に鑛鑪に装入し木炭を燃料として之を鑛解し前床より鑛を流出せしめ粗鑛は鑛液のまゝ鑛受車に採取り鍊銅鑪に送りて直ちに粗銅を製す而して粗銅は之を四阪島に運送し別子銅山所産のものと共に精製に附す。

五、原 動 力

- 1 新居濱・別子及東平に使用する原動力 掘出場に發電所を設け、別子方面を流るゝ七番川及日浦川の水を取入れ第三通洞を經絶壁を迂回して水路を設け、石ヶ山丈下部より鐵管にて掘出場に導き、千五百「キロワット」の發電機二臺を運轉し、其電力を以て全鐵山の動力及電燈用とす。
- 2 四 阪 島 炭炭窯の餘熱及石炭の燃焼より生ずる汽力を以て主たる原動力とし、送風機「ポンプ」類に約五百馬力「タービン」送風機に約五百馬力を使用す。尙百「キロワット」及二十五「キロワット」の發電機各二臺を運轉す。
- 3 西之川 野地戎子ヶ嶽に水力發電所を設け、五十「キロワット」の發電機一臺を運轉し、其動力を以て製鍊用及全鐵山の電燈用とす。

六、運 輸 通 信

- 運 輸・通 信の重なる機關としては、鐵道・索道・船舶・電話の設あり。外に東平・別子間の貨物運搬は電車及東延捲揚機の便による。
- 1 鐵 道 新居濱を起點とし掘出場を終點とす。而して定期列車は新居濱・黒石間は一日十回。山根・黒石間は一日五回往復するものにして、黒石・掘出場は臨時必要な場合に限り延長するものとす。
- 2 索 道 東平・黒石間に獨逸「ライヘルト」社の設計に係る複式索道を架設し、昇降貨物重量の差を、索道其物の傾斜とにより自動運轉をなす。此索道は一時間よく四十五噸の貨物を搬送し得るものなり。
- 3 船 舶 新居濱・四阪島間 汽船一隻（第二四阪丸）を備へ、毎日三回帆船を曳て鑛石・飲用水・其他の貨物を運搬し、兼て旅客の便宜を計り乗客を搭載す。新居濱・尾道間 一般荷客營業用として汽船二隻を備へ、第一四阪丸は新居濱を起點とし、木津川丸は尾道を起點として毎日双方より一回宛往復せしむ。

新居濱・大阪間 往復す。は主として精銅及所内需用貨物等の運搬の爲め、兼て荷客營業船として汽船御代島丸を備へ、毎月八回

七、附屬事業

附屬事業としては炭炭の製造、鑛業用機械・器具の製作・修理・氣象の觀測・植林等をなし、尙精米・酒・醬油・味噌の製造を爲し、其他日用品を従業者に供給し、又病院に供給する爲め牛乳を搾取し、其餘分を希望者に分與す。

1 私立病院

新居濱に設置し別子・東平・四阪島及西之川に其出張所を置き、従業者の傷病を治療し、傍ら地方公衆の依頼に應ず。

2 教育事業

新居濱・別子・東平に私立尋常高等小學校を置き、四阪島及西之川に私立尋常小學校を設置して従業者の子弟を教育し、尙業務の餘暇を以て實業に適切なる學科を學ばしむる爲め講習所の設あり。

3 扶助

鑛夫 鑛夫扶助規則に依り鑛業主之を扶助す。

鑛夫以外の勞働者

共同救濟會を設け、鑛業主・役員・勞働者の離出金、並に篤志者の義捐金を以て資金とし、傷病災禍に罹れる勞働者を夫々救濟することとす。

八、産銅高

四十二年度 一〇、五四三、七六二斤

四十三年度 一一、一三二、三七二斤

四十四年度 一一、三五八、八〇一斤

九、從業者(四十四年十二月現在)

1 備員 七百七十七人

2 勞働者 男 四千五百七十二人 女 五百十五人

二 愛媛縣の銅 (關係教科書同前)

本縣の銅は縣下六郡八十有餘の鑛山より産す。然れども別子銅山を除く外は概ね産額少し。今其の内なるものを擧ぐれば、

鑛別	所在地	年産額
別子	宇摩郡別子山村	三、六六九、四一四圓

(明治四十三年度調)

千戸	鑛山	周桑郡櫻樹村	九八、五五七圓
梶谷	鑛山	西宇和郡日土村	九八、一七七圓
郡別とすれば次の如し、			
宇摩郡	年産額	三、六六九、四一四圓	
西宇和郡	年産額	一〇〇、六五九圓	
新居郡	年産額	九八、一七七圓	
伊豫郡	年産額	六五、七〇四圓	
上浮穴郡	年産額	一六、九四七圓	
平均年産額	年産額	二九三圓	
	年産額	三、七六六、五五五圓	

(四十一、四十二、四十三年度平均額)

三 道後温泉

尋讀卷 第十 第二 温 泉 尋地卷 二 第二 四國地方 二 高地卷 二 第三 陸地(火山温泉)

松山市の東北十餘町にあり。

戸數四〇一戸、人口一七八六八。(明治四十四年末調)

浴場は鑛の湯(男・女二室)・神の湯(男・女三室)・養生湯(男・女二室)の外に、皇族にあらざれば入ることを許さざる又新殿並に浴料を要せざる松湯(男・女二室)・牛馬湯の區別あり。浴室の建築は四層にして宏壯善美を盡し、浴槽亦花崗岩を以て造り堅牢殆んど全國に比なし。

各室に於ける温度・成因・主治効用等多少の差異あれども浴度に適し、アルカリ性反應を有し外觀淡黄色を帯び、殆んど透明にして極微の異臭を含み收味を保有せるは同様なり。左に鑛の湯の試験成績表を掲ぐ。

一、理學的性質

- 1 温度 攝氏四十五度八(氣壓七五七氣温一九七)
- 2 外觀 淡黄色を帯び殆んど透明なり。

3 臭 味 極微の異臭を有し收味を帯ぶ。
4 比 重 一、〇〇一二七(攝氏一五、〇)

二、化學的性質

- 1 反 應 亞爾加里性。
- 2 蒸發殘渣 七八、九八五
- 3 酸素消費 五、八六五
- 4 成 分 (化學的原則により結合せしめたるもの)

硫酸	那篤榴膜	一八、九九三
格魯兒那篤榴膜		一六、三二八
硫酸	加爾斐膜	一三、五一二
硅酸	那篤榴膜	一一、八五六
炭酸	加 榴膜	七、四二四
硫酸	麻偏濕炭	五、二九七
重碳酸	那篤榴膜	二、〇六五
磷酸	加爾斐膜	一、三四〇
硼酸	那篤榴膜	一、一六二
遊離及半飽和炭酸		五、九八七
亞 酸 化 鐵		少 量
硝 酸		痕 跡

三、醫 治 効 用

第一 貧血症・慢性腸胃加答兒・慢性癩麻質斯及胸膜炎・肋膜炎・心臟の諸病・皮膚の諸病。

第二 神經衰弱症・諸種の肺病・氣管支加答兒・男女生殖器の諸病・貧血より來る腦の諸病。

明治四十四年度に於ける浴客總人員は八十一萬八千五百六十九人なり。(但し本町に居住して本町の納税の義務を負ふものは割引して入浴せしむることとなるがこれは省きたり)

旅館は同盟の上専ら旅客の便を計れり。其の總數八十三戸にして其中重なるものは船屋・茶金梅・木村兵・大和屋・濱生・川吉・三浦・野本・白石屋・岩井屋・可祝等なり。

名産とも見るべきは道後煎餅・湯桁・蛤・竹細工・湯酒艾・湯の玉等なり。

往古この温泉の名を熱田津の石湯といふ。後代この温泉の名高くなりては伊豫の湯といふ。又いつの頃よりか道後の温泉と稱し來れり。

神代大己貴命・少彥名命の二神當國に來りこの温泉に浴し病を醫し給ふ。人代に至りて孝靈・景行・仲哀・舒明・齊明・天智・天武諸帝の行幸あり。又聖德太子高麗の僧惠聰及萬城臣等を從へ行啓あり。碑を伊佐庭の岡に建て給ひしこと、釋日本記に載せあり。されど此碑何時の頃よりか埋れて見えずなりぬ。今左に其の碑文を掲ぐ。

法興六年十月歲在丙辰我法王大王與惠聰法師及舊城臣道遙與村正觀神井歡世妙驗欲叙意聊作碑文一首惟夫日月照於上而不私神井出於下無不給萬機所以妙應百姓所以潛扇若乃照給無偏私何異千壽國隨華臺而開合沐神井而獲珍詎子浴花池而化瀉窺望山岳之巖巒反冀子平之能往椿樹相陰而寫露實相五百之張蓋臨朝啼鳥而戲吐下何曉亂音之聒耳丹花卷葉映照玉葉珍葩以垂井經過其下可優遊登極洪濤霄庭意與才拙實慚七步後定君子幸無難吟也

古來地震の爲めに温泉或は塞り、或は掘り出でること數度あり。相傳古昔天下大いに地動し温泉埋れて久しく出でず。年經て其の源を知るものなし。然るに、或時一羽の足片輪なる鷲來り、僅に溜りし水に其の脛翼を浸し、二神の社内にある一ツの石の上に止りて乾かし、又往て然すること數日に及びしが、終に其脛治して何處もなく飛去りぬ。時に一老翁あり。此の狀を異しと思ひ、彼の溜りし水を試みるに湯氣立ちて温なるを覺へ、是より温泉の水道を求め尋ねて神井を掘り得たりと。仍つて此處を鷲谷といふ。鷲の止まりし石を里人鷲石と稱して今にあり。

國司平智宿禰玉興以降、代々の領主浴室の改築浴池の修繕を行ひ來りしが、明治五年、十一年、二十四年の改築を経て二十五年の大改築に著手し、二十七年工竣る。今の四層樓即ち之なり。

其後温泉の名益々世に高くなり、近頃は明治三十六年 今上天皇陛下(天皇の未だ皇太子殿下としてあらせられし時)の行幸あり。其の前後皇族方の御入湯度々ありき。

【附】附近の名所舊蹟

道後公園(湯月城趾)温泉場を南に距ること約二町。

俚諺集云、河野九郎左衛門通盛對島守に任せらる。後入道して善惠と號す。此後代々之に住す。堀二重に構へ東西に門有り。城は東面也。東に當つて切抜門と云ふあり。往古石手寺の門にて夫より東は石手寺境内也といふ。土居外回り五百二十間、東城戸より西城戸まで六百六十間、但し中道通り。同内回り四百六十間、本壇高四十五間三尺なり。

天正十五年に至り河野家廢落するや、福島正則暫時茲に治城せしが、其の越智郡國分城に移りしより後復住むものなかりしかば、爾後漸次竹林と變じ鳥鷲の棲宿に任せしを、明治十九年新に拓ひて公園となし、衆竹を爰除して花樹を培養

し。四時の眺め佳なり。
 伊佐爾波神社 仲哀天皇及皇后氣長足姫(神功皇后)行幸の舊蹟にして、比賣大神・譽田別尊・足仲彦尊・氣長足姫を合祀せる延喜式内の神社なり。今の社殿は寛文年間松山城主久松家の石清水八幡に倣ひて改築せしものなり。
 湯神 延喜式に温泉郡湯神社とあり。大日貴命・少彦名命を祀る。此社舊は温泉の東二町ばかり、山際に立しを何故にか出雲國神の立せる冠山に遷奉せり。舊地には小祠あつて土人二神といふ。二神とは二柱の神を祭ればなり。
 石手寺 熊野山盧藏院と號す。本尊藥師座像二尺五寸、行基作。四國順拜五十一番札所なり。
 俚諺集云、神龜五年越智王澄建立する所なり。舊大伽藍にて安養寺と名く。其頃は法相宗なりしを天長八年深穴郡荏原郷に右衛門三郎と云へる人あり。利慾を貪りて神佛を信せざりしに、八人の男子續て頓死す。八塚とて今猶存せり。夫より家を捨て四國に願禮しけるに、阿波國燒山寺の麓にて病死す。一念願望を大師に誓ひしに、河野利興の子興方生る時に左手に一寸八分の石を握れり。石に文字有り。曰く、右衛門三郎と。是熊野大權現の申子なりとて、寛平三年當寺を再建し熊野十二權現を勸請し、彼石を寶殿に藏して熊野山石手寺と稱す。其時眞言宗に改めたりといふ。寺中什物書畫類多し。此の外に義安寺寶嚴寺等の古刹あり。

四 高 濱

尋讀卷十一 第五 瀬戸内海 尋地卷二 第二 四國地方二

高濱は松山市の西北五哩七十鎖にあり。温泉郡新濱村に屬し、西部は字高濱にして、中部字大小屋、北部字新刈屋の三字に跨る。以上の三字を合して戸數約五百戸、人口約三千人あり。後部は丘陵を負ひ、前は海上興居島(伊豫の小富士)に對し、北は九十九島、南は四十島によりて自然の港灣を形成せるを以て風波の虞少なく、港内水深く(港内水の深さ六十尺、瀬の方に進めば百四十尺位あり)各種船舶の出入に便なり。而して南・北兩棧橋(南棧橋は幅三間長さ四十五間、北棧橋幅三間長さ三十六間にして各浮棧橋とす)を有し諸種の汽船は直ちに繫留し得べく、海陸連絡の至便なること我國多く其比を見ず。實に縣下第一の要港なり。數年前は一の漁村に過ぎざりしが、明治三十九年九月築港成り伊豫鐵道線を延長せしより現狀を呈するに至れり。

伊豫鐵道會社線の起點にして字品・尾の道へは官線鐵道と連絡し、内海航路は勿論其他各港航路の要津なり。
 大阪商船・宇和島運輸・尼ヶ崎等の各會社・支店・代理店を設置し、目下大型は千四百噸までの大小汽船一日に三十餘回の出入をなす。

汽船の出入	回数 一萬四百四十回	噸數 四百二十九萬七千二百二十噸
帆船の出入	回数 千五百四回	噸數 十九萬五千二百噸
和船の出入	回数 七千四百四回	石數 百五萬六千六百石
船客は一箇年上陸客十萬九千三百人乗船客十萬七千人にして、輸出入の主なるものは次の如し。		
輸出品	一、〇七九、五〇〇圓	米 六八〇、〇〇〇圓
新 麥	三三三、〇〇〇圓	陶磁器 五九七、〇〇〇圓
綿 絲	九一〇、〇〇〇圓	蠟 一一三、〇〇〇圓
生 魚	一〇四、六〇〇圓	木 材 一〇八、〇〇〇圓
酒 工	二九一、〇〇〇圓	紙 實 不詳
竹 油	不詳	果 實 不詳
蠶 木	不詳	蒲 鋤 不詳
苗 油	不詳	種 油 不詳
其他の雜貨	不詳	
輸出總金額五百貳拾四萬五千貳百參拾八圓		
以上仕向地大阪・神戸・廣島・馬關・各地		
輸入品		
絹及木綿織物	九〇〇、〇〇〇圓	紡績綿 六三八、〇〇〇圓
煙 草	八一〇、〇〇〇圓	綿 糸 四六二、〇〇〇圓
石 炭	三三五、〇〇〇圓	外國米 一三九、〇〇〇圓
鐵 類	一一五、〇〇〇圓	時計 一一〇、六〇〇圓
藍 玉	一一〇、二〇〇圓	大豆 不詳
砂 糖	不詳	木 粕 不詳

其他の雜貨數十點 不詳
 輸入總金額六百參拾貳萬七千貳百貳拾四圓（以上明治四十四年度調）
 以上仕入地大阪・神戸・廣島・九州・各地
 汽船問屋の主なるものは久保田・石崎・中川山・谷・泉の各廻漕店とす。
 魚市場は漁業組合の共同事業として毎朝生魚を販賣す。一箇月の賣買金額約九千圓に達す。此等の生魚の多くは松山市に搬出するものなり。（高濱に籍を有する漁船の数は三百八十二艘なり）目下埋立の荒蕪地として存在するもの二千二百四十餘坪あり。他日市街地として發達せしむるに好適地とす。
 大阪商船會社は中棧橋の増設計劃中なりと。（大正元年十一月末調）

五 佐田岬 （關係教科書同前）

一、位置

伊豫の西南角西宇和郡川の右より西南に向つて蜿蜒突出し、豐後海峽を隔て、豐後の地藏岬と相對して、其距離六海里、北は伊豫灘に面し、南は豐後水道に望む。

二、地形

佐田半島は長さ十三里、幅の最も狭き鹽成浦は五町に過ぎず。最も廣き所も五十町を出でず。四國山脈に屬する丘陵中央に起伏して、伊豫灘・豐後水道の兩斜面に分る。而して丘陵直に海濱に迫りて平地の見るべきものなし。

三、村落及人口

愛媛縣西宇和郡に屬し北半島に伊方・町見・三机・四ツ濱・神松名及三崎の六村、人口三萬四千三百三十一（明治四十一年十二月三十一日現在）あり。

四、産物

- 1 水産物 烏賊・海鼠・鰯・鯖・鮪等。
- 2 農産物 甘藷・檀・柑橋・桑等。
- 3 鑛山

イ、成安銅山	伊方村	ロ、九町銅山	町見村
ハ、大江銅山	三机村	ニ、二見銅山	町見村
ホ、平岩銅山	四ツ濱村	ヘ、大松銅山	神松名村

ト、高浦銅山 三崎村
 等の諸銅山あり。

4 林業 盛ならず。

5 商業 見るべきものなし。

五、交通

南津沿岸の小汽船は毎日伊方・町見・四ツ濱・三崎等に寄港して三津ヶ濱及吉田・宇和島との海上の交通便なり。

六 豐後海峽 （佐賀關海峽古くは早岐名門） （關係教科書同前）

伊豫國佐田岬と豐後國地藏岬（關岬）との間にある水道をいふ。其間に高島・牛島あり。佐田岬の端にある一岩を籠島といふ。海峽の廣さ約八海里あり。

燈臺は豐後國地藏岬にあり。海面より燈臺まで二二五尺あり。鐵造白色圓形にして二箇年の繼續工事を竣へ、明治三十八年七月より第三等回轉連閃白色の燈火を點し居れり。連閃とは二個以上の閃光を連發するもの、時に白色の閃光二連と紅色の閃光とを互發するものあり（二三、〇〇〇燭光にして光達距離二十一哩なり）。

豐後水道の北口最隘處なるを以て、潮流迅く暗礁夥しく舟人の深く戒むる所なり。佐田岬附近及高島との中間までは通常三哩乃至三哩半なり。然れども時として其速力六哩に達し猛烈なる競潮及湍潮ありといふ。かく急潮となるは云ふまでもなく、内海の滿、干が外洋のそれと時間を異にする爲め兩者の潮位に高低を生ずる外、内海の潮水が主として此瀬戸より出入する結果なり。又其狹部が海底山脈となり、深度に乏しき個處なることも亦大なる原因なり。然れども只今にては海底は大に浸蝕され一五〇尋乃至一六〇尋といふ。内海中最深所を生ぜり。

豐後水道に於ける風は夏期は一般に南風及偏南風多く、冬期に一般は北西風多し。又東岸に於て七月下旬より八月初旬にかけて偏南東風強く煙霧常に山峰を蔽ひ降雨多し。又此時季に際し偏西風大雨を帯び強吹することあり。土俗之をエマジといふ。内海の防備を一層鞏固ならしむる爲め此處に砲臺を築かるゝの日あるべきは必然の次第ならんも、唯今にては何等の設備なし。

七 四國の猫車

一、起原及び名稱

尋讀卷十一 第七 車と船

國定教科書教材解説 愛媛縣

古來中國及び四國地方に用ひらるる日本孤輪車(一種にして四國に於ては香川縣に最も多く使用せらる。其の創始者及び使用を始めし時代等は判然たらずと雖も、愛媛縣下に於ては明治十六年以來漸次多く使用せられ、現今にては地勢上地方により其の輛數に於て多少の差あれども廣く全縣下に亘りて使用せらる。

四國の猫車と稱して有名なるは本車の特色欄に示せるが如く、本車は地勢上山多通路小徑にして交通・運搬共に不便多き四國地方に於て古くより多く使用せられたるによるならん。

猫車なる名稱は其の語原明かならざれども、蓋し荷小車の意より轉化したるならん。併し現今に於ても地方により其の方言或は名稱の異なるものあり。

二、構造

孤輪車(一種)荷車の一にして構造は極めて簡單に且つ堅牢なり。長さ約七尺幅一尺四、五寸位あり。形状及び構造は地方によりても亦多少其の趣を異にせるものあり。

材料 主として松材(杉・桤材をも用ゆ)を用ゆ。直徑一尺四五寸の一車輪は車體の後方中央に付き、車體の兩側の椽木は彎曲し延びて把柄となる。柄の下方に有る二個の支脚は車を止めたる際其の落付をよくす。柄の兩端には紐を附け之を首又は肩に懸く。荷物は車輪の前上部なる彎曲せる部分に積載す。

價格 構造簡單なれば容易に製作し得一輛の價格は約四圓内外なり。

三、特色

本車は主として山地に多く使用せらる。狹隘なる坂路及び畦路等の小徑にして普通の車馬を通行し能はざる場所も容易に通行し且つ輕便に少量の荷物を運搬し得るを特色とす。

四、使用向

積載貨物及び其の量主として薪・炭・穀物・肥料等を運搬す。一輛の積載量は約三十貫乃至五十貫なり。

使用法 柄に附けたる紐を首又は肩に懸け、兩手にて柄を把持し前方に押しつゝ進む。元より一輪車のことなれば積載せる車體の平均を保ち前進せしむることは不馴れなる者は大いに困難にして苦勞も大なれども、農夫はよく之に熟練して巧に之を運用す。積載せる荷物を卸さんには把持せる手を放たば自ら力の平均を失ひて荷物は容易に降下せしむることを得。

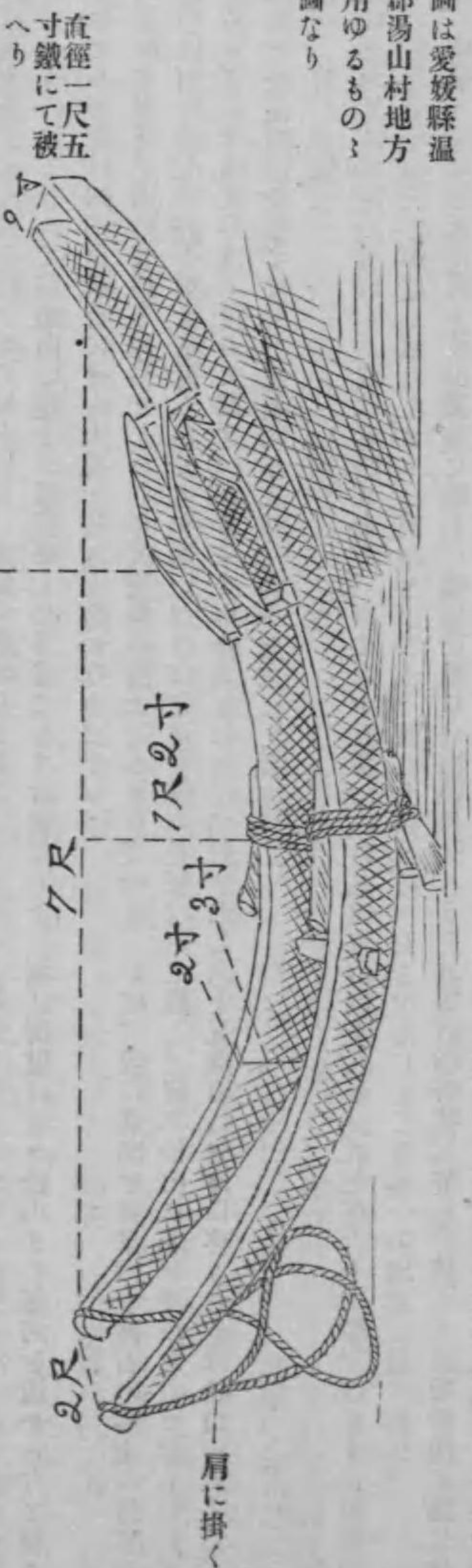
五、車數

積量及び道路の如何によれども一時間約一里の行程なり。

愛媛縣下に於ける猫車の使用輛數は耕作作用八百五十七輛、其他四千五百三十九輛、合計五千三百九十六輛なり。

耕作用途は營利を目的とせず農夫が自己の耕作運搬に供し、其他は耕作作用以外に使用するものをいふ。

本圖は愛媛縣温泉郡湯山村地方に用ゆるもの略圖なり



車輪の荷物に接せざるやう支ふるもの

課税 耕作用途には一輛につき一箇年貳拾五錢、其他のものには五拾錢の縣税を課せられ、尙此の外に縣税の約五分の市町村税を賦課せらる。今愛媛縣下に於ける猫車の使用輛數を郡別に示せば次の如し。

(明治四十五年三月末現在)

市郡名	松山市	温泉	越智	周桑	新居	宇摩	上浮穴	伊豫	喜多	西宇和	東宇和	北宇和	南宇和	合計
耕作用途	0	176	77	103	0	43	0	49	11	0	0	0	0	857
其他	1	167	171	144	11	159	16	69	117	11	77	14	11	455
計	1	343	248	247	11	202	16	118	128	11	77	14	11	1312

他の車輛に對する猫車の輛數

(明治四十五年三月末現在)

種別	猫車	大七八車	荷積中車	同	小車	牛車	馬車	車
輛數	5396	77	655	0	240	0	78	90
百分比	33.6	0.4	4.0	0	1.5	0	0.4	5.6

右表に表すが如く箱車は其の輛數に於て荷積車中の第二位を占め、總荷積車輛數一萬六千二十四輛中の三分の一強を占む。積載量少けれども其の運搬の輕便にして山地に適せるため、他の車輛に比して如何に多く使用せられ居るやを窺知するに足る

八 加藤嘉明

尋讀卷十二 第十 公事と私事 高讀卷一 第八 關ヶ原合戦

一、加藤嘉明

加藤嘉明は藤原鎌足公の苗裔武藏守利仁の後胤にして、父は加藤三之丞教明といひ尾張にありて羽柴氏に仕へたり。嘉明は其長男にして幼名を孫六と呼びたりしが、孤となりて流浪し、十二歳の時近江の長濱にて馬喰の下人となり。膽力勝れ眼は人を射、何處もなく威ありと云ふ。幼き時より馬を馱する事に熟し十五歳にて天晴馬の達人となりたり岐阜にありて加藤景泰(大洲侯の祖先)に謁し猛々しき馬を乗りこなし御意に叶ひ秀吉に薦められて其家人となる。これ嘉明立身の緒なり。二十一歳の時(天正十一年七月)江州柳瀬の役に勇戦す。所謂名高き賤ヶ嶽七本鎗の一人に加へられて、淺井吉右衛門と對ひ暫しの間に挑合ひ居たりしが、嘉明の力勝れたりし爲め淺井は胸板を突き通され遂に首をかき切られぬ。嘉明は戦功により祿五千石を給はる。後天正十三年に至り從五位下左馬助となり松前六萬二千九百石を受領せり。其後九州征伐、文祿の朝鮮役に大功を立て、殊に朝鮮の役には海軍の將として敵艦を破る等屢々功あり。關ヶ原の役後は二十萬石を給はり松前城を勝山に移せり。乃ち天主閣を五重とし櫓を築き専ら城を固め、天然の防備なき北面には廣大なる外濠を作り(外廓を擴張し今の東雲神社の下より農業学校の邊に折れて御築山の邊まで延長せしめ外濠となす計畫なりき)堀江街道は行々松山まで運河を通せんなど種々計畫をなせり。これ四國を我有にせん大望を抱きし爲めなりと云ふ。

徳川幕府は福島正則に實地を視察せしめしに其規模の廣大なる事を復命せしかば、俄に嘉明を會津四十萬石の藩主に封じたり。嘉明は河村權七の如き勇士も死し自分も年老いたれば會津守護の重任は盡し難し。何卒松山に老を養ひたしと辭したれども父に劣らざる子明成あり。重ねて辭すべからずと再命ありたるに、意を決し六十五歳の時會津に移りたり。松山に居ること二十三年(後從四位侍從となり。寛永八年八月、六十九歳にて薨す。

二、松前城

松前は正木又は真崎とも書く。城は東西五十歩、南北六十五歩、二の丸城東西四十九歩、南北百六十二歩。環らすに内外の濠ありて東・南・北の三方山遠く城のほとりは底深き沼なり。西は九州へ續きたる滄海にして日本一の城廓と語り傳ふ。

然るに風強き時は砂天に揚り波浪築地を越し、殊に高瀬には櫓頭覆せんとし其等の物音甚だ喧し。依りて嘉明靜閑の地に移らんと眼を四方にくばり終に道後平野の中心點なる勝山を相して移住せり。此松前城地は今尙存す。慶長の亂嘉明自ら兵を率ゐて東に赴くや、松前の守將嘉明の臣佃十成、西軍毛利氏の兵にせめられて開城止むなきに至り、陽に命を懸きて毛利氏の言に従ふ。數日の後十成夜陰に乗じ毛利氏を襲ひ、其將を斬り連戦皆克ちて毛利氏の軍を退けたる地なり。

三、松山城

嘉明天正十五年東軍に應じ徳川氏の賞する所となり、二十萬石を加封せられ城を勝山に移す。築城前三百年の昔は殆ど荒れたる原野にて、傳説によれば、城山も東、西二つの丘陵にて石手川は其頃岩堰の邊より流れ、石手寺山の麓より道後村持田を過ぎ城山の東南に衝き當り一番町・二番町より内堀に至り物凄き龜ヶ淵となり、堀の内より妙清寺の方へ流れ(出淵町の名之によりて起る)遂に吉田濱に注ぎたりといふ。慶長六年新築の事を思ひ立ち、同七年正月十五日起工、翌八年竣工せり。築城以前は二峰となり、東を勝山、西を松山といへり。其谷間を埋めて山となし此處に用水井を設く。これ現今山上にある編堀井にして深さ二十六間(水底五間)ありと。本城の用材は松前城を其儘移し、北廓の石材に道後湯月古城のものを取りたりと。城山周圍三十町十五間二尺、高さ海拔四百三十五尺餘と稱す。頂に天主閣五重を築きて本丸とし二の丸(今の衛戍病院の所)三の丸(兵營内東北部)を設け、西北に大手の内北廓(俗に高石垣)を築き櫓を構へ一家老を住ましめ、勝山を改め松山と稱す。嘉明當時の建物は後悉く火災に罹りて焼失し、現今三百年前の記念物として存在せるは議に筒井門(松前大字筒井に建ち居りしもの)のあるのみなりと言ひ傳ふ。

嘉明封を會津に移したる後蒲生大輔忠知(氏郷の孫にて二十萬石)の封せらるゝ處となりしが、死去(居ること七年、寛永十一年八月十八日參勤交代の途中)嗣子なく其家斷絶し、久松定勝の長子松平隱岐の守定行伊勢桑名より移りたり。明治となりて定昭(久松家第十五代十五萬石)城地を奉還し廢城となり、明治十年陸軍省所轄となる。同四十三年松山市は陸軍省より本城を借り受け松山公園となれり。實に地下の嘉明も世の變遷の大なるに微笑を漏すならん。

九 伊豫に於ける空海の事蹟

高讀卷四 第十六 弘法大師 尋歷卷一 第十二 桓武天皇

空海が伊豫に於ける事蹟中所謂八十八箇所の四國靈場中にて伊豫二十三所を列せば左の如し。
平城山觀自在寺(四〇番) 南宇和郡御庄村字平城。
本尊藥師如來、空海の作。平城天皇の廟あり。奥の院は丸穂村龍光院、本尊弘法大師。
稻荷山龍光寺(四一番) 北宇和郡成妙村字戸雁。
本尊地藏菩薩。五穀豐作を祈り四國總鎮中として空海の建立なり。

一珠山佛木寺(四二番) 同 同 字 則。
 本尊大日如來。空海の作。大師手植の櫻、阿迦井の舊蹟あり。
 源光山明石寺(四三番) 東宇和郡田の筋村字明石。
 本尊千手觀音。善元行者の開基にして、空海の建立なり。
 菅生山大寶寺(四四番) 上浮六郡久萬町字菅生。
 本尊十一面觀世音。文武帝勅願建立。大師の信仰厚し。
 海岸山岩屋寺(四五番) 同 杜七川村字七島。
 本尊不動明王。大師の詠歌あり。人口に膾炙す。
 醫王山淨瑠璃寺(四六番) 温泉郡坂本村淨瑠璃寺。
 本尊藥師如來及日光月光十二神將。皆行基の作。大師唱仰殊に厚し。
 熊野山八坂寺(四七番) 同 同。
 本尊阿彌陀如來。惠心僧都の作。寺を去る六町。大師衛門三郎の古傳に名高き八子塚の遺蹟あり。
 清瀧山西林寺(四八番) 温泉郡久米村字高井。
 本尊十一面觀世音。空海の作。臨立の不動尊、毘沙門天は行基の作にして、大師加持の水技が淵一町附近にあり。
 西林山淨土寺(四九番) 同 同 字鷹の子。
 本尊釋迦如來。孝謙天皇の勅願所。空海の尊信厚く堂宇は源賴朝再建。空海殊にこの本尊を尊崇す。行基の作なり。
 東山繁多寺(五〇番) 同 桑原村字畑寺。
 本尊藥師如來。座像三尺。行基の作。孝謙帝勅願所。空海暫く止錫の地なり。
 熊野山石手寺(五一番) 同 道後村字石手。
 本尊藥師如來。行基の作。二王は運慶の手に成る。大師の傳中衛門三郎玉の石により名高き寺なり。茶堂の本尊は大師。
 瀧雲山太山寺(五二番) 温泉郡和氣村字太山寺。
 本尊十一面觀世音。行基の作。大師尊信止錫の地にして、聖武帝御建立。地方にて千有餘年の建築として今日に見るを得るは本寺のみなり。
 須賀山圓明寺(五三番) 同 同 字和氣濱。
 本尊阿彌陀如來。行基の作。空海巡錫の時の遺蹟。厄除大師・青木大師等延命寺に至る道中にあり。
 近見山延明寺(五四番) 越智郡乃間村字阿方。

別 本尊不動明王。行基の作。大師止錫の寺。
 宮(五五番) 同 日吉村字別宮。

別宮の南光坊又金剛院光明寺ともいふ。本尊大通智勝。佛は行基の作なり。文武帝の時越智の宿禰大島の神を勧請せしものなるも、本地垂迹の説より本地堂を建て、本堂とし、神社と寺とに分たるに至る。空海留錫願る教化に罷めし處とす。

金林山恭山寺(五六番) 越智郡日高村字小泉。
 本尊地藏菩薩。二尺四寸。空海の作。仁明帝の勅願によりて大師の開基建立なり。
 府頭山榮福寺(五七番) 同 鴨部村字八幡。
 本尊阿彌陀如來にして此寺又八幡宮と稱す。登山凡三町八幡宮の鎮座あり。其本地佛寺たるなり。空海錫說法の地なり。
 佐禮山仙遊寺(五八番) 同 清水村佐禮山。
 本尊千手觀音。天智天皇勅願建立。大師尊信厚かりしと。
 金剛山國分寺(五九番) 越智郡櫻井村字國分。
 本尊藥師如來。行基の作なり。聖武帝の勅願所にして伊豫の國分寺なり。大師尊信殊に深し。
 佛光山横峰寺(六〇番) 周桑郡千足山村字横峰。
 本尊大日如來。非常の難所故前札所とて小松町に佛生山清樂寺と云ふあり。茲より平地五十町三芳村に至り、更に百五十町の峻坂を攀づるを要す。貞觀當時の如き殆んど人跡の達し能はざりし所たりしと。
 檜檀山香園寺(六一番) 同 小松町字南川。
 本尊大日如來。空海巡錫し檜檀の木を以て刻みしものにて山號も亦之より出づ。
 天養山寶壽寺(六二番) 同 字新屋敷。
 本尊十一面觀世音並に前面に安置されたる千手觀音共に空海の作にして、本寺を一に觀音院ともいふ。聖武天皇の勅願の建立たり。當國寺院中古き伽藍なりと。
 密教山吉祥寺(六三番) 新居郡水見村字水見。
 本尊毘沙門天にして、茲より南一町に柴の井あり。空海來錫の際其傍にありし。檜を以て刻みしと。座像にして毘沙門天の本尊を安置せるは四國中唯一なりと云ふ。
 石槌山前神寺(六四番) 同 神戸村字州の内。
 本尊阿彌陀如來にして空海の作と雖も定かならずと。七里登山して奥の院あり。其本尊は釋迦如來にして役の行者の作

由靈山三角寺(六五番) 宇摩郡金田村三角寺山。
 本尊十一面觀世音は六尺二寸の立像にして空海の作なり。境内三角形の護摩壇は大師護摩の秘法を修せし跡にして、寺中又丈八の地藏尊を安置す。茲より五十八町の深溪に入りて奥の院あり。金光山仙龍寺と云ふ。本尊は即ち弘法大師にして四十二才の厄難を除んと祈願彫刻されし影像なりと傳ふ。

十 石 鎚 山

尋地卷 二 第一 四國地方一

愛媛縣の東部周桑・新居・上浮穴三郡の境上に在り。
 高さ一千九百二十米、峻峰巍然として四國山脈中に聳れ道前・道後の平野を睥睨す。
 山頂に縣社石鎚神社あり。石土昆古神を祀る。
 毎年七月祭典を舉行し白衣の信者縣下各郡より登山し、遠く中國地方よりも登山するものあり。神徳四方に治し。松山市より普通二泊乃至三泊にて往復することを得。
 此山に登るに三道あり。一は上浮穴郡大味川村よりし、一は新居郡よりし、他は周桑郡よりす。此等の登山道は石鎚神社(遙拜所)祭典所たる常住(地名)に合す。

信徒は先づ常住に參拜し、之より篠笹の簇生せる處を峰傳ひに登ること二里許にして夜明と云ふ所に至る。此地は參詣人の夜の明くるを待ちて絶頂に至る所なるを以て此名あり。夫より一の鎖とて鐵鎖を掛け是に縋りて登る。長さ十七尋之を登りて十町許にして、長さ三十三尋ある二の鎖を攀ち、尙三四町にして三の鎖に達す。長さ七十七尋、之を登り盡せば即ち絶頂にして唯岩角屹立して土砂なく、岩間僅に高山植物の萎小なるが生せるのみ。
 天晴れて霧なき時は、東は讃岐の山海、南は土佐の諸郡より南海の渺々として際涯なきより、西は九州豊後路、北は藝備の海山を見はらし、眺望云ふばかりなく山中又奇勝多し。東北に瓶が森山あり。一に古權現山と稱す。往古は石鎚神社此山頂にありしが後、今の處に移したりと云ふ。

石鎚・流が森の二山は松山より望む時は東方に位し、石鎚山は南に流が森山は北に相並びて恰も摺鉢を伏せたるが如く、其南嶺の北角稍高く見ゆる處即石鎚山の頂上なり。

十一 松 山

尋地卷 二 第二 四國地方二

本縣の中央部を占むる道後平野の稍北部にあり。
 市の中央に丘陵あり。松・杉・椎・樟等密生して鬱蒼たり。山頂の古城巍然として古の面影を今尙存し、茲に市設公園を開置せり。山の高さ海拔四百三十五尺餘、西麓に歩兵第二十二聯隊兵營地を圍める壕あり。其延長二十町、幅二十間なり。市街は丘陵を圍繞し、城山の北西に當る街部を古町と稱し、東南の街部を外側と稱す。

市の南境に石手川の支流あり。市に屬するもの十町餘、流末は重信川に合し西流して海に注す。
 石手川の支流にして市街を通ずる二小川あり。一を中の川と稱し市の南部を西下す。他を大法寺川と稱し市の北部を西下す。共に市の西部に於て合し、末流は三津ヶ濱町の北境をなして海に注す。
 市は海を距ること一里十餘町、汽車・電車の便により僅かに三十分時を出ずして高濱・三津ヶ濱の兩港に交通することを得。
 面積〇、二六方里、周圍二里十二町、東西二十町、南北二十一町。
 一萬二千四百五十八戸(四十四年度末) 四萬六千九百二十四人(同)。

主なる官衙

名	稱	位	置	名	稱	位	置
愛媛縣廳	廳	一 番	町	松山市役所	所	出淵新町一丁目	町
温泉郡役所	役所	一 番	町	松山地方裁判所	所	一 番	町
松山區裁判所	裁判所	一 番	町	松山警察署	署	出羽町一丁目	町
松山稅務署	稅務署	壹町三丁目	町	松山郵便局	局	三 番	町
歩兵第二十二聯隊	聯隊	壕の	内	松山聯隊區司令部	司令部	壕の	内
松山憲兵分隊	分隊	西堀端	町	專賣局松山製造所	製造所	出淵町一丁目	町
松山測候所	測候所	持	田				

學

名	稱	位	置	名	稱	位	置
松山高等小學校	小學校	二 番	町	松山第一尋常小學校	小學校	二 番	町
松山第二尋常小學校	小學校	木屋町一丁目	町	松山第三尋常小學校	小學校	南八坂	町
松山第四尋常小學校	小學校	喜 與	町	松山第五尋常小學校	小學校	藤 原	
松山工業徒弟學校	學校	二 番	町	松山城南商工補習學校	補習學校	二 番	町
松山城西商工補習學校	補習學校	木屋町一丁目	町	愛媛縣師範學校	師範學校	府中町一丁目	町

愛媛縣師範學校附屬小學校	府中町二丁目	縣立松山中學校	二番町
縣立松山商業學校	持田	縣立松山農業學校	持田
縣立松山高等女學校	末廣町一丁目	私立北嶽中學校	味田
私立松山女學校	二番町	私立濟美女學校	藤原
私立崇徳女學校	西堀端町	私立松山技藝女學校	出淵町二丁目
私立盲聾學校	二番町	私立松山幼稚園	港町四丁目
私立松山常盤幼稚園	宮古町		
圖書			
名	位	名	位
行	番	社	番
株式會社五十二銀行	三番町	株式會社愛媛縣農工銀行	二番町
株式會社松山商業銀行	末廣町二丁目	株式會社伊豫農業銀行	紙屋町
株式會社松山貯蓄銀行	三番町	合名會社大野銀行	港町二丁目
合名會社仲田銀行	本町二丁目		
名	位	名	位
社	番	社	番
伊豫水力電氣株式會社	榎町	伊豫鐵道株式會社	久保町
松山電氣軌道株式會社	一丁目	松山紡績株式會社	味酒
松山米穀取引所	末廣町二丁目	松山織物株式會社	松前町五丁目
伊豫電力織布株式會社	南江戶	愛媛新報株式會社	港町四丁目
海南新聞株式會社	小唐人町二丁目	伊豫日々新聞社	西堀端町
松山醬油株式會社	松前町二丁目	松山瓦斯株式會社	味酒
伊豫製氷株式會社	久保町		
工場			

名	位	名	位
稱	置	稱	置
松山紡績株式會社	味酒	伊豫電力織布株式會社	南江戶
岡酒造合名會社	本町四丁目	田内機織所	豐坂町二丁目
佐伯機織所	南八坂町	喜良局栗田擔當工場	南京町
森松專賣局場外作業工場	西堀端町	愛媛新報株式會社	若町四丁目
海南新聞株式會社	小唐人町二丁目	松山向陽社	榎町
名	產	名	產
稱	額	稱	額
伊豫新油	七五四、一二四反	清酒	五五一、七六〇升
醬油	六、〇〇〇石	指揚物	九、〇〇〇、〇〇〇枚
麻裏草履	二五〇、〇〇〇足	綿糸	二七、五〇〇個
菓子	二、四五〇、〇〇〇斤	染物	二四三、二〇五貫
足袋	四五〇、〇〇〇足	麥	三七、五〇〇反
米	二、八六九石	名	產
柑橘類	一一、四〇〇貫	稱	額
名	入	名	出
稱	額	稱	額
最近十年間平均額	一三七、七二六、七二七厘	出	(四十五年度即大正元年度豫算)
市	八四、三九五、七五六厘	出	一三七、七二六、七二七厘
の十六日櫻・岩鬼の清流・湧ヶ淵の懸瀑・星の岡の古戰場・梅津寺濱の眺望・伊靈の薄墨櫻・道後温泉・白猪の瀧等なり。		出	七八、八七一、五六六厘
道後温泉			

松山市の東北半里程にして道後山の麓にあり。電車の便により十分にして至るを得。此處は神代に於て發見せられ神代に於ては鶯の湯と云へり。景行天皇を始め奉り皇八坂入姫命・仲哀天皇・皇子鹿戸・舒明天皇・齊明天皇・皇太子中大兄・皇子大海人の御幸ありて其名高くなりて伊豫の湯と呼ぶ。又何時の頃よりか道後温泉と稱し來れり。近くは東宮殿下の行啓あらせられ給ふところなり。近年浴室の改築ありて浴客常に多し。

◆道後公園

松山市の東北半里程にして道後町に達す。町に接して南方にあり。建武中河野通治肇て茲に築城す。河野氏滅亡、天正十六年福島正則居城後移封、慶長八年加藤嘉明松山を領するに及んで廢城となる。外壕尙残りて藍碧の水を湛へ戦國の當時を偲ばしむ。明治十九年縣公園を茲に開置す。

◆十六日櫻

温泉郡御幸村大字山越櫻谷にあり。毎年陰曆正月十六日には必ず開花する奇樹なれば此名を得たり。昔山越の里に名を吉平と呼ぶ翁あり。或時病床にあり。最早命且夕に通ると云ふ時、其子に向ひ、最早世に望みなければ唯櫻花を見ずして死することの口惜しと云ひたるを、其子一夜櫻樹の下に祈願せしため夜中花咲き爲めに病も癒ゆるに至るごあり。

◆伊臺の薄墨櫻

温泉郡伊臺村大字下伊臺西法寺に在り。市を去る東北約一里。西法寺は延曆十一年桓武天皇の御宇一條院宮の建立にして、治承元年火災に罹り堂宇灰燼し、後壽永元年國守河野通有御監を再建す。此寺に名櫻あり。薄墨櫻といふ。櫻花薄墨色に見ゆ。昔勅使立ち薄墨の繪旨を下し給ふことありと云ふ。火災ありしたため舊記焼失し、寺の由緒并に櫻の由来を調するに由なし。

◆梅津寺濱

温泉郡新濱村にあり。市を去る西北約一里餘、弓形をなす。砂濱青松と相映じ後に山を負ひ前に伊豫の小富士あり。山影を藍碧の海水に撮し四十島其間に横はりて急駛せる潮流の奇巖を囀む所、綠滴らんばかりの翠松岩頂に傾けり。沿岸遠淺にして波靜かに清澄なり。支那の雪摩居士此地の風光彼地の梅津に似たるを愛し、寛永二年此濱に堂宇を創建し梅津寺と名づく。世人此地を稱して梅津寺濱と云ふ。近來海水浴場の設備整ひ市民の遊覽地となる。

◆湯ヶ淵

温泉郡湯山村字末にあり。石手川の上流にして市を去る東方約二里。川の兩岸は巖石突兀老松枝を交へ、水は懸りて瀧となり落ちて淵となる。飛沫散して溪谷を濕す。水勢凄まじく風景絶勝なり。溪水は水力電氣の原動力となる。

◆岩窟の清流

温泉郡湯山村大字溝邊にあり。石手川の上流にして市を去る東方約一里。巨岩川を横斷し水は懸りて瀑となり、水底の岩石は浸蝕されて川底深く低落し、懸崖相對し屏風を立つるが如し。川中には奇岩怪石兀々として高低參差す。水は激して沫を飛ばし廻りて清流となる。風景絶佳なり。

◆白猪及唐岬瀧

温泉郡三内村大字河の内字間屋にありて市を去る東南四里。白猪の瀧は長四十八間、幅十八間にして、唐岬の瀧は長五十二間、幅十二間なり。共に秋葉紅を染めるのとき最も美觀を極む。道程の半は汽車の便あるにより觀瀑のため杖を茲に曳くもの多し。

◆舊跡

松山城 松山市の中央にあり。慶長七年正月加藤嘉明の築く所なり。寛永三年會津に移封せらるゝや、蒲生忠知代つて居城となす。後寛永十二年より維新前迄松平氏十五代の居城となる。明治七年公園地となりしが、二十一年陸軍省所轄となる。二の丸・三の丸は維新後焼失し、其跡は兵營にあてられしも天主閣は樹木鬱蒼たる山頂に屹立し、今尙昔の面影を残せり。明治四十三年松山市に借りて再び公園となれり。

星の岡古戰場 温泉郡石井村大字星岡にありて市を去る南方約一里。元弘三年河野家の一族得能通綱・土居通増と共に義兵を挙げ官軍に應せしかば、長門探題北條時直兵艦三百艘を以て當國に攻め來り星岡山に陣す。土居・得能等襲撃して大に時直の陣を破りし所なり。明治十七年其事を勅して山頂に星岡表忠之碑を建てり。

◆松山名所づくし

一、掬目出度いは松山の氷とけなん山越の辭世櫻も咲き初めて香りも吉田のさし桃や見渡す伊豫の小富士山浪に浮ぶや風早の腰折山や善應寺扱太山寺の御寺は眞野の長者が建たまふ扱又伊臺の御寺は薄墨櫻これ名所古跡といひて江戸山の姥櫻とて今も枝葉榮はし松の色々木木の宮や保免の名も天滿の勅使橋ここに今出と残されて建立ありし御寺は玉の御殿の金蓮寺光りを残す龍燈の松の榮をぞ目出たけれ扱其後の賑ひは花は櫻木人は武士河野の城跡よしやすの文字を残せし義安寺の石手の流前に川爰に螢の名所あり湯月の御社打過ぎて所鶯谷春は又櫻の林今ここに紅葉の秋に異ならず彼の唐土

の菊の水病を治する効能はほごりに立置く玉の石これぞ神代のしるしかや誠に目出度たふさふらひける

伊 豫 節

一、伊豫の松山名物所三津の朝市道後の湯音に名高い五色ぞふめん十六日の初櫻吉田さし桃小かきつばた高井の里のていれざや紫井戸の片目餅薄墨櫻や緋の蕪ちよつと

沿 革

市の起源は今を去る三百餘年前慶長八年加藤嘉明、本縣伊豫郡松前城領二十萬石より移封城市を開きたるに始る。寛永三年會津に移封せらる。

寛永四年蒲生忠知封を襲ぐ。治城八年にして京都に客死。嗣なくして城邑を沒收さる。

寛永十二年九月松平定行十五萬石を以て伊勢國桑名より遷り、世襲十五代居城地として著はる。

明治維新の際百段の制度釐革せられ尋て同四年廢藩置縣となり松山縣を置かれ、本市は第五大区に屬す。後原鐵縣と改め更に同六年愛媛縣と改稱す。

同九年七月第十三大区と改め、更らに之を三十六小區より五十小區迄の十五の小區に劃せられ、戸長の管轄區域を設けたり。

同十二年十二月郡區改正により各町を東、西、南、北の四組に分ち各組に戸長役場を置き、又同十四年七月第一組より第九組に分たれしが十八年一月改めて四の役場となせり。

同二十二年十二月市制實施に際し各組合町の外附近持田村・中村・味酒村・立花村の部分を分割して市に編入し、之を合併して松山市とし、同二十三年四月一日市役所を開廳せり。爾來市の發展に伴ひ市域擴張の必要を生じ、同四十一年四月より朝美村大字味酒全部、同村大字南江戸の一部、雄祥村大字春日全部、同村大字藤原の一部、素爲村大字立花及中村の一部、道後村大字一萬、大字道後、大字持田の名一部を本市に編入し、自治の實績逐年進歩の傾向あり。

十二 伊 豫 紵 (關係教科書同前)

一、伊豫紵の沿革

伊豫紵の開祖にして高機發明を以て知られたる菊屋新助翁の出でたる頃(光格天皇・家齊時代)即ち今より百餘年前文化年中鍵谷カナ女伊豫紵を創始せしなり。

鍵谷カナ女は元伊豫郡垣生村今出(現今温泉郡に屬す)の人にして、幼少の時より頗る伶俐、特に手技に長せり。或時讀岐金刀比羅宮に參詣の途次、某國人の紵織を着たるを見て深く之を愛好し、家に歸りて後木綿糸の處々を括り青草の汁を搾り

藍に代へて之を染め地機と唱ふる織機に巻きて試験せしが、頗る其意に適ふものを製作し得るに至れり。依つて之を近郷に傳習し、漸次一村一郷に及び盛に織り出すに至れり。其後斯業の技術は世の變遷に伴ひ年を追ひて進歩せり。

明治十二年に至り粗製濫賣の弊を防がんが爲め協會なるものを創立し、問屋・仲買商との間に規約を結び問屋に於て賣買するものは悉く會社の検査を受けることとせり。次で松山協會社と改稱し之が經營に努めたり。

明治十九年四月有志相謀りて伊豫織物改良組合を組織し諸種の規約を設け、明治二十年四月より之を實行するに至り、爾來當業者は非常の苦心と誠意とを以て其局に當り拮据經營の効空しからず、漸次其聲譽を擧ぐるに至れり。

明治三十年法律第四十八號及同三十三年法律第三十五號の發布に際し、法律の下に純然たる同業組合を組織することとなり。組合の基礎確立するに至れり。

其後改良に改良を加へ發達隆盛に赴き今日に至れり。

二、産 地

愛媛縣 松山市・温泉郡・伊豫郡の一市二郡。

三、特 色

大改良の結果染色は純良なる正藍を用ひて堅牢に染め上げ、地布緻密・柄模様鮮新・長尺物の緋部漂白の完全純潔、價格低廉なるを特色とす。

四、販 路

京	阪	中	國	九	州	四	國	北	陸	東	北	關	東	關	西	海	外	計
二〇	七	一五	三	八	三	二五	一八	一	一〇〇									

五、製 造 戸 數

八千四百七十六戸にして、職工の數十萬人を越ゆ。

六、年 産 額 及 價 額

年 次	産 額	價 額
明治二〇年	四一一、一一五	三三三、八二五
同 二一年	五九二、九一六	四五八、九一六
同 二二年	七〇四、四一七	五四〇、九九二
同 二三年	五三七、七〇八	三九六、八二八

同	二四年	八二三、一一七	六二六、三九二
同	二五年	八五四、二二六	六三五、〇一三
同	二六年	七七〇、六四七	五四〇、二二三
同	二七年	七二九、七七一	五八三、〇八二
同	二八年	九六七、一九八	八四二、四二九
同	二九年	一一〇八、五八三	一一一五、五二四
同	三〇年	一〇七一、七四六	一〇五六、一四八
同	三一年	一〇四八、三七七	一〇七七、四〇四
同	三二年	一一五九、五一	一、五〇四、一八〇
同	三三年	一〇七六、七〇〇	一、二二八、九八六
同	三四年	一九四、二九六	一、五五四、〇八一
同	三五年	一五六〇、九〇五	二、一四二、六四〇
同	三六年	一四七五、九〇〇	一、六四八、六八五
同	三七年	一四六九、九二〇	一、五〇四、六五二
同	三八年	二、四七七、八〇〇	三、二二八、九四二
同	三九年	二、五一九、〇〇〇	三、三〇七、一五一
同	四〇年	二、一一二、六二六	二、九一一、〇八五
同	四一年	一、九〇八、二五一	二、五五六、七二二
同	四二年	一、七九七、三八四	二、五三〇、三〇〇
同	四三年	一、六二五、八二一	二、一一二、一一一
同	四四年	一、六四五、四七〇	二、一六〇、九〇三

七、製造順序

1 原 絲

原絲は主として縦に紡績二十番を、横に同じく十五番若くは十六番を使用す。此外特種の目的に用ふるため三十二番諸撚絲等を使用することあり。

2 準備行程

イ、精練漂白

縦拵及横拵を製する準備として先づ行ふべき行程は、原絲を釜に入れ「稀アルカリ性」の液とするために釜中へ少許の炭酸ソーダを入れ煮沸するにあり。斯くすれば綿絲の不純物たる樹脂質及油等の附着物を除去し、漂白粉カルキ液に浸して純白なる糸となす。之を乾燥して次の行程に移る。

ロ、繰返し

手繰器を用ひて綿絲を繰返す。

ハ、整 經

經臺を用ひて整經を行ふ。

ニ、縦 拵

其整經したるものに墨絲なる標準絲を添加す。墨絲とは拵となるべき部分を黒にて顯はしたるものにして、此部分を拵にて繰り防染するなり。

ホ、横 拵

横拵にも整經したるものに種絲なるものを附加す。種糸とは拵になるべき部分を墨にて示したるものにして、此墨の部分を荒拵にて繰り防染するなり。

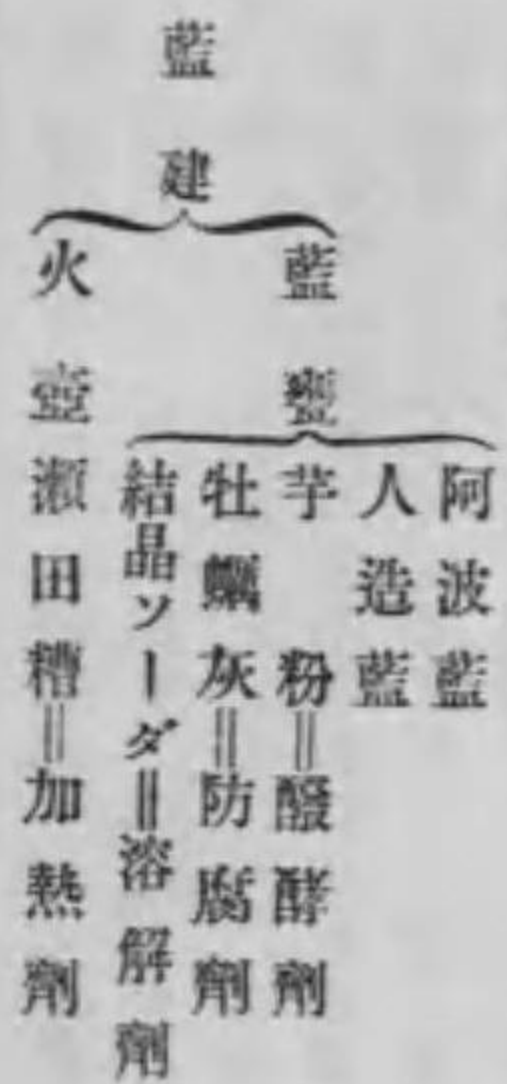
ヘ、防 染

墨糸を施して經たる縦拵及種糸を施して經たる横拵は何れも伸張し置き、荒拵なるものを以て墨の部分固く絞るなり。然すれば絞られたる部分は防染せられて白色の部分即飛白となる。

3 染色

イ、藍の種類

染色は凡て正藍染にして阿波藍及人造藍の割立法なり。而して阿波藍は阿印及玉印の兩種を、人造藍は純藍及ビニョアの兩種を用ふ。



以上は藍建に用ふる諸物品にして芋粉の醱酵作用により、阿波藍及人造藍中に含有する不溶性の青藍なる色素を溶解性の白藍となし使用に供す。其醱酵作用の適度を得るために防腐劑として牡蠣灰、加熱用として瀝多槽を用ふ。

豫め準備されたる綿糸を竹にかけ藍液に浸し充分に之を吸収せしめたる後、能く絞りにて空気に曝せば纖維中に吸収したる白藍は酸化して青藍に變ず。爰に於て更に其綿を藍液中に浸し且絞りにて曝すこと數回反覆すれば所要の紺色に染むことを得、後水洗して乾燥す。

4 機

イ、糊 付

經糸は綜統及成を通過する故糊付を施し充分摩擦に堪ゆる様せざるべからず。而して用ゆる糊劑は小麦粉にして、其糊付法は小麦粉を少量の水に溶かし沸騰したる水を加ふれば糊狀となる。此の液に糊付すべきものを浸し、絞り機械にて絞り捌きたる後乾燥す。

ロ、箱

縦糸は縦新及縦地なる二の部分より成り立つ。此の緋の部分と地の部分を適當に排列することを割込と稱し、荒畔機を用ひて所要の整列を作り、後巻臺機によりて長方形の箱に巻き附く。

ハ、横 取

染色乾燥したる横緋は整經の有様となり居れり。之を總の有様に變ずるには横取器を用ふ。斯の如くにして總に取りし横緋は色の合ふ可き横地と共に十反又は五反ぐくりとす。

ニ、織 成

高機なる機にて織成するなり。

5 經

イ、職 營

職工に二種あり。一は工場へ通勤するもの、他は自宅に於てなすもの之なり。染工・經横・經手・織手等は前者に屬し絲練手・緋綾手・横取等は後者に屬す。

ロ、製 造 家

製造家とは總絲商より原絲を買ひ入れ職工を役使して緋製造の準備を施して、之を總染業者に渡して染色を行ひ製織の準備を行ひ出機するの謂にして、大製造家は總染業を兼業することあり。而して織成されたる緋は仲買若しくは細小賣に

賣込む。

十三 愛 媛 の 鹽

高地卷 二 第十一 產 業

製鹽業は瀬戸内海に面せる新居郡・越智郡を主とし、その他温泉・北宇和・伊豫・西宇和の諸郡にも亦多少の産額あり。然れども本縣の製鹽業は年と共に其の産額降下するの傾向を有す。

郡 別	產 出	高	產 額
新 居 郡	一四、〇九四、四四〇		一四八、九五八
越 智 郡	一一、九三六、三五〇		一二九、二五三
温 泉 郡	一、八七六、六七〇		二二、四〇四
北 宇 和 郡	三二八、二八〇		三、三〇八
伊 豫 郡	二二一、八四〇		二、六三一
西 宇 和 郡	一四七、四〇〇		一、四七四
計	二九、六〇四、九八〇	高	三〇八、〇二八

年 產 出

明治四十一年度

明治四十二年度

明治四十三年度

五六、七六三、一〇七

二九、三六六、二四〇

十四 愛 媛 の 紙 (關係教科書同前)

從前の伊豫紙と現今の伊豫紙 愛媛の和紙の名は從前三百餘年の歴史を有し、且つ聲名を天下に博したりし喜多郡の大州半紙と、東宇和郡野村に産する仙貢紙によりて知られたりしも、その産額たるや實に微々たるものなりしなり。然るに近年伊豫紙の聲價年と共に高く其の産額に於ても岐阜縣を凌駕し、高知縣に亞ぎて全國第二位を占むるに至れり。

然して斯く異數の發達をなせし所以のものは、僅々三十餘年間に於て一萬四千の戸數を有せる一字摩郡の同業者が熱心に斯業の改良進歩の實を擧げし結果にして、現今一字摩郡の年産百五拾萬圓を超ゆ。本縣の和紙は今やこの一郡の生産額によりて

左右せらるると言ふことも過言にあらざるなり。

郡別	品目	年産額
宇摩郡	伊豫改良半紙・伊豫奉書	一、六五七、九二八
喜多郡	大州半紙	一三八、六二六
東和郡	野村仙貨紙	一五二、九四四
温泉郡		一六八、三〇〇
周桑郡		一一〇、三八五
備前	品目は重なるものなり	
本縣年産額		二、一五二、三三七

(四十一、四十二、四十三年度平均額)

販路

大部分は大坂商人の手に渡る。然れども近時直接取引をなして關東・九州・北海道等に販路を開きつゝあり。又遠く朝鮮・支那英米地方に迄輸出する向もあり。全國郵便局は勿論朝鮮總督府使用の複寫紙の如きは全部宇摩郡産の伊豫紙に其の供給を仰ぐと云ふ。

十五 藤原純友

尋歴卷一 第十四 朝臣の榮華と武士の起 高歴卷一 第十一 朝臣の榮華と武士の興起

藤原純友は權中納言長良の曾孫にして大宰少貳良範の子なり。初承平年中海賊の南海に起るや、朝廷紀淑人を伊豫守に任じ之を追捕せしむ。純友時に伊豫椽たり。又追捕の事に従ふ。既にして賊徒平定せしも、純友は異謀を蓄へ承平四年任滿つるも還らず。海賊を集めて南海・山陽二道を劫掠し日振島に居る。將門反するに及び、純友潛に京師を犯さんと謀り密に兵を遣して都下に火を放つ。備後介藤原高藤して之を知る。京師に詣りて之を奏せんと欲し、天慶二年十二月妻女を携へて途に上る純友之を聞き子高を追ひて攝津の須岐驛に至り、子高父子を慘殺して其妻を奪ひ併せて播磨介島田惟幹を殺せり。朝廷大に驚き固關使を諸國に遣し、純友を招諭し之に授くるに從五位下を以てす。されど純友猶悛めず。反りて官軍に備ふ。

讃岐介藤原國風往きて之を討ち、利あらず。純友進みて讃岐の國府を掠め火を放ちて去る。國風遂に淡路に走り變を京師に報じ、兵を聚めて讃岐に還れり。

東國既に平ぐ(天慶三年二月將門誅せらる)と雖も南海未だ定まらず。純友勢益猖獗にして此年(天慶三年)八月再讃岐・伊

豫に寇し、進みて山陽道を犯し、十月更に進みて太宰府を陷る。

朝廷左近衛少將小野好古を追捕使長官となし、太宰少貳源經基を次官とし、右衛門尉藤原慶幸を判官となし、右衛門志大藏春實を主典となし、播磨・讃岐に分遣し戰艦二百餘艘を賦して之に遣ふ。官軍未だ至らざるに賊將藤原恒利・藤原國風に就きて降りしかば、國風・恒利に命じて先導となし、精兵を以て掩撃す。賊將爲に潰散せしかば國風兵を分ちて陸路を斷ち、輕舟を遣りて賊を索めしめしに風濤暴かに起り賊の所在を失せり。

四年五月純友遁れて太宰府に至りしに、府兵之を禦ぎて利あらず。純友進みて府に入り累代の財物を掠奪し、火を放ちて府を燒き其勢復盛なり。

是月朝廷更に參議藤原忠文を征西大將軍となし諸軍を總べて之を討たしむ。忠文未だ發せざるに好古陸路に由り、慶幸・春實海路より、共に筑前博多の津に赴く。賊力を盡して拒ぎ戰ふ。戰艦にして春實祖して髪を振り短兵を執りて奮呼して賊を衝く。恒利等之に繼ぎ大に賊兵を屠る。賊更に船によりて若戰す。我軍火を放つて賊船を燒き、その驚き潰ゆるに乗じて大に之を破り賊船八百餘を取る。賊の焚溺するもの甚だ衆し。純友身を以て免れ單騎逃れて伊豫に還りしに、警固使橋遠保射て之を殺せり後賊の餘黨佐伯是基を日向に擒へ、桑原生行を豊後に、藤原文元を播磨に獲、三善文公を但馬に斬り、南海の亂全く平定せり時に天慶四年六月なり。遠保・純友の首を斬り直ちに京師に傳ふ。

附記

- 1 大鏡・神皇正統記等の諸書將門・純友相共謀して事を東西に擧げたるものなりとなせども、思ふに、東、西同時に起りしより時人皆豫め通謀せるならんと推察せしなるべく、其臆測やがて是等の諸書によりて傳はりしなるべし。
- 2 紀淑人伊豫守に任せられ海賊追捕のことに赴く以前に、純友既に海賊の張本小野氏彦と共謀し其の群中に投じ居りしなりとの説あり。或は確説ならんか。
- 3 橋遠保が純友を得たる地は史に明載せざれど、遠保が宇和郡に居住せし事東鑑に見ゆれば、純友も宇和郡に止住しける故此所に逃歸して遠保誅せられしものならん。又一説には、温泉郡久枝村なりとの説をなすものあり。
- 4 日振島は三浦半島(伊豫國北宇和郡)の西戸島の西南約三海里にあり。奇形の島嶼にして奇形の島嶼にして面積三分の一方に過ぎず。此島昔より魚類多し。殊に鱒を夥しく網引して干鰯となし諸國に商ふ。其利計るべからず。

十六 土居通増及得能道綱の勤王

尋歴卷一 第二十 元 寇 高歴卷一 第十七 北條氏の滅亡

土居通増・得能通綱は共に伊豫の人なり。土居氏は河野通信の子通久の裔、通有の弟通成に出づ。通成は久米郡石井郷土居に

居る。(現今温泉郡石井村大字南土居)依りて土居孫九郎と稱す。實に土居氏の祖にして其子は即通増なり。得能氏は河野通信の子通俊に出づ。通俊桑村郡得能を領し常石城に居る。(現今周桑郡徳田村大字得能)實に得能氏の祖なり。通網は其裔なり。共に元弘の忠臣として知られ、明治の聖世に至りて爵位の榮を蒙る。(明治十七年四月十日)兩氏の累系左の如し。

土居氏累系 通 久一 通 綱一 通 有 通 盛(武家方)
通 成(土居氏の祖)
通 増(宮方)

得能氏累系 通 俊一 通 秀一 通 純一 通 村一 通 綱(宮方)

元弘中義兵を擧げて官軍に應せしかば、長門探題北條時直兵鑑三百艘を率ゐて攻め來り、星の岡(松山市の南方約半里、温泉郡石井村大字天山にある小丘)に陣し官軍に應ずるものを追捕す。同三年三月十八日通増・通網等其不意を襲撃せしかば、時直大敗し纒に身を以て遁れ今治浦に至り小舟に乗じて逃げ去れり。是に於て四國の兵悉く來り屬す。通網乃舟を具し將に進んで京師を復せんとす。たま／＼諸軍已に京師を收め車駕宮に還らんとす。通増・通網乃兵庫に迎謁し之に感従す。

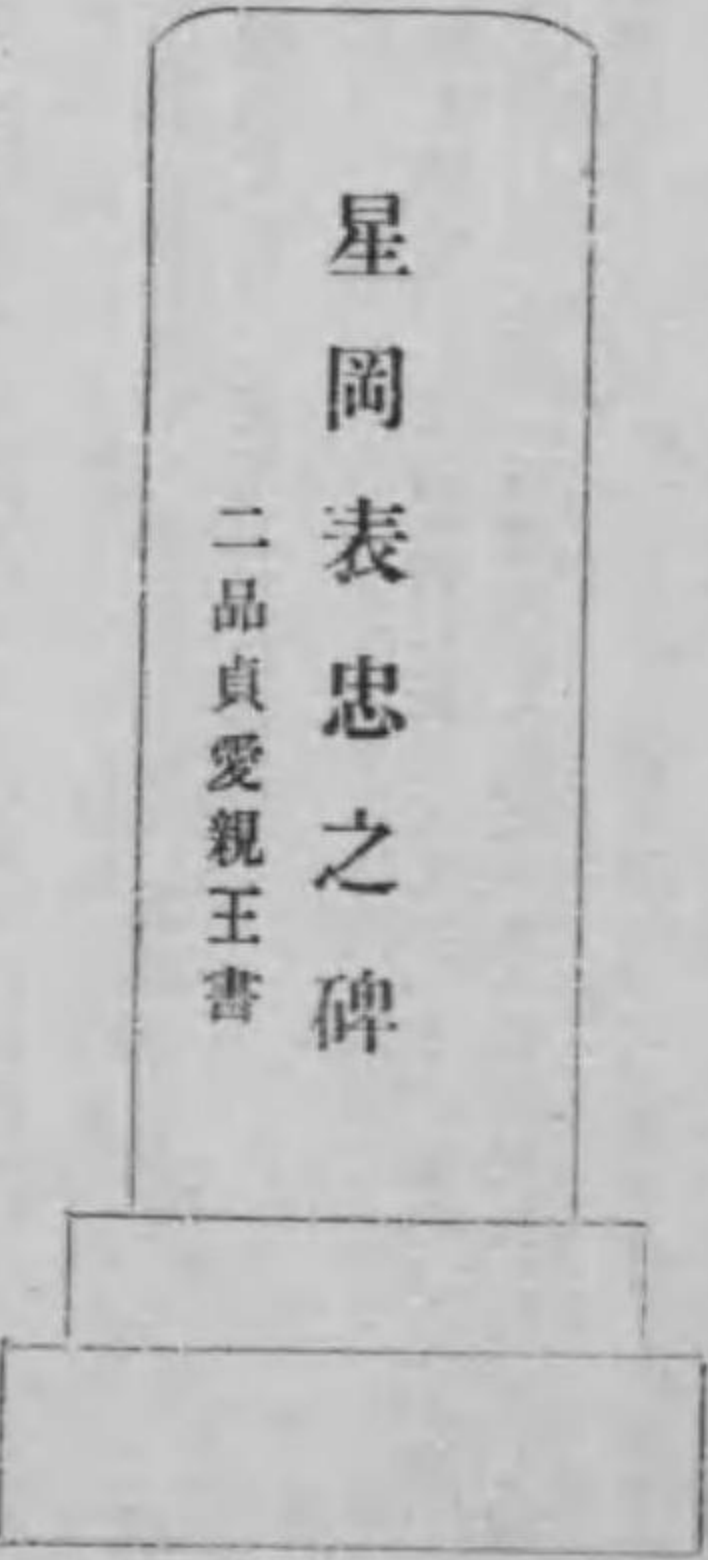
時に北條氏の遺黨赤橋重時・伊豫立烏帽子城に據る。通増・通網討つて之を平げ、尋で伊豫に還る足利尊氏京師を犯すに及んで通増・通網戰艦三百餘艘を發し入援し、足利直義と豊島河原に奮戦して之を走らす。尊氏再關を窺ふ。通増・通網之を防ぎて利あらず。駕に隨つて延暦寺に往く。新田義貞・皇太子恒良親王を奉じ往いて北國を經略す。通増・通網族通繩之に從ふ。通網・通繩三百餘騎を以て殿す。行いて鹽津に至り大雪に遇ひ遂に前軍と相失す。敵兵あり襲ひ來る。通網・通繩の士馬凍餒して戰ふこと能はず。乃衆と刀を抜き地に植ゑてその上に伏して死す。

通増は皇太子に從ひ金崎城に居る。城陷るの日、兵を率ゐてその一面を防ぐこと數時、劍を振り力盡き乃衆三十二人と共に自刃す。時に延元二年三月六日なり。

明治十七年五月、時の陸軍中尉仙波太郎氏等發起して星岡山頂に表忠之碑を建て永く其忠魂を表す。碑文左の如し。

建武中興之功臣楠氏新田氏北高氏固卓卓矣亞之者莫西海菊池氏南海土居氏得能若也得能氏名通網土居氏名通増並河野之族爲伊豫著五世祖河野通信爲國守護水久之役屬官軍軍敗諸陸與封除元弘之初龍駕還幸隱岐二氏慨然舉義徇國中國人皆附長門探題北條時直來擊二氏奮戰敗之星岡下時直僅以身遁二氏乃欲東攻六波發舟抵兵庫會車駕至自船山二氏乃護入京論功以通網爲伊豫守護水通信舊封任備後守通網任備中守北條族赤橋重時在伊豫誘河野氏支族據其國二氏旋討平之足利尊氏反逼京二氏入援尊氏次兵庫二氏擊走之尊氏再調兵至官軍拒之湊川二氏以兵一萬當直義十萬劇戰震天地而官軍不利復護車駕入叡山尋奉太子越北國賊兵要路土居氏戰死於鹽津得能氏達金崎亦戰歿于其城從兵皆死而子弟在國者猶守義大館氏明來

共謀恢復膺屋義助尋來督軍事不幸病歿當此時諸官軍或死或叛南風不競廷臣計其可倚信者先僕指土居得能以謂義心如鐵石終始不改節者二氏之族也後數十年新田義宗義治敗於上野無所容身晦跡來伊豫非二族忠勇義烈深信於天下安能至此其勳擧族王奕世無貳與楠氏新田氏無軒輊而張義聲於一方使南廷侍以強其意者尤與菊池氏同轍矣然而楠氏以下夙忝崇祀菊池廟食其土獨二氏不記功勳殆乎湮滅國人仙波太郎等謹此謀建碑表之同志者續々應之會
今上思二氏舊勳疑傳記舛乖名稱有謬命史臣攻嚴始審唱義者爲通網道増並褒贈正四位於是太郎等踴躍趨工且謂二氏之奏大功始於星岡卜地于此以表忠績因來乞文余余乃據朝廷所訂畧錄其事蹟以上諸石
明治十七年甲申五月



星岡表忠之碑
二品貞愛親王書

史館編修從五位 藤 野 正 啓 撰
愛媛縣士族 河 東 坤 書
發 起 人 陸軍中尉 仙 波 太 郎

松 田 通 博
吉 田 格 堂
鈴 木 安 職
石 工 鴻 田 佐 太 郎

十七 河野通有及河野通時

尋 歷 卷 一 第二十 元 寇

河野通有は伊豫國久米郡(現今温泉郡)石井村の人なり。通有の本國を立ちて九州に向ひし時、若し十年の間に蒙古攻め來らずば、我より異國に渡りて合戦すべしと起請文十枚迄も書き、氏神三島の社に詣り之を黒燒として自ら吞みたりと云ふ。此數年間時の至るを待ちしなるべし。

弘安四年、蒙古の來襲あるや通有の陣は石築地の外博多灣に面して幔幕一重を廻らし其後に築地を設けたり。これ敵を容易

に引き入れ一戦に勝敗を決せんとて、背後に築地のあるは味方の兵の逃ぐるを防がんが爲なりき。通有は如何にもして先懸せばやとて、伯父通時と二艘にて漕ぎ出で敵の大將の船を目掛けて敵船中に分け入りたり。味方の軍兵は之を見て河野には物が付きたるか云ひけれ共、通有は耳にも入れずひたすらに漕ぎ行きけるに、蒙古の兵之を見て難兵ごもは笑ひけるも、心ある者はあれを見よ、日本の武士はご不敵なるものはなし。其數萬艘の中に只二艘にては何事か仕出す可きぞ。夜の忍びわざと思はれず。若し降参にてやある。矢な射ぞ。ご知らぬ體にて見よごいひける處に、多くの船を押し分けて大將の船へ漕ぎ寄せたり。何事ぞご問ひけれごも我も彼も言葉通せず。怪みける處に通有は忽ち大將の船に輪をかけたれば、俄に驚き攻鼓を打ち立てて騒ぎ出せり。

蒙古の放つ矢に屈強の郎黨四、五人射斃され、通時さへ痛手を負ひ其身も石弓に左の肩を強く打たれ矢を引くにも及ばねば片手に太刀を抜きて帆柱を切つて敵船に寄掛け思ひ切つて打ち乗り、通時は長刀、通有大太刀にて一生懸命に切り廻り、勇戦奮闘、遂に敵の大將を生擒り歸る。

伯父通時は深手を負ひて船中に斃れ、通有も處々に疵を蒙りて後本國に歸る。通有の實子通忠は此年十四歳なりしが、父に従ひて戦功あり。何れも事平ぎて後恩賞感狀の沙汰ありたり。

十八 長曾我部元親の侵入、豊臣秀吉の四國征伐

尋歴卷 二 第三 戰國時代 尋歴卷 二 第五 豊臣秀吉
高歴卷 二 第五 戰國時代 高歴卷 二 第八 豊臣秀吉の海内平定

一、長曾我部元親の侵入

1 元親侵入以前に於ける伊豫の状況

伊豫には河野・宇都宮・西園寺の三家あり。細川・三好氏等の阿・讃の地を領して勢盛なるや、其讎を免るゝため、或は互に相争ふに當りては、或は大内氏に倚頼し、時には大友氏の援助を受け、又毛利氏に倚れり。

2 元親手を伊豫に出す

細川・三好氏等勢衰へて阿・讃の地紛擾す。此時元親土佐を一統し機に乗じて阿・讃に侵入するや、北伊豫の人心收攬に力め、河江城主東島采女を始として、金子傳六兵衛尉(備後守)・石川刑部大輔(石川備中守勝重)・其他馬立氏・新居氏・前川氏等をして河野氏を離れて長曾我部氏に従はしめたり。時に天正六年なりき。

3 元親の軍南豫に侵入す。

天正七年春元親は久武内藏助を總督として宇和・喜多二郡に侵入せしむ。河籠城主河原淵源八兵衛・西園寺家侍大將十二

家に河原淵殿となり降伏す。其他降附するもの多かりき。之より先に宇都宮豊綱(一説に元綱とあり)の臣菅田直之太洲に據りて元親に應ず。元其臣波川玄善をして之を援けしむ。此に於て湯月城主河野通直援を毛利氏に求めぬ。元就軍記によれば此時援兵として小早川隆景三津濱に来る。かくて元親は毛利氏と事端を生ずるを喜ばず。又宇都宮豊綱も菅田をして毛利氏と和し兼て河野氏と通ず。河野通直は來島通康・村上氏慶・因島吉充等をして兵三千戰艦三百を以て宇和島を経て土州奥屋に抵らして内城・目黒二城を抜くに至る。此に於て元親は一旦兵を班したり。蓋し毛利氏の後援を慮りてなるべし元親伊豫を定む。

4 元親伊豫を定む
此年夏元親再び精兵二萬を以て宇和・喜多二郡に入り三瀧・甲森諸城を陥る。久武内藏助總督たること前役の如し。宇和郡三間郷に於ける土居・金山・岡本・深田・高森等の諸塞に於て戦死し就中岡本城の戦には土佐軍の總督久武内藏助戦死したれども御莊越前守は對戦數月糧盡きて土佐軍に降附し、同年十二月に至りて宇都宮豊綱・西園寺公廣等相續で成を乞ひ、白木・土居・金山・岡本・高森・板島・岩井・森等の諸塞皆質を出して款を送れり。此に於て河野通直・來島通康等も亦一時成を行ふの止なきに至れり。

5 元親征路の方針
思ふに此時毛利氏が伊豫に援兵を出さざりし所以のものは、織田氏の中國征討ありて秀吉の已に來り攻むるによりて兵を他國に出すの餘裕なかりしならんか。

5 元親征路の方針
元親の河野氏に對する方針は直接之に迫らずして、先づ其四隣を征服し、孤立の勢に至らしめて其歸服を俟ちしものゝ如し。加ふるに元親は當時伊豫に於ける北伊豫十郡即ち宇摩・新居・周布・桑村・越智・野間・風早・和氣・温泉・久米を統治せる河野氏と、浮穴伊豫二郡に於ける宇都宮氏と、喜多・宇和二郡に於ける西園寺氏との分立を利とし、殊に河野・宇都宮二氏の争に乗じて其侵略を選ふせしが如し。南海道記によれば、長曾我部氏の四國統一は天正十二年に至りて略完成せしが如し即ち(前略)元親一度も馬を出さず家臣久武・桑名等に命じて幡多郡の兵卒を以て之を攻めしむ。是故に天正十二年までかぶりしなり。就中、伊豫中部は河野族世々の領地なるが、元親賢き謀を以て其家臣誘引し土佐方に屬せしめ、戦に及ばずして河野氏も人質を出して元親に降り、四國一統して元親其志を遂げたりとあり。以て揣摩し得べし。而して元親の侵略地に臨むや、決して暴虐ならず。秩序整然として人心を安堵せしめしなり。是れ元親のよく人心を收攬し得たる所以なり

二、秀吉の四國征伐

1 秀吉四國征伐の軍を起しし所以
四國の統一成りて元親上國の形勢を窺ふ。時に小牧の役起るや紀州雜賀の口徒大阪城の虛なるに乗じて之を襲はんとす其勢二萬と稱す。使をして元親の外援を求む。元親固より之を諾し、自ら出でて阿波の渡口に軍し其臣福富甚兵衛を紀州

に遣はし、又人を濱松に送りて井伊直政によりて意を徳川家康に通せんさせしが、秀吉家康の和成りて止みたり。秀吉の紀州を平ぐるに當りては元親兵を出して之を襲はんとす。群臣之を諫止し其臣谷忠澄を秀吉の泉州の陣に遣はして四國を得んと乞ふ。秀吉其土佐一國を領することを許し其他の三國を獻すべきことを命ず。元親應せず。此に於て四國征伐の軍起れり。時に天正十三年なり。

2 秀吉軍の部署

秀吉親ら岸和田城に出で、指揮す。

柴羽中納言秀長・三好中納言秀次六萬に將として阿波に進撃す。

宇喜多秀家・蜂須賀政勝・黒田孝高等讃岐を侵す。

毛利輝元四萬餘人を率ひ吉川元春・小早川隆景等伊豫に進む。

3 伊豫 征 服

毛利輝元備後の三原に在り。吉川元春・小早川隆景の二將新居郡(今は宇摩郡)天満浦に上陸し、途を分けて砲を放ち高尾城を攻む。城主金子傳兵衛(元河野氏の臣なりしが中途より元親に屬せし人)死守して戦ひしが遂に敗れて戦死す。此時の戦の激しかりしことは、土佐軍記に「中國よりも毛利三萬餘騎にて伊豫の新居宇摩に著き、夫より金子城へ押寄せ十日にして攻め落し、男女無で切にす云々」と見わたるによりて知らるべし。石川刑部の屬城帆柱架尾城を陥れ、讃岐の境なる備前城を攻む。かくて湯築城なる河野通直亦降りしが、秀吉其領を奪て通直遂に安藝の竹原に客死し、河野氏に滅亡するに至れり。而して來島・徳居氏并に十河存保は元親に屬せざりしを以て、共に其食邑を復することを得たりき。

4 元親秀吉に降る

かくて元親も遂に其敵すべからざるを知り、羽柴秀長によりて降り其三男津野孫次郎を質とす。時正に天正十三年五月なりき。元親其年十月大阪に到りて親しく秀吉に謁す。こゝに於て四國全く秀吉の麾下に屬するに至れり。

5 四國を諸將に分封す

阿 波 國

内 一 萬 石

讃 岐 國

内 二 萬 石

伊 豫 國

内 二 萬 三 千 石

蜂 須 賀 正 勝

赤 松 次 郎 則 房

仙 石 權 兵 衛 秀 久

十 河 民 部 大 輔 存 保

小 早 川 左 衛 門 佐 隆 景

安 國 寺 惠 慶

三十五萬石(一説に三十二萬石)
(後六萬石)

三 萬 千 石
一 萬 四 千 石

土 佐 國

6 小早川隆景と伊豫

隆景は河野氏の居城湯築城を州鎮とし國中に徇へて曰く當國は秀吉公より隆景に賜ふ所なり。國中の城持各退去すべし當家に陪從の望あらば扶助を加へん。公儀に訴訟あらん者は取次得さすべし。居を去らんと欲する者は路を開き與ふべしと。國中悦服せり。

7 湯築城の廢墟

小早川隆景は天正十五年封を筑前名島に轉せられ、福島正則十一萬石を以て湯築城に入りしが、同年其居を越智郡府中城に移しぬ。之より湯築城は永く廢墟となれり。

十九 中 江 藤 樹

尋 歴 卷 二 第 八 徳川綱吉新井白石

高 歴 卷 二 第 十 三 學問の復興と元祿時代

元和四年、藤樹年十一歳、祖父吉長に従ふて伊豫國大洲に至る。幼にして學止衆兒に異り、十一、二歳の頃、一日、食する時熟々思へらく、此れ誰の賜ふ所乎。一則父母、二則祖父、三則君。三者の恩以て須臾も忘るべからずと。又大學を讀み嘆じて曰く、天子より以て庶人に至るまで一、是に身を修むるを以て本とす。是ある哉と。是より鞠躬學に志す。

當藩風武をのみ推れ尙ひ、文を云ふ者なし。十七歳の時、會々京より一僧來り論語を講す。藤樹獨是を聴き、晝は以て武を講じ夜は以て書を讀み、文武共に熟練する所多し。後四書大全を得て深く之を修むと云ふ。

十五歳、祖父を失ふ。故を以て食祿百石を繼ぎて大洲侯に奉仕す。

二十餘歳、父の訃を得て慟哭すること甚し。近江に歸りて葬らはんとす。果さず。尙留りて學を勵み朱子の學派を奉じ四書を愛讀し聖人の格式態度盡く實踐躬行す。

藩侯門前を過ぐる時は必ず社袴を着し門前に出て居たること、其郡奉行を勤められし頃、公事訴訟ありて辭令を巧みにせんを豫て覺悟せる者、其面前に出づれば果すこと能はざりしことは、里人の語り傳ふる所なり。

在洲の間二回母を近江に歸省し、後同伴ひて大洲に歸らんとせしも許されず。三たび請ひて尙許されず。時に藩侯其弟を分封して新谷侯とし藤樹をして之に仕へしむ。

是に於てか、歸りて母に事ふること能はず。益々致任の念を起し其二十六歳の元旦、身魚が傳を讀み「樹欲靜而風不止子欲養而親不待」と云ふに至り、致仕を請ふ。數回なるも、侯其人と爲を重んじ且つ他藩に仕へむことを惜みて許さざりき。當時のこと現に大洲有志所藏の藤樹自書の書東に見ゆ。左に之を抄録せむ。

今度私御暇の義言上被成下候へば奉願候に付而傳左殿御同心被成種々御異見の段恭奉存候此中も如申上一には何れも如御存知二三年前より病氣に罷在候て次第に人なみの御奉公つごめがたき體迷惑に奉存候一つには古郷の母十年以來ひざり住居を仕罷在候私の外に母をはごくみ可申すも無御座又はよすがに頼可存ほどの親類も無御座候故四五年以前より漸々肌寒に及ぶ體に御座候間此地へつれこし可申と奉存去々年御理り申上向ひに參候處にも早こし罷寄又は病氣に御座候て里の内も自由にありき申事不罷成體に御座候其上女の義に御座候へば古郷をはなれ遠國へ參候事たごいうへ死仕候共成申間布旨申候故不及是非すて置罷歸候私義はやしなひ親共に四人迄御座候共三人には幼少にてはなれ申今母一人子一人の事に御座候其上母存生の内も今八九年の體に御座候條御暇申請古郷へ罷歸母存命の間は如何様のわざを成共仕養申し母相果て候て罷歸費様を頼存めしかへされ被下候て御奉公仕度覺悟に御座候此外聊存子細も無御座候私の儀に御座候條左様には思召間敷候得共若右申上處當座のかりごとにて眞實は身上をもかせぎ可申望にて申上かご御推量被成事も御座候はんと存此中も度々如申に左様の所存少にても御座候はゞ立所に天道の冥罰を罷蒙母に二度あひ申間敷候加様になげき申所御開届被成候而不便に思召候は能様に御取つくり被成かりことに言上仕るなごときこしめしあやまりの無御座様に被仰上御暇被下候様に奉願外無他事候云々と。遂に官を棄て去りぬ。

其時現存の俵米は倉に藏めて封印し、食祿を盡りにせざるの意を致し、現金は學て諸の負債を償ひ、終りに錢參百文を餘せしも其二百は家儀に附與し、錢壹百を携へて近江に歸る實に寛永十一年、藤樹二十七歳の時なりき。

大洲の風今に至りて温厚篤實と稱せらるゝもの、蓋し藤樹徳化の遺風にあらざるなきを得むや。

明治三十五年二月、地方有志相謀りて舊大洲城山に記念碑建設の企を起し、同四十一年銅像建設に變更し、四十三年十月十一日竣工除幕式を行ふ。此時藤樹遺墨の集るもの數十加ふるに近江藤樹書院の出品等あり。地方人士を刺撃する所多し。尙此機に於て大洲町を中心とせる喜多郡内一萬有餘の小學児童并に一中學、一女學校の生徒に「藤樹先生」なる唱歌を配布教授す。

同四十五年六月郡教育會に於て青年補習用「藤樹讀本」の編纂成る。

一 建設位置

舊大洲城山大洲公園

一 銅像等身大

愛媛縣喜多郡南久米村

久保田誠次郎氏

東京市小石川

中村直彦氏

東京市小石川

吉崎雲成氏

一 贊額銅材

舊大洲藩主

加藤藤子爵

文學博士

井上哲次郎氏

一 先生の肖像は舊大洲藩學校明倫堂の寶藏たりしものに據る。

一 臺材は花崗石。

一 周圍の石造垣は大阪市に於る喜多會員中より特に寄附の申込を受く。

一 銅像は竣工し既に大洲中學校迄到着。

一 明春三月を期し建設落成の豫定。

明治四十一年十二月

大洲藤樹會

大洲藤樹會員 網澤周安作歌
愛媛縣師範學校教諭 鈴木重太郎作曲

<i>P</i> 1.1 3 3	2 2 1 6	5.1 1 2 3 0	<i>mf</i> 6.6 5 3	1.2 2 3	5.3 2 1 2 0	藤 樹 先 生
(一) あふみー	ひじりの	おひたちし	さーごは	このさど	やまかはも	
(二) シロヤマ	ターカク	イツカルル	キーミガ	ミカタヲ	ヲロガメバ	
3.5 6 6	5.3 2 1	5.1.1.2 3 0	<i>f</i> 3.4 5 3	2.1 2 2	3.5 5 6 5 0	大 洲 藤 樹 會 員 網 澤 周 安 作 歌 鈴 木 重 太 郎 作 曲
くさきも	なへて	ありしよの	むかしを	かたるー	こちして	
イニシヘ	ビートニ	マノアタリ	マミュル	ゴトキー	ココチシテ	
<i>mf</i> 6.6 5 3	5.5 3 1	5.5 5.6 5 0	<i>P</i> 5.5 1 2	3.2 1 1	5.1.2.3 1 0	一、近江聖人の生ひ立ちし 郷は此さと山川も 草木もなべて在りし世の 昔をかたる心地して 遺る教を仰ぎつゝ 辿るもうれし人の道
のーこる	をしへを	あふぎつゝ	たごるも	うーれし	ひこのみち	
ナニトハ	シーラス	タフトサニ	オモモヒ	ヨコシマ	ナカリケリ	

二、城山高きいつかるゝ
君が御像を拜めば
古人に目のあたり
まみゆる如き心地して
何と知らぬ尊さに
思邪なかりけり

二十 倭寇と伊豫人

高歴卷 二 第一 室町幕府の盛時

倭寇の時期と侵略區域
後醍醐天皇の寛元年中より江戸幕府の初期に至る間にして、凡三百六十年間其侵掠せし區域は朝鮮・支那の沿岸及臺灣・安南・暹羅・呂宋等に及ぶ。

一期の倭寇
一期は後醍醐天皇の寛元年中より後村上天皇の興國中に至る間凡百年間とし、概壹岐・對馬・九州の邊民等が活動の範圍をなす。

二期の倭寇
二期は後村上天皇の正平年中より後奈良天皇の弘治年間に至る凡二百年に亘り、伊豫の河野氏及其族田島・來島能島・村上・諸土肥前の大村・五島の大小名等も之に屬して活躍せる時期とす。

三期の倭寇
三期は後奈良天皇の永祿年間より後陽成天皇の元和末年至る間五、六十年間にして、内地に志を得ざる各地諸豪の活躍時期とし、其方面の更に南洋に達せるるときとす。

伊豫人士と二期の倭寇
伊豫人の活躍は主に第二期に屬し、年次により其人を列せば略左の如し。
河野通盛又通治と云ふ 伊豫の守護後所領を失ふ。
忽那重義と其弟同苗重明 忽那島嶼の山城主たり。
合田貞遠 山並城主後落城逐電す。
土居通郷 世田落城後海島に去る。
河野通直又通亮と云ふ 倭寇の大將たり。
今岡通任 通亮に従ふ。
村上義弘 同
河野通春 通亮の曾孫。倭寇の巨魁。
村上兵部大輔 大島城に據る。
來島信濃守 來島城に據る。

村上河内守 能島郡大島の岸の城々主。
 二神修理之進 二神島の賊師。
 村上吉繼 鳥坂城主たり。今大津
 來島通總 八幡船の總大將なり。
 源貞義村上氏なり
 能島武吉 同
 久留島道安 能島の城に據る。
 來島に據る。

● 侵略一斑を年次によりて叙せば左の如し。

倭寇類に高麗船を奪ふ。村上天皇の正平五年なり。
 全羅道追捕使と戦ふ。天平十四年。
 元の順宗の時東萊蔚州に入り船船を奪ふ。天正十六年。
 高麗の喬相を屠る。正平二十四年。
 浙江に侵入す。建徳二年。
 安邊威州を没し又膠州に入る。文中元年より同三年。
 明の太祖の時順天府を侵す。天授五年。
 鎮浦口を没す。天授六年。
 沒州を陥る。弘和三年。
 羅津及麒麟島に入る。元中二年。
 光州に入る。元中四年。
 高麗の慶尚道を襲ふ。元中八年。
 金州・遼陽・平陽を没し潮州に入り浙東を攻む。慶永年間。
 浙西に入り海寧を屠る。文安三年。
 全羅道を寇し、釜山・熊川を陥る。永正年間。
 蕪浦の民と戦ひ浙東を陥れ朝鮮に寇す。天文年間。
 江浙及嘉興・拓林・南京に寇す。弘治元年。

● 以上は豫人の活躍せるものに止めたり。

● 倭寇時代の河野系傳

通 有―通 盛―通 朝―通 堯―通 能―通 久―通 直―通 寧―通 直―通 直
 參考書

西遊記・倭寇の始末・明史・豫陽盛衰記・海の大日本史・日本帝國海上權力史講義・高野家譜・日本地名辭典・朝鮮海東諸國記
 豫章記・日本人名辭書・日本歴史辭典・海軍歴史・南海治亂記・本朝通鑑・南海通記・異稱日本傳・能島流兵守微船錄講・元史・
 四國名所志等。

四國地方
高知縣

高知縣

高知市役所調査

一 山内一豊の妻 (カズトヨハ非ナリ)

尋讀卷七 第十二 山内一豊の妻

生家

江州淺井家譜代若宮喜助友興の女、名千代。

婚嫁

元龜の末天正の初十四五歳にして山内家に嫁す。(一説には十七歳にて嫁すとあり)

逝去

元和三年巳十二月四日京都にて没す。壽六十一。同地妙心寺内大通院に葬る。謚號見性院瀉宗紹劉。

婦徳

一豊に名馬賙求の責を給す。此馬代金は夫人が山内家に嫁する際その父より授けたりとあれども、一説には夫人の父友興は夫人幼少の時某所の戦に戦死し(年代場所不明)家を繼ぐべき男子なく母と共に伯母の夫なる不破市之丞重純の家に養はれ人となれり。されば此の十兩は母又は重純より與へしにはあらずやとも云ふ)夫人の嫁せし當時、山内氏は赤貧洗ふが如く不自由言語に絶す。夫人少しも之を憂へず。朝夕の炊事・洗濯の鎖事に至るまで自ら甲斐なく立働けり。又臺所に俎板一つの備へさへなかりしより、常に櫛の底をば之に代用せり。此櫛は現に藤並神社の寶物中にあり。松板竹線にして俗に八櫛と稱するもの、或人の考證によれば江州蒲生氏の製作なるべしと云ふ)庖丁の痕跡歴然として存す。夫人は又手蹟美はしく尙裁縫補綴の木にも堪能なり。長濱在城の頃種々の錦・唐織などの小片を集めて綴り合はせ小袖一領を仕立あるを、一豊の朋友之を見頼りに勸め、豊臣秀吉の一覽に供したるに非常に感せられ、遂にその執成にて禁裏へ内獻に及ばれたりと云ふ。

一豊の家康に従つて上杉景勝を攻むるや、其の虛に乗じ石田三成密計を劃す。夫人早くも之を探知し家臣田中孫作を遣はし、一豊に報せんと書狀二通を作る。一通は單に事實の概要を記し大阪方よりの檄文をも添へ封入せり。これは若し途中にて人に奪はるごも容易に疑を解かん爲め料なり。今一通は密書にて夫に對し三成の舉を顧みず専心徳川氏に忠勤を盡すべく、留守中の事に關しては誓つて面目を汚さざるべしと認め、之を斷ら捻り觀世憐れとなし綱笠の緒になして出發せしめたり。用意の周到思ふべし。他日山内氏の土佐一國を領するに至れるは一豊が此の二書を直ちに家康に示し大阪の形勢を他に先んじて知らしめたる功最も多きによる。

夫人には一女あり。米姫と云ふ。長濱在城の頃、天正十三年十一月二十九日大地震あり。城殿爲めに崩る。當時六歳なりしが不幸壓死せり。其の後子なし。或時城外に棄兒あり。母衣に包み短刀一口を添へたり。夫人憫みて之を拾ひ取り撫

育す。將來僧となして米姫の後を引せしめんとす。然るに數年を経るも實子なきを以て一豊は此の棄兒を世子たらしめんとす。夫人は山内家の血統上之を愛ひ初念を願へることなく遂に京都妙心寺に入らしめ南化國師の徒弟とす。後年湘南和尚といはれしは即ち之れなり。

夫人は一豊と同じく深くも南化國師に歸依し禪學の修養を積まれたり。道敬數首自筆のもの現存す。夫人の黄金十兩を藏せられたる奩中の鏡は今に現存し藤並神社の寶物となれり。鏡は左記雜形の如き圓形のものにて徑六寸八分、裏に行書にて、



(形 雜 鏡)

「每」傍「玉臺」疑「桂」月未開「寶匣」似「藏」なる一聯句を刻せり。初め吸江寺（高知縣長岡郡五臺山下吸江々上に在り開山夢窓國師。禪宗。中興湘南和尚。明治後小林踏雲再中興）に納めたりしに、明治の初年同寺の廢寺となり京都なる大通院（一豊の創立）に移されたるが明治七年の頃同寺も亦廢寺同様の悲運に陥り什物賣却の事聞へしかば山内家より直ちに人を派し價を償ひて買ひ戻されたり。

縣社藤並神社は高知市追手筋舊山内氏居城の東側に在り。山内一豊公、夫人若宮氏二代忠義を合祀す。

紙 製

高知(男)卷一 第二十五 共進會の模様を報する手紙

尋地卷二 第二 四國地方二

高地卷二 第十一 産業一

高岡の二郡最盛なり。その種類は大判紙・薄葉大判紙・書院紙等全體にて四十七種あり。その産地は各郡市に亘り、就中、吾川大判紙・巻取及び巻紙等なり。原料は楮皮・三椏・ウード・バルブ・雁皮・藥等にしてその最も多く使用さるゝものは三椏及び楮皮等なり。

明治二十九年より土佐紙業組合を組織し、爾來保護獎勵を加へ取締を行ひて以て斯業の發達を圖り居れり。

三 吉野川

尋地卷二 第一 四國地方一

吉野川が本縣内を流るゝ間に於ては多少の舟運の便はありと雖、その大部分は急湍激流にして交通を助くること尠し。たゞ本川の水を一部分疏水工事によりて浦喜ヶ峰より之を南に引き、水力電氣を起して高知市並にその附近に配電せり。

四 鯉

(關係教科書同前)

一、鯉は回游魚にして三、四月の頃黒潮に從ひて我國の近海に來り、十月頃復洋海に歸る。漁獲の季節は春より秋に至る間に於て、春を上りと云ひ秋を下りと稱す。

二、漁獲の法は網を用ふることあれども主として竿を用ひて釣獲す。その方法大略次に示すが如し。

1 長さ三尋乃至四尋の竿に、三尋四尺五寸の絹絲と呼びその釣絲を附し。

2 餌には活きたる鯿を用ふ。然れども魚の群集すること夥しきときは擬似餌を使用することあり。

3 漁船は従來漕の船（最大のもの巾一丈二尺、長五十尺）に約二十人に乘組み四十裡内外にして黒潮に接近するまで乗り出で魚群を探りしむ。

4 近來は往々石油發動機の漁船を使用す。

三、之より製造する鯉節は我國特有の製品にして能く久しく貯藏に堪へ且日常必須の調味品なり。製法左の如し。

1 頭落庖丁にて頭を切り落し又腹部の肉を去る。

2 次に身卸庖丁にて脊骨の右と左とを切りて三枚とし。

3 肉の中央脊骨の在りし所より身割庖丁に兩斷す。その脊骨の方を雄節といひ腹の方を雌節といふ。

4 身割終らば煮籠に置を敷きて其の上に町摩に並べ、

5 別に大釜の湯の沸騰せるに少許の水を入れて之を停し、

6 その中に五、六枚の籠を入れ一時三十分間程煮熟し、取り出し更にこれを、

7 骨抜き鹽に清水を盛りたる中に籠の儘浸して小骨の殘存せるを抜き去り、

8 雄節は表面の皮を三分の二、雌節は三分の一を除きて之を蒸籠に並べ火山又は焙乾室にて燻乾し、

9 次に摺りたる肉を以てその損所を一々修繕し更に燻乾をなし、凡三日乃至一週間を經れば、

10 削りて形を整ふ。之を節造りと稱す。その削りたるは凡七日間樽又は箱に入れ、或は簀巻きとなし青黴を生せしめ三四時間日乾の後、

11 更に七日間位黴附けをなし取り出し日乾して製了す。

四、その他尙弊よりの副産物としては、
 1 鯨の煮汁頭骨臘脂と共に之を肥料とし、又は煮詰めて越幾斯を製し、
 2 腸胃は之を扱きて細切し、一升に村食鹽三合を加へて之を桶又は壺に貯ふ。是れ酒盜しやうたうと稱する鹽辛なり。

五、大正元年度に於ける高知縣の鯨漁獲高左の如し。

1 鯨	一、一六〇、三七四貫	價 格	六五二、一四七圓
2 羽 鯨	二八、八三七貫	同	一〇、三九九圓
3 目 近 鯨	六二九、七〇二貫	同	二二七、九九二圓
4 ス マ 鯨	六〇、九九九貫	同	二九、一九六圓

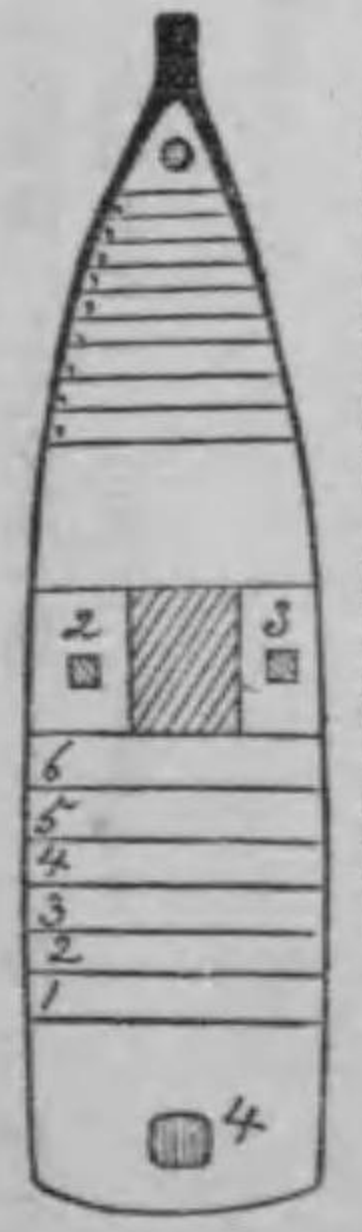
六、同鯨節の製産額は

1 鯨 本 節	枯 物	若 口	三八六、二一二貫	五九五、九九四圓
2 同 節	同	同	一三六、七八四貫	二四一、一五九圓
3 横 本 節	同	同	五八、二三八貫	一〇九、三七二圓
4 横 節	同	同	七、六五四貫	六、七八四圓
5 羽 節	同	同	三、一八四貫	二、八七九圓
6 ス マ 節	同	同	二、四三五貫	三、四一四圓
7 目 近 節	同	同	三三、八八一貫	二〇、〇五九圓

七、漁獵地は本縣の外洋各所に之を産すといへども、就中、最盛なるは西南端幡多郡清松村にして、之に亞ぐは高岡郡宇佐。佐賀・志和・安藝郡室戸・加須郷・早浦間なり。

八、漁船は従前は主として漕船によりしにより出漁は自ら外洋航行に便なる三月より九月までの間に限られたりしも、今は主として發動機漁船（發動機は石油、瓦斯共に用ひられ船の長さ十尋内外）によるを以て自らは等の隙得あることなく、黒潮の流過せる限り殆んど年中漁獲ありといへども、春・夏・秋を以て適良の漁期とし、特に二、三、四月の頃を以て最盛なりとす。

九、その左端に立てるは生魚を切りつゝある所にして、前出鯨節の製法の(1)、(2)に當り、數多の淺き箱の如き者は同じくその製法(8)、(9)に用ふる蒸籠にして、方にその(9)の補綴を終りたるものなり。又手前



に置ける多くの節は(11)製了したる者を三和土の土間に並べて乾燥する所にして、正面に重ねたる箱は之を輸送するため箱に納めたるなり。右上方の小割内は二、の釣獲法の所に記せるものにてその船體の上面の有様左の如し。

五 鯨

(關係教科書同前)

一、本邦産の鯨の種類
 長鬚鯨(長簀)・座頭鯨・能曾鯨・真甲鯨(抹香)・鰯鯨・其他。

二、大正元年度高知縣鯨の漁獲高

長 鬚 鯨	六四頭	一九六、〇八八圓	一頭につき	三、〇六四圓
座 頭 鯨	九頭	一一、八〇五圓	同	一、三一七圓
能 曾 鯨	四一頭	三四、四五三圓	同	八五〇圓
真 甲 鯨	二三頭	一六、六五二圓	同	七二四圓
鰯 鯨	五九頭	九〇、八七七圓	同	一五四圓
其 他	六頭	八四六圓	同	一四一圓

三、捕 獲 地
 室戸・足摺南岬の附近。

四、捕 獲 法
 捕獲の法は従前は網捕の方法を以てせしが、近來外國の法傳はりて銃殺の方法行はるゝに至れり。銃殺の方法には米國式及び諸威式の二種あれども、米國式は遠洋捕獲に適するものなるを以て、近海捕鯨には多く諸威式の捕鯨法を用ふ。

諸威式の捕鯨船は速力十二節、噸數八十噸乃至百二十噸にして、之に設備せる器械は百五十噸の船に對し約四百馬力のものを用ひ、上、下回轉自在なる砲を船首に備ふ。而して其の汽機はなるべく音響を發せず游泳せる鯨に近寄ることを得る様注意して製造せり。又この砲には彈の代りに太き網の附きたる銃を用ふ。之を鯨に發射し其の網を繞繞を用ひて巻く。銃殺したる鯨は足摺岬附近の者は清水港にて室戸岬附近の者は室戸海岸に曳き來りて處理す。

六 高 知

尋地卷 二 第二 四國地方二

土佐郡の東南部に位し、東は下知村を隔て、吸江に接し、西は旭村に連り、南は鏡川、北は江ノ口に隣る。東西約一里、南北約十町、戸數八千二百餘、人口三萬八千二百餘あり。紀貫之國司たりし頃は此の附近は内海なりしが、長曾我部元親の頃に至りては土地漸く高まりしもなほ屢々洪水の患ありしといふ。山内一豊土佐入國以來漸次現時の市街を形成せり。近時電州市内畑詰を起點として、西は吾川郡伊野町(高知市を距る二里二十七町)・南は潮江棧橋(高知市を距る約二十五町)・東は長岡郡後免町(高知市を距る二里三十町)まで貫通せり。

市内は縣廳・裁判所其他の諸官衙・學校・病院等諸種の宏壯なる建築物多し。而して歩兵第四十四聯隊は市外一里餘西なる土佐郡朝倉村に在り。

【附記】

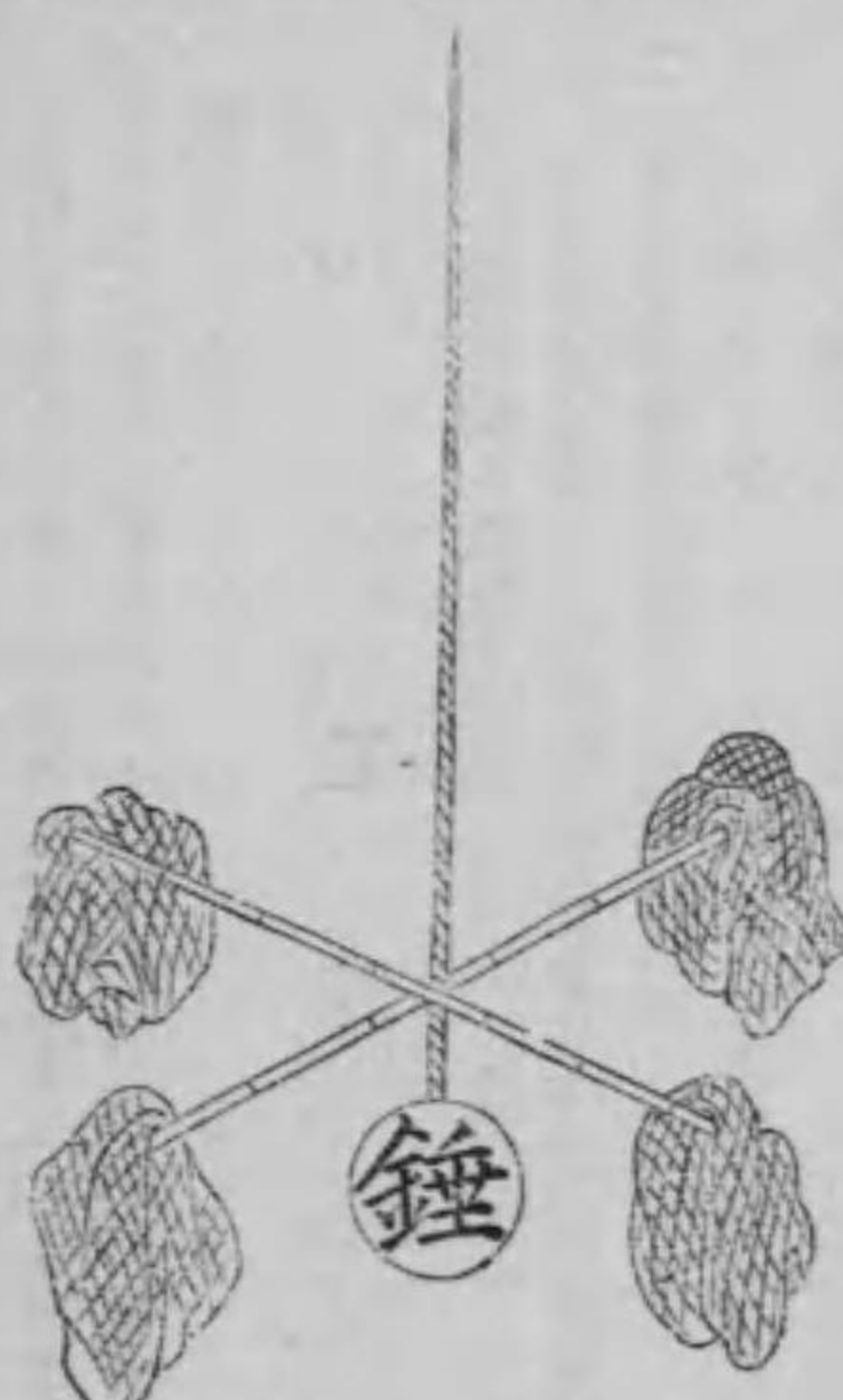
浦戸港は市を南に距ること二里餘の所に在り。小さき一漁村なり。これにつゞける浦戸灣頭土佐郡潮江村より汽船の定期航海ありて大阪と交通せり。

七 珊瑚

瑚

(關係教科書同前)

珊瑚は高知縣特産物にして其の産額毎年約二十五萬圓に上る。其の採採場は安藝郡室戸岬及幡多郡蹠陀岬沖合にして、夏季は採採船數百艘に上ることあり。



舊式のもののは廣き網を一本の竹に括り附けたるものにて採取せしが近來は上圖の如きものに改められたり。

採採具は長さ二間位の竹を十字形に括り中央に鍾を附し四端に網束を結び附け、數百尺の網にて海底を引ずり行く内珊瑚の枝其の網にかゝりて採取せらる。販路は内國用に供せらるるものと雖主に伊太利に輸出し居たり。

八 土御門上皇

尋歷卷一 第十九 承久の亂
高歷卷一 第十七 北條氏の滅亡

土御門上皇は時の執權北條義時の計により、承久三年土佐國畑(今の幡多)に遷御あり。此處に止まり給ふこと一年義時土佐國の餘りに僻遠なるを察し阿波の守護小

笠原長經に命じ改めて阿波に遷座し奉る。御遷幸の御途大阿土の境なる山中にて大雪に會はせ給ひ一種の和歌を詠じ給ふ。

【傳説】

畑は今の幡多郡入野村附近の如し。阿土の境なる山中は今の安藝郡野根山山中の如し。香美郡姫倉月見山は御遷幸の御途次月を賞し給ひし遺跡なりと傳ふ。

九 長曾我部氏

- 尋歷卷二 第三 戰國時代 尋歷卷二 第五 豐臣秀吉
- 高歷卷二 第五 戰國時代 高歷卷二 第八 豐臣秀吉の海内平定

長曾我部氏の系圖

兼序

永正五年五月二十六日豐岡城に自盡す遺骨を幡多郡中村郷妙榮寺に葬る關翁常秀と號す

國親 千雄丸 信濃守 後藤髪して覺世
文龜二年壬戌豐岡に生る永正五年兼序歿するや家臣近藤某護して幡多に逃れ一條房家に依る後豐岡に歸る、永祿三年庚申六月十五日豐岡に卒す年五十九豐岡北谷に葬る端應覺世と號す。

某 右兵衛尉 親清 戸波右衛門尉

親武 比江山掃部介

元親 彌二郎 宮内少輔 從四位下侍從に叙す
天文八年己亥豐岡に生る慶長四年己亥五月十九日伏見の邸に死す年六十一吾川郡長濱に歸葬す
雪踐怒三と號す

親貞 吉良左京進 播磨守

天正四年丙子七月十五日幡多郡中村城に卒す年三十六中村妙榮寺に葬る

親實 新十郎 左京進

天正十八年庚寅十月諫死す年二十七土佐郡大高坂郷小高坂村森に葬る

某 吉良播磨守

天正十四年丙戌十二月二日豊後戸次に戦死す

親泰 香宗我部内記 左近太夫 安藝守 彌七郎

香宗我部出羽守親秀の養子文祿二年十二月二十一日卒す香美郡香宗寶鏡寺に葬る明影孤山と號す

親氏 千菊丸 彌七郎

文祿元年壬辰十一月二十四日病で朝鮮に卒す遺骨を香宗郷赤岡興樂寺に葬る月溪芳心と號す

親和 長壽丸 右衛門八 左近太夫

親房 島彌九郎 親益とも稱す

本山式部少輔室

長岡郡池の城主細川四郎左衛門室

高岡郡波川の城主波川玄蕃室

女

女

信親

一條内政室 母齋藤氏

千雄丸 彌三郎 母齋藤氏

永祿八年乙丑豊岡に生る天正十四年丙戌十二月十二日豊後戸次に戦死す年二十二天甫寺常舜と號す

女 盛親の室 母石谷兵部少輔女

吉良左京進親實室 母齋藤氏

女

香川五郎次郎 一に親和に作る 母齋藤氏

讃岐多度津雨霧山の城主香川中務少輔信景の養子天正末年病で卒す豊岡城の東麓に葬る

親忠

津野彌次郎 母齋藤氏

津野の領主津野勝興の養子慶長五年庚子九月二十九日盛親に迫られて香美郡岩村の僧坊に自殺す

女

高岡郡上の加江の城主佐竹藏人親直の妻 母齋藤氏

盛親

千熊丸 右衛門太郎 土佐守 母齋藤氏

天正三年乙亥生る初吉良播磨守の家を嗣ぐ後元親秀吉に請ふて嫡嗣とす元和元年乙卯五月十五日刑死す年四十一京師五條寺町通光寺に葬る

女

土佐郡萬々村吉松十右衛門妻 母齋藤氏

某

右近太夫 母妾小少將

女

元和元年乙卯伏見に於て死を賜ふ

女

小宰相 母妾小少將

遠祖は應神の朝歸化せし泰始皇五代の奮弓月君に出づ。世々土佐國長岡郡豊山の領主たり。永正五年九月時の城主長曾我部兼序・本山・大平・吉良・山田等の諸豪に滅され、其子千雄丸幡多に逃れ一條房家に依る。十五年八月房家・千雄丸を元服せしめ信濃守國親と革め太平・山田等と調和し國親を國豊に歸らしむ。國親それより次第に勢を得て諸豪族を従へ猶大になすあらんとして、永祿三年六月國豊城に卒す。年五十四歳。瑞應覺世と證す。其子元親家を嗣ぎ武威大に振ひて國內の豪族本山・吉良・安藝・中山の諸氏と戦ひて或は之を降し或は之を滅し、元龜元年土佐の六郡を領す。時に一條兼定幡多郡にありて雄視せしが、元親事に起して兼定を豊後に追ひ其子内政を擁立し配するに女を以てし全く實權を奪ふ。此に於て土佐一國は事實上元親の手に歸したり。それより次第に阿・讃・豫の三州に手を出して阿波の三好・十河・讃岐の香川信景等の諸豪を降し猶伊豫の諸郡をも侵略す。其全く四國を平定せしは實に天正十三年の春なりき。此時に際し豊臣秀吉紀伊の根來寺を打つて之を平げ、其餘勢に乗じ元親に命じて阿波・土佐の二國を領し伊豫・讃岐の二國を進めしむ。元親伊豫一國を進むべしと肯て命を奉せず。よつて秀吉

は弟秀長に兵八萬を授けて之を討たしむ。元親戦利あらず。遂に降を乞ふ。秀吉三州を削りて更に元親を土佐に封す。天正十四年元親の子信親・秀吉の命により九州の大友宗麟を助けて島津義久に當らしむるや、元親亦之に赴きしが戦利なく、元親戦死せるを以て兵を收め、伊豫日振の島に渡り秀吉に敗を報す。秀吉・信親の戦死を聞き使を土佐に下し書を送り若し元親父子戦死するも土佐一國は之を賜ふべき旨を傳ふ。十五年秀吉兵二十萬に將として西征するに及び元親又之に従へり。秀吉・信親の忠死を賞し元親に賜ふに大隅を以てす。元親固辭して受けず。義久遂に秀長に頼り降るや、元親兵を解きて國に歸り信親并に戦死者の爲に御監を建立し、元親の法號天甫常舜に據り天甫寺と號す。其後文祿元年征韓の役起るや、元親其の子盛親と軍に將として彼地に渡り轉戦頗る功あり。幾くもなく從四位下少將に叙任す。同四年五月十九日山城伏見に卒す。享年六十一。諡して雪溪惣三大禪定門と云ふ。遺骨を土佐國吾川郡長濱村天甫寺山に葬る。天甫寺山は今の長濱村雪溪寺の事なり。元親の嗣子盛親親ら元親の眞影を寫し南禪寺僧惟杏の贊を加へ雪溪寺に藏む。其冬又更に位牌と木像を造り併せて之を藏す。維新後木像は秦神社に移す。其子盛親は慶長十九年大坂冬の陣起るや、城中の召に應じ一方の將命を受け大に奮戦せしも、元和元年五月遂に捕へられて京都六條河原に梟せらる。年四十一。源翁宗本と諡し、五條寺町蓮光寺に葬る。弟右近太夫亦伏見に於て死を賜ふ。此に於て長曾我部氏亡ぶ。

十 山内 豊信

尋歴卷 二 第十二 大政奉還と明治維新 高歴卷 二 第十七 江戸幕府の衰亡と大政奉還

山内容堂名は豊信・容堂と號す。文政十年を以て生る。嘉永元年二十二歳の時宗家十四代藩主豊悖病あり養ふて嗣となし尋で封を襲ぎ、三年從四位下土佐守に叙任せられ、五年侍從に任せらる。

公、天資聰明才氣英邁にして、書を讀み時務に通じ識見卓絶當代の群侯に冠出ず。藩に在りては吉田東洋・小南良和等の英才を扶擢し諸政を委ねて治績大に擧がる。又江戸に在りては松平春嶽・伊達宗城等諸名侯と交り當世の務を論じ議論一世を壓倒す。嘗て藤田東湖を招く。東湖乃ち容衆者人君之徳也の語を進む。公深く感はし是より容堂の號あり。

嘉永六年米穀渡來の後鎖港攘夷の論盛に起り世論漸く囂々たり。公夙に皇室の式微を慨し竊に興復の志あり。屢幕府に建議して其意に忤ふ。安政六年遂に井伊大老の爲め塾居を命せられ封を徒弟豊範に譲り、自ら品川鮫洲に閑居し門を閉ち世に謝し自ら武陵罪人と稱し詩酒微逐以て悶を遣り日を消す。

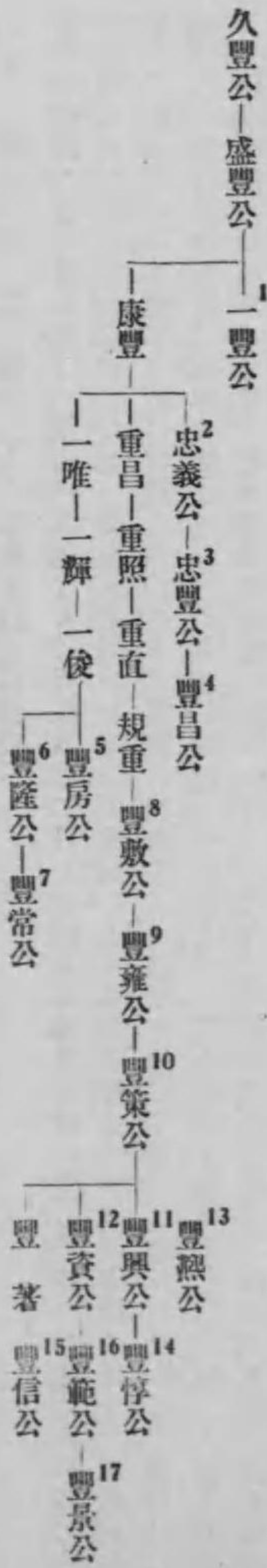
已にして時務益切通し幕府又人材を懐ふ切なり。文久三年又公を召出し再び國事に參與せしめ優遇を極む。已にして京都に參朝す。天皇深く時勢の多難を嘆き給ひ、薩・長・土三藩主に信頼せらる。最厚く、公感激身を以て國家に盡さん事を誓ふ。是より三藩の名俄然海内に震ふ。元治元年從四位下に叙せられ左近衛少將に任せらる。此時土佐に歸る。

慶應年間幕府長州征伐失體の餘を受け大勢困迫殆んど瓦解に瀕す。將軍徳川慶喜二條城にあり。進退谷まる。公重臣後藤象次郎・福岡孝悌等を遣し大政奉還を勸む。慶喜之を納れ、遂に將軍職を辭す。是に至り大勢一變明治維新となる。鎌倉以來武家執政七百年ここに至り大權再々朝廷に復す。時運の然らしむる所と雖も、公幹旋の功亦與かりて力あり。維新の後議定官に任せられ遂に從二位中納言に進む。戊辰の役重臣板垣退助命を奉り東北に轉戦し功あり。明治二年鳳箏に先ち東京に來り議院を創め學校を建つる事を總裁す。明年事已に緒につくを以て轉じて學事を管す。

後幾くもなく疾を以て官を辭し磨香間に直して至尊の諮詢に備はる。尋で正二位に叙せられ祿五千石を賜はる。是より時事を論せず。詩歌を賦し風月を賞し或は漢唐の古器を弄し風流自ら娛み、晩年に至りては美酒をすゝめ豪遊を遣る。朝廷屢召せども起たす。明治五年六月二十一日薨す。壽四十六。東京品川南大塚村に葬る。薨するの日詠詞を給ふて從一位に叙せらる曰く、

讜議侃々首として大政の復古を唱へ偉勳赫々夙に皇國の維新を贊す洵に是れ國家の柱石實に臣庶の儀型となす茲に渣亡を聞く曷ぞ痛悼に勝へん因て從一位を賜ふて以て奉彰す。

山内家御歴代系圖



十一 後藤 象二郎

尋歴卷 二 第十二 大政奉還と明治維新 高歴卷 二 第十八 明治昭代の内治

象二郎名元暉、幼名保彌太又安太郎と云ふ。天保九年三月十九日高知城下片町に生る。幼より穎悟膽氣人に絶す。藩主山内容堂其器の凡ならざるを知り、重く用ひて遂に家老に進む。此時に當り幕府の政漸く衰へ外船難で至り國事方に多事を極む。象二郎平生王政復古の説を持し、主君容堂をして大政奉還の事を將軍に建白せんことを勸む。容堂之を容れ象二郎をして主君代理として建白書を將軍慶喜に上らしむ。大政奉還王政復古の功實にあつたて力あり。慶應三年十二月、維新大號令を發せらるるや、象二郎は參與に任せられ、翌明治元年正月外國事務掛を兼ね。其後總裁局顧問、大阪府知事等の諸職を経て、明治

六年四月參議に任じ、七月左院事務總裁となる。時に廟堂征韓の議起る。象二郎等大に之を主唱して行はれず。此に於て板垣西郷等と共に直に職を辭す。此時より象二郎は國民多數の意見により國家の政務を決するの必要を信じ、板垣・副島等と共に民選議院設立の建白をなす。實に帝國議會開設の蓋觸なり。其後明治二十年華族に列し伯爵を授けられ三位に昇叙す。二十二年三月黒田内閣に入りて選信大臣となり從二位勳一等に叙せられ、爾來黒田・山縣・松方の數内閣を経て、二十五年第二の伊藤内閣成るに及び農商務大臣となり、其後第五議會に於て官紀振肅の問題起り、遂に二十七年一月官を辭し特に前官の禮遇を賜り、醫香間祇候となる。三十年八月三日正二位に陞叙し、翌四日薨す。享年六十歳。青山の墓地に葬る。

十二 谷 干 城

尋 歴 卷 二 第十三 臺灣征伐と西南役

干城幼名申太郎、後守部と改む。限山は其號なり。天保八年二月土佐國高岡郡窪川村に生る。時の藩主山内容堂に知られ、近習に召し抱へられ進んで小目付となる。慶應三年藩兵を幸ひて京師に上り容堂を輔けて宮闈の守護に任ず。明治元年官軍の東征するや、少軍監となり奥羽の野に轉戦し殊功あり。凱旋の後藩主より威状を給はり格式馬廻に列せらる。後朝廷に仕へて明治四年陸軍大佐に任せられ、五年少將に進む。六年征韓論起り土佐の士悉く官を罷めて歸りしに、干城一人留り種田政明の後を繼ぎて熊本鎮臺司令官となり、七年臺灣征討軍の參軍となり、渡海して牡丹番社を降す。明治九年再び熊本鎮臺司令官に復職す。十年二月西南の亂起るや、能く寡兵を以て熊本城を死守し、龍城六旬餘。幾多の困難に堪へ賊の精銳を挫き、遂に賊をして北進するを得ざらしめ鬼將軍の名聲大に揚る。朝廷其の功を賞し陸軍中將に陞叙せらる。已にして當路と所見の合はざるあり、官を辭す。十七年學習院長となり、又積年の功により特に華族に列し子爵を授けらる。十八年十二月伊藤内閣に入りて農商務大臣となり、十九年歐米漫遊の途に上り、翌年歸朝の後時弊匡正策を建議して容れられず。遂に官を辭して野に下り、日本新聞を創立し國粹保存論を唱へ井上毅・大隈重信の條約改正に反對し國論の喚起に努む。二十三年帝國議會の開設せらるるや、擧げられて貴族院議員となり、爾來之を繼續し豫算委員長・鐵道會議員・高等教育會議員等の要職を兼任し、其後望院の内外に重きを致せり。四十四年二月十日旭日桐花大綬章を賜り次で特旨を以て正二位に叙せらる。同年五月十三日東京牛込區市ヶ谷の自邸に薨す。享年七十五歳。茶毘にふし遺骨を土佐國土佐郡初月村久萬山に葬る。

十三 板 垣 退 助

尋 歴 卷 二 第十四 憲 法 發 布 高 歴 卷 二 第十八 明治昭代の内治
高 歴 卷 二 第十九 明治昭代の外交

板垣退助幼名正形。天保八年高知城下中島町に生る。遠祖甲州名將板垣信形に出づ。信形上田原の役に戦死す。孤兒正信侍臣に擁せられ、關ヶ原陣中山内家臣乾彦作を訪ふて仕を求む。是より假に乾氏を稱し、山内氏に仕へ藤千二百石を食む。後減じて三百石となる。十世にして退助に至る。

退助幼にして放縱不羈相撲を好み鴉犬を闘はす等遊戯一として勝負の事にあらざるなし。長して文武の業を勵み參政吉田東洋の拔擢によりて免奉行となり、次で江戸藩邸の會計職兼軍備御用を兼ねて東上し、更に擧げられて江戸藩吏總裁の職を奉せり。此際天下漸く多事、退助藩主容堂公の樞機に參し獻替する所多し。後職を罷められて歸國し再び東上して文武の道を講じ騎兵操縦術を學ぶ。慶應三年五月京都に上り同藩士中岡道正・谷干城・毛利恭助と共に薩士小松帶刀の寓に至り西郷隆盛・吉井友實等と密議し薩・土二藩の同盟を以て討幕の大業を企てん事を計る。蓋維新討幕の義舉は實に薩・土兩藩の領袖が此の日の會合を發端せしものにして維新史上特筆忘るべからざる事柄となすなり。退助歸國して同志を糾合せんとせしも藩論因循にして定まる所なし。明治元年伏見の戦報到着せしより、退助の先見果して明あり。藩議一日にして討幕に決す。退助即司令官として藩兵一千餘を督して上京し士氣踊躍天を衝くの概あり。是に於て朝廷初めて討幕の兵を發す。薩藩伊治地正治は海道先鋒となり、土藩にては退助東山道先鋒の命を蒙る。退助此の時乾を改めて板垣と稱し、途甲府を略し、三月進んで下野に入り、六月白河を抜き、八月大學して若松に向ひ苦戰遂に之を陥る。是に於て東北の亂全く平定す。十月東京に凱旋し、十一月諸隊天願を西丸に拜し勅諭を奉ふす。退助は特に天前に於て賞金・天杯を賜はる。明治二年論功の上猶永世一千石を賜はる。同年參與の職に任じ、三年高知藩大參事となり藩政を改革し士の常職を解き徵兵の制を建つ。四年參議に任ず。六年朝鮮の問題起るに及び、西郷隆盛等と征韓の議を主張す。會々岩倉右大臣一行歐米より還り、其の議を阻す。遂に職を辭す。七年後藤象次郎・副島種臣等と共に民選議院設立の建白書を政府に上り、同時に同志と共に愛國公黨を組織す。八年木戸孝允等の勸めにより參議に任じ、十月職を辭す。乃ち高知縣下に立志社を建て郷國の後材子弟を網羅し民權の大義を唱道す。當時薩摩の私學校・土佐の立志社共に海内屈指の團結たり。十年片岡健吉をして立志社を代表し國會開設の上書を西京行在所に上らしむ。省みられず。十一月愛國社を再興して大會を大阪に開き、十四年自由黨を組織して其總理となる。當時海内の有志多く其の黨に加はり民權自由の呼聲は都鄙至る所に反響し其勢盛なる火の原を燎くが如し。同年國會開設の大詔を發せらる。十六年關西自由黨懇親會に臨む途上、岐阜に遭難す。同年後藤象次郎等と歐洲に渡航し主として佛國に駐まりて文物制度を視察す。十九年歸朝し、二十年勳功を以て華族に列し伯爵を授けらる。明治二十三年帝國議會の初開以來衆議院にては常に退助の率ゆる自由黨員其の三分の一を占め大隈伯の率ゆる進歩黨と提携して政府に當り、經費節減民力休養を眼目とし大に憲政擁護の美果を結びたり。三十一年自由・進歩兩黨合同して憲政黨を組織す。尋で兩派首領勅命を奉じ聯立内閣を組立つ。重信は首相となり、退助は内務大臣となる。幾何もなくして意見の衝突あり。職を辭す。三十三年退助は見る所あり。憲政黨總理の位置を伊藤博文に譲り自ら政

界を退隠し専ら社會事業に就き力を盡す所あり。博文憲政黨を改めて政友會と稱す。
 初退助が明治七年民選議院設立の説を唱へて、十六年遂に立憲政體の樹立を見る、蓋氣運の然らしむる所なりと雖、抑亦退助等が始終一貫其の主張を務めたる功は永世に不朽なりとす。退助性寡慾にして財利に淡泊に、生涯清貧に安じて晏如たり。大正二年舊友門下相計りて其の銅像を東京芝公園に建つ。

九州地方
 福岡縣

福岡縣 (一)

福岡市役所調査

菅原道真、太宰府神社

- 尋讀卷二 第十七 天ジンサマ
- 尋讀卷九 第二十三 菅原道真
- 尋地卷二 第四 九州地方二
- 尋歴卷一 第十三 菅原道真
- 高歴卷一 第七 大化の改新と律令の制定
- 高歴卷一 第十 平安時代の初期、藤原氏の擅權

菅原道真
延喜元年正月二十五日右大臣を罷られ、太宰府員外權帥に左遷せられ給ふ。公は筑紫に下り太宰府に居給ふや、門戸を固めて出で給はず。君を懷ひ都を戀ひ身の不遇を歎じたまふ情を、事にふれ物に寄せて詩歌に發し給ふ。其吟詠皆讀むものをして惻然たらしめざるはなし。

- 不 出 門
- 一從謫居就柴荆 萬死競々鬪跡情 都府樓纒看瓦色 觀音寺只聽鐘聲 中懷好逐孤雲去 外物相逢滿月迎
- 此地雖身無檢繫 何爲寸步出門行

其居館府廳並觀世音寺に近ければ雨降る日には、
あめの下かわける程のなればはや
着てし濡衣ひるよしもなき
となげき給ひ、其潔白をのべ給ひては、
海ならずたゞへる水の底までも
清き心は月ぞ照さん

都の雲を戀ひ其歸朝を思ひ給ひては、
山分れ飛び行く雲の歸り來る
影見る時ぞ猶たのまる

其衷情まことに察すべし。其重陽の節の詩の如き皆人の知る所なり。延喜三年二月二十五日、五十九歳を以て謫所に薨じ給ひ、安樂寺に葬る。今の太宰府神社是なり。後人謫居の跡に一寺を營む。即榎寺なり。

公性甚梅を好み給ふ。太宰府神社々前老梅の如き京都紅梅殿前の梅樹公の後を追ひて飛んで筑紫に來りしものなりと傳ふ。

二、太宰府神社
官幣中社太宰府神社は福岡市の東南五里、筑紫郡太宰府町にあり。社殿の結構壯麗を極む。社前の神池に反橋二つ風雅を添へ鯉魚群をなし拍子に集る。境内の神苑には數千株の梅樹枝を交へ、後山の紅葉と共に一大勝地として知らる。菅公の餘徳として今尙附近は風俗醇朴なり。

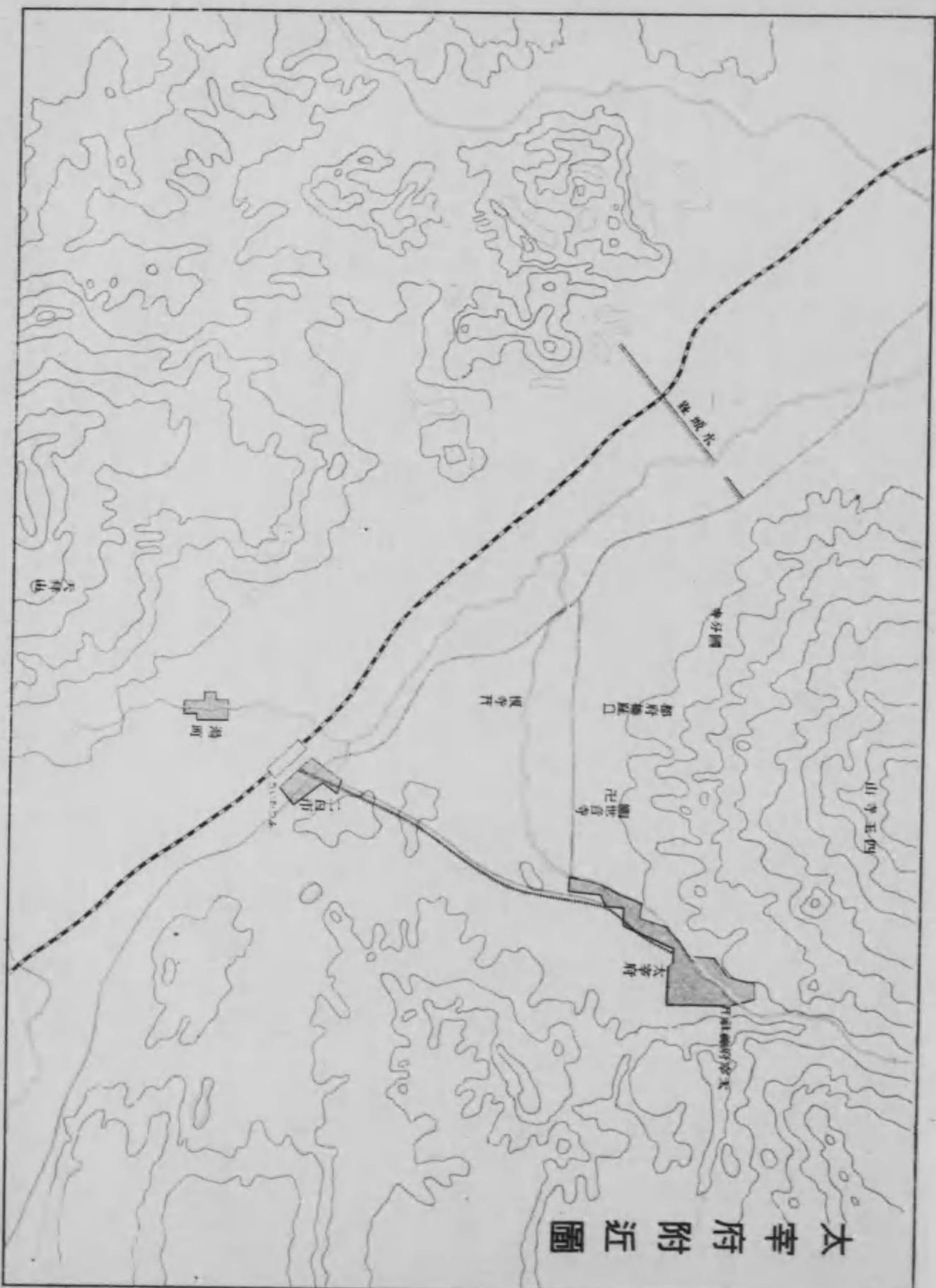
二 太宰府、其の附近の名所舊蹟

一、太宰府 高歴卷 一 第七 大化の改新と律令の制定

太宰府は九國二島を總管し兼て外寇を防ぎ外交を司る。官舎の址は今尙田の中に大なる礎石多く残り。〔續風土記地名辭書〕

二、太宰府附近の名所舊蹟

- 1 都府樓址は太宰府の西十餘町にあり。太宰府政廳一部の遺蹟にして東西十四間、南北六十間の地に徑六尺許の礎石三十餘あり。柱を建てし跡は二尺ばかり。其都府樓と稱するは都督府樓の義にして、九州二島を總べて外交を兼ね海外使臣を接待せし正廳なりしと云。附近に古瓦残り。異國より傳へしと云ふ。色紫色を帯び質精確なること金鐵の如く、硯を鑿りて愛玩する者多し。菅公の詩にあるは是なり。
- 2 觀世音寺は二十五觀世音寺の項に詳述す。
- 3 櫻寺は都府樓の南にあり。菅公謫居の地にして都府の南館と記されたるものは是也。二日市町・太宰府町間松林中に小祠あり。すべて此のほとり太宰府の盛時に在りては殷盛を極め、其街衢の如き京都條坊の制をうつし井然たるものなりしが如きも、今皆湮滅して尋ねべからず。現今の太宰府町の如き菅公の餘澤にて存續せしもの當時の東市街の端なりしならん。
- 4 水城の址は太宰府町より一里餘水城村にあり。亦府址に近し。これ劉壹大野城（府址北方の四王寺山上に址あり）と共に太宰府防衛のため設けられしもの。天智天皇の三年筑紫に大堤を築きて水を貯ふといふものこれなり。其址の記事は貝原益軒の續風土記に詳なり。曰く、
水城跡今東の堤百五十六間、西の堤三百二十三間。東の間絶て堤なき所一町許。堤の高き五間、根盤二十七間。何れの時にや有けん、堤の内は田となりて水を貯へず。東西の間堤なき所より北の方に流る。誠に世に類少き大堤なるべし。其東の大路の筋に門跡にや、大なる礎尙残り。水城の關といへるも此所なるべし云々。



國道・鐵道線路等横斷して通せり。

三 崗 水 門

尋讀卷 五 第三 神武天皇 尋歷卷 一 第二 神武天皇
高歷卷 一 第二 神武天皇の創業

◆崗 水 門(九鐵遠賀川驛北約一里三合遠賀川の今の芦屋港)
神武天皇東征の年於筑紫之岡田宮屋一年とあり。
神武神社として芦屋町の西約三、四町、松林の中に在り。(古事記)

四 日本海大海戰

尋讀卷十二 第二 日本海海戰 尋歷卷 二 第十六 明治三十七八年戰役
高歷卷 二 第二十 明治昭代の外交(つゞき)

明治三十八年五月二十七、八日の兩日、日露兩艦隊より發射する砲聲轟々として、宗像郡沿岸鐘ヶ崎地方の如きは戸・障子も震動したり。老幼男女は戰々恟々としておのゝきたること今尙耳底に残れり。

五 遠賀川流域の炭田

尋讀卷十二 第十三 國産の歌 尋地卷 二 第三 九州地方一
高地卷 二 第十一 産 業 一

一、筑豊炭田は筑豊(筑前・豊前)四郡の煤田此の大部分を占む。遠賀・嘉穂・田川・鞍手之なり。

【備考】炭層は右四郡に止まらず、粕屋・筑紫・早良にも現在採炭する所少からず。粕屋地方のものは私設博多灣鐵道によりて西戸崎に輸送す。

二、炭 質

一般に粗惡にして三池炭に及ばず。硫黄分揮發性を含有すること多し。

1 新入炭坑(三菱合資會社經營)

屈指の大炭坑にして直方町の南方にありて、五坑を有し五尺炭の採掘最も多し。炭質は筑豊炭田中最良なりと稱せらる。

生産年額(明治四十五年一月調査)

塊炭	一〇九、三四四噸	粉炭	三一〇、六〇八噸
切込	八七、〇四五	二號炭	一三四、四八六噸
消費地	門司・大里・八幡・尼ヶ崎・吳・大阪・神戸・上海・香港。	六八、四七四	
分析表(百分中)	水	揮發物	骸炭
五尺炭(黝色)	二、〇〇	四一、七〇	四四、九〇(粘結す)
二、〇〇	四一、七〇	〇、六三	一、四一九
2 明治炭坑(安川敬一郎氏所有)	四二五、一五八噸(消費前に同じ)		
3 三井炭坑(三井礦業會社)	三二四、〇一二噸(同)		

三、石炭運送の方法

1 鐵道輸送

イ、筑豊線によりて直に若松に輸送す。

ロ、豊州線によりて門司に輸送す。

2 水運便

イ、遠賀川本川を下り洞海に出て若松に至るもの(本川筋)

ロ、堀川溝渠によりて洞海を経て若松に至るもの(堀川筋)

【備考】 現在は炭田より輸送し來れる石炭を拆尾驛(幹線支線交叉點)にて直に幹線によりて門司方面及博多方面に輸送す。

四、福岡縣年産額と全國との比較

内地	五一、〇七六、三九八圓
朝鮮	三八五、一三一圓
臺灣	八三八、〇五一圓
福岡縣(三池も含む)	三四、一五一、〇九七圓

六 福岡及博多

一、總説

高讀卷一第十日 本海 尋地卷二第四 九州地方二

筑前の西北部博多灣に臨み、那珂川を隔て、東を博多、西を福岡と稱す。明治廿二年市制實施以來一市となる。大正元年十二月末調査によれば、一萬三千の戸數と九萬三千七十一人を人口とを有し、福岡縣廳を初め歩兵第二十四聯隊及第三十五旅團司令部・九州帝國大學等あり。商・工業逐年發達して九州の大都會たり。産物には博多織・博多人形等名高く、近時製鐵器具・機械産多く將來有望なり。又本市は上古以求對外交通の要路として有名なりしを以て名所舊蹟亦尠ならず。

二、沿革

1 福岡

福岡は昔福崎と稱し一小漁村なりしを、慶長五年十一月黒田長政入國し小早川隆景の名島城を茲に移して城廓を築き福岡と命名せり。蓋し曾祖父高政の出生地備前の福岡に因るなり。爾來三百十餘年、今城址には歩兵二十四聯隊及三十五旅團司令部あり。

2 博多

博多の起原詳ならずと雖も、上古太宰府を置きし以前既に濠津と言ひて人煙稠密なりしが如し。博多の國史に見わたるは、續日本記孝謙天皇天平寶字三年に在り。古來海外來航の地にして太宰府に近く最も要衝に當るを以て、守護職を置き武器を備へ外國防禦の要地となせり。文永・弘安の役蒙古來襲の時も此要地に據りて専ら防戦したり。往古中央に入海ありて袖の湊と號し、唐船の碇泊せし所なりしが、天文二十一年唐船の來船止み繼に四十九年を経て、慶長五年黒田氏入國の時既に袖の湊は埋れ居りしと云ふ。應仁・文明の頃大友・大内二氏の戰爭に民家、過半兵燹に罹り、其後又大友氏・龍造寺と戦ひ民家悉く焼失して焦土となり、里民多く他方に避難し頗る衰頹を致せり。天正十五年豊臣秀吉下向の節之を憫み命じて市區を經營せしむ。里民爾來集り歸り、復びもととなり今日に及べり。

三、商業

1 博多港

博多灣の一角に在り。我國に於ける最古の外國貿易港なること世人の普く知る所なり。即ち往昔此地に官家設置せられて西海政治の中心たりしが、敏達天皇の二年更に此地を蕃船の要津と定め給ひしを以て、博多は西海商業の中心地をも兼ねるに至れり。降りて醍醐天皇の延喜九年税關検査の事務を太宰の府官に一任せらるゝあり。朱雀天皇の承平五年唐物使を此地に遣はして貨物を検査せしめらる。是れ唐商騰集して雜貨の眞贋相錯るを以て之れを正さん爲めなりと。當時商港としての博多の繁榮想ふべし。天文・寛永の頃に至りては宗室・宗湛・宗泊等の諸豪時を同ふして輩出し、貿易頗る殷賑を極

めたり。然るに徳川幕府の治世に至り海外交市を禁せしより本港の發展に一頓挫を來せり。加之、海港年々泥砂を堆積して水深次第に淺くなり、現今に於ては港内最大干潮の時最深十二尺、最淺六尺、最大滿潮時に於て最深二十尺三寸三分に過ぎざるに至れり。以て大船巨船を駈繋せしむるに適せざるが爲め遂に著しき發達を見るに至らずと雖も、地勢上優勢の地位を占め居るを以て中、小の汽船の出入常に絶えず。漸次發達の傾向を示せり。而して大船は對岸西戸崎を以て中樞港として貨物の揚卸を爲せり。現今に於ては西戸崎は本港唯一の補助港として重要な地位を有せり。

2 商 況

博多港の貿易は朝鮮を以て主とし、關東州・南清諸港との交市は漸次發達を遂げつゝあり。其貿易額に於ては門司・長崎に及ばずと雖も、本港の後方地域たる筑前の一部、筑後・肥後の全部に於ける滿・鮮貿易は本港を經由する方、運賃其他に於て優に一割乃至二割の低廉なり。されば近時漸く一般の認むる所となり、貨物漸次に増加しつゝあれば前途有望といふを得べし。

朝鮮移出の主なるものは食鹽・醬油・石炭・菜種油等にして、移入の主なるものは米・大豆・小豆・ふのり等なり。大正元年度移出總高九萬壹千七百四拾壹圓、移入拾壹萬八千貳百拾八圓なり。而して之れは博多税關の調査によるものにして實際に於ては對馬嚴原等にて手續を了して入港するもの非常に多ければ是等も計上せざるべからず。

外國との貿易は輸出に於ては石炭を唯一とし年額五六萬圓、輸入には原油(埃)・石油(蘭印)・豆糟(滿)等を主なるものとし年額七拾萬圓を越ゆ。

内地との取引は海運によるものに魚類(遠く東京地方にも出す)・木材(秋田北海道より來る)等あり。年額輸入五拾萬圓、輸出拾萬圓。陸運によるもの吳服反物類・清酒・醬油等を主とし年額輸出五拾萬圓、輸入六拾萬圓を越ゆ。

要之、本市の商業は交通機關の發達完備と共に漸次擴張せられつゝありといふべし。

四、工 業

工業地としては其あらゆる條件を具備し居れども、未だ大工業の勃興を見るに至らず。されば黒煙天を蔽ふの壯觀はなしと雖も、中、小の工業非常に發達して殆んど各種の工業品を網羅せり。其類別の多きことは確かに本市工業の特色といふべし。

工業品中最も有名且つ産額の第一なるものは博多織なり。帶地を以て名あり。然るに近年八王子其他絹織物生産地に於て博多織の模擬品を製し比較的安價に且つ時流に適せるものを織出すを以て、産額年々減少して、四十年度に於て壹、壹九七、〇參六圓なりしも、四十四年には八貳〇、壹四四圓となるに至れり。されば近來同業者間にも覺醒するものあり。一大織物株式會社を組織して之が改良刷新に力めんとして目下協議中なりと聞く。

博多織は嘉禎の頃滿田彌三右衛門なるものあり。辨圓和尚に從ひて入宋し織物・朱熹・筒熨・壽香丸等の製法を習得し、仁治二年歸朝し之を郷人に傳授したるものを、天文年中竹若伊右衛門なる人之を中興し改良新案を加へて今日に至れるものなりといふ。

博多織は其起源を天智天皇の筑紫行幸の時に發し、博多人形は年産額貳萬五千圓餘に過ぎざるも本市名物の一として今盛に外國にも輸出せり。

鐵製器具機械の製造は原料を八幡製鐵所より得て近年著しく發達増加し、大正元年度に於て其製産額五拾萬圓に達したり。要するに本市の機械工業は南に廣潤なる筑紫平野を有するのみならず、東に筑豊の炭田を控へ且つ原料輸送の便甚だ利なるものあれば、残るは唯資本の問題のみ。現に西戸崎にはライオン・グン石油株式會社工場ありて高大なる數本の煙筒閑靜なる白砂青松の間に本市工業界の前途を暗示して聳立せるものゝ如し。

五、本市の將來

本市商工業の現況は大略前述の如く比年漸次發展の途にありと言ふを得べし。近時同業者間には稍々時勢の進運に伴ひ、此優勢なる地勢と豊富なる原料とを利用して、新業の發達を謀るべしと覺醒を有するものも尠なからざるに至りたれば、商工業としての本市の將來は交通運輸機關の發達と共に有望なる將來を有せり。

本市の一大缺點とも言ふべきは博多港灣の水淺く年々泥砂の堆積し大船巨船の入港に便ならざるにあり。若し此不便にして撤去せらるゝあらんか、本市が門司長崎と商權を争ふこと決して至難のことにあらず。現に今日に於て外國船の石炭塔敷の如き門司にては不便の點多く、止むを得ず一割、二割方高價なるも長崎にて之をなしつゝある有様なりといふ。

されば目下杉山茂九氏計畫の下に博多灣に一大築港を建設せんことを請願中なり。今其設計を見るに工費貳千五百萬圓、三十箇年計畫にして、第一期を五箇年とし工費貳百參拾萬圓規模廣大にして最新世界的なり。此種の築港は現今世界に於て米國・ノル、に見るのみとの事なれば、若し之れが認可を見るに至らば、數年ならずして本市はパナマ運河開通と相俟つて世界交通の要津として一大發展を見るに至るべし。市民は後援會を組織して此快舉を協賛しつゝあり。

本市は又西海の學府として有望なる將來を有せり。九州帝國大學は今や醫・工科を通じて學生六、〇四名を收容し、卒業の學士を出すに既に四八四に達せり。醫科大學は明治三十七年京都帝國大學の分科として開校せられたるもの、本年其十週年の祝賀を爲すに至れり。工科大學は明治四十四年の開校にして今猶工事繼續中に有り。かくて諸大學の完成を見ることも決して空望にあらずとす。従つて高等專門學校も漸次設立せられんとす。學界に於ても本市の將來多望なりといふべし。

六、市及附近の名所舊蹟

聖 福 寺 市内御供所に在り。榮西の開基、建久六年建立。後鳥羽天皇「扶桑最初禪窟」の宸翰あり。

崇福寺

千代松原にあり。仁治元年僧湛慧太宰府に建立せしもの。寛元元年官寺となる。天正中兵燹に罹れるものを黒田氏再興今の地に移す。

東長寺

大同年間弘法大師歸朝後始めて建立せられたるもの。自作の木像あり。舞鶴城といふ。黒田長政の築くところ、五十二萬石の城址なり。今歩兵第二十四聯隊及第三十五旅團司令部あり。

宮崎八幡宮

官幣中社、八幡大神及玉依姫・神功皇后を奉祀す。千代松原にあり。天平勝寶三年創建。醍醐天皇の「敵國降伏」の宸翰あり。

香椎宮

官幣大社。神功皇后・八幡大神・住吉大神を奉祀。古宮には仲哀天皇を祭る。

其他貝原益軒之墓・菊地寂阿之墓・野村東尼の平尾山莊・名島(神功皇后遺蹟・小早川隆景城址)市附近なる千代松原・生の松原は共に元寇の古戰場防塁遺跡多し。

七 香椎宮

尋歴卷一 第四 神功皇后

仲哀天皇熊襲御征伐の時の行宮のありし地なり。仲哀天皇九年二月癸卯朔丁未此宮にて崩じ給ふ。今は官幣大社香椎宮あり。神功皇后を祀る。境内に綾杉あり。(日本記)

八 宇美

(關係教科書同前)

神功皇后新羅より凱旋し給ひ、應神天皇を産ませ給ひし地にして、宇美八幡宮あり。境内に「衣掛ノ森」「湯蓋ノ森」等の巨楠あり。海内第一。千餘年の古姿を存す。(續筑前風土記)

九 宮崎八幡宮

(關係教科書同前)

官幣中社にして、應神天皇を祀る。

天皇の御胞衣を宮に納め埋鎮したる地にして、其の標に松を植わたるを「標松」又「宮松」と云ふ。

樓門は小早川隆景筑前の領主たりしとき建立したるものにして、扁額「敵國降伏」は醍醐天皇の宸筆を廓大したるものなり。宸翰は紺紙に金泥もて書かれたるもの三十七葉。今社寶として存す。(續筑前風土記)

十 今津

尋歴卷一 第七 聖徳太子

高歴卷一 第六 支那との交通

博多灣の西隅今津灣に臨む。上古唐船の來り著きし地。今の長崎港の如し。遣隋・遣唐使は皆此地より出帆せりと云ふ。(續筑前風土記・國史大辭典)

十一 朝倉の假宮(橘廣庭宮)

尋歴卷一 第九 天智天皇と藤原鎌足(つゝき)

高歴卷一 第七 大化の改新と律令の制定

齊明天皇の七年、新羅・百濟と戦ひしとき下り給ひし行宮の地なり。天智天皇・齊明天皇の御大喪中に朝倉の山中に黒木を造りておはしけるを木ノ丸殿と云ふ。附近に天智天皇の「秋ノ田」と稱するものあり。(國史大辭典)

新 古 今

あさくらや木ノ丸殿にわれをれば
な の り を し つ と 行 く は 誰 が 子 ぞ

天 智 天 皇

十二 國分寺

尋歴卷一 第十 聖武天皇

高歴卷一 第八 奈良時代

聖武天皇の天平十二年勅によりて建立せられたるもの。當國分寺料三萬二千二百九十三束。(現米一六一〇餘石に當る)

國分寺 (國分僧寺) 金光明四天王護王寺

今存せるは國分僧寺にして講堂なしと云ふ。

さよやかなる草堂に藥師佛を安置せり。(續風土記地名辭書)

十三 藤原純友

尋歴卷一 第十四 朝臣の榮華と武士の起

高歴卷一 第十一 朝臣の榮華と武士の興起

天慶二年藤原純友、平將門の亂に應じ西國に亂作るや、朝廷符を下し、小野好古を追捕使長官とし、源經基等と共に之を平

げしむ。(國史大辭典・人名辭書)
純友日振島に敗れ太宰府に來り勢大に振ふ。官軍利あらず。純友太宰府に入り累代の財物をかすめ館を焼く。管内震懼す。朝廷藤原忠文を征西大將軍に拜し諸軍を統て討たしむ。未だ至らざるに小野好古は陸路より、藤原慶幸は海路より筑前博多に趨りて之を攻む。純友大敗して伊豫に亡し遂に斬らる。

十四 平氏と太宰府

尋歴卷一 第十八 源頼朝 高歴卷一 第十四 源平二氏の盛衰
壽永二年平宗盛等、安徳天皇を奉じ八月十七日筑前太宰府に據る。
原田種直に倚り行宮を興す。
八月十七日頃著御。間もなく緒方三郎の來襲を聞き、九月上旬宇佐に遷幸あり。(地名辭書・參考本路表記・歴史地理雜誌・附録日本歴史)

十五 鎮西奉行

尋歴卷一 第十八 源頼朝 高歴卷一 第十五 鎌倉幕府
鎮西九國奉行・鎮西奉行・鎮西守護等言へり。
鎌倉幕府の職名にして太宰府に置き、九州の政務を掌る。
壽永四年(文治元年)源頼朝豊後に留まりしが、文治二年天野遠景をして下向せしめ、十二月十日鎮西九國奉行と稱す。
建久二年正月改めて鎮西奉行と云ふ。
永仁元年北條氏九州探題を置き其職是に移る。

十六 文永の役

尋歴卷一 第二十 元寇 高歴卷一 第十七 北條氏の滅亡
元寇に關しての著書多し。故に略す。
石壘は延長四里餘。
文永の役には元軍壹岐・對馬を侵して、福岡市の西方沿岸、筑前糸島郡今津及百道原より上陸したり。

十七 九州探題と菊池武時

尋歴卷一 第二十一 北條氏の滅亡 高歴卷一 第十九 吉野の朝廷
弘安の役後永仁元年、北條兼時下向し博多の府に居り始めて探題と稱す。元弘三年菊池武時義兵をあげて、探題北條英時を博多に討ち勝たすして自盡す。足利尊氏亦探題を置く。現今其址として愛宕山の西麓の田圃の中に墳墓残れり。(國史大辭典)

十八 菊池武敏と多々良川

尋歴卷一 第二十三 吉野の朝廷 高歴卷一 第十九 吉野の朝廷
菊池武敏は武時の子にして、代々肥後菊池郡に住し勤王の志厚かりき。當時小貳定經を太宰府に襲ひ討ち、又足利尊氏九州に奔るや之を多々良濱に迎へ戦ひ勝たすして國にかへる。此一戦こそ、官・賊兩軍の勝負によりて九州局面を定むる大決戦たりしを敗れたるこそ千載の遺憾なれ。(吉田氏の地名辭書)

十九 明との交通

尋歴卷二 第一 足利義滿 高歴卷二 第一 室町幕府の盛時
福岡市の西方三里半の地に今津あり。
今津は昔時博多灣埋塞のため交易不便なりし時、外國との交通をなせし地にして、文永八年蒙古の使者趙良弼もこの地より上陸したりと言ふ。其後明との交通も此地よりなし、あだかも後の長崎港の如く繁盛なりしと。(地名辭書)

二十 豊臣秀吉の九州平定

尋歴卷二 第五 豊臣秀吉 高歴卷二 第八 豊臣秀吉の海内平定
岩屋城 天正十四年七月十三日、島津義久九州を併吞せんとし、兵五萬を率ひて岩屋城に大友氏の部下高橋紹運艦種を攻む。艦種死守防戦したれども、秀吉の西下に先ち遂に戦死し、城亦陥る。
博多にて大友・龍造寺の二氏相戦ふ。
さきに大内氏と大友氏としばしば博多に戦ひ、天正年間に至り大友氏と龍造寺氏と亦此地に戦ふに及び、兵火にかゝりて焼失焦土となりしかば、秀吉九州平定に下向し町を再興して今日に至る。現時の町分けは當時秀吉の割當てたるもの也。

二十一 大名の配置と黒田長政

尋歴卷 二 第六 徳川家康 高歴卷 二 第九 徳川家康の嗣業
黒田長政は近江佐々木氏の後裔にして備前の國福岡に居りしが、長政に至り家康より(外様大名)封を受け、初は名島城に居りしが、後今の福岡城(二十四聯隊衛戍の地)を營み代々五十二萬石なり。

二十二 貝原益軒

尋歴卷 二 第八 徳川綱吉・新井白石 高歴卷 二 第十三 學問の復興と元祿時代
寛永七年十一月十四日福岡城内東邸に生れ、七歳にして自ら書字を知り好みて草子を読む。二十八歳にして京都に遊學し三十五歳の時歸藩。それより子弟の教養をなし且つ國文の造詣深く、著書最平易なりしことは他に人なし。八十五歳にして歿す。墓は市内西町金龍寺にあり。其裔は市内瓦町にあり。
夫人東軒も學徳高く内助の功多かりし。現時益軒會は銅像建設の舉あり。

二十三 藩論と勤王の士

加藤司書・平野次郎・野村望東尼・七柳落と太宰府

一、加藤司書

尋歴卷 二 第十一

外艦の渡來と攘夷論

高歴卷 二 第十六

外艦の渡來と開港の顛末

福岡藩の重臣にして二千八百石を領したり。嘉永六年露使長崎に來るや、警備宜しきを得たりとて賞せらる。元治元年八月幕府の第一回長州征討の時、追討使尾張大納言慶勝と本營廣島に會して長幕の調停の勞をとり功ありき。然るに元治二年却て惡まれて禁錮せられ、十月二十五日藩主の命により自殺したり。年正に三十六。
今様として人口に膾炙せるは司書の作なり。即ち、

皇御國の武士はいかなる事をか務むべき、唯身にもてる真心を君と親とに盡すまで。
明治二十五年十二月十七日贈正五位。

二、平野次郎國臣

文武兩道に秀で古實に精しく勤王の志厚かりき。殆ど一生東奔西走して國事に盡瘁せしが、元治元年但馬の生野に討幕の義兵をあげ破れ捕へられて斬らる。年三十七。
後藩主申請して京都靈山に石碑を建立す。明治二十四年四月八日贈正四位。平野家は市内地行にあり。現時同志相謀りて記念碑建設の企あり。

三、野村望東尼

幼名をもと子と稱し歌道に秀で女ながらも憂國勤王の志深かりき。僧月照・平野次郎・高杉晋作等を福岡城の南半里の平尾山の山莊にかくまひおさし事もありたり。後此の事現れ罪せられ姫島に流さる。
赦されて高杉晋作のために迎へられ、三田尻に於て病み死す。時に年六十二。明治二十四年十二月十七日に至り正五位を贈らる。平尾山莊の址に記念碑を建てらる。

四、七柳落と太宰府

三條實美以下六卿罪せられて、文久三年八月十八日(五卿のみ)太宰府に下向し、元治元年六月赦されて歸京。當時五卿の寓居せしは太宰府宮小路家と水城村通古賀の田中氏の宅なりし。

二十四 學業院

高歴卷 一 第九 奈良時代の文物

吉備公天平勝寶六年太宰の大貳に任せられしとき、唐より携へ歸られし聖像を安置して學問を奨められし所なり。(續風土記)

二十五 觀世音寺 (關係教科書同前)

觀世音寺は都府樓趾の東にあり。齊明天皇の御爲めに天智天皇の養老七年に建立し給ふところ四十九院あり。西海第一の巨刹なりしも、數度の火災のため元祿中に再築せる堂宇と戒壇・院を残すのみ。佛像・扁額等多く國寶に選定せられたるもの多し。鐘樓の古鐘は菅公の詩にあるものなり。

戒壇院は觀世音寺の境内、觀世音寺四十九院の一なり。天平勝寶六年四月八日、唐僧鑒眞和尚此處にて授戒せしを始めとす。日本三戒壇の一也。(續風土記・地名辭書・國史大辭典)

二十六 刀伊入寇

高歴卷 一 第十一 朝臣の榮華と武士の興起

後一條天皇の寛仁三年二月二十七日、異國船對島を侵す。同四月七日、筑前糸島郡に寇し慘虐言語に絶す。我の捕へらるもの四、五百。

八日、異船博多灣に入り能古島を襲ひ、九日警固所を焼かんとす。我軍力戦して之を撃退す。彼柁を轉じ宮崎宮を焼かんとして亦走る。

十日、十一日烈風あり。太宰権帥藤原隆家乗じて平致行・大藏種材等をして大に之を追撃せしめ之を破る。十二日、賊力盡き遂に外洋に逃れ去る。(倒叙日本歴史・國史大辭典)

二十七

榮

西

高歴卷一 第十六 鎌倉時代の文物

仁安元年四月入宋。半歳にして歸る。

文治三年三月再び入宋し、建久二年七月歸朝し誓願寺(筑前糸島郡今津村)・聖福寺(筑前博多)・壽福寺(鎌倉)等を開く。

宋より茶種を携へ歸り筑前春振山に播く。本邦茶の始めなり。(國史大辭典・人名辭典)

聖福寺建久二年千光祖師祭西宋より歸り、頼朝を大檀那とし建立したるものにして本邦十刹の第三位、禪刹最初のものなり

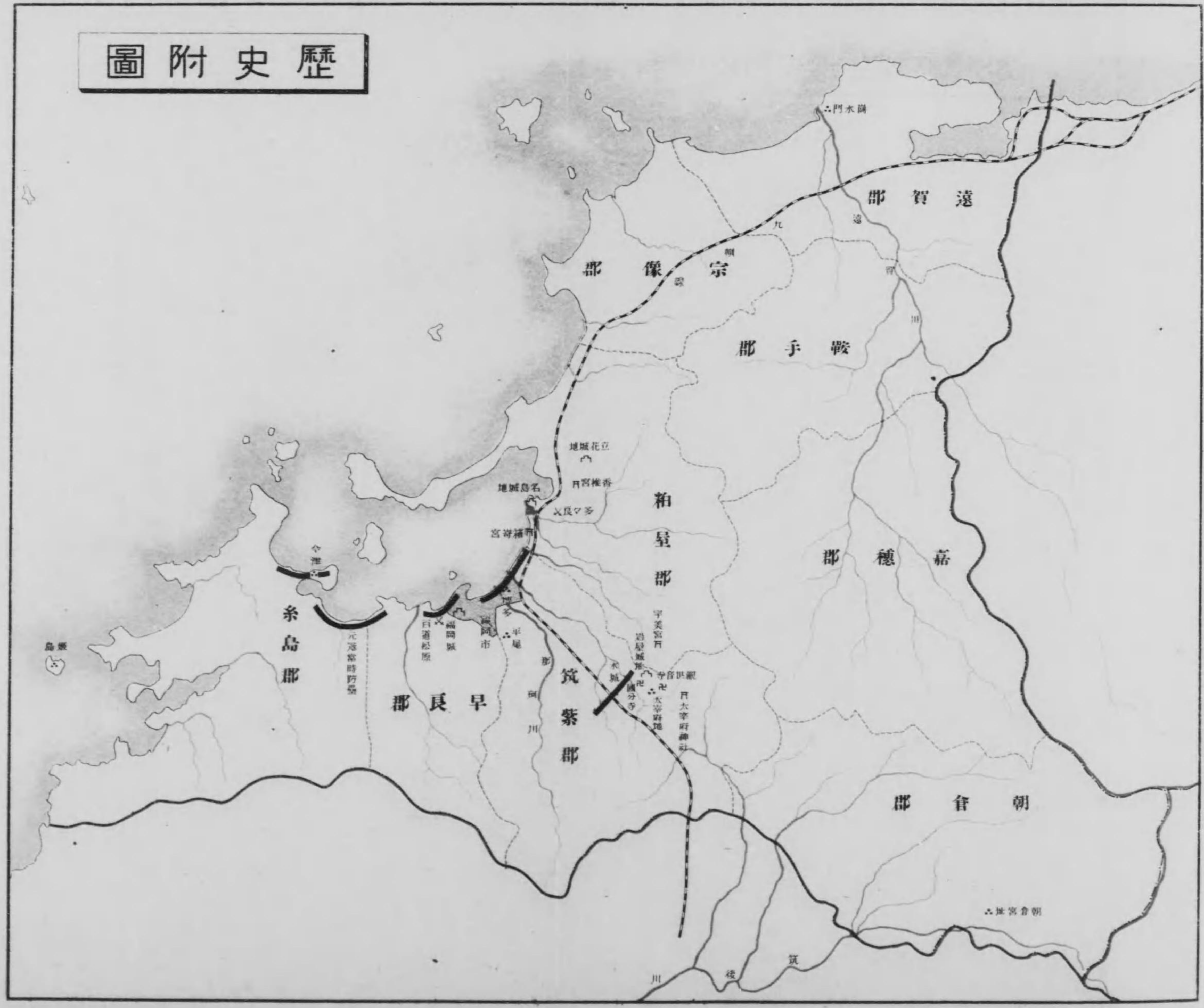
後鳥羽天皇より

扶桑最初禪窟方丈

の宸翰を賜はり存す。(扁額として掲ぐ)

最初の禪刹は筑前糸島郡今津村誓願寺と云ふ説最近に於て起れり。(續筑風土記)

圖附史歷



福岡縣 (二) 門司市役所調査

二十八 遠賀川流域の石炭(二)

尋讀卷十二 第十三 國産の歌 尋地卷二 第三 九州地方一
 高地卷二 第十一 産業一

筑豊五郡(遠賀・鞍手・嘉穂・企救・田川)大正三年度石炭探掘状況及探掘高は左記の如し。
 試掘権を得たる坑數 五五 探掘権を得たる坑數 四二五 現在探掘しつゝあるもの 一四三
 採掘 高、一七、二六、九九一、七九二斤 一〇、一六五、七四〇噸
 年産額三十萬以上の重要炭鑛を擧ぐれば左の地し。

鑛山名稱	産額	鑛業權者
鞍手郡 明治炭鑛	五〇	明治鑛業株式会社
三井本洞炭鑛	三六	三井鑛山株式会社
大之浦炭鑛	七八	貝島鑛業株式会社
新入炭鑛	四二	三菱合資會社
古河炭鑛	四〇	古河合名會社
嘉穂郡 鮎田炭鑛	四七	三菱合資會社
三井山野炭鑛	四一	三井鑛業株式会社
製鐵所二瀬炭鑛	五九	農商務省
住友忠限炭鑛	四一	住友吉左衛門
田川郡 金田炭鑛	三三	三菱合資會社
峰地炭鑛	六六	藏内保房
豐國炭鑛	五〇	明治鑛業株式会社
三井田川炭鑛	九八	三井鑛山株式會社

二十九 門司

司

尋讀卷十二 第十五 南滿洲鐵道 尋地卷二 第三 九州地方一
尋地卷二 第四 九州地方二 高地卷二 第十二 産業 二

當市は今や帝國の關門、東洋屈指の貿易港として名聲を擧げたるも、二十有餘年前を回顧すれば人口僅三千餘の一村落に過ぎざりしも、近年急激の發展により、大正三年度の統計に依れば戸數一萬三千四百五十一、人口七萬四千五百二十を數ふるに至れり。九州鐵道管理局・門司稅關港務部の諸官衙は多く海岸に沿ひ、日本銀行西部支店を始めとして三井・住友等の銀行・諸會社の支店三十餘に達し、本市繁榮に貢獻する所少からず。

大正三年度に於て石炭積取の爲めに當港（門司港）に寄泊したる汽船數、外國船四百七十五隻・内國船一千三百三十七隻

區別	大正三年度	大正二年度
海外輸出	門司 七三〇、二二〇	九七三、五六四
	若松 九一六、〇五一	九四三、一三六
計	一、六四六、一七一	一、九一六、七〇〇
内地輸出	門司 四一〇、四〇五	四八七、四三六
	若松 四、二〇六、一六四	四、六七一、九六四
計	四、六一六、五七〇	五、一四九、四〇二
外船焚料	門司 四三三、九〇七	五七九、五四九
	若松 一〇、一二七	九六七、五三一
計	四四四、〇三四	一、一七六、〇八〇
内船焚料	門司 一、〇〇八、〇三四	一、一七八、九一三
	若松 一五九、七八〇	一、一四六、四四四
計	一、一六七、八一四	二、三二四、三五六
合計	門司 二、五八二、四六六	三、〇〇〇、四四〇
	若松 五、二九二、一二二	五、八〇一、六五三
	島 九四、〇四八	一一九、四一二

門司港貿易

計

七、九六八、六三六

八、九二一、五〇五

年 度

輸出

輸入

明治四十三年度

一五、四六九、九三八

一八、七〇三、一二一

同 四十四年度

一四、三三三、四六九

二〇、二一九、一六九

大正元年度

一五、七九八、九四四

二六、八五三、三一一

同 二年度

二〇、八九五、八〇八

三九、五三四、〇六八

同 三年度

一九、九六四、一七六

三三、三〇二、三四九

門司・大連間は毎週二回大阪商船會社の汽船定期航海をなす。

三十 英彦山

尋地卷二 第三 九州地方一

英彦山は田川郡に在り、高さ約四千尺、九州北部の名山なり。山上に官幣中社英彦神社を祀る。

三十一 鐵道

道

(關係教科書同前)

鹿兒島線(九州本線)は鳥栖を経て鹿兒島に至る。本支線延長二三八、八哩。

長崎線は鳥栖より岐れて長崎に至る。途中數條の支線を出す。延長一六五、七哩。

豊州線は小倉・行橋を経て大分に至る。本線と行橋より岐れて後藤寺・宮床に至る支線とより成り、延長一〇一、二哩。

筑豊線は若松に起り折尾を経て直方に至り岐れて長尾・上山田に至るものと、伊田に至るものとあり。總長四八哩。主として石炭運搬の爲めに設けられたるもの。

三十二

門司附近の産業(麥酒、麥粉、砂糖)

尋地卷二 第四 九州地方二

麥酒

麥粉

門司市外大里町(企救郡)に帝國麥酒株式會社あり。大正二年の創立にして製造高年約五萬石。

門司市外大里町(企救郡)に合名會社鈴木商店の經營にかゝる大里製粉所あり。
原料は九州の内(肥・筑・北海道・米國・濠洲等より仰ぐ。其高年額六十萬石・製粉年額二百一十一萬袋(六貫入)。其の販路は九州中國を主とし阪・神・臺灣等(日獨戰爭の結果近來南洋地方へ輸出)

糖

門市外大里町に大日本製糖株式會社の工場あり。原料を「ジャワ」・臺灣等より仰ぎ、精製の年額約百二十萬俵(百斤入)。精製高の八割は外國に輸出(支那・滿・韓・印度地方)。二割は内地の需要に供す。

三十三 藤原廣嗣

高麗卷 一 第八 奈良時代

藤原廣嗣は小倉の西板橋川に於て佐伯宿禰常人・安倍朝臣忠磨等に亡ぼさる。(續紀十三ノ卷)

福岡縣 (三) 小倉市役所調査

三十四 若松

高麗卷 一 第十 日本海 尋地卷 二 第四 九州地方二

小學地理附圖(尋常小學校用) 第八圖九州地方圖

若松港は洞海の門口にあり。小倉を距る西々北二里。三十年前迄は戸數僅かに三百に充たざる一漁村なりしが、筑豊炭田の出口を門司(集散地としては門司が一番)。若松(同港が二番)の二港を求むるや、億兆の石炭集中點となり鐵道運炭(筑豊線)五、七一九、二〇三噸・川端運炭(本川筋・堀川筋)七六四、〇九八噸、内地は門司・四日市・大阪を主とし、外地は清國・上海・香港芝罘等に積出す。内國輸出高五、四九二、六八五噸、外國輸出高七六八、〇九二噸(四十四年調) 出入の船舶帆船林立し、大正元年に於て五千四百三十の戸口と、三萬四千四百五十の人口とを有し、八幡・戸畑・枝光の對岸にあるありて日進の傾きあり。大正三年度より從來の町制を改めて市制を施すに至れり。

本項は福岡・門司・小倉三市提出の分を合せて、小倉市提出の部に記載せるなり。(編者)

三十五 小倉

尋地卷 二 第四 九州地方二

一、戸數 五千五百五十九戸(大正四年調)

二、人口 三萬七千七百二人(同上)

三、舊幕時代小笠原氏の居城にして祿高十五萬餘石。其城樓は維新長州征伐の初一旦灰燼に歸したりしが、城地は殆ど舊形を存し、今十二師團司令部・十二旅團司令部及歩兵第十四聯隊の兵營等あり。

【附】第十二師團の騎兵・砲兵・工兵・輜重兵等の特科隊及歩兵第四十七聯隊兵營は里許を隔てたる北方に在り。

四、交通

1 國道 九州東・中・西各線の分岐點あり。

2 鐵道 九管所屬九州幹線及豐州線の分岐點あり。又小倉鐵道(私設)は起點を本市附近に發し、福岡縣田川郡に達する目下工事中。

3 電氣軌道 九州電氣軌道會社は本市に本社を置き、門司より小倉・八幡を経て黒崎に達す。又一方小倉市より分岐して戸畑に達し若松港口に到る。

五、會社 製紙會社・製鋼會社・瓦斯會社・九州軌道株式會社・百三十銀行・小倉鐵道株式會社・小倉馬車鐵道株式會社等あり。

六、官公衛學校 小倉區裁判所・小倉稅務署・小倉警察署・小倉市役所・小倉師範學校・小倉中學校・小倉工業學校・小倉高等女學校・其他小學校・私立勝山女學校・幼稚園・小倉市立病院等あり。

七、産物 當地生産物としては小倉織ありしも今は微々として振はず。

三十六 八幡、八幡製鐵所 (關係教科書同前)

一、八幡町

位置小倉を距る二里西にありて洞の海と云ふ内海の内に瀕す。若松港は其内海の入口にして相距る里許。小倉と鼎立し交通頻繁なり。

戸數九千六百二十二戸、人口三萬二千四百八。東洋第一製鐵所の所在地にして製鐵所設立と共に戸口日に繁殖せり。

二、八幡製鐵所

洞海東岸なる遠賀郡八幡町にあり。農商務省の管理に屬す。明治二十九年の創設にして當時二十六萬坪、壹千數百萬圓を投資すと云ふ。現今敷地四千餘萬坪(四十二年調)にして宏壯無比の大工場(約四十餘)巍然として相聳む、無數の煙筒空を摩し黒煙天を覆ひ、日爲めに暗く機械の運轉轟々として晝夜の別なく、場内縦横に汽車の便あり。一萬有餘の職工之れに従事す。目下年々五萬噸の製鐵品あり。其種類は軌條・並板・厚板・薄板(小形・中形・大形)・鋼彈・ピッチ・アンモニア・線材・鉄鐵等なり。其盛なる事實に東洋唯一にして豫想するに餘りあり。原礦は(磁鐵礦)主に南清の大冶鐵山に仰ぎ、之れを積む汽船は附近の戸畑埠頭に横着す(三千噸位)原動力は汽力・電力・水壓力の三種を用ゆ。

門司市より此の地方に到る鐵道沿線地は石炭の大富源地をひかへたる爲め、各種の大工場(大里製糖所・セメント會社・ビール株式會社・小倉製鋼所・小倉製紙所・明治紡績會社・鑄物會社・製釘會社)陸續として競ひ起り、此地に遊ぶもの發展の思ひ半に過ぐるを驚かざるなく、實に本邦工業中心地となるの日も近きにあるべし。

八幡につきて(大正二年調)

一構内敷坪	四十二萬七千七百七十六坪	構外	二十四萬百七十二坪餘
工場内鐵道			

一 蒸汽及電氣機關車數 大小六十一、貨車約六百四十臺。

一 原料 鐵山 鐵山越後國赤谷・加茂・朝鮮載寧・股票等は八幡に附屬す。

一 鑄 鑄 品 四基(内一は建築中)

一 製 鋼 品 軌條・鋼板・棒鋼・山形鋼・溝形鋼・工形鋼・其他の鋼材

一 職 員 數 五百人

本項は福岡・門司・小倉三市提出の分を合せて、小倉市提出の部に記載せるなり。(編者)

福岡縣 (四)

久留米市役所調査

三十七 花 筵

尋讀卷 第十三 花 筵

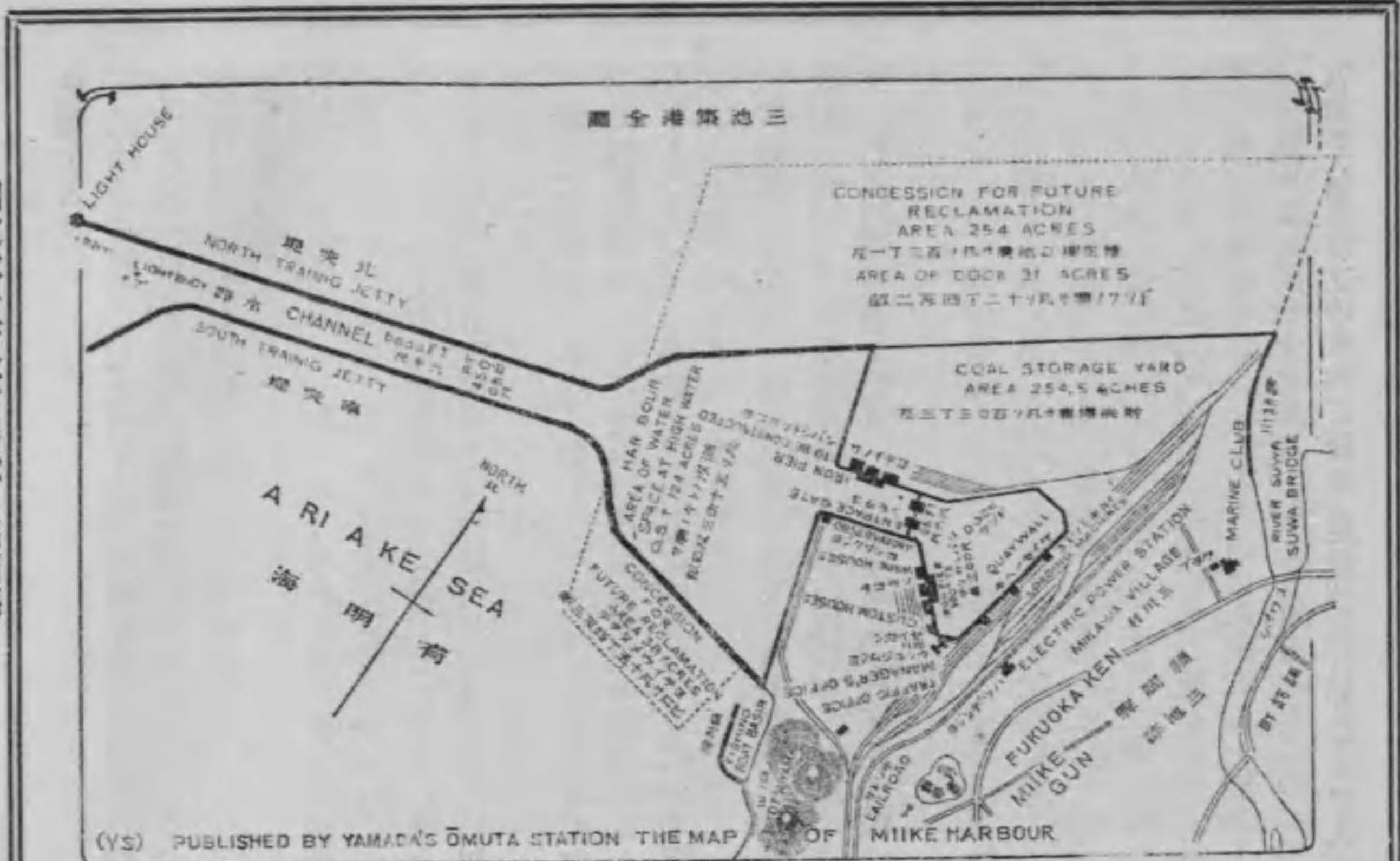
花筵の種類及其製造數量並輸出高次の如し。

種 別	數 量	價 格
機 織	四百八十本	二、七三六
目追織(百八十經以上)	三百一十一本	一、七一〇
目追織(百五十經)	六萬四千五百七十七本	三三二、八八五
同上(八十經)	五百八十九本	二、四七四
飛込織(百五十經)	二百八十八本	一、四九八
飛込織(百五十經)	三萬八千〇九十三本	一八二、八四六
同上(八十經)	七千六百六十一本	二九、一一二
飛込手地	九本	四五
諸糸經	三本	一六五
諸花筵	七本	三八五
計	十一萬二千〇八本	五四三、八五六

【備考】製造高と輸出高は同數なり。飛込と云ふは短闊を以て製造したるものなり。以上は海外に輸出せしものなり。

内國需用花筵

種 別	數 量	價 格
疊	千八百九十本	壹萬千參百四拾圓
莫莖(疊表を除く)	七十五萬二千三百八十四枚	拾七萬參千〇四拾八圓
【備考】疊表・莫莖は九州各縣・山口縣・大阪等へ輸送する外、滿鮮地方へ輸送し居れり。	百七十五萬五千五百六十枚	貳拾八萬〇八百九拾圓



三十八 三池港、三池炭坑一般

尋讀卷十二 第十三 國産の歌
 尋地卷二 第三 九州地方一
 尋地卷二 第四 九州地方二
 高地卷二 第十一 産 業 一

三池港は有明灣頭にありて筑後國三池郡三川村に屬し、大牟田町を距る南方約一里、九州西部に於ける貨物集散の市場として最樞要なる

花筵の販路は重に北米合衆國なりしも、年々擴張せられつゝありて最早花筵を用ひざる所なき様に全世界に擴りつゝあり。花筵の用途は重に敷物にして、間には壁張等に用ひるものあり。

原料の種類及原産地域反別栽培法。蘭草及紡績綿糸。但内地用莫莖は蘭草。七島草にて經糸にて、暹羅菌等を手捻したるもの、又は綿糸を用ゆ。

蘭草の産地は三池郡木佐木村・大栗村・蒲地村・田口村・木室村・大川町・大溝村・江上村・三又村・濱武村・久間田村・川口村・大堅島村・青木村八女郡水田村。

山門郡三橋村・柳川村・城内村・東宮永村・雨開村・大和村・瀬高町。

三池郡江浦村等なり。

七島草の産地は城島町・青木村・三又村・大川町・木室村・江上村・大溝村・木佐木村等なり。

蘭草作付反別 三百九十町
 七島草作付反別 四十六町八反歩
 従業者戸數 七千八百四戸
 同 人 員 一萬三千四百十六人にして概ね婦女女子なり。
 従業者時間 十三時間
 工 賃 貳拾錢

地點を占む。

三池港は他の一般港灣と全然其趣を異にし、三井鑛山合名會社の獨力經營に依り人為的に築造せられたるものにして、船渠内港及外港に區別し、海面埋築は主として港内淺深の土砂を用ひ之を三期に分ち漸次施工するものにして、第一期は既に完成し（費用四百萬圓日子五箇年を費せり）貯炭場及石炭積込に要する諸般の設備に使用せり。而して現時第二期築港工事に着手せり。（この港は客船のみ入港せしめ、大牟田停車場より支線を敷き交通の便を計る由）第三期竣工の上は新市街又は諸貨物陸揚及貯炭所とし一切の設備を完成する計畫なり。

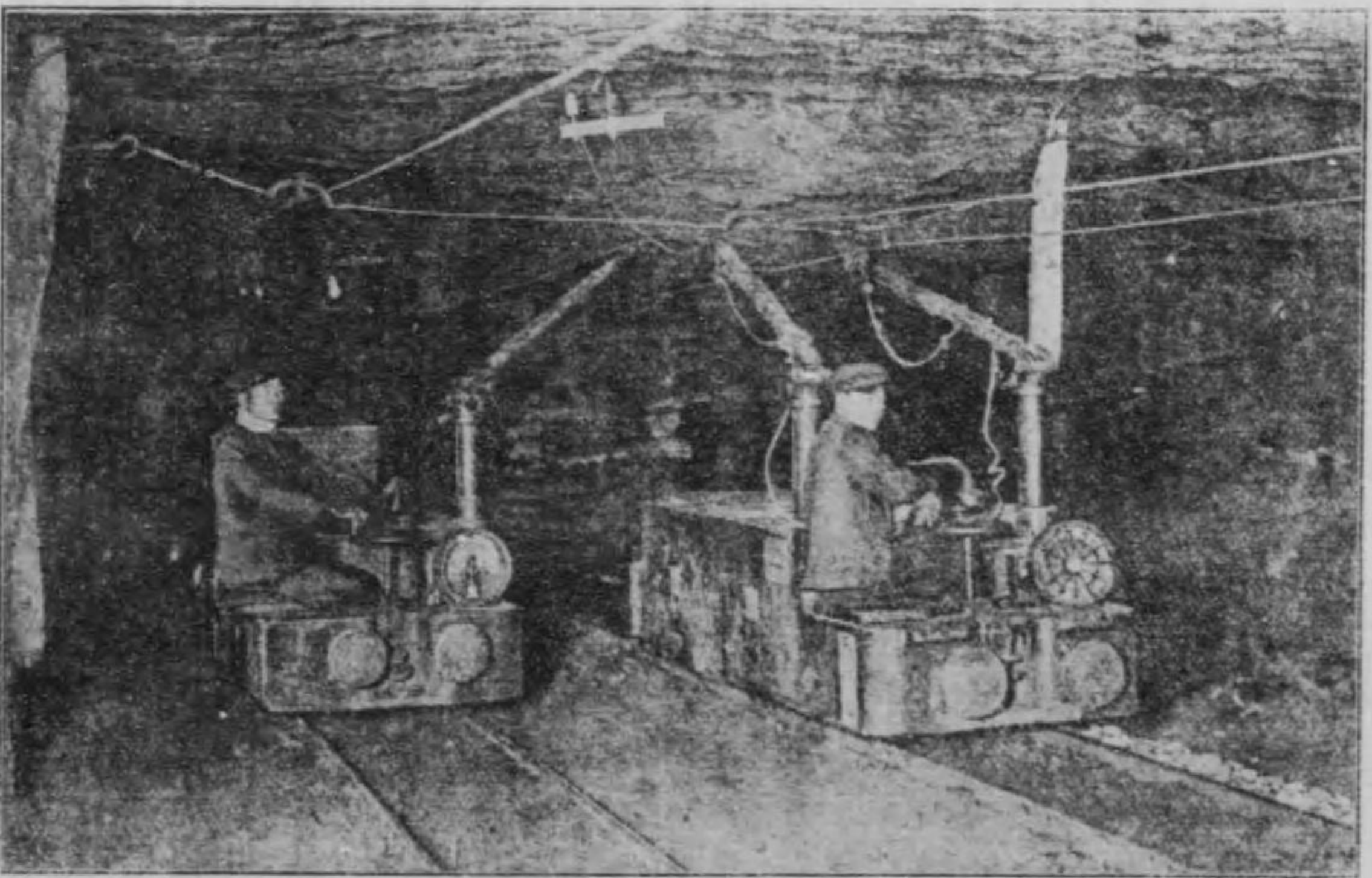
船渠は同會社の專有に屬し、主として三池石炭荷役の用に充つ。其面積約四萬坪にして渠内の水深は閘門の作用により最小二十八呎を下ることなく、又繫船壁の前面は常に三十呎の水深を保ち、滿潮のときは各八呎の水深を増加す。

繫船壁は長さ千三百八十呎にして一萬噸内外の船舶三隻を同時に繫留し得べし。岸壁は高四十一呎六吋にして其上には三池式（黒田式）積込機械三臺を裝置し、一臺克く晝夜五千噸の荷役に堪へしむ。

内港は第一期埋築地の兩端より南・北二條の突堤延長約一千間を以て抱擁せられ、漏斗口の形を成し以て航路に通ず。總面積十五萬坪にして石炭運送船其他一般船舶の碇泊に充つ。

三池炭田は有明海の東岸に位し筑・肥の二國に跨り其大部は肥後の内に在り。南北大凡四里、東西一里の間を占め、炭層は數枚あれども現時採掘せられつゝあるものは八尺炭の一層なり。

三池炭坑は明治十七年鑛山局より買取りしものにて、萬田・宮原・宮浦・大浦・勝立の五坑に分る。炭質の最良好なるは大浦坑より出るものなれども、炭量の最多きは萬田（一箇月約三千噸）にし



三池炭坑内電車

三池炭坑は明治十七年鑛山局より買取りしものにて、萬田・宮原・宮浦・大浦・勝立の五坑に分る。炭質の最良好なるは大浦坑より出るものなれども、炭量の最多きは萬田（一箇月約三千噸）にし

て、宮浦坑（一箇月千五百噸）之に次ぐ。其他宮原・勝立・大浦の三坑にて約二千五百噸の出炭あり。

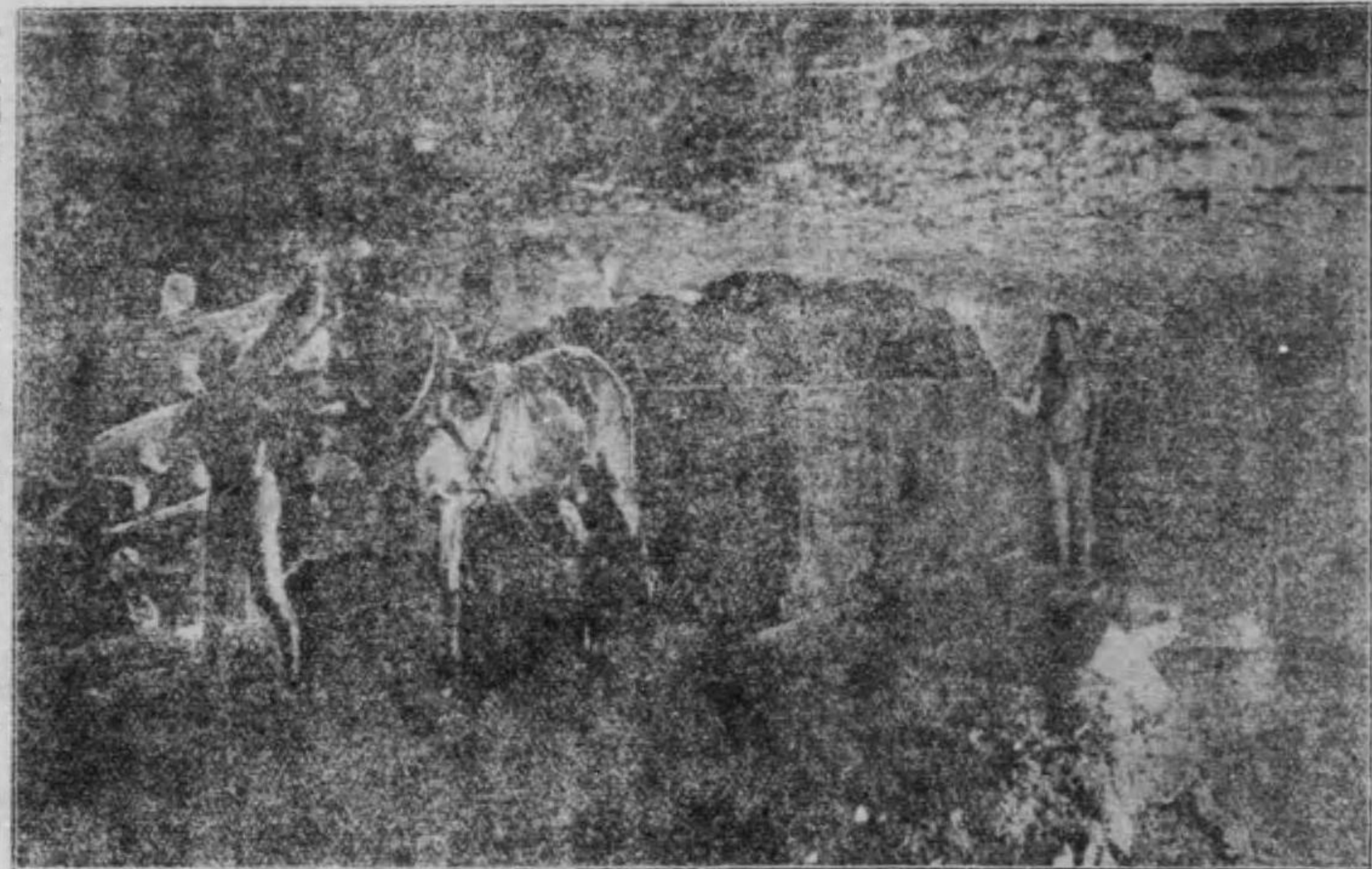
工夫は全坑にて約七千人を役使すと云ふ。

三十九 小松宮頼子殿下

高嶺卷 四 第一 竹の園生
御出で 舊久留米藩主故從三位有馬頼威第一女。
御誕生 嘉永五年六月十八日久留米藩邸。
御入興 明治元年宮家御入興御年十七歳。

四十 筑後川

尋地卷 二 第三 九州地方一
高地卷 二 第三 陸地（河川）（平原）（地殼の變動）
筑後川は一名千年川又一夜川と云ひ、日本三名河の一として筑紫次郎の名あり。其源一は熊本縣阿蘇郡北小國村に發し、一は大分縣直入郡九重山中大船山に發す。二流は大分縣日田に合して西流し筑前・筑後の境を流れ、久留米市を過ぎ西南に轉じ佐賀縣・福岡縣の間を流れ、遂に有明海に入る。全長四十里、河幅一二町より三四町に至る。（全川流路四百八十六里）水量多く流勢急ならず。豊後日田町まで二十五里の間は船舶の利便多く遠く上流地方、中部平原及下流海岸地方の種々なる産物を有無相通す。
中流三井郡には往昔菊池武光が大友氏と奮戦したる古戰場大原野あり。筑後川の流域は所謂筑紫半野にして米麥植業種等の産多し。浮羽郡・朝倉郡・三井郡・三潞郡・八女・山門兩郡の一部、佐賀縣三養基郡・神崎郡・佐賀郡等は全て沖積層たり。筑後川により形成されたるものにして浮島・道海島・大中島・大野島等あり。殊に大野島は筑後川



三池炭坑内々運炭馬車

の三角洲にして大野島村・大説田村の二箇村を有す。

四十一 筑紫平野 (關係教科書同前)

位置 福岡縣南部、佐賀縣東部一帯。
面積 約五十方里。
地質 沖積層。
河流 筑後川、矢部川。
産物 米、麥、粟、藍、蘭、蠶、酒。

四十二 有明海

尋地卷 二 第三 九州地方一 高地卷 二 第四 海洋(潮汐)

有明海は一に筑紫海と云ふ。又俗に前海と呼ぶ。肥前・肥後・筑後の三國の間に擁せられたる大灣にして、東西最も狭き所六里、南北十餘里、沿岸九十里。島原半島と天草群島とによりて其の海門を扼せらる。潮汐干満の差著しく實に三間餘に達し、干潮の際は遠淺なれば海水一里餘退く。陰曆三月十五日頃には海岸より三里の間海となる。潮干狩盛なり。三池温船渠の設備も海水満干の差甚しきによる。最深所は島原沖にて五十六米あり。海上には漁業盛に行はれ、殊に牡蠣は産額最も多く廣島縣に亞ぎ、其の他烏賊・鰯・鰯・和布等を出す。

四十三 久留米

尋地卷 二 第四 九州地方二

位置 東北及南の一部、三井郡・西佐賀縣三養基郡・南三潯郡・東經百三十度三十一分三十秒、北緯三十三度十九分三十秒。

面積戸數人口

南北二十三町、東西三十町、面積二百八十八町歩、戸數五千八百戸、人口三萬八千人。

交通

九州線門司・鹿兒島間に通じ市内京町停車場あり。

久留米・大分間に久大線定線あり。

筑後軌道本市と豊後日田間に、

大川軌道本市と三潯郡大川町間に、

三井電気軌道本市と八女郡福岡町間に、

其他に國通・縣道縱横に開通す。

筑後川は豊後日田を経て市の西北部を繞り、若津港を経て有明海に注ぐ。

官衙學校

久留米區裁判所・同警察署・同憲兵隊・同稅務署・同郵便局・同監獄分監・同市役所・縣立中學明善校・同高等女學校・市立商業學校・高等小學校二・尋常小學校五・幼稚園及私立學校二・久留米圖書館・第十八師團司令部及其他の諸兵營。

會社工場

住友銀行支店・十七銀行支店・其他五六。

産物

鐘紡久留米支店・國武新工場・植屋足袋工場・本村新工場・島屋足袋工場。

神社佛閣等

久留米新(百參萬圓)・久留米橋(參拾萬圓)・足袋(八拾四萬圓)・傘(參拾萬圓)・盆裁植木(參拾萬圓)・藍胎漆器(拾壹萬圓)。

水天宮(安徳天皇二位尼を祀る)・梅林寺(舊藩主有馬家墓地)・篠山神社(舊城趾舊藩主を祀る)・遍照院(高山彦九郎墓地)・井上傳女の碑(兩替町)・將軍梅(征西將軍懷良親王御手植の梅三井郡宮の陣村)・高良神社(國幣中社玉垂命を祀る。或は曰く、武内宿禰是なりと。三井郡御井町)。

沿革

久留米市は紀元二千二百四十六年、正親町天皇天正十五年豊太閤・毛利秀包に賜ひ、慶長五年毛利氏封を失ひ、同年田中吉政其後に封せられ、其三子主藤正をして當城を守らしむ。現在残れる城廓は此の時代に出來たるものにして田中氏亡びて後、元和七年有馬豊氏公に賜はる。爾來二百五十餘年を経て、明治四年廢藩置縣の事あり。同二十二年市制を布く。

沿革

久留米市は紀元二千二百四十六年、正親町天皇天正十五年豊太閤・毛利秀包に賜ひ、慶長五年毛利氏封を失ひ、同年田中吉政其後に封せられ、其三子主藤正をして當城を守らしむ。現在残れる城廓は此の時代に出來たるものにして田中氏亡びて後、元和七年有馬豊氏公に賜はる。爾來二百五十餘年を経て、明治四年廢藩置縣の事あり。同二十二年市制を布く。

沿革

久留米市は紀元二千二百四十六年、正親町天皇天正十五年豊太閤・毛利秀包に賜ひ、慶長五年毛利氏封を失ひ、同年田中吉政其後に封せられ、其三子主藤正をして當城を守らしむ。現在残れる城廓は此の時代に出來たるものにして田中氏亡びて後、元和七年有馬豊氏公に賜はる。爾來二百五十餘年を経て、明治四年廢藩置縣の事あり。同二十二年市制を布く。

四十四 久留米新、井上傳女

一、久留米新

久留米新は天明年間久留米通外町に住したる井上でん女の發明する所にして、爾來其機業は漸次に傳はり、慶應年間に至り世間一般の需要増加せしより供給亦増加し、南筑各郡女子ある家は機杼の聲を聞かざる所なきに至れり。當時は織替と稱し職工は自己の織り成したるものを仲買人又は商店にて糸綿及金錢と交易し染方より布となすまで自製する所なりしが、明治維新

の際仲買商・販賣商相謀り粗製濫造の弊を矯正せんため申合規約を立て製品を改良せしめ、其方法不完全にして終に効を奏する能はず。同十年西南騒亂の際軍需・軍人相争ふて精粗を撰ばず購求せしより、奸商は忽ち原糸と稱する洋糸に藥品を加へ不正の染方をなし眼前の非利を僥倖せしより、久留米新の不正品たるを批評するに至り俗語を作りて之を諷するに至る。是に於て信用を失し積年の聲價を落す。依て同十三年當業者奮然誓て之を挽回せんとせり。加ふるに其筋の獎勵せらるるより従來の個人織立主義を廢し、原糸は内地の紡績系を用ひ染料は地藍阿州藍等の青藍の外使用するを嚴禁し、丈尺巾を定め染色家・機業家は緋の地拵をなし、織工は單に織立るのみにて織賃を拂ふことせり。同業者は進んで綠藍組なるものを設け仲買・販賣商は千年社なるものを起し、三種の章標即ち染元・織元・販賣元の精製を證するため之を貼用し、其目的を達し従來の非運を恢復したり。然るに綠藍・千年の二社を兩立せしむるの不利益多きを發見し、同十九年兩社合同して久留米新同業組合を設立す。官亦組合準則を發布せられたれば此業に従事するものは皆此規約を遵奉せしめ、業務監査人及職工取締人を置き組合區域を常に巡回視察し、且同業者の定款を履行するや否やをも查察せしめ大に木業の發達を計れり。同二十五年本縣重要物産取締規則の内に編入され、更に定款を改正し組合の基礎愈確立す。爾來捷まず進歩發達を圖り印度藍の使用を嚴禁し製品褪色の憂なきを期せり。同三十二年法律三十五號の發布により組合の組織を改めたり。近時に至り各所に鑑定所を開設し益改良を謀れり。四十三年十月、正藍久留米新・新緋の二部に分ち、正藍部は従來の通り染料は地藍・阿州藍等の青藍とし、新緋は新染料を用ふるを得ることせり。

製造戸數と産額

明治十九年九月に同業組合の設立を申請し、同二十二年組織の出來し當時は製造の如きは僅に八百戸を算し職工一萬六千人を數ふるに過ぎざりしが、二十三年には一千三百二十戸、二萬五千人に増加し、更に明治二十七八年の日清戰役後には千四百九十戸、三萬七千五百人となり、日露戰役後には競争激甚の結果小資本の機業者廢業し製造戸數一千二百三戸に減じたれども其職工は實に四萬六千五百人に達し従つて其産額も増加し、三十九年には一百万反を超過するに至る。其間固より盛衰ありしも要するに逐年進歩の状態にあり。

久留米新製産統計表

年 度	産 額	價 格	製 造 戸 數	織 工 員 數
明 治 十 九 年 度	四六、一三〇	五〇九、六六三	八〇〇	一六、〇〇〇
同 二 十 九 年 度	七四、九〇〇	一、〇〇二、三三〇	一、四九〇	三七、五〇〇
同 三 十 九 年 度	一、〇九、〇三九	二、五七、二九七	一、一〇三	四一、五〇〇
同 四 十 年 度	一、二八、九三三	二、七〇、九三二	一、二九三	四六、六〇〇

製品 の 鑑 定

年 度	産 額	價 格	製 造 戸 數	織 工 員 數
同 四 十 一 年 度	一、〇四、五四四	二、六六、一〇九	一、四七三	四七、五〇〇
同 四 十 二 年 度	九七五、六〇三	二、二九、二六七	一、五〇五	四五、七〇〇
同 四 十 三 年 度	九二四、五〇三	二、一七、二九二	一、一四三	四三、六〇〇
同 四 十 四 年 度	五三、九二一	八九、〇六八	二八八	四三、六〇〇
同 四 十 五 年 度	七四六、八五六	一、七七、六九八	七六四	四二、五〇〇
同 四 十 六 年 度	二八八、八五四	四七、八〇九	二八七	四二、五〇〇
同 四 十 七 年 度	七四四、〇九二	一、六〇、六二二	六六七	四二、五〇〇
同 四 十 八 年 度	三三二、四三六	四九七、三三六	二八七	四二、五〇〇

鑑定所の數は四十五、出張所は二十五にして、各所に鑑定人・會計鑑定・助手等ありて其業務を司る。

一 製品の染色定尺及製織の方法、

二 委託製織に係る製品工賃の等級、

又左の如き規定あり。

- 一 鑑定所に於ける鑑定の結果、合格と認めたる製品に對し鑑定證書を貼付せしむ、
- 一 組合員は自宅製織に係ると委託製織に係るとを問はず凡て製品の鑑定を受くべし、
- 一 組合員は鑑定證書の貼付なき製品を販賣することを得ず、
- 一 尙組合に於て全部の鑑定所を統一し工賃の不同ならしむるため組合の役員・委員・織工代表者にて工賃評定會を開きて工賃の等級標準を定め、又鑑定所・取締・副取締を各區に配置して之を監督し製品の合格者には夫々鑑定證書を貼付し、販賣する時は更に販賣證書を貼付す。此二種の證書あるものが眞正の久留米新なり。

緋 の 種 類 及 意 匠

創業時代にては意匠も種類も至極單純にして雪降・霞織等井上傳女の創意の外は染織上専ら手数を要せざるもののみを撰びしが、漸次繪緋・貫物小緋・相中等意匠の進歩發達し、各種の新柄を織出すに至る。其種類左の如し。

- 一 板緋・貫緋・十字緋・キ字・小合中・合中・白中・白緋・板縦横緋・棒緋・蒲團緋・納戸緋・亂緋。
- 二、井 上 傳 女

傳女は天明八年十二月二十九日、福岡縣筑後國御井郡通外町三十五番地に生る。資性温厚篤實伶俐器用にして七、八歳の頃より織縫の業を好み綜紵よ梭よしきりに木綿織の稽古に餘念なかりしが、年十二、三歳に及ぶ頃には日頃の練習上達し、早や白木綿又は縞等を織出し技倆大に進み愈々精巧の布を織るに至れり。されば之を市に賣却して一家の生計を助けぬ。一廉の發明

をもし世に名をなすものは幼より人に卓越せし處ありて、他所の娘は花替・櫛・根掛等に苦情など云ふ頃なれど、傳女は其頃より久留米に一として名物なきを深く慨き、茲に悟る所ありて小き女な胸に何なりとも發明して小にしては家の爲大にしては國家の爲めに盡さんことを企て、常に工夫に工夫を重ね瞬間にも念頭を去る能はざりしが、或時一日不圖自分の着用せる衣服の幾度か水を滯りて處々に白き斑點の生じたりしを見、早や傳女は意を此處に集中し早速之を解き放し糸の黑白相交錯せるに倣ひ種々考案したる末、試みに廢絲を以て白絲の所々を絞結し之を藍汁に浸して紺に染め、乾して後其糸を解き而して之を機に上したるに布面點々白斑を印し、こゝに一つの新奇の織物を織出したなり。是偶然にあらずして、或時は失敗もあり落膽もあり、七轉八起・實に傳女の熱心と非凡の才能ありてこそ初めて出來たるなれ。時の人々之を雪降霞織と稱へ賞して争ひて購へり。傳女はこの外喜びて益々研究して此織物を擴張せんとて、加壽利と銘打ち廣く市場に販賣せり。實にや是れ久留米の産物なり。

傳女は是より研究に研究を重ね、十五歳の春を迎へし頃は技倆大に進み織出す加壽利は愈々精巧となり、お傳女の名を以て舊藩中に響き渡れり。

されば當時門に入りて教を乞ふ者數十人の多きに達し、懇に婦女子を其の業に導きぬ。かくして其業を授かるもの逐年増加し、傳女の四十歳に及ぶ頃には四百餘名の弟子が指南を受くるが如き盛況を呈したれば、久留米の事業は其名稱と共に四方に傳播するに至りぬ。

傳女行年八十二歳、明治二年四月二十六日歿す。市内寺町徳雲寺は傳女を葬れる寺にして、釋名を釋尼開忍信女と云ふ。

四十五 酒

高地卷 二 第十一 産 業 一	二二〇、六八〇、三〇一合
清酒 醸造 高 數	三六〇戸
主 産 地	筑後 西部 地方
酒 産 地	内國及滿・鮮地方・臺灣
販 路	(大正元年度調)

四十六 菊池 武光

尋歴卷 一 第二十三 吉野の朝廷 高歴卷 一 第十九 吉野の朝廷

大原古戰場は肥後の守菊池武光、征西將軍懷良親王を奉じ世々勤王の至忠を抱き、大宰小貳頼尙が反覆常なきを憤り將に一舉して之れを殲滅せんとす。正平十四年七月武光・懷良親王を奉し其の兵八千餘を帥て高良山柳坂築尾山に軍す。頼尙之れを聞き兵六萬を率ゐて筑後川を隔て味坂庄に陣す。(味坂今饒に作る。當今の八坂村なり)七月十九日官軍直に杜渡(大杜村に古渡あり。大久保と云ふ)を渡り之れを襲ふ。賊戦はずして退くこと里許、大原(大原町・大保村・山隈村・福童村等往時茫邈の曠原なるを以て大原と云ふ)に壁し于海村花立山を本據とす。官軍遂に進んで之れに薄る。敵已に徑路を鑿斷し前に泥澤を阻し輒く進むべからず。於是、武光・頼尙が曾て遺る所の血書の誓文を日月の旗竿に掲げ以て賊兵を辱め相持して月を踰ゆ。八月六日の夜に至り武光策を決し其の子武政・甥武信・武明及赤星武貫等の精兵七千を分ちて三隊とし、自ら之を督し、又壯士三百人を簡ひ間道より敵背を襲はしむ。賊兵驚愕爲す所を知らず。相撃て敗走す。時に夜已に明く。武政兵一千を率ひ先登して頼尙が子忠資の弟頼泰を虜にす。武貫等戦死するもの三百人。親王暨ひ武光勢の危急なるを見て直に兵三千に將とし大呼敵の中堅を搦く。飛矢注ぐが如し。親王身三創を被り幾んど將に賊に獲られんとす。朝官數人戰ふて之れに死す。親王よりて僅かに身を以て脱せられたり。世良田大膳大夫某等も亦戦歿す。

武光・武政大聲衆を勵まし突進戦を督す。敵兵武光を識り獲矢雨の如し。因て馬倒れ胃裂け兩刀頭交り鮮血面に濺ぐ。賊將小貳新左衛門之に乗じ來り薄る。馬上相搏て俱に墜つ。武光忽ち其の首を斬り其の馬に跨り其の胃を穿ち縦横馳突向ふ所前なし頼尙終に支ふる能はず。敗走して寶滿岳に據る。此の戦や六日夜丑刻に始まり七日巳刻に終る。斬獲三千餘にして官軍亦戦歿するもの千八百に餘れり。故に今に至るまで此の地壘々乎として無數の古塚を存せり。太刀洗川は則ち此地の東花立山の麓を南流す。土人相傳へて當時武光の血刀を洗ひし所なりと云へり。(戸田乾吉氏著久留米小史)

四十七 高山 彦九郎

尋歴卷 二 第十 尊 王 論 高歴卷 二 第十五 尊王論と國學の勃興

寛政の三奇人の一人なる高山彦九郎は、延享四年(桃園天皇)上野國新田郡細谷村に生る。寛政五年六月二十七日晝、市外櫛原村森嘉膳の家で切腹。翌二十八日午前八時頃絶命。享年四十七。其翌二十九日嘉膳の邸内に假埋葬をなす。同年十月十一日遺族の請に應じて高山家の宗旨眞言宗と同宗なる遍照院に改葬せり。此の墓始め蓬草中にありて僅に一基の墓標を存せしのみなり。後有志者燈籠・水盤等を寄進し或は地を拓き樹を植へ垣を築きなどして屢々修理を加へ、或は慰靈會等を組織して偉人の徳を彰揚せり。碑の前面には中央に松陰以白居士の六字と、其左右に寛政五癸丑年六月二十七日と、側面に生國上州新田郡細谷村高山彦九

郎の墓と刻せり。

尙燈籠は村田新八等、玉垣は勤王家平野次郎國臣の寄附に係る。

明治六年志士相謀りて三井郡山川村字旗崎（久留米市の南里餘）茶臼山上に一祠を建て御楯神社と號し、正之・眞木保臣二公を始め維新前後國事に殉せる米藩の志士三十餘人の靈を祀り、明治八年更に其境内に仲繩祠堂記の大碑を建つ。

正之の死後數月にして志士唐崎常陸介其墓前に自及す。

明治天皇御製

國の爲め心つくしに高山の

動もなくてはてしあはれさ

近時市民高山先生慰靈會を組織し、祠堂の建築墓地の擴張等を計れり。

九州地方
佐賀縣

佐賀縣

佐賀市役所調査

一 有田燒

尋讀卷十二 第十三 國産の歌 尋地卷二 第四 九州地方二
 有田燒の産地有田町は佐賀縣西松浦郡にあり。今を去る二百八十餘年前即元和二年金ヶ江三平陶器を製造せしに創り、後寛永年間同地字上白川にて磁器を製す。是より大に面目をあらため古伊萬里燒の名稱を博するに至り、爾來年を追ふて其産益々盛に、販路亦海外に及び、一年の産額五拾萬圓に達すといふ。さきに同地に有田工業學校を起し専ら斯業の改善を企てし以來更に製作上一層の面目を新にせり。

二 唐津

高讀卷一 第十 日本海
 佐賀縣東松浦郡唐津町に在り。人口一萬縣下第一の良港にして港は自然に東、西の兩港に分れ西港一名唐房灣といふ。西唐津驛は此灣頭に在り。明治三十二年貿易港となる。輸出品は石炭第一位を占め之に次ぐものは紙・魚類・大豆・米等にして輸入品の主なるものは米・酒・麥・素麵・砂糖・石油等なり。

【附記】

輸出石炭の主産地は同郡相知・芳谷・牟田部・岸岳等の諸炭坑とす。

三 佐賀

尋地卷二 第四 九州地方二
 舊佐賀藩の城下にして佐賀縣の中部に在り。人口三萬五千餘、戸數五千六百餘。市民はおもに商業に従事す。著名の諸官衙公署・學校・會社等は概ね市内に散在す。市外高木瀬村には歩兵第五十五聯隊の營所あり。

四 長崎線の分岐點

高地卷二 第十三 交通
 佐賀縣三養基郡鳥栖町にあり。鳥栖驛といひ長崎線はこれより西に走り、鹿兒島線は南に向ふ。

五 肥前藩主鍋島齊正

尋 歷 卷 二 第十二 大政奉還と明治維新 高 歷 卷 二 第十八 明治昭代の内治
鍋島齊正、開夏と稱す。藩政再興の明主にして夙に開國進取の國是を主唱し、天下に率先して軍艦・汽船等を購入し、或は種痘法を採用し或は蘭法醫術を傳習せしめ、或は學事を獎勵すると同時に始終節約を以て一藩を維持し、内帑の充實を謀りしこは上杉鷹山等と併稱せらる。

六 江 藤 新 平

尋 歷 卷 二 第十三 臺灣征伐と西南の役 高 歷 卷 二 第十八 明治昭代の内治
佐賀藩士、幼にして奇才穎悟維新の機に乗じて國政に參與し參議に任ず。我國民・刑法律の創纂にあづかり、民選議員の建白者となり、英名一時に高し。七年征韓の議合はす。西郷等と共に國に下り君側を清むるを名とし藩黨を集め亂を爲し佐賀城趾に據る。朝廷即兵を送りて之を征す。數旬にして亂平さ遂に捕吏の爲めに捕へられて斬に處せらる。

七 龍 造 寺 氏

高 歷 卷 二 第五 戰 國 時 代
龍造寺家は隆信・政家・高房の三代を経て其跡を絶ち、家臣（外戚）鍋島家の祖勝茂其嗣となる。

八 名 古 屋 城

高 歷 卷 二 第三十八 豊臣秀吉の海内平定
佐賀縣東松浦郡名古屋村勝尾岳にあり。竣工七年を要し規模頗る大なりきと雖も、今は只礎石其の跡を留め諸將の營跡も亦丘陵田圃の間に散見するのみ。

九 副 島 種 臣

高 歷 卷 二 第十八 明治昭代の内治
佐賀藩士蒼海の號は海内知らざる者なし。維新の際大木・大隈・江藤等と共に國事に勉め夙に民選議員の建白をなす。性奇異磊落なりといへども能く古今東西の禮節に通ず。明治二十七八年の戰役に於て能く終局を結ぶを得たるは、陰に伯の力大にあづかる所ありしといふ。樞密顧問として元老の地位に居る十數年、明治三十七年芳名を遺して薨す。

九州 地方
長 崎 縣

長崎縣

長崎縣 (一) 長崎市役所調査

一 橋 中 佐

尋讀卷 八 第二十四 橋 中 佐 (一)
 故陸軍歩兵中佐從六位勳四等功四級橋周太。慶應元年九月十五日生。
 一、出生地 長崎縣南高來郡千々石村に生る。
 二、明治八年十一月長崎市勝山小學校に入學し、次で中學に學び三島中洲の私塾に入り、明治十四年五月陸軍幼年學校に學び十七年士官學校に入り、二十年七月二十二日歩兵科卒業、同日少尉に任し歩兵第五聯隊小隊長に任せらる。
 三、明治二十一年以後或は東宮武官・臺灣守備・戸山學校教官・地方幼年學校長等に歴任されしが、明治三十七年三月六日戰時勤務に移り、八月十一日歩兵第三十四聯隊第一大隊長となり、同月三十一日より九月一日に亘る遼陽附近首山堡東南方高地占領の際戰死す。

二 温 泉 岳

尋讀卷 十 第二十 温 泉 岳 高讀卷 三 第二 日本 の 風 土
 高地卷 二 第三 陸地 (火山・温泉)

温泉岳は長崎縣の南部有明海に突出せる島原半島の中央に峙ち海拔四千八百尺餘あり。寛政四年噴火せしが、今は熄みて唯火口を残すのみ。島原港口なる多數の小島は此噴火に因り噴出せる燒石にして、爲に人工を要せずして良港を成せり。
 此山の半腹以上は圓錐形を爲し、温秀の姿掬すべきものあり。況や陽春霞棚曳けるの朝、三冬雪を被れるの夕は又一層の觀あり。

半腹と西麓とには温泉湧き出で、最も痛風・リュウマチスに適す。浴客頗多く殊に夏季は長崎・上海・浦鹽・香港及南洋諸島に在住する歐米人の暑を此所に避くる者多きにより旅館の設備整頓し、又近年長崎縣に於ては數年間の繼續事業として登山の車道を開き打埜、其他の運動場・休憩所等の設備を完成せり。

浴客數三箇年平均 内 國人 二萬五千人 外國人 一千五百人 合計 二萬六千五百人
 半腹以上の所に數多の洞穴あり。通風良好にして風穴と稱す。其温度特に低きを以て近年盛に蠟紙貯藏所とし、以て其孵化

遅からしむ。

温泉岳延層湯分拆表(千立方程に就き) 源泉温度S七十四度、比重一、〇〇七

固形物總量	一、一九八〇	硫化水素	〇、〇〇三五	硫酸カリウム	〇、〇一七二
硫酸ナトリウム	〇、〇六一三	硫酸アルミニウム	〇、三九八六	硫酸亞酸化鐵	〇、二五三九
硫酸マグネシウム	〇、〇五一六	次亜硫酸ナトリウム	〇、〇〇五四	遊離硫酸	一、二八八七
アンモニア	〇、一四五〇	遊離鹽酸	微量	磷酸	痕跡

小濱明治湯分拆表(定量十萬分一) 反應中性!!S七十七度五、比重一、〇〇五

鹽素	三四二、〇九三	ナトリウム	二二二、九七一	カリウム	四一、二七〇
無水硫酸	二四、八〇〇	硅酸	二五、七六〇	カルシウム	一六、二八六
マグネシウム	九、五〇〇	第二酸化鐵及礬土	〇、六八〇		

【主治効用】

痲瘋質私・慢性痛風・慢性肋膜炎・骨盤内膜炎・神經亢盛の諸症・婦人病・脂肪過多症・腺病・腹の慢性加答兒・消化不良等。

三 三菱造船所

尋讀卷十二 第三 造船の話 尋地卷二 第四 九州地方二 高地卷二 第十一 産業一

安政三年徳川幕府和蘭國の技師を聘して飽の浦に船舶修繕所を起し、文久三年上棟式を行ふ。又船渠は軍艦打立所より變遷せるものなり。

明治四年工部省所管に移り立神に長さ四百二十二呎餘の船渠を改築したりと雖も、造船工事は僅かに千五百噸の小管丸五百噸未満のもの若干を造りたるのみなりき。明治十七年三菱合資會社工場全部を借受け、同二十年其の拂ひ下げを受けしより鋭意其の擴張に力め、同二十七年には立神船渠を延長し、翌年更に飽の浦に船渠を新設せしか世の進運に鑑み、明治三十五年更に大船渠新設の工事を起し、同三十八年三月に至り完成す。而して其造船力に至りては明治二十年鐵製夕顔丸を建造せし以來、天洋丸(一三、五〇〇噸)・地洋丸・通報艦最上、最近に於て矢矧・義勇艦さくら丸・梅ヶ香丸の建造等約二十年間の造船數一

千噸以上のものみにて四十七艘に及び、現在建造中のものに二萬七千餘噸の大巡洋艦なり。而かも各種設備の整頓と職工の熟練とは一箇年優に五萬噸以上の造船力を有す。一度此の地に遊ぶもの立神のガントリー、クレーン、飽の浦なるクレーンには驚かざるものなしと云ふ。

現在の状況

現在同所役員は六百三十五人、常備職工七千五百人にして臨時人夫を合すれば一日の就業者實に一萬人を超ゆと云ふ。

同所用地積	一四九、三三八坪	飽の浦工場敷地	二四、二一六坪
立神造船工場敷地	二三、七六六坪	船渠及船架敷地	二九、五〇〇坪
附屬用地	七一、八五六坪		

各船渠に入渠し得べき船の寸法							
第一船渠	立神	船の長さ	五一〇呎	幅	七〇呎	吃水	二六呎
第二船渠	飽の浦	船の長さ	三六〇呎	幅	四八呎	吃水	二四呎
第三船渠	飽の浦	船の長さ	七一四呎	幅	八二呎	吃水	三四呎

明治三十四年建造七百十六噸、速力十二哩二十日間航走し得べく一時間克く二千噸の水を排除し得べき海難救助船大浦丸を備へて其危急を救ひ、或は工業豫備學校を設けて造船・造機の職工を養成し、或は精米所を設けて一般就業者の生活難を救ふ等其の設備到らざる所なし。

四 對馬海峽の防備

高讀卷一 第十 日本海

對馬海峽は對馬・壹岐の間東北日本海より西南支那海に通ずる水道にして、熱帯潮流(黒潮の支流對馬海流)西南より來るもの五島を掠めて日本海に入る。

竹敷は淺茅灣内に臨める一村にして、嚴原の北二里にあり。警備隊司令部並に要港司令部は共に本村にあり。警備隊員は本島の壯丁を以て充て一箇年を現役とす。竹敷浦は從來海軍の要港たりしが、朝鮮鎮海灣の警備具り其必要を減せしを以て之を廢するに至れり。(十三竹敷参照)

五 水産物

濠州線	毎四週一回	横濱より濠州まで
上海線	毎週二回	横濱より上海まで
北清線	毎六日一回	神戸より北清まで
浦鹽線	毎三週一回	神戸より浦鹽まで
大連線	毎月二回	長崎より朝鮮を経て大連まで
打狗線	毎月八回	横濱より打狗まで
米國線	毎二週一回	横濱より米國まで
マニラ香港線	毎四週一回	横濱よりマニラ香港まで

神戸・門司を経て長崎に寄港し、釜山・元山・清津を経て浦鹽斯德に至る、毎月往復各一回、日本郵船會社汽船の定期航海あり
長崎・浦鹽間七百九十四海里、下等運賃一人凡拾貳圓。

八 長崎地方初期の海外關係

尋歴卷二第七 徳川家光 高歴卷二第十 江戸幕府の組織と其の政策
高歴卷二第十一 海外諸國との交通 高歴卷二第十九 明治昭代の外交

一、西班牙葡萄牙人と平戸及長崎
天文十八年葡萄牙の商船平戸に來り、平戸貿易港開始せしより鹿兒島の葡萄牙人亦此地に移り、大村領主亦福田・横瀬の兩浦を開き、元龜元年葡萄牙商船肥前海岸に漂著し、長崎の良港を見互市場とせんを乞ひ、幕府之を許し淀泊の要港となり、藥種雜貨・織物を輸入し我黄金と交易し巨利を收めたり。
天正八年西班牙の商船平戸に來り貿易を始め、是より葡萄牙人は長崎に來り西班牙人は専ら平戸に到りて貿易を營めり。
元和元年葡萄牙・西班牙兩國人を悉く長崎の一港に居らしめ、寛永十六年葡萄牙人（西班牙人は既に去れり）を長崎出島より放逐し、是より葡萄牙・西班牙人の我國貿易は杜絶されたり。

二、長崎奉行
長崎奉行は文祿元年初て寺澤志摩守を任せしに起り、徳川幕府は慶長八年長崎奉行を置き、市街の管轄、支那・和蘭との交易及海防を掌らしめたり。されど長崎貿易及市政の錯雜なる俄に江戸より來りて覈査し得べきにあらざれば、垂拱して制を長崎地役人に受け、其賜を受け囊裡を富ますに過ぎず。故に地役人の實權強く却て長崎奉行は素より勘定奉行・關老と雖爲に其地位を失ふに至りしことあり。

三、宗氏と朝鮮通交

徳川氏は秀吉外征の後を受け隣交を恢復するの要あり。先づ和を朝鮮に請じ明の通交を介せしめんとし、對馬の宗義智に命じ朝鮮と和を議せしむ。義智使を遣す再三なりしも使命を果さず。慶長六年義智捕虜を送還す。朝鮮・明兵の來成に苦むを以て我と和するの意あり。翌年使對馬に至る。義智再捕虜を還し和を謀り、朝鮮正・副使を派し江戸及駿府に至る。十四年所謂巴酉條約成り倭館を釜山豆毛浦に設け、歲遣二十隻を約す。是より朝鮮の來聘絶へず。將軍の職職毎に使者江戸に來り幕府亦盛儀を以て之を迎ふ。

四、明清人と長崎

家康は秀吉外征の後を繼ぎ支那の舊交を復せん志ありしも、明は末運に瀕し流賊四方に起り我海賊の沿岸を掠奪するありて修交成らず。然れども其商船の私に我國に來り貿易するもの少なからず。寛永十二年明の士民亂を避けて我九州に移住するもの漸く加りたれば、幕府は特に明船の貿易地を長崎一港に限りたり。後和蘭人の貿易港も長崎に限り。元祿元年清商の雜居を禁じ、所謂唐人屋敷を作り、寛永十六年には鎖國令の爲め外國の商船は其影を認めざるも、唯々支那商船のみの通商を許されたり。

五、末次松浦有馬諸氏

末次は通稱平藏・福岡の人。始長崎鍛冶屋町乙名たり。元和二年長崎代官となれり。天正の頃秀吉、平藏に朱印章を賜ひ外國貿易を許され富次第に殖へ、寛永の始め平藏の商船澎湖島に於て蘭人の爲めに財物を奪はる。平藏大に怒り、蘭人の臺灣に據るを知り濱田彌兵衛へ兵を附し、寛永五年其報復をなさしむ。延寶四年平藏禁を犯し父子隠岐に流さる。
松浦氏は肥前平戸の城主其家舊し。有馬氏は肥前島原有馬の城主にして、慶長十五年日向延岡に移封せらる。此兩氏は江戸幕府の始より海外渡航免許の朱印狀を得たり。

九 基督教の傳來と島原の亂

尋歴卷二第七 徳川家光 高歴卷二第十二 基督教の傳來と島原の亂

一、大友・有馬・大村諸氏の使節
天正十年肥前大村の藩主大村純忠・肥前島原の城主有馬晴信・豊後大友氏等伊東義賢（セロームと名乗る）・千々石清左衛門（マシショと名乗る）を使節として隨行五人葡萄牙船に乗じ長崎港を發し、喜望峯を廻航しリスボンに達し、マドリットを經羅馬に著し、法王グレゴリー十三世に謁せり。

二、島原半島原城跡

島原半島は今の長崎縣南高來郡一圓の地、筑紫海諫早灣の南、天草群島の北にあり。愛津地峽を以て北高來郡に續き、中央に四千四百呎の温泉岳あり。

原城址は口ノ津の南崖早崎の高地を云ふ。明應中有馬貫純此城を起し、海を背にし壕を前にし、牙城・二城・三城あり。寛永十四年教匪之に據る。

三、島原の亂

慶長十八年徳川幕府西教を禁するや、有馬城主有馬直純之を嫌惡すと雖、人民の信するもの多く教徒の刑せらるるもの少なからず。翌十九年直純を日向に移封するや家臣新封に就かざるもの多く、元和二年松倉重政を有馬に封し西教の根絶を圖らしむ。重政、峻法苛法を以て教徒を嚴罰せしも、陽に改宗して陰に信するもの多く、重政原城を毀ち島原城を築き、教徒の叛亂に備ふ。寛永七年子重次繼ぎ、性放恣農民苛税に耐へず。時に小西行長の遺臣大矢野松右衛門等島原・天草の間に布教し、天草四郎時貞なるものを奉じて天使と稱し、領主を憚らす。島原の民亦松倉氏を怨み之に響應し、原城に據り事を擧ぐ。城主重次江戸にあり。幕府板倉重昌をして討せしめしむ。賊勢猖獗なるを聞き更に松平信綱・戸出氏鐵に命じて援けしむ。重昌丸に斃る。平戸和蘭商館主・末次平藏の勤めに依り巨砲を放ちて援助す。賊糧乏しく諸軍城に薄り城を火き、賊徒死するもの一萬餘人。幕府重次の封を收め死を賜ふ。

四、和蘭人、支那人と長崎

島原の亂後西教の禁嚴にして西教徒中不逞のものあるを發見し愈々峻嚴を極め、寛永十六年鎖國令下るや、所謂南蠻人は出島(寛永十三年外商の長崎へ雜居するを不利とし、商估を一島に築かしむ)より退去を命せられ、長崎市場頓に寂びれ市民の愁訴するや、十八年幕府は平戸の和蘭商館を閉し出島に移らしむ。蓋し蘭人は天主教を信せず、(實は新教を信す)又百方幕府の歡心を得るを努めしが爲ならん。

支那貿易は永祿の頃明商九州地方に出沒せしも公許なし。慶長十五年長崎奉行を經由し明國廣東商船に朱印章を賜ひ、寛永十二年明の士民九州に移住するもの加りたれば幕府は特に貿易地を長崎港に限れり。

十 刀伊の賊

高歴卷一 第十一 朝臣の榮華と武士興起

後一條天皇寛仁三年刀伊の賊船艦五十餘隻對馬の北部に來寇し、其勢猖獗にして劫掠を恣にし進んで壹岐を襲ひ大に殺戮を行ひ、轉じて筑前牡土郡を侵せり。時に太宰權帥藤原隆家・對馬守遠晴の報を得直に兵船を具へ要害を扼せしむ。賊那賀郡能古島・志摩郡船越の津及松浦郡を轉侵せり。此役壹岐守藤原理忠戰死し、我國民の被害せらるる者千餘人。中にも對馬・壹岐の被害甚し。

甚し。

十一 長崎港内に於ける英吉利船の暴狀

高歴卷二 第十六 外艦の渡來と開港の願末

文化五年英艦隊蘭船を捕獲せんとし極東に求めて得ず。八月英船一隻蘭旗を掲げ長崎港外に泊す。奉行所檢使は旗合の爲蘭人を伴ひ英船に至る。英船蘭人を拘へ、檢使の上船を拒み、英旗を掲げて追ひ歸し、其夜端艇は港口砲臺前を過ぎ港内捜査を行へり。奉行松平康英其暴狀を憤り百方其法を講ずるも及ばず。人心騒然たり。拘へられたる蘭人歸りて英船の入港は蘭船捕獲にありて他意なり、今や退去すべきを以て食料・薪水を和蘭商館にて供給すべし。出島の商船を侵掠せざるは日本に敬意を表するが故なりと告ぐ。康英大に憤り、英國は通商國にあらずして妄りに國禁を犯す。速かに退帆すべきを命ず。英艦長書を致して「英國軍艦に對し長崎奉行の禮節を失ふ。是艦長の不快とするところなるも敢て之を咎めず。望むところは需品品の供給のみ。倘し諾せずんば敵に與したるものと認めん」を以てす。康英益々激怒し、徹夜軍備を整へ打拂の用意をなす。甲比丹之を憂ひ切に諫む。康英亦戊兵少なきを省み薪水・食料を與へ退帆せり。康英侮辱を被り攘斥の實を擧ぐることはざりし罪を幕府に謝する旨の遺言を裁し自殺す。市民之を憐み諏訪社境内に祀れり。

十二 青木文藏 (關係教科書同前)

寛永中鎖國主義を探り通詞と雖、口に會話をなすのみにて目に蘭書を読むを許されず。吉宗洋書の禁を弛め、青木文藏・野呂玄丈等を長崎に遣り通詞西善三郎・吉雄幸作等と蘭書を讀ましむるに及び始めて洋學の研究起れり。

長崎縣 (二) 佐世保市役所調査

十三 竹 敷

高嶺卷一第十 日本海 尋地卷二第四 九州地方二

一、位置、人口 竹敷は對馬兩島の間なる淺海灣内にあり。一時は人口二千有餘を有せしも、今は一千内外に減少せり。

二、沿革 竹敷はもと僅々二十餘戸の一小部落なりしが今より二十餘年前國防上重要な地なるを認められ、軍艦春日が日章旗を港内に翻せしを始めとし、深浦には水雷隊を置かれ、港内には更に水雷艇を増派して著々其の規模を擴張せられ、明治二十七八年戦役には水雷隊を分ちて敷設部(深浦)・攻撃部(春日)となし、後復た南部を併せて敷設隊と稱し、明治二十九年には要港部を置かれたり。此の間に於て竹敷は長足の進歩をなし、水道の敷設あり、修理工場の建設あり、浮船渠の廻航ありたり。是に於て明治二十七八年戦役は勿論、明治三十七八年戦役の如きは鎮海灣と相待つて我が艦隊の策源地となり、炭水の供給、軍需品の運搬皆之に資れり。彼の日本海々戦の大捷は當要港の力居多なりといふも敢て過言にあらざるなり。然るに大正元年九月限り要港部の廢止と共に漸次衰運に傾し、今はただ防備隊の存するのみ。(四、對馬海峽の防備参照)

十四 佐世保

尋地卷二第四 九州地方二

一、位置、面積、人口 佐世保市は九州の西北端に位し、北緯三十三度十分、東經百二十九度四十二分に當り、南北一里十五町、東西一里十町に餘り、面積〇、八二三方里、戸數一萬三千、人口八萬を有す。

二、地勢 東、西、北の三面は烏帽子・正冠・弓張の諸岳を以て圍繞掩蔽し、前面には針尾島横はりて大村灣の風濤を遮斷し、僅かに南西方面に一條の水路を通じ船舶出入の關門となる。灣内廣濶にして許多の艦船を碇泊せしめ、海水深く艦隊の活動に便に、陸上の交通頻繁にして、糧食・軍隊・兵器の補充迅速に行はるべく、確に本軍港が西海の一大門戸として偉大なる軍事的價値を有する

は、彼の日清、日露の二大戦役に於て此の地を策源地と定められたるを以て、之を證するに餘ありと云ふべし。

三、諸官衙學校

1 佐世保鎮守府

明治十九年五月第三海軍區鎮守府の位置を定められ、同二十年一月土木起工、同二十二年七月開廳、同二十三年四月開廳式舉行。先帝陛下幸遊ばされたり。

2 海軍工廠

日本第一の大船渠を設け現今に至るまで既に進水せるもの、明治四十年二等巡洋艦利根(四千百噸)・同四十四年二等巡洋艦筑摩(四千九百五十噸)・砲臺島羽(二百五十噸)・大正元年砲臺艦峨峨(七百八十五噸)を建造し、その他夕暮・夕立・野分三ヶ月の四驅逐艦も建造進水せり。

3 佐世保要塞司令部

明治三十三年六月佐世保要塞砲兵聯隊内へ開廳。同三十三年八月市内光月町新廳舎へ移轉し現今に至る。

4 佐世保重砲兵大隊

明治三十三年佐世保重砲兵聯隊を置き、同四十一年佐世保重砲兵大隊と改めらる。

5 佐世保重憲兵分隊

明治三十一年十二月に創設せられ、北松浦郡・南松浦郡・壹岐郡・佐世保市・東彼杵郡の一部・西彼杵郡の一部・佐賀縣西松浦郡の一部を所轄す。

6 其の他

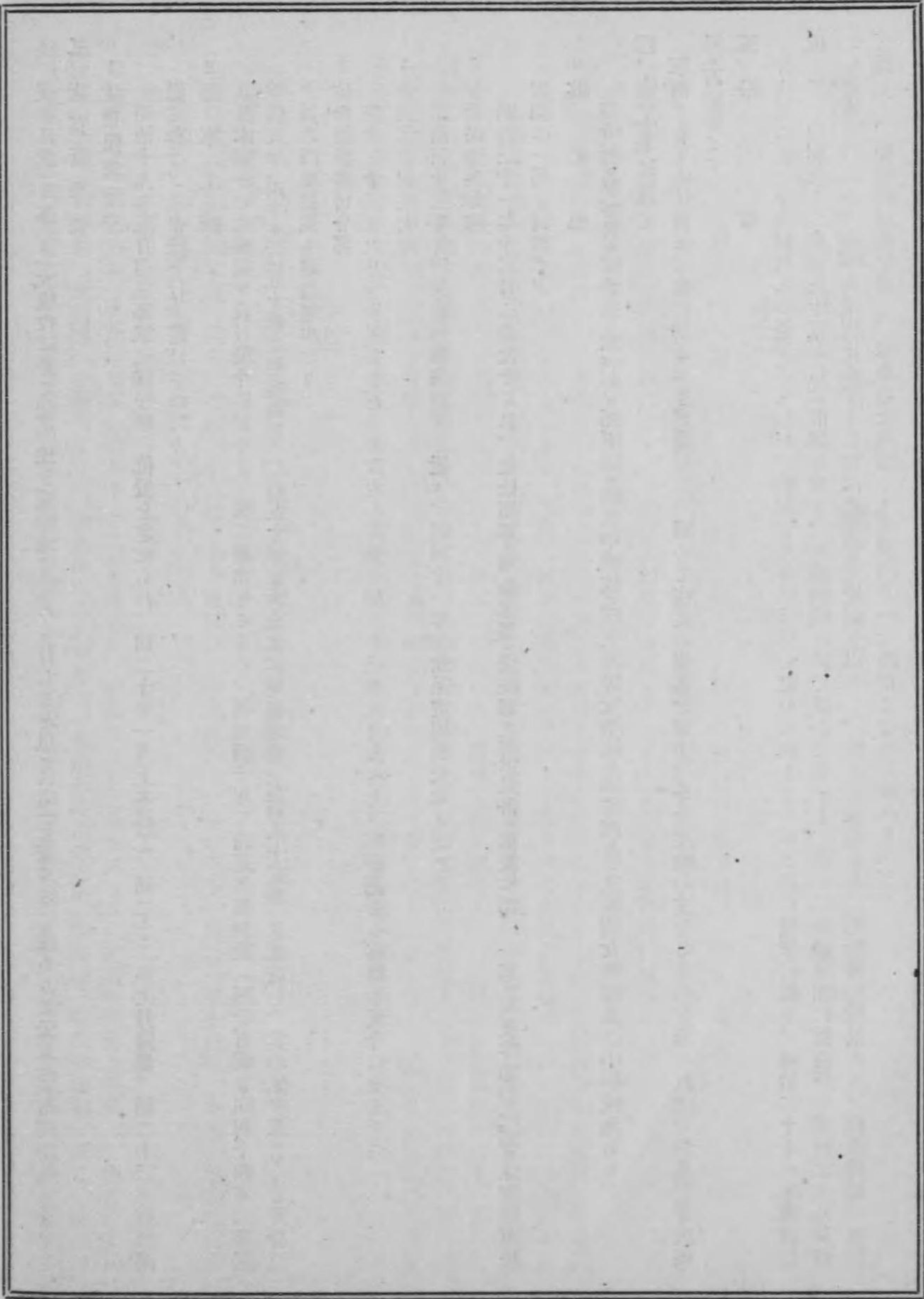
市役所・警察署・稅務署・裁判所・郵便局・縣立中學校・縣立高等女學校・圖書館・私立成徳女學校及び小學校九あり。

四、商工業に就て

軍港としての佐世保は他に誇るべき實業なし。随つて商業の繁盛を見ず。今生産物の主なるものを擧ぐれば、酒・醬油・玻璃器・石鹼等とす。

五、沿革

佐世保は元一小漁村たるに過ぎざりしが、明治十九年鎮守府を定められしより年と共に繁榮に赴き、明治二十七八年戦役に依りて一時膨大し、明治三十五年には市制を施き、日露戦役に於て俄かに發展し、僅か二十餘年間に數百戸の寒村より八萬口の一都市となれり。今や人家櫛比架するに電信・電話・電燈線を以てし、敷くに水道あり、瓦斯管の敷設あり。白壁丹壁の諸官衙殿しく、船舶艦艇海を壓し、海陸の交通繁く九州屈指の一大都市となるに至れり。



九州地方

熊本縣

熊本縣

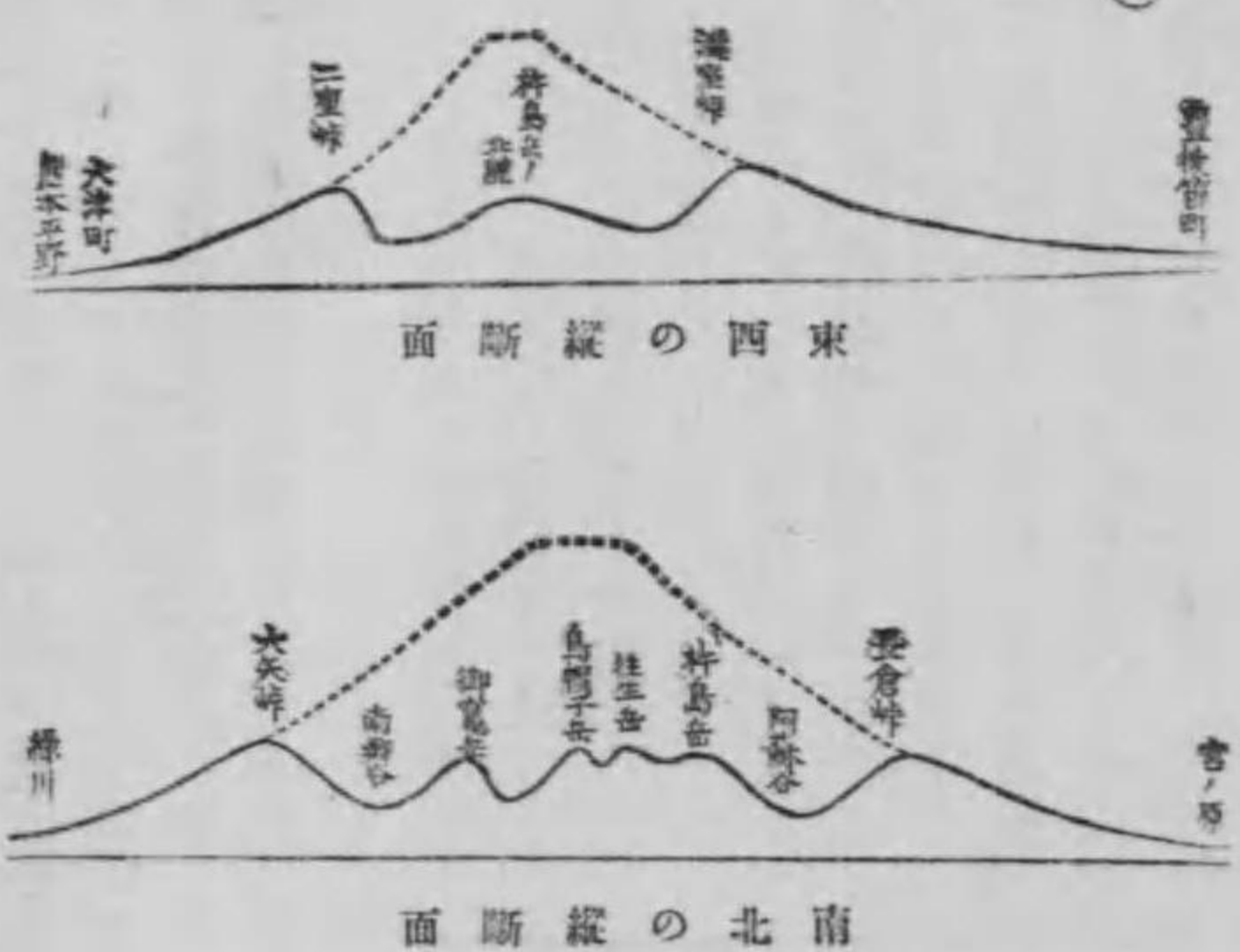
熊本市役所調査

- 一 阿蘇山
- 尋讀卷十二 第十一 阿蘇山 尋地卷二 第三 九州地方一
- 尋地卷二 第四 九州地方二 高地卷二 第三 陸地(火山・温泉)

一、位置及山城

肥後國東部阿蘇郡の中央にあり。山城極めて廣大にして肥後・豊後の二國に跨り、その裾野西方は凡七度乃至八度の傾斜角をなし平坦肥沃なる熊本平野に連り、東方は約零度に近き極めて緩なる傾斜をなし豊後竹田に達し、北方傾斜は約五度乃至六度にして豊後九重山其の他の火山に及び、東方高原と相連關してこゝに渺茫たる一大荒原をなせり、所謂「波野原」是なり。南方は約十度の傾斜を以て緑川に沿ひて連れる太古祖山脈たる矢筈山・内大臣山等に限らる。その直徑東西凡十二里九町、南北凡十一里半にして、面積實に四百四十二方里なり。近時この大荒原に造林計畫稍行はるゝに至りしも未だ殆んど全く草茅の生育に任せり。

(第一圖)



二、大 火 口

阿蘇山は曾て富士山に劣らざる一大高峯にして、當初は即ち第一圖の點線を以て顯せる如き峻峰なりしならん。元より今の五岳等なかりしなり。何時の頃にか一大陥落をなし、現時の大火山を生成するに至れるは其の火山壁の整然として概同高度を有せる等之を證して餘あり。

南大矢野より北長倉峠に至る直徑約五里二十七町にして、東瀧室峠より西二重峠に至る直徑約四里なり。面積約七十七方里を占む。斯の如き廣大なる火山は實に世界無双なり。

三、火 口 丘

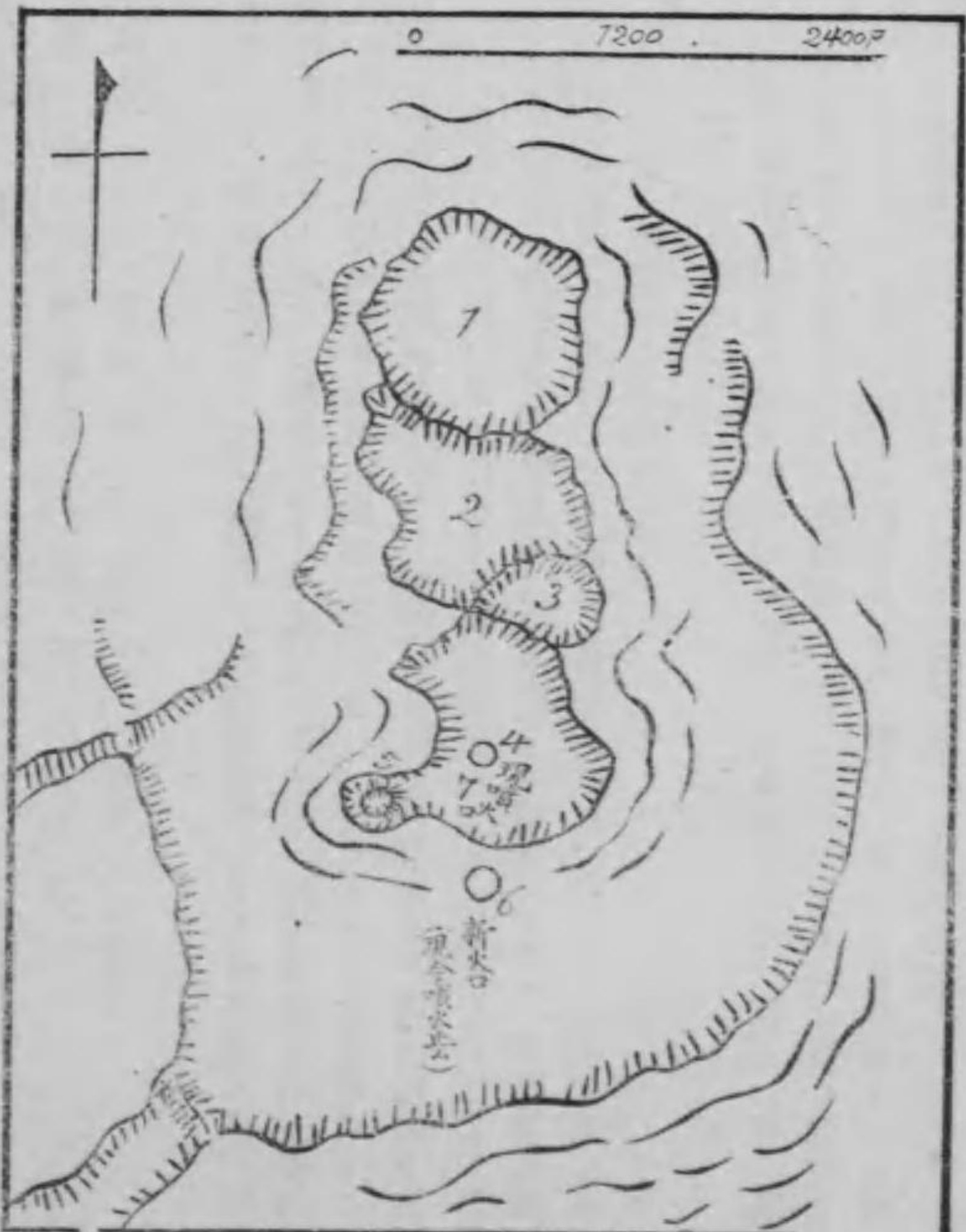
阿蘇山の頂部陥落によりて火山口生成せしこゝは前述の如く、其の後此

の大火口内に崛起せし數多の山峰あり。此れ即ち地學上の火山口丘なり。今その中央に四時噴煙勃々たるものを中岳と云ひ、中岳の稍西南に突兀たるは烏帽子岳にして、其の北なるは梓島岳なり。また中岳の東に卓然として群峯を壓せるものは最高峯高岳なり。海拔千六百九十米とす。其の東に頂上鋸齒状をなすものを根子岳とす。總稱して之を阿蘇の五嶽と云ふ。

【里 俗】 高岳にきしま烏帽子にならざるを嶽(中岳をいふ) ねこたけとも五嶽とぞきく

1 中岳 現今噴火しつゝある阿蘇火山活動の中心にして、狹長不規則なる缺尖圓錐體なり。表面龜と稱する火山灰によりて掩はれ其の厚さ十餘尺に達す。海拔千六百六十米あり。山頂には北西より南東に延び狭長なる噴火口を有す。其の火山口壁は何れも絶壁をなし内隔壁によりて區劃せらる。凡て五あり。就中、最大なるは直徑約五町半深六十八間餘にして絶壁削るが如く、口邊に竹めば心管自ら寒く戰慄せしむ。今噴火の状態を伊木學士の記事により記せば噴孔は絶えず累々綿の如く黒灰色の煙霧々として昇り、多分は水蒸氣にして霏々として面を撲つ者は龜と稱する火山灰砂なり。噴出は恰も熱湯の沸騰するが如く常に轟鳴を伴ひ、其の音は或は導管の口邊に於てし或は遠く管内に下りて恰も遠雷の如し。而して噴煙の多寡は一般に轟鳴の強弱に比例す。噴煙盛なる時は導管口元に於て恰も蒸氣機鐵の杜松を一時に抜き去りたるが如き轟響を伴ふ。是多量の瓦斯が一時に比較的小なる管より逃出すに因て起るものなり。噴勢稍盛なる日は黒煙の中に大小の熔岩塊の混在するありて、大概に百米突許の高さに抛出せられ、噴石丘側或は再び噴孔内に降落す。若し夫れ夜間に於て目撃せんか、吾人は一層の壯觀を覺ゆ。火

(圖二第)



噴火口は舊日火口西にリて噴出す
噴火口の圖

口内にありては時々刻々恰も電光を點するが如く火光の昇氣に映するを見ん。或は數分間持續し或は忽にして消滅し、其の時限周期更に一定の規律なし。而して光は常に導管の口邊に於て起る強き轟鳴と伴へども、轟鳴は必ずしも光を伴はず是れ注意すべきことにて今阿蘇火山現時の噴火の狀を察する時は、轟鳴が噴孔の口邊に於てし或は遠く管内に退き地下にありて遠雷の如き感と與ふる者は、思ふに沸騰する岩漿の管内に昇降するに基づく者にして、彼の火光が常に口口に於ける轟鳴と伴ふは蓋し地下の熔融熱灼たる岩漿が口口に上昇し來れるの時なるべし。

- 2 高岳 阿蘇群峰中の最高點にして中岳の東部に屹立し海拔千六百九十米に上る。北方及東方は藪野急に斜下して殊に根子岳と接する所、所謂日野峠にして阿蘇谷と南郷谷との重要な交通路なり。海拔九百七十三米あり。山の絶頂には楕圓形の火山口ありて南北約百米、東西約四百米、深十數米とす。
- 3 根子岳 猶岳又は七面山とも云ふ。高岳の東部火山口丘中の最東に位し、海拔千四百二十四米、外輪山の隙壁を破りて噴起す。頂嶺は削立して鋸齒の如し。實に一奇觀なり。噴火口は已に浸蝕削刻して見るべからざれども、熔岩の中央より四方に放射状をなして流出するを見れば中央部にありしことを見るべし。
- 4 烏帽子岳 中岳の西微南に高聳する秀峰にして、西方より遠望して美麗なる圓錐形をなす。海拔千三百米あり。山の北方側に千里が濱と稱する直徑略千米に近き圓形の草原あり。廓壁は北方缺損すれども他は完全なり。舊火山口の一なり。
- 5 梓島岳 烏帽子岳の北に聳む鐘頂圓錐形をなし海拔千二百米あり。頂上に三箇の噴火口を有す。その大なるは東西八十米南北百二十米許なり。
- 6 立野火山口 白川の流出路即ち峡谷にして所謂立野火山口瀨是なり。此の峡谷は今や縣道豊後街道となり行旅の通行頻繁なるも、往時はこゝも火山口壁をなせしものならん。

四、火山口原

中央五岳によりて北及南の二部に分たる。北は即ち阿蘇谷にして東西四里九町餘、南北一里十六町餘、土地低平なり。内に二町七村ありて二萬五千一百の生靈あり。南は即ち南郷谷にして東西四里、南北一里十三町、内に一町四村、人口一萬五千六百あり。此の大火口原は往古火山活動の修羅場にして、其の後一時湖底たりしことありといふ。

五、温泉

蘇山の西半腹數個の温泉あり。湯ノ谷・垂土・地獄何れも七百六十米乃至七百八十米の高地にあれども、獨り板木温泉下りて白川岸にあり。皆泉量多く各特効あり。

六、蘇山餘情

地學的蘇山を究めてはまた文學的趣味を蘇山に探ぐるも興なきにあらず。今左に三・四を摘録せん。

阿蘇山
天下名山三十六 其一是我關崇山 山勢凌雲三萬尺 斷崖絕壁不易攀 池溝五彩映紅日 烟飛霹靂氣凜冽 神造鬼沒幾層々 回顧衆山如蟻蛭 君不見將軍彼何人 屈膝西土稱外臣 此山不受鎮國號 威靈赫々千古新
望阿蘇池煙用水斯立韵
阿蘇之山何奇絕 青壁削瓜崖倒鐵 伊昔神人大射獵 巖上馬跡如踏雪 末矢入石猶飲羽 到今突兀苦蘼聚 水涵火然大澤間 中有神人來往路 金童曉飛六月霜 木客晝嘯五里霧 飄風驟雨吹欲折 九百七十餘丈樹 須臾風罷雨亦晴 鶴鳴萬壑寒色生 靈池新吐寶珠氣 紫煙成花滿太清 笑我年年老風塵 塵中役々七尺身 何時一出飛鳥上 彩翠染我芙蓉巾

阿蘇山
路繞阿蘇腰不見阿蘇首 今朝雨霽雲又開 日照三峰觀縹緲 一峯尊嚴是丈人 一峰肩隨在其右 別有一峰似鋸牙 凍立其左爭雄秀 燦然要我爲快靚 唯恨一笑輒背走 岐路高低頻回看 髮髻出沒猶在後

【註曰】 坂梨嶺者龍室峠也。

七、補遺

下野狩場の跡舊。
杵島岳の西麓長陽村大字長野にあり。往古健甕龍命の常に遊獵の地にして、命薨じ玉ひて阿蘇宮に鎮座の後には御遺旨によりて阿蘇・鹿山・下野の三の馬場にて、毎年二月卯の日大宮司及び神宮權大宮司等の宮人各々風折烏帽子狩衣に厚毛の行膝を佩き、腰に幣帛を指し白木の弓白羽の箭を以て猪鹿を射取り神前に供へ、魚鳥は阿蘇神社神領の地所々(魚は郡浦・八代鳥は矢部・砥用・南郷・小國。猪鹿は下野の狩にて)より之を供す。此の狩には種々の儀式あり。其の人数も三千五百人に及び古代の犬追物及び騎射の如き皆範を茲に取りしものなり。建久四年源右大將頼朝富士野に狩す。使を遣はして、古來相傳の下野狩の式法を問ふ。下田權大宮司をして其禮を傳へ、鑄矢百本と行膝とを製して右大將に呈す。右大將賞して太刀一口を賜はると云ふ。

挿繪「阿蘇山」(尋地卷二第四九州地方二)の説明
繪は阿蘇山の正面にして北阿蘇谷西岳川より見たる處なり。左に鋸牙の如く聳わたるは即ち根子岳にして、其の右に高く聳ゆるは即ち最高峯高岳なり。噴煙高く中天をつけるは即ち中岳の噴火なり。烏帽子岳及杵島岳は中岳の右にあるを以て挿繪中に見ることを得ず。

【備考】

震災豫防調査會報告書(伊木學主) 阿蘇山の地學的硏究(東京陸文館發行)
阿蘇乃面影(阿蘇惟教著熊本長崎太郎書林發賣)

二 天 草 郡

尋地卷二第三 九州地方一 尋地卷二第四 九州地方二

一、位 置

熊本縣の西海岸に突出する宇土半島の西端より西南方に向ひ凡そ二十里の延長を以て羅列する群島にして、最も大なるものを下島・上島・大矢野島とす。

二、境 界

大矢野島の東北端は宇土半島の西端と相對し、三角の瀬戸をなし三角港とは僅かに半哩を隔たり。常に渡船の便を以つて交通をなす。

大矢野島及び之に連る上島は不知火海を隔て、八代郡と相對し、下島は同海を隔て、葦北郡と相對す。

群島の北方沿岸は有明海を隔て、島原半島と相對す、其の中點に位する海中に島原の亂に名高き湯島あり。周圍凡そ一里にして三百に餘る戸數を有し住民は多く漁業を營み、島内には至る處に無花果を植へ多く長崎方面に賣出す。

下島の西北端は千々岩灘を隔て、野母崎に相對す、長崎港に至る定期汽船の便あり。

三、廣 袤 及 び 人 口

天草郡の總面積は五十七方里二六にして、人口二十一萬二千五百七十七人(大正元年度調)を有す。

下島は郡中最も大なる島にして其の周圍五十餘里といふ。上島は第二に位する大島にして其周圍四十八里大矢野島は其の周圍凡そ十五里にして阿蘇火山脈に連る脈中にあり。島内多くは禿山なり。上島とは一里にあまる一葦水なる村の瀬戸を以つて隔たる。其の附近島嶼多きを以つて九十九島ありといふ。

四、都 邑

本 渡 町

下島の東海岸に位し郡中の中央をしめ、船舶輻輳の中心となり、長崎・三角間を航海する定期汽船の航路に當り寄港す。陸には上島・大矢野島を経て九州本島に連る縣道あり。又下島の南北海岸を通ずる道路の中心をしめ郡中産物の集散地となれり明治二十年頃より郡役所の所在地となり、警察分署區裁判所等も此の地に置き、近年に至りては益々隆盛を極め、郡立中學

校、其他天草電氣燈會社等の設立を見るに至れり。人口凡そ四千七百六十九人（大正三年度調）を有す。

富岡町
此の地は下島の西北端に位し風景明媚の地を以つて名あり。夏季浴客多し。徳川の幕末時代には肥後藩を脱し將軍直轄の地となり、代官所を此の地に設けらる。其の當時は郡の各地より代官詰の志士交替に集まり甚だ隆盛を極めたれども、明治の初年より役郡所等も本渡町に移轉し次第に衰へ今は只定期汽船の便と漁業の盛なることにより、古の命脈を保つのみ。然れども夏季浴客は文明に従うて年に多きを加ふ。鑛詰製造所等は年に盛大を極め多く長崎に輸出す。又此の地はするめを以つて名高し人口凡そ三千九百九十六人（大正元年度調）を有す。

牛深町
此の地は下島の西南端に位し富岡町と等しく風景の明媚を極め漁業盛なり。附近より多く石炭を産す。此の地の漁業は天草第一にして且つ附近海産物の集散地たり。海産物としては鰹・鰯等を第一として、其他定期汽船の便により、長崎・熊本・鹿兒島方面の交通と共に多くの海産物を輸出す。人口凡そ一萬五百七人（大正元年度調）を有す。

五、産業

農業
島内山多く平野少なく農産物として見るべきものなしと雖、山間の小平野には至る處米・麥・大豆・甘藷等を産す。住民は漁農併業のもの多し。

米は年産額一〇一、〇九二石にして、下島・上島の中央部の小平野に多く産す。

麥は年産額八六、四四〇石にして、下島・上島の沿岸の平野に多く産す。

大豆は年産額五、三三四石にして大矢野島を第一とし、其他南方沿岸に多く産す。

甘藷は島内至る處に産し、年産額二五、九六九、一六六貫に達す。

魚業
島内至る處甚だ盛にして其の重なる水産物は、鰯・鯛・サハラ・アジ・太刀魚・鮫・エビ・イカ等とす。其の年産額左の如し。

天草灘方面	九八三、三六一貫	千々岩灘方面	五九〇、〇〇〇貫
不知火海方面	三九三、三四四貫		

天草灘方面 五二、二九七貫 千々岩灘方面 三二、九二二貫

不知火海方面 三二、九二二貫

千々岩灘方面 八、九六二貫 不知火海方面 六、六九八貫

天草灘方面 一一、三八〇貫 千々岩灘方面 七、五八七貫

太刀魚 一四、四八五貫 不知火海方面 六、二〇七貫

千々岩灘方面 一〇、六二七貫 千々岩灘方面 二二、二二五貫

不知火海方面 一〇、六二七貫

不知火貫方面 二二、八七五貫

天草灘方面 八七、〇六一貫 千々岩灘方面 八八、二二六貫

不知火海方面 五八、八二四貫

其他 二二、八七五貫

天草灘方面 二三五、五八八貫 千々岩灘方面 一一七、七九四貫

不知火海方面 七八、五二九貫

其の他

天草灘方面

不知火海方面

關東州方面

朝鮮海方面

對州方面

五島平戸方面

關東州方面 三〇、八八九圓 鯛・鱈・サワラ

朝鮮海方面 三九、五一五圓 鯛・サワラ・グチ

對州方面 二九、七九三圓 鯛・鰹・イカ・鱈・サバ

五島平戸方面

礦業

礦産物としては、安質母尼・砥石・石炭を重なるものとす。中にも石炭は其の産出夥しく年産額二五〇、〇〇〇、〇〇〇斤に達す。

安質母尼は高濱村に産し其の額甚だ少なし。砥石も同所に産し多くは粉末として陶器の原料とす。

大矢野島に産する砥石は刃物磨用として賣出し、粉末としては名古屋陶器會社に向け輸出す。

石炭は下島西海岸一帯に産し、重なる炭坑を志岐村に於ける志岐炭坑・城山炭坑とす。其の他個人所有の坑區甚だ多し。又魚貫村に於ける新山炭坑・牛深に於ける浦越炭坑等にして其の他個人所有のもの所々にあり。

産するもの多く無煙炭にして、採掘地積七百萬坪に及ぶ。炭脈は山層に從ひ起伏一定せず。露頭を異にし炭脈の連絡したるものなし。其の起原に於いて變則の炭化作用を受けたるものなるべし。

採炭したるものは多く長崎に輸出し、煉炭用の原料とす。煉炭は日本海軍艦艇の燃料とす。其の他京阪地方に輸出しサクシヨフル瓦斯エンジン用に供す。又上海等に輸出してエンジン用に使用す。

【備考】

炭坑名	坑區面積	坑脈分布	探炭高	輸出先	用途
志岐炭坑	三百五十萬坪全		部一億五千斤	長崎・京阪地方	煉炭用・エンジン用
城山炭坑	七十一萬坪同		三千六百斤	長崎・上海	石炭坑煉炭用
新山炭坑	五十六萬五千二百一坪	露頭延長一五〇〇間	三萬六千噸	長崎	煉炭用

六、地勢

大矢野島は火山岩より成り、産する石材も多くは安山岩なり。山脈は東北より南西に連り、其の間に細長き低地を見るのみ河流なし。上島は大矢野島より來るものは北海岸を走り、緩斜となりて海に入り海岸線の屈曲少なし。然れども北面なるを以つて風波荒く良港に乏し。宇土半島を渡りて千束島となり、之より南海岸を走るものは海面に屹立す。従つて海深く海岸線の屈曲に富む。然れども交通不便なる故文明の度は北面に對して不進歩の傾あり。北海岸にては老岳中心となり南海岸にては倉岳中心となる。此の兩脈の間を瀧流する河を散良木川といひ、西南より東北に流れて海に注ぐ。此の兩域に小平野を有す。又西南に流れて南海岸に注ぐ河を栖木川といふ。

下島は中央部に角岳・矢筈岳の高山を中心とし、四方に延びて帽子岳となり或は染岳となり、其脈明ならず。一種の山嶽をなせり。其の間に小平野をなし農産物を産す。島の東海岸に流るるものには廣瀬川・本渡川等あり。北海岸に流るるものには二江川・志岐川等あり。此の地方は山勢多くは緩斜にして海に入る。従つて山平野多し。

三 馬

尋地卷 二 第三 九州地方一

高地卷 三 第十 産業 一

一、馬匹の頭数は全國中第二位を占むと雖も、概して骨格矮少なるを以て之が改良獎勵に努めたるにより、年々歳々内國種の頭数を減すると同時に雜種の頭数を増加し、漸次改良の緒に就きたるを見る。

種	頭数	外種	計
内種	八六、二七一	雜種 一二、九三三	一七三
外種			九九、三七七

四 球磨川

尋地卷 二 第三 九州地方一

全長二十五里熊本縣第一の大川又日本三急流の一なり。其源の多きを以て一に九万川とも稱す。其正源は江代の山中より發し、川邊川を合せて八吉町を過ぎ、下流渡村に至りて兩岸相近づき、河幅縮小し流れも亦漸く急なり。更に流るるこ三里にして河は一大石灰岩層を貫流す。此の層は大なるもの七、八里に連り其厚さ八九丁に及ぶ。其質緻密消磨し難し。故に一度此の岩層部に入るや、突兀として時に或は直角或は涯を穿ちて大洞穴をなすあり。而して絶壁岸に屏立し巨巖、暗礁水中に横はりて激流奔流迅駛矢の如く、常に轟然たる音をなす。此の間三十三の早瀬あり。就中、奈良の瀬・八官の瀬・二俣の瀬・網場の瀬・修理の瀬・否の瀬・高音の瀬等大にして且つ險なり。兩岸亦奇勝に富み槍倒岩(石根上より蓋ふこと數丁、舟楫皆中を通り過ぐ)・姑落(槍倒の對岸に二怪岸峙ち其高さ一千尺、急突屹立亭々群山を睥睨す)・清正公岩(形は姑落に似たれ共高さ其半に及ばず)・其頂平扁にして清正の祠を安んず。傳へ云ふ。加藤清正嘗て球磨を征せんとしてこゝに來り天嶮の壯よく抜く可からざるを見終に望を絶ち去ると、岩戸の洞窟(清正公岩の少し下流にあり。深さ數丁高さ大筋を樹つ可し。亦一奇觀なり)等最名高し。河は山間を流るること十餘里にして山圍始めて解け、流れ漸く緩く河身も亦従つて廣くなり、八代に至りて二個の三稜洲を抱き喇叭形をなして海に注ぐ。

此河姑の繁殖に適し年々二萬貫以上の漁獲あり。又下流苔を産す。共に此地方の名産たり。
 八代・人吉間舟程十六里なるも、下りは僅々六、七時間にして達す。然れ共人吉に上るには三日を費すと云ふ。舟は身底を薄くして暗礁を避くる爲めにし又船艙に各一名の舟子ありて其の危険をさる様にせり。抑も球磨郡は山岳圍繞し別に一實區をなすを以て、往古旅人の往來、貨物の運搬等は一に峻険なる山路によれり。然るに人吉の人林正盛なる者夙に運輸の不便を嘆きしが寛文四年親しく河流を檢し又石工をして之を測らしめしが稍其道を得たり。正盛大に喜び人吉藩主相良頼喬に請ひ其允許を得て其工を創めしが其の困難名狀すべからず。正盛日夜心膽を碎き備に辛酸を嘗め私財を投じて拮据經營、寛文八年に至り漸く其功を竣へ舟路始めて開けたり。是より水運の便を得、物産の輸出藩主の參勤、皆此舟路をさるに至れり。然るに明治四十一年五月八代・人吉間の鐵道開通するに及び舟路著く衰へたり。

球磨川の下流八代郡古麓の山際より八代市街の西端に至る長さ二千六百七十三間の長堤あり。之を萩原堤と云ふ。此の堤は桃園天皇の寶曆五年六月大雨の際川筋の山崩壞して河道を塞ぎ、爲めに堤防を破り二千百十八の人家を流し五百六人を溺死せしめ、三萬三千町の田畑を荒蕪にし且つ舟百餘艘、牛・馬六十頭を流失せしめたり。然るに當時の郡目付たりし稻津頼勝其任に當り苦心經營よく人夫を役使し再び堅固なる堤防を修築し得たり。水際よりの高さ三十尺、基礎の廣さ二十五間、延長二十餘町、實に本縣第一の大堤なり。あのや稻津様は佛か神か死ぬる命をたすけたも」と云ふ俗歌あり。是役夫が頼勝を頌して唱へたる俗語なり。

教科書中の挿畫に就て説明せん

球磨川に架せる橋甚だ妙し。僅かに上流人吉町に架せる「ハットラス」釣橋と三つの鐵橋とあるのみ。他には八代町に架せる舟橋あり。之れ洪水の際橋柱支へ得ずして流失するによる。而して鐵橋は下流より數へて第一鐵橋(鎌瀬)、第二鐵橋(渡)、第三鐵橋(人吉)と呼ぶ。挿畫の鐵橋は第一鐵橋を上流より見たるものなり。橋の全長六百四十尺、高さ四十二尺あり。然れ共挿畫は中央の橋臺より左端を寫せるものなり。而して左方は直に「トンネル」に入れるものなり。橋下舟を操れるは舟子にして前方の一名は難を避くる用をなす。橋の上方に二隻の舟あり。之れ渡舟にして平時此の川を横ざるものゝ爲めに設く。

【附記】

此の挿畫に付ては渡の橋と云ふあるも、實景と一致せざる點多く又鎌瀬の橋とするも全然一致せず。然れ共鎌瀬の橋と見る方尤も眞に近からん。但し河流の畫き方逆になれるが如し。

五 米

(熊本縣産業統計要覽(明治四十四年度調査)による)

(關係教科書同前)

一、米は重要農産物中第一位を占むるものにして、本縣の普通農事上諸般の施設皆之に重きを置きて斯業の改善發達を企圖し

今や其成績は着々として實現しつつあり。

二、今其産出高を左に示す。

作付 反別 七七、四一五・一反 收穫 高 一、四六五、二七〇石 價 額 二七、八四八、〇一〇圓

六 甘 藷

(關係教科書同前)

一、甘藷は天草を主産地とし、其他縣の西海岸の各地より産す。

二、産出高を左に示せば、

作付 反別 二〇、〇五三・九反 收穫 高 六〇、一七二、〇二四石 價 額 二、四〇六、八八一圓

七 熊 本 縣

尋地卷 二 第四 九州地方 二

本縣は東西三十六里十六町、南北三十二里十三町、面積四百八十四方里。人口百十九萬八千。

本縣の北部は九州北部山脈より成り、南部は九州南部山脈屬し、中央は阿蘇火山噴出するを以て土地自ら高隆し比較的平野少し。殊に最も高きは南部山脈の市房山にして海拔六千二百尺の高きに聳れ日向との間に跨れり。要するに東部及東南部は概ね山地に屬し、西北部は稍々廣き平地即ち熊本平野あり。菊池川・白川・緑川此の平野を西流して有明海に注ぐ。灌漑は農産饒に所謂肥後米の生産地域なり。東南には所謂日本三急流の一なる球磨川ありて、山間より來り奔瀉岩に激し甚だ急峻なれども舟楫の便あり。縣の中央に宇土半島西出して天草群島と相連り有明海と八代海とを分てり。(大日本地理集成)

九州の縦貫線は本縣の西部なる平野地方を南北に貫き、支線に三角線ありて海陸の連絡をとり、豊肥線は起工中なれば竣成の際には東境との交通に至大の便あるべし。此の地熊本市を起點とせる二、三軌道の設あれども未だ交通の便開けたりと云ふべからず。西境の沿海地方には船舶の往來頻繁なり。

八 熊 本

(關係教科書同前)

飽託郡の略々中央に位し土地概ね平坦にして、西南部は沃野開け、南は白川を帯び、中央に坪井川貫流し、西北は一帶の丘陵を繞らす。街衢の長さ東西約二十六町、南北約三十四町、面積約零三六方里を占む。町數百三十八、戸數一萬四千九百八十六、人口六萬六千五百あり。本市の四周に接續して萬般の事情全く市と同一なる郡部の町村を合すれば人口十萬以上に及ぶ。熊本は元隈本と云ひ、舊國府の北郊にして墨寨の名ありき。天正十六年祀元二千二百四十八年、加藤清正肥後の半を領する

に際し、即ち國府の市巷社等を移轉し稍改修する所あり。慶長年間に至り大に土木の工を起し府城の面目を一新す。寛永九年紀元二千二百九十二年、細川氏封を此の地に受くるに及び、更に紀綱を張り治績頗る多し。爾來二百五十年王政維新の世となり、百度改革せられ廢藩置縣となりしとき、縣廳を熊本に置き、鎮臺を熊本城に置く。明治九年神風黨の暴舉あり、翌十年西郷隆盛の亂ありて全市概ね兵燹に罹りたりしも、其の後新に街衢築造せられ以て現今の觀を呈するに至れり。

市内の商工業は甚だ活潑なりとは云ふ可からず。是れ近く其港灣を控ゆるにあらず、又特産物あるにあらざればなり。然れども今や九州線は本市を通じて門司より鹿兒島に延長せられ、熊本・大分間を通ずる豊肥線は近く其の工成らんとす。之に於てか市民は大に奮起するところあり。本市が九州の中央たる位置を利用し盛んに商工業の發達を計ること心を用ひ居れり。今左に主なる生産品を掲げん。

生	六五六、二七五圓	絹織物	一一、七五二圓	綿織物	一六三、九八四圓
酒	一三五、五七九圓	醬油	四五九、三一圓		

製絲及織物業は近年著しく發達し、酒・醬油の醸造も亦年と共に其の産額を増し來り、殊に醬油は他地方に輸出せらるるもの多し。

熊本は由來學生の市として又軍人の市として其の名四方に傳はれり。其の主なる學校としては、第五高等學校・熊本高等工業學校・私立熊本醫學專門學校・私立九州藥學專門學校を始めとし、縣立の諸學校に於ては師範學校三・中學校二・高等女學校一・農業學校一・工業學校一・商業學校一・其他私立中學二・私立高等女學校一あり。猶私立の各種學校を合すれば中學程度以上のものにして總數三十七に及ぶ。此の外陸軍省所管の學校には熊本地方幼年學校あり。

官衙の主なるものには熊本縣廳・第六師團司令部・九州逓信局・熊本稅務監督局・熊本專賣支局・熊本地方裁判所・熊本大林區署等あり。銀行及會社には肥後銀行・肥後農工銀行・十八銀行熊本支店・九州商業銀行・飯田銀行・肥後製絲株式會社・熊本製絲株式會社・鐘淵紡績株式會社熊本工場・熊本電氣株式會社・熊本瓦斯株式會社等存す。

熊本城は市の中央に位し東北より來りし丘陵の末端を占め、坪井川其の東を流れ白川の水は更に東南を擁し、城西には井芹川ありて花岡山と相隔絶す。東西約十三町、南北約十八町墨壁高く峭立し最高點は實に百六十二尺あり。これには曾て七重の天守閣巍然として雲に聳へ、數里の外より遠望せられて熊本の一大偉觀たりしが、丁丑（明治十年）の役兵燹に罹り現今牙城を存するのみ。城内には今や第六師團司令部を初め兵營及陸軍の諸官衙を置く。抑も當城は文明年間菊地氏の一族出田筑前守秀信の始めて築く所にかゝり、其の後屢々城主變じて加藤清正に至り、大に規模を擴張し慶長八年に起工同十二年に成就せるものなり。

本妙寺は市を距る西北方十數町の丘嶺にあり。杉・松鬱蒼たる間に香煙萬縷法鼓琴々參拜の入跡を絶たず。是を淨池廟とす廟

は即ち加藤清正公の墳墓なり。廟下殿堂は巍然として高く聳へ、僧房木寺堂を竝ぶるものは發屋山本妙寺なり。寺は清正公の香華菩提所に屬す。公曾て攝津の浪華に一寺を建立し、日眞上人を山主に請じ名づけて本妙寺といふ崇敬最も厚かりしが、後肥後の國を領するに及び當寺を熊本佛坂に移したり。慶長十六年公薨じ子忠廣公嗣で國主となるや、山主日蓮の言を容れ佛坂より更に今の地に移せり。時は元和二年なり。創立以來法燈相傳ふる事三十三世、星霜實に三百年。其の間遠近公を信仰し敬慕して來り參詣するもの年一年よりも溢く日一日よりも盛なり。

水前寺は市の東郊三十餘町にあり。寛永九年細川忠利公入國の時、豊後羅漢寺の僧隨從し來り、こゝに一寺を建て水前寺と稱したり。忠利公後に此の寺を他に移し其の迹を遊休の亭として成趣園と名づく。爾來三百年、細川氏代々の遊息地となり、所謂水前寺の御茶屋と稱したりしが、明治維新に至り此の地を開放して一般人の遊覽に供せらる。こゝに於て明治十年舊藩臣相計り一社を立て藩公を祀れり。出水神社即ち之なり。境内靜にして俗塵なく假山青芝の眺め美しく、殊に泉水の清冽なる天下稀に見る所たり。春は花を賞すべく、夏は涼を容れ、秋は月を愛すべく、冬には雪の眺あり。神殿は北隅稍高き所泉に面して立ち、毎年四月、十月兩度の祭禮には能樂・騎射・飾馬・烟火等の催あり。園内に茶亭あり。以て鯉・鮎の美味を賞すべし。

九 國 分 寺

尋 歴 卷 一 第十 聖 武 天 皇 高 歴 卷 一 第八 奈 良 時 代

熊本市の東三十町餘、飽託郡出水村字砂取にあり。今尙敗殘の一小堂宇存在し碎瓦斷礎歴然として寺跡分明なり。應仁・文明の頃兵火に罹りて久しく廢頽したりしを、享保年中大慈寺の僧實堂を理といふ者佛殿を造立したりといふ。寺跡の南方にある熊野神社の手洗鉢として存せる大石は、所謂七層塔の軸柱の礎石なるべし。肥後國分寺の託摩郡に置かれしことは靈異記並に元享釋書に徵證存す。肥後國誌に曰く、國分寺は天平年中の勅建にして、往時境内八町四方ありしが後世に至りて衰敗し、享祿年中大慈寺の僧漸く一字を建て迹を残せりと。延喜式に、肥後國分寺料四萬四千八百八十七束とあり。近傍の林又は畑等よりは今も尙古瓦出づ。然れども國分尼寺の遺跡は分明ならざるなり。

十 平 氏 五 箇 庄

尋 歴 卷 一 第十八 源 頼 朝 高 歴 卷 一 第十四 源 平 二 氏 の 盛 衰

平氏の成行に關して傳説を有する熊本縣下八代郡五箇庄村に就き、余の實地に踏査せしところ及び肥後國志にあらはれたるところを左に述べて、以て余の信するところを傳へんとす。

此の地は九州南部山脈の中に散在せる極めて未開なる部落にして今尙奇人の探險地たるの域を脱する能はず。推原・久連子。

檜木・葉木・仁田尾の五箇村より成るを以て五箇庄の名あり。熊本市を距る東南近きは十八里、遠きは二十八里と稱す。(八代郡内桑通) 山深く球磨川の上流其の間を射て下る。眞に景勝の地多し。各村に御屋敷と稱する豪族あり。
 今葉木村に緒方左熊氏・二田尾に右座茂手木氏・椎原村に緒方一學氏・久連子に緒方半喜氏あり。(檜木不詳)
 以上明治四十一年十二月三十日、三十一日の兩日に四家を訪問して何れも其の主面に面接するを得たり。
 緒方家は何れも平家の末裔を稱し、左座家は菅家の裔と云ふ。緒方家に屬する石碯の如きは皆「平」の字を刻したり。
 要するに、余の見聞せるころ肥後國志と一致するところ多きを以て、國志所載の文を轉記して説明に代へん。以下即夫れなり。

椎原村・久連子村・檜木村・葉木村||腰越と云ふ小村あり。
 仁田尾村||小原村・奥村等枝村あり。

此五村を五箇庄と云ふ。(中略) 五家傳記云、元暦元年三月三位中將平維盛、左中將清經僞り謀て維盛は紀州那智に入水と披露し潜かに牟婁郡熊野邊嶽の地に盤居し、於于此地卒去。其子孫相續して小松を氏とす。

【備考】

國史略卷三元暦元年二月、維盛没海の條曰、松苗按平語云、維盛潜行到熊野浦、斫樹白而書紀命歌、没海而死。

生れては終にしぬてふことのみを定めなき世にさためありける

然其實晦跡、而潜匿於伊勢國安濃津、以其宅爲佛刹、曰成覺寺。邑中子孫存者二十一家。隸屬之後二百五十餘戶。相傳維盛承元四年三月念八日病卒。年五十三。葬于後岡、寛政丙辰其孫樹碑、請義祖父大舍人權助爲之銘云、或云維盛隱於熊野、子孫儼然在焉。

同書曰、壽永二年九月 前帝調宇佐八幡宮、平軍已至太宰府、豐後緒方維義起兵攻之、平氏之奉 前帝逃四國、重盛三男左中將清經没豐前柳浦云々。

清經は豐前柳浦にて入水と稱し潜かに小艇に乗り、同年五月二十八日豐後國緒方に落行き緒方左馬助實國を憑しに、甲斐々々敷も之れを領承し即ち娘を以て清經に妻し婿とす、文治元年清經一子を生ず、祖父が家名を冒緒方一郎清國と稱す、嫡子緒方五郎實宗・二男少將盛實と號す、盛實が子三郎重盛(重盛は不審原書の儘) 其嫡子紀四郎成幸・二男三郎近盛と云、此者共有故て建長元年(或説二年) 三月十三日豐後より肥後國八代郡白鳥嶽に移住す、近盛が子民部實明と號す、夫より兄弟五家に分れて干今相續す、緒方氏二人、造座氏(雜座又は左右座と書) 三人也。

或説に云久連子・椎原の二村は緒方領、檜木・葉木・二田尾は雜座領也、雜座氏は菅家の裔にて、建長二年三月筑前太宰府より五箇山に入て一方の地頭となる、緒方氏は左中將清經平氏没落の日竊んで豐後に落下り、文治元年五月十八日より同十

月迄緒方左馬助清國が許に居り其の女を妾として一子を産す、是も又清國と名乗る、其子五郎實宗(後改二郎左衛門尉) 二男二郎重盛男子三人あり、嫡子紀三郎盛幸と云五箇白鳥嶽に居住す、二男三郎近盛・三男兵部實明と云、盛幸始は豊後に住すれども鎌倉よりの愈強密かに逃れて八代郡龍ヶ峰に到り猫谷山に潜る(今云平家カ城是也) 鎌倉より頼りに捜し求め龍ヶ峰に白旗の見ふると云る雜説區々なる故、正事を得ず急に立退き五箇白鳥嶽の下に潜ると云傳ふ、古より此地に生ひ立つもの文字を不知語傳のみにて正説を傳はらず、禽獸を獲て食ひ田地なき故に粟稗のみを食に充ると云(余實地に之を見實際に之を食ふ、旅行の途次或る病床に呻吟せる一青年の家に立寄る、病危篤なる様なるも招くに醫なし、食ふに米なしと、此の地の俗説に「死する前に一度は米を拜みたい云々」と)

(中略) 本書附録追考曰、明和九年の秋五箇庄雜座が支配せるくらと云へる者の、諳一覺へて五箇の由來を書きたると云へるものを得たり、其文曰五家の由來は平相國清盛公の嫡男小松長者重盛公・次男左中將清經・新中納言知盛卿の嫡男從四位少將平右時・關八州の侍大將上積五郎兵衛忠光・坂東八箇國の旗大將越中次郎兵衛盛次・外様侍飛彈四郎兵衛景家外に女一人(此女は豐後州住人緒方左馬介弟同三郎實國の女なり) 右は文治二年九州の野伏數馬と云者の教に任せ、八代より白鳥山に移り住す、五箇に人ある事を世に知られず、人皇百十一代後光明院御宇・大樹安光公御代綱利君の御時、慶安三年に人家ある事を天下に始めて知れり、即今五家の大將は造座木工・同大倉・同部歩・緒方大膳・同金吾と號すと云々。

【備考】

阿蘇家傳曰、壽永・文治の間にあたり、院宣を奉りて惟泰(翁卷云太平記作惟安) 平氏の族を攻伐すと云へども、猶安徳帝には心を盡して事へ奉れり、然れども故ありて其の詳なる事を記さずと家記にあり。今考ふるに、其の故は如何なることよは知らざれども、平氏の跡の此國中に遺り傳れるが多く、又其の氏人の子孫も山里に住て今に残れるものあり云々、

又曰、重盛の二子資盛の子孫當家を頼て五箇庄に住す、矢部在城以來近年に至るまで元服の節は必ず當家に來りて名字を乞ふ事ありし(中略) 兎にも角にも平族の當國の地に由緒あること考證とすべきことなり(下略)

玄察覺書曰、祇用被川(今作拂川) の小屋野は(同書阿蘇家侍名簿には小屋野丹波守とあり、同人成るべし) 被川村只今の九郎右衛門祖父にて攝津國小屋野殿にて平氏九州へ没落の節供奉仕りて下り平家の人々五箇山に隠れ忍び入被申初五箇山の入口を切開き道をあけたる者の末孫にて定て其阿蘇殿の御領故懇に仰付られたるべし、阿蘇殿の御書出も少々令所持候小屋野殿の初は有名の仁にてこそ候はんすれ彼九郎右衛門が祖父迄は平清盛公より被下候鶴の羽衣を令所持居候を亡父見候と被申居以後今の九郎右衛門に尋候へば親の時火事に逢ひ燒申候由申候乍不入事書出置候云々
 以上肥後國志の數節をあげて考ふるに、其の説く所或は一致せざるところあるも、五箇庄と平氏決して分離すべきものにあ

らざるを信するものなり、記して以て平家没落の成行を示す。(熊本市熊本小學校訓導光永親喜)

十一 竹崎季長

尋歴卷一 第二十 元 冠 高歴卷一 第十七 北條氏の滅亡

出所蒙古襲來記肥後國誌伏敵編

竹崎五郎季長は藤原氏の後にして鎌倉の人なり、家人となりて肥後國に下り下益城郡豊福村字竹崎に築きて之に居るを以て竹崎を稱す、初の名を五郎兵衛尉と稱し、後左兵衛尉と改め、剃髮して法喜と號す、敬神の念殊に深く元寇の役に功あり、元享四年七十九歳、其終る所を知らずと、明治に至り其墳墓を發見せり。

文永の役には季長二十二歳の若年を以て手勢僅に五騎を率ひ、大將小貳景資の命を奉じて蒙古の大軍と戦ひ數箇所の傷を負ひ且つ乗馬を射殺さる、遂に蒙古の大船に乗り移り二人を生捕る、季長が姉輝三井三郎資長も亦高名あり、此の役季長の外には一人として殊功ある者なし、此年十一月八代郡海東の地頭となる。

弘安の役には手勢七十餘騎を率ひ兵船に駕し、五七の桐の家紋ある旗を押し立て防ぎ戦ふ、蒙古軍凌ぎ兼ねて志賀島に上るに及び、三井三郎等と同じく追ふて疵を被り奮戦遂に蒙古を討夷す、永仁元年二月、蒙古防戦勳功の賞として當郡の内東、西、南、北の四海東村(三千八百七十石)を賜はる。

但季長鎌倉に上り狀を具すとあり、又御下文具御馬を賜ふと見ゆ。

依て海東村に居を移し竹崎村の住吉大明神を殊に尊信せる故海東村に遷座し奉れり。

墓は海東村字平原一小丘上の松林中にあり、星霜已に六百年、當時の偉蹟查として夢の如く、其墳墓の所在すら知る者なかりしが、明治二十八年十一月七日、之を蔓草寒煙亂石の間に發見せり、然れども風削雨蝕徒に苔蒸して其墓銘すら容易には判讀し得ざるなり、村民依て相計り茲に記念祭を行ひて例年其英魂を吊ふこととせり。

季長の菩提寺なりといふ塔福寺は熊本縣下益城郡小川停車場を距る東北二里同郡海東村にあり、元天臺の古迹にして日羅山塔福寺と號せり、正應六年地頭左兵衛尉藤原季長の草創にして正和三年寺領寄附の證文今に同寺に存す、堂宇は天正中小西行長がために焼かれ、佛像・經文・遺物等殆ど灰燼に歸す、迹に觀音の小宇を建て延壽寺の末僧知榮代々此に住す、知榮の時元祿十五年眞宗に改め寶永四年五月再興せり、今の住職は姓竹崎なり、寺寶として傳るもの左の如し。

- 一、季長の眞筆
- 二、季長甲中の持佛多寶如來
- 三、季長所奉佛舍利

四、繪卷物
五、其他文書類等
以上

十二 菊池氏の家系

尋歴卷一 第二十三 吉野の朝廷 高歴卷一 第十九 吉野の朝廷

藤原則隆¹ 經隆² 賴隆³ 宗隆⁴ 直隆⁵ 直隆⁶ 定隆⁷ 隆繼⁸ 隆隆⁹ 武房隆盛¹⁰ (早逝)

時隆¹¹ (叔父武本と嗣立を争ひ相刺して死す)

武時¹² 某¹³

武重¹³ 武隆¹⁴ 武茂¹⁵ 武隆¹⁶ 武澄¹⁷ 武隆¹⁸ 武吉¹⁹ 武豐²⁰ 武敏²¹ (足利尊氏直義と筑前多々良濱に戦ふ)

武光²² 武政²³ 武朝²⁴ 兼朝²⁵ 持朝²⁶ 爲邦²⁷ 重朝²⁸ 能運²⁹ 政隆³⁰ 武包³¹ 義政³²

武尙³³ 武士³⁴ 武光³⁵ 女 (征西將軍の宮に入る)

十三 菊池 武時 (關係教科書同前)

菊池武時は通稱次郎、後肥後守に任じ薙髮して眞空寂阿と號す、其祖先を尋ぬるに、關白道隆の子太宰權帥藤原隆家其子對馬守政則と云へるなり、寛仁三年四月刀夷の賊西海を犯す時、博多の津を警固し是を禦ぎて勳功あり、其賞として九國將士の頭たるべき官旨を賜はり、其子太宰少監則隆、延久二年菊池郡を賜はりて下向し、同郡深川村に城を築きて居住せられ、子孫相繼ぎ代々一郡の豪族と爲り菊池を以て稱號とせらる、則隆十二代の孫を菊池彌四郎隆盛と云ふ、是武時公の父なり、隆盛早世、故に其の子時隆家を嗣がれたるに叔父武本と領地を争ひ、鎌倉に至りて北條家に訴へ其の後兩人刺違へて死せらる、依つて武時公其の家督を繼ぐ、公早く剃髮して寂阿と稱せらる、男子十四人、女子一人あり、元弘三年、後醍醐天皇隠岐口より伯耆國船上山に臨幸ありし時、入道寂阿・少貳貞經・大友貞宗と共に御方に參る可き由申入れしに、主上敬威ありて繪旨に錦の御旗を副へて下し賜へり、入道大に喜び先づ鎮西の探題北條英時を誅戮して後に船上山の行宮に馳せ參らんと用意せしに、如何にして洩れ聞へけん、探題英時博多にありて入道を招けり、入道乃ち謀願はれしを悟り、直ちに少貳・大友が許に使を立て急ぎ博多へ押し寄すべしと謀し合せられけるに、大友は確かなる返事もせず、少貳は忽ち心變りして入道の使者を斬て首を英時に送りぬ、入道後悔、怒に堪へず、家の子郎黨百五十餘人にて博多をさして打立たれける時、櫛田社前を過ぎられけるに乗りたる馬俄かに足を留めて動かざりければ、入道上指の鎗矢を取りて打ち番ひ如何なる神にも御座しませ、一天萬乘の君の繪旨に依つて朝敵退治に馳せ向ふ寂阿が乗り打ち咎め給ふ可き謂なしとて、

武士の上矢の鎗ひとすちに

おもひきるとは神ぞ知るらん

と詠じて社の扉をはたし射られたりしに、馬進むこともこの如し、後に見つれば大なる蛇矢に中りて死しけりと、入道は討死と思ひ定めければ故郷へ形見を贈らるとて、

故郷に今宵はかりの命とも

知らてや人のわれをまつらん

其明日博多へ押寄せ息をも繼がず攻められたりしに、城兵二百餘人討たれ英時も今は是迄に既に自害せんとせし處に、少貳大友六千餘騎にて英時を援く、入道之を見て利を得がたく思はれければ、武重公(次男)を呼びて汝は是より肥後にかへり死に残りたる郎徒を集め再び軍を起し朝敵を亡ぼし父の仇をも報せよと申されしに、武重公中々落つべき體に見われず、入道重ねて、小信を守り大義を忘るゝは良將勇士の所業にあらず、と細々と教訓せられしかば、武重公も離別の涙に袖を濡ほしなから父の言に従ひ郎徒五十餘騎を引き分れて肥後の口に歸られしかば、入道今は思ふことなしとて敵陣に駆け入り散々に戦ふ

て、元弘三年三月十三日遂に筑前の國博多の津にて討死し、名を九原の苔の上に殘し譽を萬代の後世に傳へられけり。行年四十二歳。墓は福岡縣早良郡七隈にあり。

十四 菊池 武重 (關係教科書同前)

武重公始め次郎と稱す、武時の次子なり、封を次ぎ從四位下に叙し肥後守に任じ左京大夫に叙す。元弘三年三月父武時公に從て共に北條英時を博多に伐ち前んで内城に逼る。英時窘蹙し將に自殺せんとす、會々少貳貞經・大友貞宗大兵を率ゐ來りて我後を突く。武時公自ら免れざるを度り遺訓して武重を肥後國に還す。公死に從はんことを請はるゝこと再三。武時公叱して論すに、小信大義を誤るべからざるを以てす。公涙を揮て去る、武時公遂に餘兵を督し直ちに敵陣に馳せ入り奮闘して死す。既にして貞經・貞宗上國の官軍屢々克ち、天皇京都に還幸し給ふと聞き、大に懼れ英時を殺して以て罪を購はんことを欲し兵を合せて之を攻め、殺し獲るところの首級三百五十を葉室吉宗に遺りて好を公に求む。吉宗之を公に啓す。公命じて其使を執へしめ曰く、彼れ往に吾が父を誰かし又た吾使を殺す。今以て報ゆべしと、即ち之を斬る、因て奏請して曰く、臣が父詔を奉じ貞經貞宗等と共に賊を討せんことを謀る。而して二豎忽ち叛逆す、臣が父爲に命を殞しぬ、願くば之に報ゆることを得ん。貞經等之を聞き厚く寵贖藤原氏及び藤原清忠・足利高氏に略す。天皇廷臣を集めて議す。楠木正成進んで曰く、武時大義を唱し奮て強寇を討ち命を殞して顧みず。中興の諸將が其右に出るものあらんや。彼の二豎大義を忘れ忠良を害す。罪之より大なるはなし。今にして除かざるは必ず後の患を生せん。清忠・高氏曰く、今兵革新に休む復た動かす可からず。且又大功あり。之を誅せば將に天下の威を生せん。天皇又藤原氏の言を聽き遂に許さず、建武二年尊氏鎌倉に據を反す、天皇・新田義貞及弟義助等に命じ護良親王を奉じ之を討たしむ、公手兵一千を率ゐて之に從ふ、賊矢矧川に拒ぐ、遂に之を破りて進む、既にして尊氏出で竹下を拒ぎ其弟直義函根の險を拒ぐ、公義貞と之を函根に攻め、義助・親王を奉じ竹下を攻む、公先鋒たり、宇都宮公綱勇あり、公と先を争ふ、義貞公をして先せしむ、公綱怒り嘲て曰く、各家の軍、吾れ請ふ之を觀ん、公曰く、目を覺して觀よと、衆を分て三となし仰て吉良の軍を攻め北るを追ふて山腹に軍す、公綱歎賞す、諸軍之を見て繼ぎ進む、公弓手をして齊しく射らしめ親ら城赤星等と鏖を並べ突き入り、大に之を破る、仁木義長兵二千を以て來り戦ふ、又之を破る、時に義助の軍利あらず、將士多く散亡す、義貞亦引き還らんことを欲すれども兵の寡きを思ふ、會々公鷹羽の章旗を掲げ兵三百を率のて至る、乃ち後軍に備へて以て西に還る、賊軍之を追ふ、公返し戦ふもの七たび義貞因て京師に入ることを得たり、延元元年正月尊氏禁闕を犯す、公・義貞に從て大渡に拒ぐ、官軍利あらず、遂に車駕を護して延曆寺に入る未だ幾くならず諸將擊て尊氏を京師に敗る、尊氏西に走り、三月筑前に至る、宗像大宮司之を奉じ大友・少貳皆之に應ず、時に公留て禁闕を護衛す、弟武士・武敏國に在り、武士病む、武敏・阿蘇恒直及惟成・惟澄と謀り頼尚を水木渡りに破り、貞經を太宰府に走らせ遂に有知山に自殺

せしむ、三月尊氏を筑前に攻め多々良濱に戦ふて利あらず、阿蘇兄弟之に死し武敏遂に菊池に退く、賊將一色頼之仁木義長來り攻む、武敏遂に逃れて山中に匿れ、諸城皆陥る、此時に當りて義貞五百騎に將とし尊氏を西伐す、公・公綱等之に會し赤松則村を白旗城に攻む、四月義貞弟義助をして公及公綱等と進で石橋知義を船坂に攻めしむ、未だ幾何ならず尊氏大舉東上すと聞き、兵を引て三石に退く、賊兵尾撃す、公之が後軍に備ふ、賊勝に乗じて進む、義貞退て兵庫に軍す、天皇・正成に勅して義貞を援け尊氏を拒がしむ、五月二十五日正成淡川に戦死す、公時に義貞の軍にあり、弟武吉をして往て戦状を見しむ、正成まさに死せんとするに會ふ、武吉の來るを見て曰く、正成力盡きて死に就く、子幸に還て之を報せよと、言訖て自殺す、武吉恨して謂らく、丈夫此際に至り豈生き還て人に報ずるを忍びんやと、亦遂に腹を屠て死す、義貞生田の森に陣して拒戦す、直義吉良石堂の兵を合せ十萬と號す、公綱・河野通治等と兵一萬を督して之を討つ、殺傷相當り官軍遂に利あらずして還る、六月尊氏京師に入る、公諸將と駕を奉じて延曆寺に上り屢々忠言を獻す、十月、天皇・尊氏に誘はれ京師に還幸し尋で花山院に幽せられ給ふ、尊氏兵を置て護衛し公卿視ふ、公亦駕に從て拘はる、時に公卿國の亂を聞き、天皇に請ひ守兵の間を窺ひて逃れ歸れば則ち九國皆敵なり、公怒て曰く、蠢爾たるもの皆賊の徒かど、兵を督して之を撃つ、向ふ所皆破る、城守するもの百餘、陰月ならずして悉く之を降し、遂に北筑後を定め肥・筑二州の太宰と稱し威始益奮ふ、延元二年四月公・惠良・惟澄等を率ひ一色道新と犬塚原に戦ふて之に克つ、是月足利尊氏書を贈て公を招く、公從はず、報書却て尊氏を辱かしむ、七月公惟澄と兵を合せ合志城を攻む、一色道新自ら兵を率ひ來り戦ふ、三年春公筑後に至る、三月三日一色道新諸軍を帥ひ筑後の國石垣山の城を攻む、公防ぎて大いに之を敗る、十四日道新・道新復來り攻む、亦撃て之を破る、七月公親族を集め寄合内談衆を置て軍國の事を議し家憲制令を定む、曰く、

- 一、天下の大事は内談の議定ありと云ふも落去の段は武重が所存に任すべし
- 一、國務の政道は内談の議を證とすべし武重すぐれたる議を出すと云ふも内談衆一統せずば武重が議を捨てらるべし
- 一、内談衆一統して堅くそら言を禁じ五常を守り家門末代に傳らんことを願ふべし謹みて八幡大菩薩の明照を願ひ奉る

延元三年

藤原武重在判

九月甲斐重村豊後より來り襲ふ、公之を開き鞍岳の麓に逃へ戦ふて大いに之を破る、重村日向に走る、重村は菊池武木四世の孫武房の三子なり、初め武木事を以て菊池を亡げ甲斐に住す、重村・尊氏に降り肥後を奪はんことを請ふ、尊氏之を許し肥後守を授く、重村喜び豊後に來り大友の兵を借り來り寇す、故に此敗に及べり。

四年春征西將軍肥後に抵り九州の節度を掌る、公之を八代高田に奉す、是より軍威赫然觀を改む、是より先、天皇潛かに吉野に幸し行宮に御す、公因て奏請すらく、臣力を竭し賊を討し毎に蕩勳を得と雖も隨て服し隨て叛く、聚散定まらず、蓋し地隔り情疎にして天威の軍ふ所を知らざるに因るなり、願くば懿親王の内一人をして命を奉じ西下せしめば九國の人士歸服せざ

る事なからんと、天皇之を嘉納し給ひ乃ち第九の皇子一品式部卿懷良親王を征西大將軍に拜し菊池に赴かしむ、三月將軍義良親王と共に伊勢大湊を發す、會々大風あり、將軍の船讚岐に漂着す、此に至りて初めて肥後に入り給ふ、七月將軍命令を公に賜ふて曰く、汝が父叔阿老體を以て忠を天朝に竭し二息と命を賊庭に致す、念ふに天下又比倫なし、今汝も亦義兵を擧ぐ、天恩豈違ふことあらんや。

八月十六日 天皇崩す、皇太子義良親王立つ、是を村上天皇と爲す、十一月公先帝の爲に大に佛事を修す、此月大友氏時攻めて筑後妙見城を陥る、公兵を帥ひ自ら筑後に至る、氏時之を開き豊後に退く、公生葉・妙見二城を攻めて之を復し進て豊後に至り七城を抜き菊池に歸る、興國二年八月三日公病を以て卒す、公男子なし、一女あり、親王に納れて妃とす、因て弟武士を養ふて嗣子となし且つ遺言すらく、我家の武略天朝の泰否に係る、武士若し其事に任すること能はずんば、宜しく親族中其器を選んで是を立つべしと、既に卒す。

武重公の墓は隈府町の東東福寺前の田圃中にあり、數株の老杉木を刺せんと下に一基の墓石は風樵雨淋茲に英雄未死の魂を埋めぬ、此區元と東福寺の境内に屬し觀喜院の址たり、武重公薙髮して觀喜居士と號して此處に住して薨せらる、是より結庵を觀喜院と稱せり。

十五 菊池 武光

(關係教科書同前)

武光公始め益城郡豊田を知行して豊田十郎と稱す、武時公の第十子にして武重公の弟なり、興國四年少貳頼尙肥後に入る、應ずるもの多し、公即ち阿蘇惟澄と力を戮せ甲佐矢郡河尻託摩の諸將を討す、五年正月武士奏請して家を讓る、公即ち封を繼ぎ從四位下に叙し肥後の守に任す、又肥前守と爲る、父祖の業を守り將軍宮の旨を奉じ恢復を以て事とす、正平四年春楠木正行四條驛に戦死す、公之を聞き兵を帥ひて京師に入る、五年頼尙・足利直冬を奉じて兵を起し河尻幸俊・託摩守直・同宗直等と共に宇津宮三河守が居城を攻めて之を陥る、尋で直冬を將とし來りて我を討たんとす、公赴きて攻めて一戦之を破り、直冬・頼尙を走らす、守直・幸俊等皆降る、六年九月公兵を發し筑前に入り秋月城を圍み之を抜き城主秋月部少輔以下首數百級を斬り、遂に太宰府に轉じて少貳等と原田に決戦す、賊走りて寶満山を保ち嶮に據り扼戦す、公即ち赤星掃部介をして博多に赴かしめ太宰府山雲を撃て之を走らす、十月大友某兵數萬を發し公の虛を伺ひ肥後を襲ふ、公之を聞き將に返らんとす、賊尾撃す、死するもの數十人、遂に國に還りて撃ち大友を退け、首を斬ること數十級に及べり、十年北畠顯信・結城氏の爲に攻められ走りて吉野に歸り遂に西走我に依る、十三年春公・足利氏の探題一色直氏及弟範光を筑前に伐て大に之に克つ、氏時・頼尙等皆降る、夏四月尊氏死す、義詮嗣ぐ、直氏等が敗を聞き驚きて曰く、彼將軍死すと聞かば必ず兵を率ひて東上せん、若かず急に將を遣り之を伐たんにとはど、乃ち細川繁氏を遣はし伊豫守とし兵を率ひて來り攻めしむ、道に病で死す、時に頼尙・氏時・公の指揮を

受くるを快しとせず、潜に繁氏に應せんことを圖る、其死を聞て則ち寢む、公已に九州を平ぐ、獨り高山國久・日向國六笠城に據て降らす十一月公五十騎を帥ひて之を討す、頼尙・氏時をして兵を發し豊後に會せしむ、峻を踰る、四日氏時遂に畔て高崎城に據る、宇都宮宏知・肥田正貞之に應じ豊前・筑後の峻を扼し公の歸路を斷つ、公嚮きに九國の諸將と戰ふ、十數年、悉く其謀略を洞知す其歸路を斷つと聞くや、氏時の能く爲すなきを慮り直ちに進んで國久の子重隆を三俣城に攻めて之を抜き首を斬ること三百餘級、國久忍れて六笠城を棄て重隆と俱に遁る、公乃ち軍を整へて還る、氏時其鋒の銳を見て敢て要撃せず、公頼尙及阿蘇大宮司治惟時と兵を合せ氏時を討せんことを欲す、而して二人も亦異志あることを知らず、親ら五千人を以て先づ高崎城に赴く、中道にして頼尙兵を集め太宰府に據り惟時九寨を小國に結んで次て我後を塞ぐと聞き、乃ち軍を還し惟時を撃ち悉く其九寨を破り首を斬ること三百餘級、惟時僅かに身を以て免る、尋て公豊後に入り氏時を撃て之を破り首を斬る數百、氏時走て府内を保つ、公轉じて筑前に入り頼尙を撃つ、亦之を破り斬獲多し、使を行宮に馳せ捷を獻せしめ且九國を一統して後直ちに東京師を攻むるの狀を奏す、此年名和長年の孫伯耆守顯興族人を率ひ來りて我に依り八代莊に居る。

十四年六月公兵を率る豊後に入り大友を破り首を斬ること數百級、七月公親王を奉じ頼尙を太宰府に討し高良山柳坂水繩山等に陣す、兵凡八千餘騎、頼尙之を聞て子忠資・甥頼泰及松浦・島津・河尻・託摩・鹿子木等と兵六萬を合せ來りて味坂に逼へ陣し、筑後川を前にして之を待つ、公手下の兵五千を督して先づ濟りて之に薄る、頼尙戰はずして退くこと里許にして大原に陣す、公追ひ至れば敵色に徑路を鑿斷し泥澤を前にし阻つ、輒く近づくを得ず、相持して月を踰ゆ、八月十六日、公壯士三百を簡ひ夜間道より繞て敵背に出でしめ、子武政・甥武信・武明及赤星武實等をして兵七千を率ひ騎を分ち三隊となし、峻を越へ川に沿ひ灘聲に乗じて進ましむ、未明敵背に繞るもの鼓譟して亂射す、敵大いに驚き擾れ自ら相鬪擊し死するもの三百餘人、既に色を辨ず、武政千騎に將として先登す、初め頼尙古浦城に在り一色直氏が爲めに攻めらる、公赴き援て免ることを得たり、頼尙大に之を得徳とし誓て曰く、子孫七世敢て菊池氏に向て弓を彎かじと血書を以て之を遺る、是に於て公其誓文を敢て旗竿に掲げ頼尙を辱かしむ、頼尙之を見て大に恥ぢ、忠資等をして兵五千を率ひて力戰せしむ、武政薄り撃ち、忠資及其族朝日胤信筑後頼信・津泰助・肥前泰親等を斬る、而して我軍亦武明及賀屋見參・岡莊・宇都宮國分等之に死す、武信・武實千騎を以て繼ぎ進む、頼泰及其族頼光二萬騎を以て扼戰すること半時殊死して戰ふ、頼光を虜にし饗庭重高・同行盛・山井惟則等七百餘人を斬り我軍亦武實及結城親明・加藤宗高及び合田・熊谷・三栗等死するもの三百人、是に於て公・親王を奉じ諸公卿及新田氏の族と三千餘騎を麾き直に進んで頼尙が軍を搗く、頼尙・松浦・草壁・山賀・島津・澁谷の諸將と兵を分ち鎧を齊めて兩射す、親王身を挺して出で戦ひ三劍を被る、危きこと甚し、權大納言藤原親弘・中納言源信親・左近少將花山院重賢以下十一騎禦ぎ戦ひて之に死し以て親王を逸せしむ、新田氏の族之を見、千餘騎を以て横に馳せて之を援ひ世良田・田中・若松・桃井・堀口・江田・山名等奮鬪皆敵と相搏て死す、公大に怒り聲を厲まし將士に令して曰く、吾も亦之に死せん、諸君平生に背かずんば吾と死を同うせよと、身に上洛すべきなりと。

士卒に先ちて奮戰す、賊公を認め必ず之を獲んと欲し矢を激めて兩射す、甲堅ふして入らず、馬傷きて僵る、乃ち之を易へて縱横馳突す、敵に當ること凡そ十七合著くる所の冑斬られて地に墜ち、頭上兩刃を受く、馬亦傷き危きこと甚し、賊將少武武藤なるもの來り薄る、乃ち相搏ち俱に馬間に墜つ、公壓して之を斬り其首を鋒に貫き其馬を奪ふて乘り、冑を蒙りて又進む、卯より西に至り戰鬪少しも休まず、斬獲凡そ三千餘、頼尙遂に大に敗れ寶滿山に走る、是に由て西南の官軍復振ふ、十六年六月公復び、親王を奉じ新田氏の族と兵五千を帥ひ頼尙氏時を討ち博多に至り香椎に對陣す、頼尙・氏時議して曰く、敵軍未だ集まらず、宜しく急に夾み撃て之を破るべしと、頼尙の兵五千、氏時の兵七千、宗像の兵八百、紀伊の兵三百前より來り、松浦の兵參千飯盛山に據り我軍後に繞る、十八日公進み撃て少武武資・尙資等數百人を斬る、既にして兩軍相持して旬を涉る、公の支族城重智略あり、密かに遊僧買人を遣はし松浦の軍に入らしめ之を間して曰く、軍中欸を敵に通ずるものありと、是を以て人々相猜ひ復鬪心無し、八月重經兵千人を以て曉に乘じ飯盛の營を討つ、賊先を争ふて逃散し追斬畧盡く、公悅んで曰く、松浦の黨兵動し、猝かに捷ち難しとす、今之に克つ、餘賊を破らんこと掌中にあるのみと、明日、親王を奉じ直に進み氏時・頼尙が香椎の營を攻む、二人松浦の賊を聞て大に恐れ自ら其營に火して遁る、軍資・器仗道路に充塞す、歸路兵數十人を遣はし長谷部信經を津江に撃ちて之を平ぐ、九月十七日公根千石を行在に獻じ奏して曰く、九國已に平ぐ、臣當さに餘黨を誅除して後直ちに上洛すべきなりと。

十七年義詮・新波氏經を以て鎮西探題とし豊後に至り以て菊池氏を圖らしむ。九月公弟武義族重經等をして兵五千を帥ひ赴き攻めしむ。氏經之を聞き其の子松王丸を以て將とし頼尙・氏時及宗像・松浦等兵七千遣はし長者原に邀へ戦ふ、我軍利あらず。岩野・鹿子木・下田等死するもの三百餘人、武義奮鬪身三劍を被り退くこと里許、重經五百騎を以て更り進み少武頼資・同資後等四百餘人を斬る。敵乃ち敗れ走る、公尋て兵三千を帥ひ至り武義と軍を合せ追て豊後府に至る。氏經・氏時退て高崎城を保ち頼尙退て岡城を保ち、宗像退て棟堅城を保つ、公孤軍を懸けて三城の應援を絶ち、軍を豊後府に駐め將士を分遣して圍み攻むること數餘、氏經力窮まり城陥へて走る。

伊豫の人河野通堯人をして來て親王に屬せんことを請ふ、親王之を許し公と力を合せしむ、通堯乃兵三千を以て太宰府に來り謁す、親王・通堯に名を通直と賜ひ讃岐守に任ず、通直豊後に往き公に會す、尋て肥後に來て興復の事を謀る。

合志金近は佐々木高綱の後裔なり、我部下に屬し合志城を守る、叛狀あり、公三百騎を以て馳せ至り金近を自殺せしむ。十九年是より先き、大内弘世旨を奉じ、周防長門を平ぐ、因て之を鎮撫す、是に至り叛いて義詮に附く、義詮乃ち其長門の守護厚東駿河守を罷め弘世をして二國を領せしむ、厚東怒り遂に來り降り兵を借りて之を討せんことを請ふ、天皇因て給旨を給ひ公の指揮に従はしむ、弘世之を聞き兵三千を率る海を濟り豊後に來り大友と軍を合せ將に攻めんとす、公之を聞き即日軍を發し厚東と弘世を由布嶽の麓に撃て大に之を破り、其將杉・内藤以下數百人を斬る、弘世躬に乗じて遁る。

時に王師益々競はず、獨り菊池氏・親王を奉じ聲勢中原を動かす、是を以て勤王の將士往々肥後に游寓す、名和・兒島氏の族の如き相尋いで西下す。菊池氏の兵威大に振ひ、島津・伊東・大村・大友・少貳等の諸豪族皆服従す。
二十一年通直に命じ船數十隻を艦せしめ加ふるに肥後の人をしてせしむ、征西府又今岡通任・村上義弘をして其軍を監せしむ以て豊後・周防等沿海の地を襲はしむ、四月氏時豊後の宮熊城を攻む、公通直と赴き援ひ撃て之を走らす、通直遂に菊池氏の力に頼り細川左馬頭を破り伊豫を復す、是より鎮西兵を動かさざること十餘年。

二十三年冬十一月公族赤星二郎を遣はし米三千石を行宮に獻す、天皇喜んで公を從四位下に、二郎を六位左馬頭に叙す。
建徳元年八月栗田有盛左中將兼太宰府大貳を拜し鎮西に下り菊池氏と力を戮せ賊を討す、文中二年十一月十六日公病で卒す、熊耳山正觀寺に葬る、寺は公の嘗て僧大方の爲めに建つる所たり、公二子あり、長は武政家を嗣ぐ、次は武教彦次郎相模守と稱す、之を高瀬氏の祖とす、武政既に公を葬る、寺僧證して正觀寺殿九州都督武光聖嚴大居士と稱す。

武光公の墓は正觀寺内縁崖深き處にあり、圍りに四丈餘の樟樹蒼鬱として天日遮り庭内幽靜凄氣自ら人を襲はんとす。墓道苔滿ち碑石風雨に蝕し來り詣づるものをして坐ろに往時を追懷して感慨に堪へざらしむ。

十六

菊池神社、菊池氏に關係ある諸城

菊池千本槍

(關係教科書同前)

一、菊池神社

菊池の平野東に窮る處儼として園郷を俯瞰するの一岳阜あり、是れ即ち菊池氏が累代勤王の義旗を翻へし勇名を天下に轟かしたる城趾にして所謂雲上城とは是なり。

菊池神社は此城趾に在りて、武時・武重・武士・武光・武政・武朝の六公を合祀せり。長岡護美子の建言に依て社殿の造營あり。明治三年四月二十八日鎮座せらる、同十一年別格官幣社に列せられ、其際更らに武時・武重以下の主神に配享するに殉難戦歿壯士二十五柱を以てす。社殿の構造は宏壯の盛觀を以て稱するに足らずと雖、土地高燥にして形勢の勝を攬り松杉鬱蒼として殿祀を圍み、詣拜の人をして自ら森嚴の威を惹かしむるものあり、春秋二期に大祭を執行し、春季は五月五日を祭日として官祭にして奉幣使の参向あり、秋季は九月十五日にして私祭に係り神興深川なる則隆公の墓所に神幸あり、町内の股賑實に此の日を以て第一とす。(以下略)

二、菊池氏に關係ある諸城

雲上の城は高野瀬正觀寺の間にあり、又守山城ともいふ、俗に之を城山と稱す、菊池十六代武政公南朝の正平二十二年之を經營し玉ひ、東は大柿豊水の下を境とし、西は立石の下半田より深川の下に及び菊池川・追間川を以て南北を限る、之を城内と

いふ。

一の天守趾は菊池神社の境内一段高き處にあり、寛政八年の頃に郷中の有志農民の開鑿して其の趾を失はんとすを恐れ、玉垣を建て一株の松を植ゑしが今は大に繁茂せり、天守より南乳母坂を隔て月見殿(菊池城院の在りし處)の東に松林あり。此所を二の天守といふ。

雲上城は征西將軍懷良親王の宮ましましに困りて名づけ、守山城とは地名によりて名づけたりといふ。明應九年菊池二十二代能運公家督争ひの爲に没落せられし後宇土彈正爲光此に在城せしが、文龜三年に至り能運公、爲光を殺して隈府に還り再居城せらる。永正二年二月能運公卒去し嫡流斷絶す、其後政隆・武經・武包・義武に至るの四代相繼ぎて之に居り、天文二十三年義武自殺の後赤星道雲・道平相繼ぎて居城せしが、天正六年四月十八日龍造寺隆信攻めて之を陥れ隈部但馬守親永に與ふ、其後島津兵庫頭隈府の城を攻む、親永一旦落城し又歸住せり、天正十五年七月二十六日佐々木成政攻めて本城を奪ひ、同年十一月豊臣秀吉之を蜂須賀阿波守に與ふ、加藤清正肥後國を領するに及び同十六年閏五月より加藤傳藏城代たりしが漸次破壊して今日に及びといふ。

菊の城菊池村大字北宮の西方にあり。

此の城の由來口碑の傳ふる所なし、文武天皇の朝に修繕ありし事歴史に見へたれば本城の造營は蓋し其の以前なりしならん古へよりの宮城にして異賊の防禦且つ兵器軍糧を貯ふる爲に築造せし城なり。土地宏潤にして前に菊池川を控へ水陸交通の便ありて高陽の平城なりしといふ。

延久二年則隆公下向の時修繕せられ菊の城と稱し、十五代武光公迄數代の居城なりしが、十六代武政公に至りて雲上城に移らる、之より十八外城の一に加へられ支族赤星氏代々居城せり、今は田隴の小高き所に菊之城趾の四字を刻せる一小碑ありて四方に玉垣を廻らす、土俗呼びて天守跡と云ふ。

元居城追間村大字茂藤利に在り、菊池七代隆定公の五男伊倉七郎定直の據守せし城趾なり。

臺城八方岳の餘脈蜿蜒西南に走り其の極る處一大丘陵を形くる、之を水島臺と稱し、菊池氏番城の在りし所なり、天授年中今川貞世の來りて肥後を侵すや、菊池武朝公之を當臺に邀へ討ち大に之を破れりといふ。(下略)

三、菊池千本槍の由來

後醍醐帝の建武二年尊氏鎌倉によりて叛す。天皇・新田義貞等に命じ之を討たしめ給ふ、武重公手兵一千を帥ひ義貞と共に尊氏の弟直義を箱根に攻む、公豫め士卒に命じて竹を切らしめ長六尺餘とし、着くるに短刀を以てし伏せて之を待つ、敵兵突進し來るに及び、公命を下し共に鋒先を揃へて之を邀へしむ、敵兵遂巡して進むこと能はず、是に於て槍を揮ひて縱横突撃し大に之を敗る。此の奇勝に於て公大に得るところあり。其の菊池に返るや、直に冷丁菊池延壽に命じ槍を鍛はしむ。

延壽名は國村・大和の刀劍鍛冶なりしが、菊池氏に招かれて來り菊池延壽と號す、世々菊池村に住し今に其屋敷跡を存す。數年の後製して千本に達せしかば世之を菊池の千本槍と稱す。爾來五百五十餘年の今日鋒芒閃々として心膽を寒からしむるものあり。公忠誠の氣凝りて此の名作をなしたるにあらざるなきか、世人之を貴重賞玩して措かざる亦故なしとせず、明治三十三年、皇太子殿下（今上陛下）御慶事の際隈府町より獻納せし千本槍は其の一なり。（菊池氏に關する事項は「菊池餘芳」といへる一冊子より得たりものなり）

十七 懷 良 親 王

一品式部卿懷良親王は後醍醐天皇第九の皇子にましまして、御母は左近衛中將爲通の女なり。嘉曆元年に生れ給ふ。

延元元年足利尊氏が一度反旗を京師に翻すや、天皇吉野に幸し給ふ。然して菊池武重再度の申請を容れさせられ九州に於ける皇軍を督せしむべく、延元二年親王を征西將軍に任じ給ひ、肥後國に向はせ給ふ。三年征西大將軍を拜し九州の節度を掌り筑紫を鎮撫し給ふ。給旨に曰く「九州の事凡て征西將軍の宮に委す。事毎によろしく令旨を仰ぐべし。且遠邊の境邊亂の虞あるを以て、直奏するに及ばず」と、此時勘解由次官五條頼元を以て傳となし、金鳥旗を賜はる。四年聖上崩御ましまし、後村上天皇たち玉ふや、遺詔を預ち力を勤めて恢復をはからしめ給ふ。菊池武光、親王を迎へて八代城（今古龍村）に入る。親王靜かに機を見給ひしが時取りけん、やがて興國三年（二〇〇二）兵を率ゐて島津貞久を薩摩に討ち谷山に戦ひ破らせ給ふ。敵多く降り貞久退いて川内を保つ。親王進みて谷山に據り略々兇徒を討ち平げ給ひ、正平三年正月、肥後の國宇土の津に著御。（阿蘇文書）ほごなく益城郡御船を経て菊池郡に入御なりき。尊氏、一色道猷をつかはし、御在所を襲はしめんとす。當國初度の合戦とて軍備甚だ嚴なり。

六年九月兩筑御征討として、先菊池武光を遣はし、秋月・少貳等を討たしめ玉ふに、博多城を攻落す。十月大友氏時兵數萬を率ゐる盧を伺ひて肥後を略せんとす。故に御軍をかへして、之を退散せしめ給ひ、鎮西粗々定まる。於是一品に叙せられ給ふ。七年八代郡に護國山顯考寺を建立し給ひ、御考妣の御陵墓を移し、且御靈牌を奉祀し給ふ。此時親王高田御所に座し管内の事務を聽裁し給へり。十三年足利尊氏、一色直氏を遣はして筑紫深慮となす。名和長年・崎孫村上顯長・從子顯興・長年弟信濃法眼盛・一族三百餘人八代城に在て征西府を守護す。同年春直氏を筑後國に征し給ひ、官方大に勝ちて兵威全道に震ふ。然れども大友・少貳等は内心尙服せず。尋で十四年八月少貳頼尚叛し、義詮に應ず。親王之を筑後川に征し玉ふ。是前後御合戦の最烈しき者。親王能く衆を督して敵陣を衝き御身又數創を被らせ給ふ。武光決死奮戰遂に賊を破る。十五年親王筑前より菊池に遷御あり。武光妹を以て妃となす。十六年阿蘇惟澄將軍の宮の令旨を帯び、始めて大宮司を稱す。同七月又少貳征討のため筑前に御出陣、武光及び新田氏族、名和顯長等共に先鋒に進み、太宰府に放火し遂に之を寶滿山に走らす。八月又香推宗像

に至り、大友を撃たしめ給ふ。

十七年足利義詮が深慮斯波氏經・少貳・大友と豐後の府に會し、長者原（一云筑前）に於て官軍を夾撃せしも敗れ、豐後國に退き、氏經は大友と高崎城に籠り、少貳は岡の城に據り、宗像大宮司は宗像城を保つ。官軍遂に兩城を抜く。氏經力竭きて京師に逃れかへる。十八年親王、筑前大三奈木莊、日高峽肥、南、北兩郷の地頭職を五條頼元に賜ふ。十九年大内弘世を豐後湯布の麓に征し玉ふ。弘世敗れて船より走る。此時名和顯興八代麓の城にあり。一族をして各所の所領をまもらせ征西府を擁す。於是島津・伊東・大村・大友・少貳・秋月等殆ど服従せり。二十一年河野通直に命じ船より豐後・周防沿海の地を略せしめ給ふ。二十二年菊池武政肥後の守となるに及び本城を菊池守山に移し外城十八を築き殿堂を廓内に營造して親王を迎へ奉る。二十三年後村上天皇崩御、後龜山天皇踐祚し給ふ。然して二十四年親王中務卿に任せられ給ふ。建徳元年（二〇三〇）粟田有盛左中將兼大貳を拜し九州に下り親王に屬し賊を圖る。同年明主大祖使臣趙秩を皇朝に遣はす、武政之を鎮西に止め親王に謁せしむ。趙秩以爲く「眞天子なり」と禮遇甚優なり。後年武政乃旨を奉じ、一僧を明に遣はし馬及び方物を贈る。明主之を嘉し親王に大統曆・文綺・紗羅を贈る。當時親王博多承天寺に御座あり。建徳二年足利義滿皇軍の盛なるを恐れ、今川貞世を九州の探題とし大内義弘をして之を助けしむ。乃ち大兵を率ゐて博多に到る。親王諸將を遣はし迎へ撃たしめ給ふ。菊池武政等出陣連戦之を破る。貞世大に慙憤し文中元年（二〇三二）博多を發し進みて肥後に入り山鹿を経て隈府に薄る。勢頗る熾なり。時に武政其子武朝をして之を逆へ戦はしめ甚力む。貞世敗れて博多に歸る。親王武政をして捷を吉野の行宮に奏せしめ玉ふ。貞世・義弘再び兵を擧げ大友・少貳共に御方にそむく。二年之を討たしめ給ふ。同年十一月武光病卒。同三年五月武政又病卒す。親王よりて武朝をして其遺跡をつがしめ給ひ肥後の守となる。時年十二勇威父祖に恥す。専ら征西府につとむ。此年將士高良山に没落し、武朝は親王を奉じて肥後にかへる。天授元年（二〇三五）親王式部卿に任せられ肥前國府に安座興復の事をはかり給ふ。尋で職を後村上天皇の第七皇子貞成親王に譲り給ひ、八代に屏居し高田御所に到らせ給ふ。卿相將士多く陪從し御所附近に宅居す。此地今は桑田に化して跡を止めず。元中五年（二〇四八、北朝嘉慶二年）三月十八日懷良親王は御年六十三を以て薨去し給へり。（云一説弘和三年二〇四三、三月二十七日薨去。御年五十七と）諡して悟り眞大禪定門と稱し同郡龍山（宮地村）中宮東谷悟眞寺の傍におさめ奉る。世に關西親王とも稱し奉る。

後征西將軍の宮には天授三年大内義弘以下二豐の兵を以て懸打に冠せし頃肥後菊池に座せしに、四年九月に至り大友・少貳大内兄弟等の數千騎肥後國に到り軍を會するに及び、親王、菊池等を率ゐ給ひ記麻原に於て御合戦あり。双軍死傷多く戰酣にして親王精兵を以て自ら戦ひ給ふ。遂に賊を破り大に御勝利あり。元中九年十月兩朝御媾和の後も征西府にては尙故行宮の正判を奉じ恢復の計を施し玉ひ、就中九州再興の思召にて各地に轉戦し給ひ、應永四年八代城の陥るに及び五條頼治が所領たる筑後矢部の大柵に渡御ならせ給ひ、遂に彼地に薨じ玉へり。

明治十三年八月二宮の御功績淺からずとなし、八代城内に併祀し奉り官路中社に列せらる。今の八代宮是なり。

十八 加藤清正

- 尋歴卷 二 第五 豊臣秀吉 尋歴卷 二 第六 徳川家康
- 高歴卷 二 第八 豊臣秀吉の海内平定 高歴卷 二 第九 徳川家康の覇業
- 高歴卷 二 第十 江戸幕府の組織と其の政策

一、家柄と生立

- 1 藤原鎌足(數代畧)―清 信―鬼 若―夜叉若(清正)鬼若は三十八歳にして死し後に殘されしは三歳の夜叉若なり。五歳迄は尾張の中村に住せしが、後母は近親の秀吉(近江の長濱)に頼み母子共に其の世話となる。
- 2 夜叉若生長して十五歳となる。元服して加藤虎之助と稱す。初めて百七十石之出世の緒なり。塚原小才次につきて兵法を學ぶ。後狼藉者(秀吉の足輕)を取押へし賞として二百石増さる。

二、青年時代の武功

- 1 織田信長の命に依り秀吉中國征伐を命せられし時因幡國鳥取城の探領―天正九年三月三日、清正時に二十歳。賞として金子及更に百石加増。
- 2 秀吉備中冠の城を征する時敵の膽を寒からしめし賞として天正十年三月、褒詞。
- 3 山崎合戦―耳に熟せることなれば略す。天正十年六月自筆の褒狀、脇指、且信任益々深し。
- 4 伊勢の瀧川左近將監を討たんとし先づ其の家來佐治新介を討つ。天正十一年一月清正時に二十二歳。御刀一腰。
- 5 賤ヶ岳の戦―略す。天正十一年四月四百七十石なりしを三千石加増。衆に擲んで、威狀を頂き更に鐵砲百五十挺、與力二十人を與へられ、改名して主計頭と稱す。

三、肥後の封侯

- 1 肥 後 入 國
秀吉は九州征伐後佐々成政に肥後を賜りしが、後十箇月ばかりにして成政は命に反せしが故に切腹仰せ付けらる。一日清正を御前に召されて讃國と肥後の何れにても好みにまかす旨御詔ありしかば、清正は淺野彈正より公は遠からず朝鮮征伐の軍を起されること聞き居りしが故に、先鋒を御受けするに肥後にしかすと考へ肥後を頂戴す。
加藤清正 肥後半箇國二十五萬石
小西行長 残り二十四萬石

依つて清正は天正十六年六月十三日大阪出發、同二十七日熊本城に入り佐々の家老より城の受取を濟ます。

2 天草一揆の平定

天草の豪族志岐林專、天草伊豆守、行長の命を奉せず。行長・清正に援助を乞ふ。清正自ら一萬の兵を以て川尻に出で天草に渡る。敵將木山彈正との激戦、遂に林專降服す。

此事秀吉の耳に入り威狀を賜ふ。

3 朝鮮征伐―略す。

四、肥後の増封

家康は清正のために小西行長の領分たる

宇 土 城
八 代 城

より引いては九州全部平定することを得たるが故に、其の賞として小西の領分たりし處も併せて肥後半箇國を清正に賜ふ。即五十四萬石(玖磨天草以外)なり。之清正半箇國を領せしより十三年目のことなり。

五 公の忠節及卒去

1 京都二條城の會見

慶長十六年三月の末家康・加藤清正・淺野幸長を召し秀頼公に會見せん意見を發表す。而して家康は其の子左兵衛(義直常陸(頼宣)を御返り迄大阪の方へ差上げて置くといふ。二人は家康の心の切なきをみて之には及ぶまじとて大阪に下り母公に右の旨を申す。

母公二人に此の事を任す。清正容を改めて「日本の神にも照覽あれ、もしも秀頼公の御身の上に事が起つたならば吾人兩人は無事に此の世には居ますまい」と母公も御安心になり、清正・幸長は各手勢をひきつれて御伴をなす。

八、淀川上り―伏見―二條の城、此の途中に於ける兩人は警戒いたれり盡せり。

二、會見及歸途無事

水、清正は御暇を賜り宿に返りし後懷の刀を取り出し鞘をはらひつくし之を眺め、再之を鞘に納めて涙を流して曰「清正も神の御助によつて無事に此の大任を果し、亡き太閤の御恩に報ひまいたることが出来た」と。

由來清正は豊臣氏に取つては唯一の忠臣、豊臣氏を伺はんとする者のためには唯一の惡物。家康は清正のために水野和泉守の女を養ひ之を嫁せしめ親しき關係を結び又肥後半箇國を與へて其の心を和げんとせしが、舊恩忘れ難く之を受けずさりとは云へ徳川氏に惡意を抱けるにはあらず。

2 本多佐渡との對談

イ、家康或時本多佐渡を召し汝と清正とは懇意の間なれば心づきのやうに清正に意見を加へては如何といふ。直に實行す。

ロ、佐渡の意見三箇條

中國・西國筋の大名は直に駿府(家康の居所)と江戸表に伺ふが常なるに、貴殿には先づ秀頼卿を伺ふてより駿府、江戸へ參らるゝは如何。

大名の參勤の時は僅少の勢を伴ふが常なるに、貴殿には多人數御つれのことは何故。

髯は剃り落しては如何

ハ、清正の答

慶長五年より大御所(家康)の御世となり、小西の領地たる肥後までも賜はりしは大に有難し。而し舊慣は今更止むべからず。

萬一の變に備ふるためにして御氣の毒乍ら同意出來ず。

若い時分に此の髯づらに煩當をして胃の緒をしめし時の心地よきこと及此の髯は故太閤の御ほめの髯なれば剃ること御免被りたしと。

佐渡も此の言にあきれ果て、家康に云へば、家康もたと「清正ばかりは」と笑はれたりしとぞ。

3 公の卒去

二條城の會見の歸路船中にて熱病にかゝり歸國後程なくして卒せらる。時に慶長十六年六月二十四日。年五十歳。

大木土佐守と朝鮮人の金官(朝鮮征伐の時の道案内者)とは殉死。

六、公の治世

1 熊本城の普請(慶長六年隈本城も古城と稱し今の城の西南に在り。場所狭きが故に之を廢す)を城後の茶臼山(今の本丸)に新に築城。同八年八月起工。同十二年成就。現存の宇土櫓は宇土城の天主を移せしものにして森本儀太夫之を築き二の丸の百間石垣は飯田覺兵衛之を築く。清正は其の當時石垣築きの名人と稱せられし人にして、熊本城と共に日本の三大城と稱せらる大阪城、名古屋城にも一部手を加へたり。殊に名古屋城の普請については有名なる話あり。角ある大石運びについての策略。

2 治水(坪井川・玖磨川・緑川・白川・菊池川の工事)

イ、坪井川(市内を流る)熊本城の自然の濠をなす。此の流もとは白川に合し居りしが、白川の下流は船の往來に不便なるが故に白川に落ち合ふ所を塞ぎ、西南に當る横手村の方に水を引き井芹川に注ぎ高橋を過ぎて有明海に入らしむ。

ロ 白川(市内を流る)上流より下流迄堰の數實に三十三、又洪水に備ふるたの石列を作る。寛政八年の大洪水は上河原一面を川となし涸流は今にも市に來らん模様なりしに、此の石列の爲に漸く助ることを得たり。

ハ 玖磨・石堤及井樋を作り洪水を防ぐ。之がため水害をまぬかれし田地二千町。

ニ 緑川・菊池川等畑を變じて田となし又新地を作る。

七 公の逸事

1 猿朱筆を以て讀みかけの論語に書きちらす。清正「猿も聖賢の道を學ぶを知るか」。文武兩道

2 朝鮮征伐第二の役全州(全羅北道)に居られし時本國より御用あつて召返さるゝ時、途中の密陽に戸田民部といふ親友あり本國にかへるが故に變に供ふる必要もなきが如きに、清正は草鞋のひもをとき脛當をはづさるゝに當り腰に着けられし囊をとき座敷になげ出されたり。見れば米三升、干味噌、銀錢三百入れありしとぞ。用意周到

3 慈愛の心(大阪に居られし時一日福島正則を茶の湯に招かる。小姓過つて壁をこはす。清正命じて之を急ぎ葦垣となさしむ。正則來りて曰「彼かる者は直に斬るべし」と。清正「いかに太夫殿武功は人なみはづれても慈悲の心は少しもござらぬ貴殿は日本一の大人でござる。若き奴が少々の過をせりとて何程のことがあらうぞ。

子孫の爲を思つたらそんな心は持つものではござらぬ」と苦々しげに云はれしとぞ。

4 飯田覺兵衛はじめ六石にて清正に抱へらる。而して一日公の命にそむきしが故に浪人となり、伏見あたりになび住ひをなせり。

福島正則之を聞き其の人物を愛し四千石にて抱へんとて使をやれども應せず。「今にも舊主より元の六石で抱へるとのことなれば走り參つべけれど二君に仕ふるに忍びず」と。正則も此の言に感じ強いて招かす。清正之を聞き間もなくよび返して二千石を與へられ、後功に依り六千石を賜はる。勇將の下に弱卒なし。此の君にして此の臣あり。

八 清正公座右の銘

恩ヲ受ケシコトハ輕重ヲ量ラズ。膽ニ銘ジテ忘ルベカラズ。

君ニ忠ヲ存シ父母ニ孝ヲ盡スコトヲ始トス。

物ヲ與ヘシコトハ大小ヲ辨ゼズ。心ヲ放ツテ思フベカラズ。

所從ヲ養ヒ朋輩ニ交ルノ禮儀之ヲ本トス。(熊本縣教育會發行加藤清正)

十九 小西行長

小西行長は泉州堺津の藥店小西加西の子にして、幼名を彌九郎と稱し、曉勇兵を好み秀吉に仕へて功あり。攝津の守に任せ

られ初め小豆島鹽地を領し、後肥後半國二十四萬石を賜はり宇土城に居る。文祿の役に加藤清正と共に先鋒となる。又厚く耶蘇教を信じ遂に領内の神社佛閣を概ね焼き盡せりといふ。慶長五年關ヶ原の役に三成に黨し凶徒の首となり、一敗地に塗れ走りて一佛寺に入りしが、東軍の爲に捕へられ京畿に梟首せらる。同年九月五日加藤清正宇土城を圍む。行長の弟主殿亮よく防ぎしも、同日三十三日城遂に陥る。よりに清正は其の天守を熊本城の一角に移す。今の宇土櫓即之なり。(熊本縣圖書館所蔵古城考)

二十 天草と切支丹宗

尋歴卷 二 第七 徳川家光 高歴卷 二 第十二 基督教の傳來と島原の亂

家光、切支丹宗を嚴禁するも未だ絶滅せず。偶ま寛永十三年冬の頃より將軍御不例、同十四年に至りては病勢愈々募り常に役人中へも御逢なき程なれば、世間にてははや御運去なれど未だ御世嗣これなき事(家綱は寛永十八年誕生)故御穩便になされ申なり。(夜談集等取意)かゝる評判所司代の治下なる京都さへ盛なり。まして偏境に於てをや。されば九州にては將軍薨去にて尾張殿御世繼に御内定ありしと確説の如く一般に行はれたりしに、是歳九州は炎旱にて夕陽丹の如くなる事數日に亘り、又秋に至り諸樹狂花を着る事一般なるなど天地の風色例年に異りしかば、嘗て耶蘇教を信じたる輩等は多年の慘刑に困苦せるの餘りこれ唯年にあらず等各々いひ合けるに、其頃肥前唐津城主寺澤兵庫頭高の封内天草島に、大矢野松右衛門・千束善右衛門大江源右衛門・森宗意・山善左衛門の五人、元來小西行長が浪人にて耶蘇信徒なれば常に天草・島原の間を徘徊して密に布教し其後禁令嚴なるに及び、夜中に天草と島原との間に横はる湯島に信徒を會して布教しけるが、茲に至り造言して數年來耶蘇傳教師日本を追放さるゝに及び一書を我等に残せり。其書に曰く、今より若干年を過せば暴主は悉く世を去り新に教世主たる神童出來るべし。其時は天燒けて丹の如きこと數日にして諸木に時ならぬ花咲くべし。此其兆にて此時大に我宗門を勸めば愈ちにして四海の人心歸嚮し、全く我宗門の世となるべし。とあり。想ふに、今年江戸にて暴主世を去りしといふ。天燒け赤き年數日又今や秋なるに諸木花咲事春の如し。殊に神童は現に天草に現れたり。名を四郎と稱し、年十六にして疾く我宗門の奥意を明らめ、其他諸事一を聞て十を知るの明あり。決して凡俗にあらずと揚言せり。四郎は益田現兵衛好次とてこれも小西浪人の一子にて、容姿美麗にして一郷に稱賛せられしといふ。愚民等之を信じ漸く四郎に心を傾くるを見て、賊魁等四郎が耶蘇教再興の書に苟も我宗門に歸依するものは速に一命を救世主に捧げて宗門再興のために勉むべしと、副書して之を天草・島原の諸村に廻達したるに、此時島原城主松倉氏は家政大に亂れ人民常に怨恨を含める折なれば所在響應してけるが、是年十月二十三日島原領有馬村農三吉・角内の二人往年刑死したる傳教師が持し耶蘇の畫像忽然として篋底を出で、しかも表装さへ自然になれりとして、村民を呼集めて拜せしめしに之を聞て近村より數多參拜に赴く由島原に聞わしかば、此時城主松倉勝家江戸參勤中に留守居の家老等早速人數を遣して二人を捕へ牢に投じたりしに、村民等之を聞て有馬の原尾に集り白旗をたて彼二人は刑せ

られしと思ひ其靈を祭りしに、有馬の代官林平左衛門之を聞て大禁を犯し白晝を憚らず不届至極とて自身部下を率ゐて逮捕に向ひしに、兼て怨を含める代官なれば衆亂擊して之を殺したりしが、茲に至り愚民と雖大罪遁れ難きを知り俄に反意を決して口津・上總・小濱山・千々石・有家・堂島・布津・深江・木場等の諸村に檄を發して同意を求めしめしに、是等諸村も耶蘇教再興の時機到來と迷信の餘り、悉く同意して所在俄に起て代官を殺し神社佛寺を破却し僧侶を殺害して、各々島原城に押し寄せんと用意したり。是實に二月二十五日の事なり。(以下略す)(徳川時代史早稻田大學出版による)

二十一 熊本の藩學

尋歴卷 二 第八 徳川綱吉・新井白石 高歴卷 二 第十三 學問の復興と元祿時代

一、菊池氏時代

菊池氏代々尊王愛國の至誠を以て崇文の念あつく釋奠の式を盛にし四書の講讀を領内に普からしむ。爾來家運の隆替に關らず崇儒講文蔚然他國に優越す。加之、時に明使を抑制して通せざらしめ足利氏を惱まし時の邊境を侵掠せしめ侵掠と貿易との二策を以て自強をはかり、その後爲邦・重朝の聖廟を創立するあり、桂菴禪師の暫く錫を留めて宋學を布くあり。菊池氏は肥後文獻の翹祖ともいふべし。

二、加藤清正時代

菊池氏に次で肥後を統治したるは實に加藤清正なり。清正智仁勇兼備の性格を以て思慮周到嘗て論語の講筵に侍して聖道に私淑して餘念なかりしといへば、文盲なる群雄中に在りて先づ禮節に嫻ひ幾分か學問の價値を認めたりし人といふべし。況んや天稟の精誠勦嚴後世より軍神の尊號を呈せしめしに於てをや。崇儒至誠の精神派々として肥後民衆の血管に注がせられしや想ふべし。

三、細川氏時代

清正の子忠廣國除かれ、その後を襲ひしは當時列侯中に於て崇文の家系として最も聞へし細川幽齋の孫忠利なり。後世肥後藩が九州文權の覇を握りしも亦故あるかな。

1 細川重賢(靈威公)

忠利より光尙・綱利・宣紀・宗孝の四代を経て六代重賢に至り、大に學を勸め徳を教へ藩學時習館を興し大に育英教化に力む故に儒家文人の輩出する者多く秋山玉山は擢でられて教授となり、侍頭顧問には片岡朱陵を登用し大に藩士の教育に力を用ひたり。當時肥後藩内程朱の學盛にして敬慎菴・大塚退野の諸老儒専ら程朱學を唱へ、子弟を導き躬行實踐講厚篤實の風興り、國

風敦撲士氣謙懿に赴きしと雖、或は固陋偏隘に陥らん事を恐れ、明主の遠慮此に淵達瀕落なる玉山を用ひて教授せし贊治の才能に秀づる朱陵を擢んで顧問となせしといふ。(木村規雄氏著血史による)重賢は當時第一流の教育熱心家となり。徳川光圀・保科正之・池田光政・上杉治憲・松平定信・徳川齋昭・島津齋彬・前田綱紀等と相並んで其名高し。(日本教育史文部省編纂)

2 秋山玉山

玉山はもと豊後鶴崎の人、本姓中山氏、叔父秋山備菴の養嗣子となり、後熊本に出づるに及んで時の藩主に擢んでられてその儒員となり藤百石を食む。時習館の建設に當つて力を盡せり。この碩儒にして英主重賢に用ひらる、肥後文獻の盛なりし事故あるかな。

夫れ玉山の細川侯に用ひられしは既に第四代宣祖(靈雲公)の時にあり。屢々公に従ひて江戸に出で昌平校に遊び、公の江戸に薨するに及んで、その次宗孝(隆徳公)の侍讀となり秩百石を賜ひ、宗孝薨じ重賢封を繼ぐに及び益々寵遇せらる。蓋し重賢の未だ公子たりし時より侍讀たりしなり。その愈々藩主たるに及んで劇職に任せずと雖、召命日に至り常に左右に侍し休暇あるなし。裨補の功多かりしといふ。時習館の創立は實に此の時なりき。玉山が岩籙齋に復する書に曰く、(先哲叢書第八卷)廟學之命新下 足以興菊池氏廢焉 是則不佞所以 涓埃圖報我公矣 又趙子聰に復する書に曰く、(同上)

敏色菊池氏時 蓋始建學 及至加藤氏也 荒廢不修絃誦久熄 加藤氏亡國除未機我先公實享茅土之封而入立焉 五世及今公 尊信儒教 再興學館 扁曰時習臣儀蓋與有議焉

と。その藩主重賢を扶けて寶曆の至治を敷きたるものその功決して鮮からず。特に時習館を興して藩學の基礎を定めたるは一に彼の盡力に歸せざるべからざるは彼自らが告白して臣儀(玉山の名)蓋し與て議有りといふが如し。彼はもと林門の出なりと雖も、(林鳳岡について業をうく)交遊甚だ廣く護國一派の服部南郭・同仲英・高野蘭亭・瀧鶴臺等と最も交驩し、詩文を以て已に一時に冠たり。又字を能くし短章片墨と雖人の傳ふるところとなる。(先哲叢書卷八)その詩雅々大雅の風なしと雖着意嶄新落想奇警高邁不群の詩風人目を聳動するものあり。

3 片岡朱陵

もと數氏の臣少時一隱士につきて業をうけ、刻苦數年京攝に遊び後歸りて郷關に教授す。堀老以下時賢多く就きて學ぶ。忠利封に就くに及んで新に侍講に擢んでらる。爲人高邁個體細節に拘らず。終に娶らず。家に餘財なく書に巧みに畫も亦之を能くす。彼が述懐に、

少時誤記字 老去一身貧 書畫爲人役 飲餐任我真 蟬枯涎粘壁 鳧沈水餘論 初信家父子 多錢即是神

といふ。凡儒庸士の及ぶ能はざるどころなり。その江戸にあるや。ひたすら游興を好み玉山の行に類せり。けだし玉山と朱陵とはその嗜味傾向の相似たるものあり。何れも護國一派の學風をうけ林門の曲謹細行を嘲りしならん。護國由來才を尊びて行を責めず。その餘風の及ぶところ寒心すべきものあり。朱陵の如きもその餘弊を受けたるものなるか否か。されど彼は主君の寵遇少しも衰へず藤百石を食み侍讀顧問となり陰に翊贊の功多かりしといふ。門業も亦繁りて寶曆の名臣多くはこの人の門に出でたりといふ。

當時徳川幕府の教育方針は程朱學を以て國學となし祭主林家幕府の命を奉じて自ら異學を排す。此に於てか各藩主も亦其嚮に倣ひて多くは程朱學派の儒人を採用して藩學の教授となす。然るに熊本藩の儒員二十共に異學の色彩を帯べり。是大に注目を要するところならん蓋し惟ふに、細川家は其祖幽齋より以來忠興の如きも戦國亂離の當時に於て、墨文の念厚く文官列侯の間に一異彩を放ち君主自ら學問上の識見あり。安りに幕府の文教方針或は各藩の流行に従はざりしか。將又た、藩主重賢江戸に於て護國門下の護國蘭亭と親交あり。自ら古學派を尊敬するの傾向ありしによるか。當時藩儒玉山・朱陵の右に出づるものなかりしによるか。何れにしてもかゝる異様の擢用を敢てせし藩風は吾人の注意を要するところなりとす。今此に時習館の事を略述せん。

4 時習館

寶曆二年藩主細川重賢、老臣堀勝名、儒臣秋山玉山に命じて學寮建設の事を掌らしむ。同四年十二月を以て開校の式を行ふ。重賢壯年より學問を好み座右常に書籍を去らず、日々課業をなし狩獵に出るも必ず書籍を携へ、月に六回近侍のものを集め會業ありてその章句必ず豫習復習毫も怠ることなし。一代の中に會讀したる書籍・經・史集數百卷に及ぶ。就中、論語詩經・書經・左傳・漢書等は數十回にして書入をなせしもの多かりきといふ。詩を好みて遺稿數卷あり。樂伴集にも聊か載せたり。南郭・蘭亭等を推稱して措かず。既に自ら經書を講じ詩文を嗜む。是即ち藩學創建のある所以なりとす。

其教則を見るに、時習館の教科用書は老・經・大學・中庸・論語・孟子及び五經等の素讀を句讀齊に於て授け、概ね左傳を獨讀し得るに及んで蒙養齋にうつし、やゝ文義を解するを撰んで講堂に轉昇せしめ、爾後、文選・國語・史記・漢書・綱鑑等各其欲するところに從ひて獨看せしめ、小學・近思錄・四書・五經及び左傳等を會讀せしめ、漢學(句讀・會讀・詩文・後講・背誦・獨看)、習字・習禮右三科は日々時習館に於て教授す。算術(天文・曆道)、音樂・故實の三科は定日を以て時習館に於て教授す。馬術・居合・薙刀・劍術・槍術・砲術・射術・軍學・兵學・柔術・棒・野太刀・陣貝・太鼓・右十三科は定日を以て東、西兩榭に於て演習す。

藩主の時に臨校して之を獎勵するあり。即ち寶曆五年正月十三日時習館開講の節、當時の藩主重賢の臨講するあり。同十一年時習館講堂建築落成後初めて臨校講釋由附、爾後、正月四日登城及び時習館臨校を定式とす。

聖堂はこれを建設せんと計畫ありしものゝ如く、時習館講堂の西に礎は据附ありしも竟に建築さるゝに及ばず。因つて釋尊・釋來の儀はなかりき。

時習館の外に再春館といふ醫學校ありき。寶曆六年藩主重賢の創設にかゝるものなり。重賢既に時習館を建て領内の英才を教育し以て一般の文化をはかると雖、尙士民の疾苦を存問し窮を賑し餓を救はんとの心深く、生民の夭折疾病するものを憐み沈痼固疾の治療を極めんとし、村井見朴に命じて醫學館を創建し命じて再春館といふ。醫業吟味役二人再春館を置く。藩主の臨校はなかりき。

夫れ時習館の學風は古學派の司配するところとなれり。玉山の草せし時習館學則に「雖主古學不廢新註」とありと雖、藩主及び督學の好むところに傾くは蓋し自然の大勢に非ずや。

5 大塚 退野

大塚退野は後の隱君子なりその學は程朱を奉じ知行合一躬行實踐を主とし名聞を好まず。遺命して碑文を擇ぶ勿れといへり（肥後先哲遺蹟武藏教男先生著）

藩校設立の六年前寛延三年没す。（同上）

晩年玉名郡に退隱して出でず。著書の如きも僅に「平齋存稿」三卷あるのみ。（内田周平氏の熊本學風の歴史的觀察）少年陽明學を信じ、壯に及んで程朱に移る。是れ李退溪の自省録をよみたるによるといふ。

横井小楠の如きも深く此人を欽慕せしものゝ如く、其久留米の儒士本莊一郎に與へたる書中に敬慕の意をもらして「國を憂へ君を愛するの誠彌深切に有之候眞儒とも申べき人物に御座候」といへり。（小楠遺稿）その門下に奉仕するもの平野深淵（穿鑿頭）・草野潜龍（藩校助教）の二人あり。玉山藩校を督すること八年にして死するや、之につぎて教授となりしを藪孤山なりとす。

孤山は宋學派に屬す。此に於てか、時習館の學風自ら復た宋學に傾き、爾來これにつぎて學政を司りし諸儒は高本紫溟・草野潜龍・大城壺梁・辛島鹽井等百餘年間に亘りて皆宋學を唱へたりしかば、時習館の學風は純然たる宋學の淵藪となれりといふ。彼は慎庵の次子なり。少より學を力め經史に涉り能く詩文を屬す。寶曆七年藩命を以て江戸に遊び、翌年遂に京師に遊ぶ。留學三年にして歸る。年僅に弱冠十一年。時習館訓導に擢でられ、十三年助教に進み、明和五年教授となる。天資穎悟、時勢に洞達し人情に通曉す。實に有爲の士なり。其門下或は政治に或は文學に或は德行に秀づるもの多し。（先哲叢書）

6 高本 紫溟

もと李姓、其先は朝鮮王の庶族李宗閑に出づ。文祿の役捕虜となりて來る。細川忠利數々之を召し祿を其子慶宅に賜ひて高本氏を玉ひ世々醫員たり。五世をへて紫溟に至る。幼にして岐嶷既に醫業をつぎ祿二百石を賜ひ、幾干もなくして府學訓

導となり、轉じて世子近習監となる。先生作詩に長じ後進を導く。此に於てか、藩の後進大に詩に興るに至りしといふ。數年助教となり遂に教授に昇る。時に五十有餘歲、精力絶倫尙勉學力行、日に學館に赴き學生に教す。晩年愈伊洛の學を研究し造詣日に深し。著すところ座右觀省、教教大意あり。その他詩文遺稿若干卷あり。智略あり、義節を尙ぶ。我國體の漢土に異る事を論じたるあり。（紫溟遺稿）

國を憂ふる事一家の如し。人の急に趨き己の有亡を問はず。士類を奨進し人の美をなす。忠誠勤直衆望の府たり。加之、博覽強記、國史由來と雖涉獵せざるなし。實に好箇の教授といふべし。肥後勤王節義の學風蓋し彼及富田日岳に起るか。紫溟の學を繼ぐもの辛島鹽井あり。

7 辛島 鹽井

鹽井幼にして聰悟稍長じて學に入り精苦甚なし。天明年間擢でられて訓導となり、父青溪と同僚となる。關邦之を號稱す屢々藩主の前に近講し屢々榮擢を蒙る。夙に程朱を確信し又博く史乘硯說を涉り、文思敏瞻詩風老蒼俗を邁ゆ。晩年名聲藉甚門業甚だ繁へ、他州來學者も亦三百に及ぶ。著すところ讀周官經說・學政或問・公退觀省その他詩文集若干卷あり。家に蔵すといふ。（鹽井先生再誌）

8 草野 潜溪

退野翁の門に學べり。重賢公擢んで助教となす。文學は勿論能筆の譽高し。爲人重厚簡默。外貌愚なるが如くして實に聰慧、未だ曾て疾言遽色せず。實に古學者の風ありしといふ。（潜龍先生遺事）

9 近藤 淡泉

紫溟の後繼者ともいふべし。生れて英偉夙に神童の稱あり。漸く長節を折りて讀書し寢食を廢するに至る。醫員より擢でられて訓導となり後教授に進む。小心勤恪異學を排斥し、正道を保護し學者浮華の弊を戒る事深く、頼山陽の如き人物と交るを潔しとせず。狷介自ら恃む。嘗て歎じて曰く、孤山之文、紫溟之精神、我所畏敬、加以井某語記……と。

玉山・孤山・紫溟・鹽井と併せて藩校教授の榮職に任せらる。此中一玉山の古學派あるのみ。他の四人は皆程朱の流を汲む。就中、淡泉の學味最も清冽なり。

夫れ乘學の弊は篤厚謹懿に失して濶達靈活の風に乏しきにあり、加之、細川家は受封の始より徳川氏の疵習を受くる事深く、勢一藩の氣風は革新をさけ現状を維持し佐幕を以て藩是となさんとす。特に所謂學校黨を以て甚しとなす。

この學校黨に對して在野（勤王黨）なるものを生ぜり。而して兩者相對抗して容易に降らず。惟ふに勤王斥廟の論は其根源は藩閥紫溟の義節を尊びしに由來し、高田日岳の斥廟を論せしになる。異なるかな。藩校の教授にして朱子學派なる紫溟と醫學者の教官たりし古學派の日岱と、この二人者實に肥後勤王黨の鼻祖ならんとは。紫溟は田學に趣味を有し、本居宜長、

橘千蔭等の諸子と東嶺の往復、國歌の唱酬ありしは、やがて皇道の衰微をいたみ怆興の志をおこせし一因なりしや知るべからず。富田日岳は資曆・享和の間に生れ、又世々醫を業とす。高山正三の熊本に來るや、實に高田氏を以て東道とす。日岳の流を汲むものに宮部鼎造・松村大成・永島三平等あり。嘉永・安政の間に盛に尊攘の説を唱へ、熊藩尊攘の率先者と稱せらる。宮部鼎造はもと醫家に生れ慷慨氣節あり。天下を周遊して名士と交遊し、吉田松陰と相携へて羽奥を軼き鞆鞆の境を窮む。嘉永癸丑米艦來航以來江戸に赴き戦守の策を講じ數々藩老に建議す。實に熊本藩尊攘の先達なりとす。

幕末に於る熊本藩の學者には孤山の學統本を繼ぐものに木下犀潭あり。謹厚の風學界の長者たり。井上梧陰等其學風をうく尙外に元田東野等の所謂坪井派(市内坪井街に居る)あり。横井小楠一派の所謂「沼山派」あり。一は淳樸謙和君子の風を守り、他は精敏雋銳先見の明をほこる。

10 横井小楠

天資英邁夙に學を好み晩に益々勉むるところあり。文久二年越前侯松平春嶽により國是七條を上聞してより、その明治二年正月狂徒の毒手に斃るまで甚だ國事に盡す。熊本藩に於ける開國進取の學風蓋この人に始る。

11 林 藤 次

此に忘るべからざるは和學派の敬神論なりとす。その首領を林藤次とす。人となり鷹目にして巨準、曙光炬の如く下唇垂れて頤を掩ふ。其風半異常、一見して庸人に非るを知るべし。少うして豪宕不羈稍もすれば人を凌辱せしむ。人能く抗するものなかりき。稍々長じて自ら悔い讀書す。而して博覽強記、和漢古今の書親まざるなし。(敬神黨小早川秀經著)而して最も力を致せしは國典にあり、眞淵・宣長等を祖述すと雖別に見識をたつ。實に當時の一鬼才なり。熊本神風黨はこれより出づ。

思ふに横井の學風をうけたるものは一は明治初年カピテンゼンス(熊本英學塾の創立者)の率ゆる基督教徒(同志社一派の基督教)にして、花岡山の契盟をなせし横井時雄・海老名彌正・浮田和民等これより出で明治の宗教界に飛躍し、他は自由黨員をして明治の政治界に飛躍せり。(太陽臨時増刊) 林氏の流風を仰ぎ藩學の餘韻に化せられたる一派は、明治政界の一隅に國權黨と稱する政黨を形成し明治黨争の歴史を飾り。

進歩、保守兩黨の政争、新舊思想の衝突は熊本縣の外内に於て相拮抗して降らず。是實に幕末よりの餘弊にして大正の今日尙依然として其風習を存す。(武藤長平)

二十二 熊本縣の變遷

尋 歴 卷 二 第十二

大政奉還と明治維新 高 歴 卷 二 第十八

明治昭代の内治

明治元年熊本藩と稱し現今の熊本市・飽託郡・玉名郡・鹿本郡・菊池郡・阿蘇郡・上益城郡・下益城郡・宇土郡・葦北郡・八代郡の一部を管轄し、八代郡の一部と天草郡とは幕府の直轄に屬し、球磨郡は人吉藩として獨立したり。然るに明治四年七月十四日、廢藩置縣に際し改めて熊本市・飽託郡・玉名郡・鹿本郡・菊池郡・阿蘇郡・上益城郡・下益城郡・宇土郡・葦北郡・八代郡の一部を熊本縣と稱し、八代郡の一部と天草郡とは長崎縣に屬し、球磨郡は日向の兒湯郡の一部と共に人吉縣と稱せられたり。然るに同年十一月十四日、熊本市・飽託郡・玉名郡・鹿本郡・菊池郡・阿蘇郡・上益城郡・下益城郡の一市七郡に縮少せられたり。次いで明治五年六月十三日白川縣と改稱し、同六年一月十五日、現今の一市十二郡、熊本市・飽託郡・玉名郡・鹿本郡・菊池郡・阿蘇郡・上益城郡・下益城郡・宇土郡・葦北郡・八代郡・球磨郡・天草郡を管轄するに至り、同九年二月二十四日再び熊本縣と復稱し現今に至れり。

二十三 熊本の敬神黨

尋 歴 卷 二 第十三

臺灣征伐と西南の役 高 歴 卷 二 第十八

明治昭代の内治

幕末我熊本に勤王の一派あり。維新以來二説を出し、一は進歩的勤王黨にして、一は保守的勤王黨なり。前者は尊王開國説を採り、後者は尊王攘夷説を採る。所謂敬神黨は後者にして其理想とする所は神(かみ)なる皇國固有の大道を以て國政人事を經營せざる可からず。歐米の新思想を入れ新事物を取り、二千年來固有の國風に更改するが如きは此國を語る所以なりと云ふにありき。然れども世の趨勢は滔々として開國の國是を見るに至り、狹隘なる彼等の要求を容るゝの餘地なきに至りぬ。

彼等の理想は尊王攘夷を實現せんとするのみにして、元より維新以來歐米の文明の輸入、舊制の破壊、故慣の廢頓等を見ては此國の滅亡に近づきつゝあるものゝ如く慷慨措く能はず、發しては憂國の熱情となり、國家に清獻の秋來れりとなし、身を忘れ家を捨て遂に此の舉に出でたるものなり。

是より先、政府は斷髮令を出し今又茲に廢刀令の發布せらるゝや、憤慨に堪へず。歐米の新事物に心醉せる政府を覆し施政を復舊せんとし、長州・萩・佐賀・秋月・柳川と氣脈を通じ共に事を擧げんとし、明治九年十月二十四日(陰曆九月八日)の夜、太田黒伴雄を首領とし、加屋馨堅を副とし、同市百七十餘名を募り之を七隊となし、歩兵營・砲兵營及び種田(少將)・安岡(權令)・與倉(聯隊長)・高島(中佐)・太田黒惟信(議員長)の私宅襲撃に分ち、各々其向ふ處を部署して發す。時は早や午後十一時、熊城の萬家は漸く夜の寂寥に返り、天地も亦眠に入らんとす。熊天動地の大活劇は此時に於て演出せられたり。

各方面の死士能く戦ひ、種田を斬り安岡を傷けしも、歩兵營の戰鬪頗る苦戦に陥り、副首領加屋先づ敵彈に整れ其他の志士多く此時に死し、首領太田黒亦敵彈に胸を貫かれて倒れぬ。吉岡軍四郎直ちに馳せ一民家に負ひて退く。太田黒遂に立つ可

からざるを知り、後事を托して勿ねしむ。死に臨み其頭何れに向へるを問ふ。吉岡西に向へるを對ふ。勤王の士足を帝都に向く可ならやと、直に體を移して頭を東方に向けしめ自若として死に就く。此時同志營兵の爲めに打ち惱まされ藤崎宮前に一旦集まり、秋月・秋に走りて再舉を謀らんとして先づ百貫石港より島原に航せんとせしが、干潮を以て果さず。金峰山に登り再び兵營打入も議したるも警戒頗る嚴重なれば果さず。再び渡航せんとせしも船止めとなりて漁夫従はず。依て各所に散亡し事の成らざるを知り各所に凄烈の悲劇を演出したり。此亂に戦死したるもの二十八名、各地に於て自及したるもの八十六名、其他刑に伏したるもの、丁丑の役に死したるもの等あり。茲に於て此亂全く平きぬ。

(備考)

神風連の名稱 敬神黨一に神風連とも云ふ。明治六、七年頃神職試験執行したるに、此派の人々敬神の念厚く神職に在るもの多きを以て何れも受驗したるが、其答案は何れも申し合せたるが如く、弘安元寇の例引き神風吹き來りて胡兵十萬海底の魚腹に葬らると言はざるものなかりき。試験官は之を見て「神風」二字を取り彼等に神風連と云ひしが、此言世に傳はりて今に及ぶと云ふ。

敬神黨の潔癖富永三郎曾て兄守國の賞典を賣却し、其代金を時の白川縣廳に趣き受取ることあり。紙幣は西洋風を模倣したるものなれば穢らはしとて平生之を手をせざりしが、兄守國と謀り箸に挿みて之を受取りたりと云ふ。又野口知雄は戊辰の役藩主護久公に陪して上京したる際、西洋流の銃器を荷ひたりとて、途中淀川の水にて羽織を洗濯したる事あり。又野口は電信線は西洋のものなればとて決して其下を潜らす。必ず迂回して道をさけたり。適々其下を潜る時は扇子を開き之を頭上に掩ひて通過せりと云ふ。洋服着用せるものに會するときは常に袖に鹽を用意し置き、之を以て身體を清め居たりと云ふ。其他これに類する行爲擧げて數ふるに遑あらず。其潔癖知るべし。(血史熊本敬神黨)

二十四 熊本籠城

初め西郷隆盛征韓の議容れられざるや參議を辭し、桐野利秋等と鹿兒島に退居して私學校を興し、専ら子弟の教育に任せしが四方不平の徒集まるもの二萬に及ぶ。明治十年二月政府は鹿兒島なる陸軍製彈廠を大阪に收めんとせしが私學校の徒之を掠奪し竟に海軍器械製造所を略す。偶々東京の警吏歸省に託し物情を偵察するや、激徒、隆盛を暗殺するものとなし兵を集む。隆盛因て政府に質す所ありと稱して兵を起す。時に同月十五日隆盛前後の軍を統督し中軍にあり。紛々たる大雪を冒し鹿兒島を發す。軍容意々三太郎の嶮を踏破し一舉熊本城を蹂躪せん。沿道の人士參加して總數二萬五千と稱す。

熊本鎮臺司令官谷(干城)少將臨機事に處すべき命を受けしを以て、豫め戦鬪の起らんことを察し急に小倉分營の兵を聚合せしめんことを命せり。谷少將思へらく、賊を三太郎嶮に要せんか、熊本的人士虚懸に乗せんこと測る可からず。一巨迎へ戦

て敗るゝときは兵氣沮喪して大に賊勢を長するに足る。已に敗軍を以て守城を謀るときは遂に堅守を期し難し。今熊本城を堅守して以て賊の據る所を失はしめんには寧ろ此城を出でざるにありと。遂に籠城に決す。時に城兵僅かに三千五百人榊山(資紀)中佐參謀長たり。縣令富岡敬明以下城に入る。十四日谷少將管下諸將校を本臺に會し地圖を接し諸隊守戦の部署を定め、市街を焼き展望を便にし城廓内外の警備を嚴にし、炊事場を城内嶮丸に設け糶米五百石を調へ其他薪炭需用の物之に準す。武庫主管をして多く市井の職工を雇役し、地雷を製造し専ら要城堅守の策を施す。又嘗て鎮臺病院出仕鹿兒島縣人島丸一郎歸省に託して暴擧の事實の探偵せしむ。一郎出水に到り賊の守兵に拘致詰責を受け守線外に護出せらる。一郎歸り報す。

二十一日午後一時十五分賊坪井通町を過ぐ。嶮丸及干葉城の守兵之を火撃す。此を是役の第一初戦とす。二十二日賊兵熊本城を圍む。

是より先小倉第十四聯隊第一大隊の左半大隊命により、十四日午前六時雪を冒して小倉を發し直方驛に宿し、翌十五日午後六時熊本に着す。山脇大尉以下半大隊は十五日直方を發し内野に宿す。十六日當地を發して松崎に宿す。是驛は久留米を距る太た遠からず。此日乃木(希典)少佐此隊に會せんとして熊本を發し、十七日午前山脇以下隊に久留米に會す。少佐命じて明日府中に轉陳し其一小隊を分ち行軍を名とし、久留米附近の地圖を製せしめ直ちに福岡に赴く。

十七日夜谷少將より左半大隊に報して曰く、賊兵二千今夕水俣に至り二日を経て熊本に達すべし。故に其大隊は二十日午前熊本に達すべき策を立てよ。乃木少佐の福岡に至りしは午後十一時なり。其電信局に於て谷少將より令を得たり。乃木福岡屯在の第三大隊亦順次出征の準備をなさしむ。

十九日山脇以下南關を發し高瀬に達す。熊本を距る六里。而して士卒連日の強歩に疲勞し最甚しきものは戦地に其用をなし難し。故に此地より馬を雇ひ車を買ひ午後四時入城することを得たり。是日行程十二里。

小倉なる第一大隊・右半大隊第二大隊の左半大隊の兵も出征の途につく可かりしが、馬關なる前装銃器と交換の必要ありしかご軍機を誤らんことを恐れ、遂に待つに違あらず出征の途につく。然れども各隊の進行後一時間にして後装銃馬關より至る。乃ち多數の夫卒を使役し黒崎に進及し交換することを得たり。將卒共に歡喜す。然れども此隊は賊に植木に要せられ、遂に城に入ることを得ざりき。

是日熊本城内に於ては過ちて火を失し折柄の烈風に忽ち四方に延焼す。午後三時漸く鎮火するを得たり。然れども兵器彈藥は幸に焼やざりしも三十日間の糧米食料盡く灰燼に歸せり。此災は反て士氣を振起し會計官等をして市街或は近傍の村落に奔走し其他の食物をも購求し陸續城中に運搬せしめたり。小倉第十四聯隊の左半大隊の入城は鎮火後のことなりき。此日鹿兒島縣令大山綱良・西郷大將以下上京の主旨を報じ、西郷の書簡を齎し來る。谷少將之を卻く。

二十日綿貫吉直少警視、東京警視隊に屬する神足(勘十郎)大警部は百貫港より上陸、正午部下と共に入城することを得たり

是時賊は已に川尻に充満す。兵數凡そ二千人。隊伍整肅ならずと雖、氣勢甚だ標悍なり。是に於て城中益々守備を嚴にし防備大に整頓し又砲臺を要衝に増築し、地雷を城外山崎・鹽屋町・京町等に布設して賊の至るを待つ。

二十二日午前六時賊兵安巳、長六の二橋より下馬橋の砲臺に進む。臺兵其先鋒を火撃す。賊轉じて鋒を東南千葉城に向ふ。我兵撃て之を卻く。賊兵又京町及錦山神社境内に出没し埋門を射撃す。我兵又之を卻く。賊進で寺原に屯す。我兵砲撃すること二、三回賊遂に群易して散亂す。七時賊高田原に散布して下馬橋に向つて進む。飯田丸砲臺より榴霰及び榴霰彈を連發して下馬橋の守兵と共に防く。賊亦火力を熾にし漸く進んで花畑の地物に據り射撃最劇し。又其一隊山崎・新町等處餘の土堀に據り縣廳・藤崎神社を襲はんとす。然れども我銃砲賊に十字火を發するを以て進む能はずして退き、新町の賊は高麗門に走る。藤崎神社の守兵野砲を以て其敗兵の集合する者を撃つ。賊大に窘蹙せり。是時參謀長樺山中佐賊丸に傷く。既にして西北の賊四方池村より片山邸を攻撃し聯隊長與倉中佐亦傷く。是に於て縣廳・藤崎・片山邸の守兵益々守備を嚴にす。

かくて賊は日向崎村より出で、我砲臺を砲撃せしが、榴霰に恐れて島崎に退却す。高麗門の賊は次第に守地に迫り攻撃益々急なり。以上各所の戰同時に猛烈を極めたり。安巳橋より千葉城に向ふ賊兵及び飯田丸の守兵に遮られ下馬橋の敗賊法華坂に迫る。守兵其前面に當り縣廳の守兵其側面を撃つ。賊又敗走す。花岡山の一隊凡そ三百、山を下り高麗門より田圃の間に増加し益々藤崎片山邸に迫る。其一部は轉じて段山に據り地物を利用して片山邸を狙撃す。我兵の損傷頗る多し。保田中尉・井上少尉試補等兵を率ひ片山邸を援ふ。又澁谷少尉試補賊の右翼なる高麗門を衝く。安藤少尉試補段山の左翼を衝く。賊其背面を衝く因て退却して其守地を保つ。是時片山邸前の賊益々猖獗なり。砲兵木村軍曹十二樽臼砲一門を引き之に赴援す。綿貫警視川路警部も其部下を率ひ之に赴く。賊益々兵を段山に出し砲火を猛烈に狙撃す。我兵苦戰死傷頗る多し。藤崎より山砲を分遣す守兵勢を得て之を撃退す。時に正午なり。本日の戰四面皆猛烈なりしも、片山・漆畑の兩守地最劇烈なり。故に陸續として傷者を出し兵器彈藥の消耗亦甚し。之より連日戰休まず。標悍なる薩摩軍人の手並はかくと猛り狂ひて攻撃愈急なりしも精練なる我兵の蔑り難きを知り、二十四日朝より攻撃稍々緩く持久の謀をなすもの、如く。十二斤砲を時々發射するのみ。是日砲聲百貫沖に轟くを聞き城兵海軍々艦の至るを知る。

二十五日午前砲聲植木地方に聞く。城を距る凡三、四里にして薄暮又數發の砲聲を金峰山背後の海上に聞き城兵大に奮ふ。市街の兵聲に懼るもの本日まで十分の九に至る。伍長谷村計介が城を出で高麗に至るは翌二十六日のことなり。是より先二十一日激戰の時漆畑守地の卒齋藤彌七賊壘に迫り重傷を受け遂に身を起す能はず。乃倅り死せるもの、狀をなし二十八日まで殆ど一週間飲食を絶ち、夜九死を出で、生還を得。詳に戰狀を報す。衆皆其堅忍の操を感賞す。然れども疲勞常に復せず。數日の後遂に死せり。

三月一日城中の米穀を算するに精米五百五十五石五斗なり。以て十九日を支ふべし。玄米百十六石一斗之を精米として三日を支ふべし。一日の消費は二十九石なり。依て二十二日の糧となすに足る。然れども圍の解くるは期すべからず。城兵大に憂慮す。幸にして時々各所より徵收するを得て聯絡の日に至るまで犬猫を食せざるは幸なり。此の糧食憂慮の時に際し、谷少將は嚴に掠奪を禁じ専ら戒むるに軍人としての本分を以てし、堅忍不撓の精神を養ふにつとめたり。

十二日午後五時片山邸發射の砲聲段山の人家に破裂し之を燒く。又銃砲を兩射す。賊敢て應せず。因て其兵の寡單なるを知り川路・池端兩警部等巡查若子を率ひ兩道より進む。賊兵俄然連射す。綿貫少警視・神足・別府の兩警部等を援撃せしむ。小林中尉等部下を率ひ應援す。花岡山の賊砲撃して我進路を遮斷す。我兵法華坂より花岡山を砲撃す。山本中尉の兵を出す此賊の警備已に全く整ひ安巳橋の賊亦來援す。翌十三日に至り攻守の戰益々熾にして、午後に至り三面より段山を圍みて合撃し火を賊巢に放つ。賊軍倉皇出る所を知らず。死傷算なく争ふて壘を脱し四方池・島崎に潰走す。時に午後三時なり。此賊は前日午後五時に起り此に至りて始めて舉る。此を要城中第一の大戦とす。一晝夜の激戰を以て全く段山を占領し、歩・砲兩兵をして片山邸の山砲二門を移し之を置く。

越えて十九日賊其守備を嚴にせんが爲め花岡山下井井川・坪井川の合流を堰す。段山及び野營前面の田圃皆其浸す所となり森漫一大湖の如し。而して坪井川の水は適さに寺原の田圃に注ぎ反て我守線を利せり。是より先き段山を攻略するや、守線頗る延長なるを以て段山前面の井井川を堰し以て防禦の一助と爲さんことを計れり。然るに今日却て賊をして之を爲さしめ以て大に守兵を減じ他日突出の餘力を養ふを得たり。蓋し賊も亦我が突出を防ぎ攻兵を減せしなり。知らず其利果して孰れが多きか。四月七日谷少將自ら突圍の議を發す。曰く、旅團兵の進入を俟つこと已に四旬を過ぐ。然れども今に至るまで遙に砲聲を聞くのみ。既往を以て將來を計るに其數日間に來り援げんこと亦期し難し。依て兵食の餘裕を圖り突圍の策を決せざるべからず我れ請ふ。八日を以て突圍の期となさん。突圍の時方り段山千葉城或は藤崎等の守を廢し、二の九門住江門を固守し一日亭趾より延て縣廳に至るまで守線とし二大隊を以て城守に充て其餘を突圍に充つべし。突圍の期に先づ二時間に諸口の砲を張り來り出町口及び建町地方へ向け十門餘を配列し迅速猛烈に砲撃し、期に至るを待ち各小隊を縱隊に倣し裝卸を以て三口或は四口より進撃の喇叭にて一齊に衝突し、先づ出町を放火し足を止めず直ちに植木の後を衝き旅團の進路を開くを主とす。但し此の一戦は全城死生の分るゝ所たるを以て突圍の兵は我軍の死傷を顧みず。又賊の他道に在る者を顧みず。直ちに進むを要す。既に出京町に突貫するの後城中より許多の兵を出し其死傷を收むべし。彈藥は一人毎百二十發、糧食は二食分を携帶すべし。既に突貫して旅團に合すれば自ら嚮導となり猛烈に進撃して是城を救援すべし。是城は安危の係る所たるを以て干城自ら陣頭に立ち指揮すべし。樺山・兒玉二君請ふ。患者及び後事を經記せられよ。乃ち第十三聯隊第一大隊を以て突圍隊として、奥少佐を指揮官とす。樺山中佐、少將に謂て曰く、突圍の一大隊のみ。守城

の猶重し。主將は頃刻も此城を距る可からず。僕請ふ。代て總指揮官たらんと。少將其言を用ゆ。而して其出るを許さず。更に奥少佐に附するに志摩大尉を以てせり。是に於て諸將校を會し突圍の令を下し、且つ地理に應じ突圍の難易を議せしむ。而して衆議遂に奇兵寺原を衝くに決す。準備全く整ひ滿城踴躍明日を待つ。

右突圍の議は植木口に向はんと欲せしなり。既に川尻の戦聲益々近接し其戦鬪の猛烈なるを覺へ、更に其進路を開かんと欲すれども城兵寡單之を南北に分遣するを得ず。因て前議を改めて兵鋒を南にするに決す。

斯くて將校以下準備全く整ひ、八日午前四時侵襲隊坪井より明午、安己二橋の地方に進歩し突圍隊之に次ぐ。賊は安己橋近傍に哨兵を張りたりしが、侵襲隊の突撃により潰亂す。突圍隊は機に乗じ鬨聲を揚げて河岸に至り、接戰僅かに數分にして安己橋の上流を濟り、霧に乗じ水前寺村に至り圍庭の一亭を燬き進路を城兵に報じ、八丁馬場より健軍村を経て中卒田村より六嘉村の中央に至り暫く兵を休へ、道を御船街道に取り隈庄に至り旅團選抜隊の斥候に遇ひ共に戰狀を相慶す。其快想ふ可きなり。木原山下に憩ひ午後四時宇土驛に達、衝背軍に合するを得たり。此を連絡の第一端緒とす。

突圍隊の既に水前寺を過ぐるや、侵襲隊は尾撃の賊を禦ぐ。各所の賊來援す。適々臼井警部臺兵若干を率ひ來り共に撃つて之を走らす。

侵襲警視隊の九品寺に入る。老農來り糧米百苞ありと報す。因て直ちに城中の會計部をして聚收せしめしに米七百二十苞を得たり。

十四日午前六時三十分川尻の戦聲甚近づき、賊軍往々圍を解て潰散す。我守地の兵争つて之を砲撃す。正午火あり。城外處々に起る、花園山長六橋の賊皆逃散し砲聲頓に收る、城中且つ疑ひ且つ怪む。午後四時に至り俄然銃臺下に起り一軍隊伍肅々として長六橋に抵る、漸く近くを見れば我が別働の旅團兵なり、下馬橋に達するに及び先鋒の將校山川(浩)中佐川尻の賊を破り來ると呼ぶ。城兵大に喜び乃ち延て城に入れ急に撤橋を修理す、須臾にして教導團選抜隊一中隊又至る、城中の兵孤城を固守する五旬有餘、千辛萬苦して以て援軍を迎ふるを得、其喜管に白髮又黒きの想をなせり。

十五日京町の賊兵出京町に放火して遁逃す、植木口第二旅團の近衛兵至る、官軍南北より悉く熊本に會し賊の隻影を見ず。糧米酒肉陸續城に入る、城中の空庫一時に滿つ、圍既に解けたり、乃ち工兵をして坪井・井芹の兩川を決せしむ。

十六日熊本縣廳を復し、二十日官軍健軍の賊を陥る、賊大敗して日向・豊後に向つて逃れ、肥後始めて平らく、賊軍入吉郡城を保ちしも敗れて鹿兒島城山に據る、官軍四面城山を包圍し三發の號砲を以て全軍の總攻撃を行ふ、隆盛岩崎谷の壘に在り。流丸を受けて自ら起たざるを知り從士に列ねしむ、時に九月二十四日にして兵を擧げしより半歳・桐野利秋・村田新八爲すべからざるを以て構刺して死す。こゝに至り西南役始めて平らく。(西征戰記、西南戰史、日本歴史實錄)

二十五 谷村計介 (關係教科書同前)

谷村計介は日向諸縣郡倉岡の人なり、父は坂元利右衛門と云ふ、計介は其の第二子なり、幼にして眷族谷村平兵衛の家を嗣ぎ谷村氏と稱す、明治五年徴されて歩卒となり、熊本鎮臺に入る、七年佐賀の亂に戰功あり、其の六月陸軍伍長に任せらる。八月第十一大隊に屬し臺灣の役に従ふ、十年の役使命を達し三月四日田原坂に戰死す、時に年二十五なり。

七年二月佐賀の亂あり、熊本鎮臺に命じ之を討たしむ、歩兵一大隊を發し分ちて二となし海陸並び進む、計介大隊長心得和田大尉に従ひ海陸佐賀城に入る、敵兵進に來り侵す、官軍銃あれども砲なく糧已に竭き彈藥も亦乏し、計介城中にありて意氣慷慨銃を掲げ門を開きて敵の中堅を衝く、敵兵四面より蟻集し之を挾撃す、城中の守兵銃を盡して出て戰ふ、遂に一方の圍を解くを得たり、後與大尉に従ひ且つ戦ひ且つ拒き細取村に至る、一小流あり、敵伏を前岸に設け要撃す、我軍腹背に敵を受け爲す所を知らず、適々三木少尉二分隊を率ひ來り救ふ、計介前面の敵を破り川を涉りて江見村に至る、乞ふで嚮導となり單身危を冒して河岸に達し船を構して待つ、衆始めて蘇生の思ひをなし我陸兵と府中驛に會することを得、大阪の軍來り援け諸道並進佐賀遂に鎮定に歸す。

十年の亂薩軍熊本城を圍みて解けず、谷少將城中に在りて方略を征討軍營に報せんと欲し其人を求む、計介時に十三聯隊に屬し城中に在り、聯隊長心得少佐川上操六計介の人となりを知悉し召して密に其意を諭す、計介任重きの故を以て固辭す、川上少佐再三之を諭す、計介沈思黙考少時遂に命を奉せんことを答ふ、少佐大に喜び計介を從へ將軍の前に至り命を請ふ、將軍乃ち命を授く、計介退て煙煤を全身に塗り變裝し夜に乗じて城を出で將に南關に趣かんとす、遂に敵兵に縛せらる、計介百方解謝すれども赦されず、適々守卒の睡に就くを伺ひ繩を斷ち逃れ吉次山中を潛行す、再び敵の爲めに得らる、依て伴り嚮夫の狀をなし戰慄言ふ能はず、已にして言語野郎を極む、敵縛を解き嚮夫となして使役す、計介間に乘じ復逃れ千辛萬苦を冒し第一旅團に達することを得たり、官軍の哨兵之を怪み縛して本營に送る、計介召されて野津少將に謁して歡喜言ふ所を知らず。已にして徐々命令を傳へ戰狀を説き悲壯淋漓聽くもの感動せざるはなかりき。

計介使命を全し、田原坂の戦方に激烈を聞き乞ひて戦鬪に參加し遂に敵彈に中りて斃る、蓋し生きて使命を終ふ、死亦惜むに足らずと信せし也。

計介天資質實上官に事ふるや、恭敬にして禮節を重んず、初め眼に一丁字を解せず、後ち發憤、書を読み粗ぼ大義に通ず、是れ其忠愛滿腔能く身を以て國に殉する所以也。

二十六 田原坂 (關係教科書同前)

明治十年二月二十二日、西郷隆盛薩軍に擁せられ熊本城を圍むや、篠原國幹の策により兵半數を賭しても猶一舉之を抜かんとせしが、先官軍の大舉して至らんことを慮り此策を中止し、兵を分つて植木・田原の間に出でしめ以て官軍の侵襲を支へ、その熊本城との聯絡を妨げ傍にて城を陥れんとせるなり。

當時官軍にありて第一の急務は熊本との聯絡を通ずるにあり、されば谷少將は始め薩軍の國境を出でず熊本に向はんとすこと聞かや、小倉第十四聯隊を熊本に集合せんとす、野津・三好の兩少將は總督の命を奉じ南關より進んで行く高瀬・植木・田原等の要地を略して直ちに熊本に向はんとせるなり、第十四聯隊の半大隊は城に入るを得たるも殘餘は植木驛に於て敵に要撃せられて敗を招けり、野津・三好兩少將の南關に至るや、野津は第二旅團參謀長野津大佐(道貫)と共に南關に留り、三好は第一旅團參謀長岡本中佐(兵四郎)と共に兵を引て進み、二十六日高瀬の前面に於て賊を撃ち大に之を敗る、是一小戦なりと雖も旅團初戦にして其の勝利は關係の及ぶ所鮮少にあらざりしなり。

翌日味爽賊又大舉來り侵せしも官軍遊へ撃つて之を走らす、賊此戦に全力を擧げて頗る猛烈に攻撃せしも官軍の精銳に敵し難く、姑く進攻の念を斷ち險に據り守戰することに決し、夜に乘じ其守地を退く、此時西郷小兵衛此に殞る。

官軍第一・第二旅團の兵は速捷の勢に乗じて更に進取を策す、驍勇の名將野津少將實に其先鋒たり、退きたる賊の備未だ整はざるを偵知し、先の兵を二道に分ち一は木葉一は吉次越を経て熊本に會せんとし、二十八日兩少將此の趣を山縣參軍に軍報許可を請ふ、參軍始め深く慮り一旦止め、三月一日大山少將の四大隊を率る博多に至るや、終に之を許し力を併せ賊に當らしむ而して參軍二日福岡を發し、三日南關に赴き、大山少將と共に兵二中隊を率る高瀬に出つれば恰も野津少將陣頭にありて諸隊を指揮し戦正に酣なり、既にして亦我軍の大捷に歸し逃ぐるを逐ふて木葉を取り、賊退ひて終に田原の險に據る。

抑田原坂は熊本を去る北三里、西國有數の險要にして坂道隨の如く崎嶇羊腸たる九十九折をなし、左右には斷崖絶壁の峭立するあり、上には老松古杉蒼蔚枝を交へて晝猶暗く、實に守るに易くして攻るに難き地勢なり、而して薩軍は此の時其全軍中八百人を以て熊本城を圍み、二千人を衝背軍に當らしめ、其余を擧げて正面に向はしめ、殊に一騎當千の壯勇を此田原の天險に集め、堅壘を兩崖に築くこと十數箇所、死守して官軍の來攻を待ち之を應殺せんことを期したるなり。

三日山縣參軍・乃・野津・大山兩少將と議し同夜兵を山麓南關間の諸要衝に配置し之を三好に通じ、翌日第一・第二旅團の本軍を進め田原前面を衝き、其右翼より分遣兵を迂回せしむる策を決す。

四日兩旅團の兵進んで田原坂の壘を攻む、先づ兵を三隊とし、本隊を本道に由り、左翼は界木の露木を浜りて敵の右を衝き

右翼は二俣村の溪間なる田崎を涉りて敵壘の左を突かしめ、又遊軍をして本隊及び右翼に力を協さしむることとせり。

官軍頗る苦戦劇闘、午後三時に至るも猶破るを得ず、適々猛雨覆盆の勢を以て至り銃聲稍衰ふるや、少將諸隊長に令し三面一齊に吶喊して敵壘に薄る、賊愈々火力を熾にして近くのものを狙撃す、官軍大敗して退く。

又野津大佐の率ゆる吉次越の支軍は敵の猛射を冒して突進す、敵將村田新八・篠原國幹兵を二隊に分ち我兵を挟撃す、我軍大に敗れて一大隊を原倉村に置き、他軍は高瀬町に退く、此時敵の驍將篠原國幹戦死す。

敵は天險により防備頗る嚴なれば我軍連日大に苦戦して其効を奏することを得ず、空しく死傷者の數を増すのみ、此時高瀬町の營なる野津大佐・津田少佐・迫田大尉を吉次口原倉村に遣し、自ら坂門田口より出で二俣村に至れば本道の軍戰正に酣なり我第八聯隊第二大隊の兵敵の圍中に陥り出つること能はず、殿井大尉をして往て救はしむ、更に勇卒四十名を各隊より擇びて援拔隊なるものを編成したれども遂に其効を奏すること能はざりき。

此時薩軍にありては抜刀隊なるものを結び我軍に肉迫亂撃して數々苦しめたり、我軍亦砲・工兩隊より三十五名よりなる別働狙撃隊なるものを編成せり。

此時に於ける官軍の位置は山鹿口・鍋田より上木葉・二俣の二村を経て原倉・伊倉の二村より高瀬町に至る、皆壘壁を築きて險要を扼し以て相互の聯絡を保ち、薩軍の主線は山鹿驛より田原坂・吉次越を経て連亘し三岳に至り、保壘を要衝に築きて指臂相牽援せり、而して當時田原坂は陥るに否かは實に兩軍勝敗の關する所にありしなり、是時に當り征討諸隊前後相踵で戦地に幅輾し、兵三十二中隊の多きに達し官軍勢稍振ふ、然れども累日連戦敗軋多くして未だ其功を見ざるを以て、諸將校を會して更に進撃の策を建て嚴に田原口を塞ぎ専ら二俣の一方より出でんとせり、夫れ二俣の地たるや田原坂の右側に在り、而して田原と二俣との間は地勢窪下溪谷なし、隊伍並び進むことを得ず、賊は濠の保壘と相犄角し形勢極めて雄奇、我軍直進猛撃先づ敵壘を抜きて之に據る、賊之を奪ひ還さんとして返り戦ひ、抜刀隊は其特技を振ひ短刀直入數々我軍の膽を寒からしむ、兩軍殊力を致し彼退かず、我寸歩も進むを得ず、終日終夜銃砲の聲を斷たず、八日午後六時右翼口より進め挟撃して横平山の敵壘三個を抜く、此山は我右翼にあり彼我要害の地たり、兩軍互に之を争ひ戦愈々劇烈となる、十一日曉正面軍は又横平山正面の敵壘二を取りしも戦略上之を棄てざるを得ざるに至る、此日各所官軍皆目的を達する能はずして退く、二俣の戦は連日劇烈にして眠食に遑あらず、終日兵士或は疲憊して壘壁に倚り彈丸雨注の下に知らず、熟眠するものあるに至れり。

此時官軍は第一・第二旅團兵及大山少將の所率の別働隊を以て田原口を攻守し、山鹿口は専ら第三旅團の擔任となれり、山縣參軍は此部署を指定して十一日其營を南關より高瀬に進む。

三日以來官軍全力を田原坂に注ぎ勇戦奮闘屢敵壘を抜くも十分の功を奏せず、殊に敵の抜刀隊に苦しめらるること一再ならず、狙撃隊の編成も殆ど其効を奏せざりき、茲に於てか再び官軍抜刀隊の組織を見るに至れり。

是より先上田大警部・園田・永谷兩中警部等巡查若干名を率ゐて南關に入るや、抜刀隊を組織して従軍せんことを乞ふ、參軍之を許す、十四日以後數回諸隊の進撃するや、必ず其軍中の先鋒となり、川畑・上田・園田三警部に分率せられ頗る目覺ましき働きをなせり。

十八日夜野津・大山兩少將・參謀官野津大佐・岡本・今井兩中佐及各隊將校を本營に會し、二俣・田原の攻撃已に十有六日に亘り激戦虛日なきも未だ功を奏せず、徒らに死傷を増す、此儘曠日彌久せば熊城糧竭き遠からずして陥落すべければ誓つて此險を旦夕に破らざるべからざるを説き、明後二十日を以て大進撃の事に決す。

二十日午前五時我軍摩食し折からの大雨を冒して潜行し、各部署の位置に就き聽て坂上に近づくや、號砲と共に各戰隊を成し各隊猛然進取し大呼して敵に迫る、賊不意に驚き狼狽する事甚し、官軍勢に乘じ遂に田原坂の敵壘を抜く、二俣口の官軍も亦敵壘を陥れ尾撃して已に植木に入る、右翼先鋒の諸隊は逃ぐるを追ふて直ちに植木を衝く、時に午前十一時なり、初め敵田原坂の天險を待みて本營の警備をなさず、爲めに其敗るゝや、輜重を收むるに遑あらず、而して我軍已に驛中に入り火を民家に放ち呼號して薄る、敵兵驚悸一彈をも發せずして走れり、我兵追ふて向坂に至る、賊寡兵を以て此險を守る、已にして野津大佐中軍を督して至り諸將次々皆植木に會す、是に於て植木以北田原に至るまで皆我有に歸せり。

田原坂初戦の日より之を抜くまで十八晝夜、正面軍の費せし彈丸一日平均三十二萬二千五百五十發に上れり云ふ、以て田原坂の激戦を知るに足る。(西征戰記・西南戰史・日本歴史實錄)

二十七 細川氏、細川藩

一、細川藩 高歴卷 二 第十一 海外諸國との交通

細川藩を知らんと欲せば細川家につき明かにするの要あり、細川氏は貞純親王(清和天皇第六皇子)の後にして、初代藤孝を經三代忠利公にいたりて加藤清正の後を承けて肥後の領主たり、今は先づ略系を示すべし。

二、細川氏略系

貞純親王—經—基—滿—仲—頼—信—義—國—此間數代略



治年 齋 茲 齋 樹 齋 護



二代忠興の弟興元は上州住、細川子爵の祖にして忠興の子忠隆は現肥後水前寺住、細川男の祖、其の弟立孝は現肥後宇土住、細川子の祖、其の弟興孝は現肥後子飼住、細川男の祖、五代綱利の子利重は現肥後高瀬町住、細川子の祖なり、又最近十四代護久の弟護美は分れて長岡子となる。

以上の略系中藩として最も有名且功績の著しきは、三代忠利公・五代綱利公・八代重賢公とす。

1 三代忠利公—細川藩の起り

忠利は忠興の第三子なり、元和元年忠興の後を承けて豊前三十萬石を領し越中守に任ず、寛永九年加藤氏國除かれて其の後肥後五十四萬石(肥後十三郡・豊後三郡)に轉封せらる、十二月小倉を發して熊本城に入る。

治績の著名なるは

イ、封田の巡視—民の疾苦を問ひ、心を刑罰に致す。

ロ、島原の亂の平定—寛永十四年十一月天主教徒天草に學兵、幕府九州の兵を發して之を討たしむ、忠利總大將心得の命を受け子光利、弟立孝と會し共に藩兵を率ゐて諸藩の兵と共に攻撃甚勉め、十五年二月平定、賊魁益田四郎斬らる、三月忠利熊本に凱旋す、熊本兵士戦死二八〇餘、負傷一八〇〇餘、賊首を得ること三六〇餘、

ハ、教育の起り—初め忠利肥後に封せらるゝや、儒者選擇のことを林家に囑す、林家答て曰「一鷗と云ふ附今本妙寺にあり此人を招く可なり」と、是に於て就封後常に召て學を聴き又自ら行きて學を問へり、一鷗後北岡妙永寺に住し藩主の優待を受け來學者を教授せり、熊本に講學の起りしは此一鷗に基因せりといふ。

2 五代綱利公—四十七士の者共細川家にあづけられ切腹仰せ付けらる、其の當時綱利公の義士に對する取扱は甚鄭重にして、其の事諸藩にかけられなかりしと云ふ。

3 八代重賢公—中興の祖

重賢は宣紀の第五子にして兄宗孝の後を承けて從四位下に叙し越中守に任ず、寛永二年始て封につく、靈威公とは薨後

の謚なり、三十有九年の間公は終始倦厭の色なく精勵以て政務に當られたり、之に依つて治績年に揚り徳風内外に崇り、天下の諸侯をして敬慕歎賞止む能はざらしむ、讚美して西國の鳳凰といひ或は敬尊して細川先生と稱せしといふ。

イ、職制制度を革新し人材を登用す。
A 老職を初め地方の郡代有司に至る迄公私の事務を混同して公務の如何を明にせず、故に此の一大宿弊を看破して、從來家老が各自私宅に於て政務を處理せし如きを全廢し、政務所に於てなさしめ且久しく絶わたりし大奉行職を再興し諸奉行を統督せしめ奉行所を城内に置く。

B 而して整然たる典章の運用は人材にありとて、大奉行には掘手太左衛門を擧用し、奉行職にも各有用の材あり。

ロ、禮節座班を正し選任を明にす。

ハ、風俗を教正にし刑政を改む。

ニ、食祿の制を改め税制を定む。

ホ、勤儉以て産業の發達を奨勵す。

積弊に加ふるに連年の凶作、此國の太守たる公は華美贅澤を深く警め質素勤約の實を行ひ、先憂後樂の至誠を以て範を庶民に示されたり、産業としては、

A 水利灌漑法の設計耕作播種の方法等より米・麥・粟種の改善、肥後米の名の高き故ありと云ふべし。
B 副生産業の奨勵―桑・茶・楡・楮等尺寸の土地と雖も便宜に之を栽培せしむ。
C 治水土木加藤公のあとを受けて大成。

ヘ、時習館を興して文武を奨勵す。

寶曆四年十二月、文教を司るは時習館と稱し、武道教養所を東西榭と稱せり、其の總裁には公の一族を以て充て、秋山玉山を教授(校長)とし、助教・訓導・句讀師等に當代の儒者を擧用し、武藝には各師範家の人物を用ひて教職に當らしむ、此につき特に注意すべきこと二三を示さん。

A 教養の門戸擴張。

B 居寮生なる公給制定。

C 文武の教養を公設藩學の下に統一的經營。

D 官職任用の人物を官學の成績・性行・才幹に求めて私親私情の積弊打破。

ト、醫學寮を興し藥物園を開く。

チ、武備を嚴にす。(熊本市地誌郡誌―角田政治、細川鑑感公―井芹經平・藩政便覽・藩政遺案・御年譜・銀葉遺事―以上同僚野島珍蔵)

九州地方 大分縣

大分縣

大分縣

大分市役所調査

一 餅の的

尋讀卷 二十四 モチノマト
 玖珠郡の東南、茫漠たる草野を千町蕪田といふ。土俗の傳ふる所、往昔、大分郡の人にして田野の長者といふものありき。此處に移り來りて家を構へ田を作る。地味豊饒。仲秋の候には颯たる金風に萬波をたゞよはせて禾穀よく實る。斯くて其の家次第に富み榮わたりしが、或る長者の餅を的にして射を試みしに、其の餅の忽焉として白鳥に化し去れることありてよりは家運漸く不祥、終に産を倒すに至ると云ふ。
 降りて天平の年速見郡の人に訓誨といふものありき。又來りて田園の既に荒蕪に委せられたるを歎じ、苗を植わしが瘠土惡水にして直ちに枯死せしかば、大に怖れ願みずして去りぬと。
 爾來星霜變故其の幾百年なるを知らず。猶兼葭一面に生ひ繁りて荒廢其の極に達せる爾。

二 神武天皇の御東征

尋讀卷 五 第三 神武天皇 尋歴卷 一 第二 神武天皇
 高歴卷 一 第二 神武天皇の創業
 豐葦原の瑞穗の國吾が子孫の王たるべき地なりと、かけまくもいと畏き御大詔にはつゆ違はざりけれど。
 皇祖日向に在し給ふ時は、皇風西邊に逼りて東國暫くは草昧に屬しぬ。されば、神武天皇乃ち舟師を率ゐさせ日向を發し給ふ。汪洋茫然たる大灘の激浪荒び怒濤逆捲く唯中を目出度乗り破らせ、皇靈船艦相衝みて豐豫海峽に入らせ給ひてよりは輒ち我が南海部郡上入津村宇畑野浦に御船を卸させらる。此の地は日豐の境より海上十二里の所にして、其の村社伊勢本明神には神日本磐余彥命を祀り、尙當時水醫を入れたる壺を神體とせりとぞ。
 龍舟之れより更に十一里にして佐伯灣内の大入島に、三里にして北海部郡保戸島に御立寄あらせて後、早吸名門にかゝらせ給ふ時、此の地の神に珍彦といふ者あり。彦火火出見尊の孫武位起命の子にして母が海神の女王依姫なるを以て、よく海路の深淺を知り扁舟に掉して來たり、急湍激流の間を先導し奉る。今佐賀關に齋祀りて、推根津彦神社といふものは即ち此の神を祭れるものにして御名は、天皇の賜ひし所なりといふ。